

研究紀要

— 7 —

目 次

- 群馬県小野上村八木沢清水遺跡の押型文土器……………石坂 茂 (1)
- 群馬県における阿玉台式の諸様相
——新巻遺跡出土土器の分析を中心にして——……………山口逸弘 (27)
- 弥生時代の石製農具
——石鍬と石包丁——……………麻生敏隆 (47)
- 牛伏砂岩使用古墳の研究(1)……………右島和夫・津金沢吉茂・新井 仁
小林 徹・井上昌美・関口博幸・飯塚初子 (57)
- 関東地方出土皇朝十二銭の様相
——土器年代を探る第一歩として——……………中沢 悟 (77)
- 上野国新田郡における古代寺院について
——地方寺院の形態とその形成背景に関する試論……………須田 茂 (89)
- ロクロ使用酸化焰焼成甕について
——群馬県内の実体把握を目的として——……………桜岡正信 (115)
- 鉄砲玉の化学的分析を通じた一視点
——県内出土鉄砲玉の諸相——……………田口正美・津金沢吉茂・馬淵久夫・平尾良光 (129)
(東京国立文化財研究所)

1990・3

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

資料	(財)群馬県埋蔵文化財 調査事業団保管	01-350
		6-7
No. 2-40	平成2年7月12日	(5)

研究紀要

— 7 —

1990・3

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

群馬県小野上村八木沢清水遺跡の押型文土器

石坂 茂

1 はじめに

小野上村八木沢清水遺跡は、養魚池の築造工事が行われた際に、縄文時代草創期後半の稲荷台式土器を伴った竪穴住居跡1棟が検出されたことを契機として、1977年8月から9月にかけて小野上村教育委員会による発掘調査が行われた。この発掘調査は前述の竪穴住居1棟の全掘を主眼に、その周辺の約200㎡の範囲を調査する小規模なものであり、当該の竪穴住居のほかにも縄文時代の土壌3基と時期不明の土壌1基、6世紀中葉以降の掘立柱建物の柱穴40個あまりの遺構が検出された。また、調査区内には良好な遺物包含層が堆積し、縄文時代草創期後半から前期後葉にかけての多量の土器や石器をはじめ、弥生時代中期および古墳時代後期から平安時代にかけての少量の土器が、ほぼ層位的に出土した。特に縄文時代早期では押型文土器や沈線文土器、条痕文土器などの2,000点余りにおよぶ多量の破片が出土し、その内容には見るべきものがあつた。これらの調査成果のうち、遺構やそれに伴う遺物については既に概報や群馬県史(原始古代⁽¹⁾)に公表してあるが、包含層からの出土遺物についてはその一部を報告するに止どまっている。

一方、最近における縄文時代の草創期後半から早期にかけての土器研究は、関東地方を除いた地域における土器型式の編年の空白や、山内清男の時期区分に対する見直しとも絡んで、極めて活性化してきている。その中でも凡日本的に分布し、研究史的にかなり長い歴史をもちながら未だ編年の確立していない押型文土器をめぐっては、多くの研究者によって活発な論考が相次いでいる。こうした状況を鑑みたときに、八木沢清水遺跡の調査に携わったものとして、至急に当遺跡の本報告の刊行をもって少しでもこれに寄与すべき責務を有すると感じるが、それも諸般の事情があつて簡単には果たし得ない。そこで、本稿においてとりあえず包含層から出土した早期の土器群の中で過半数を占める押型文土器について資料の追加公表をし、その責任の一端を果たすとともに、本報告については後日を期したいと思う。



図1 遺跡の位置

2 遺跡の概要

本遺跡は県中西部に位置する子持山(標高1296m)西南麓の小野上村東部に所在する。遺跡の立地する地点は標高460mで、西側には子持山の標高600m付近より流出する小河川の八木沢川が南流して小規模な開析谷を形成している。また、東側にも小さな開析谷があり、遺跡はこの両支谷に挟まれた幅の狭い馬の背状丘陵部の緩斜面に占地している。遺跡地内は南東方向へ向かって緩やかに傾斜しているために土層の堆積は地点によって異なるが、包含層からの出土遺物の多い竪穴住居の検出地点では、地表から上部ロームまでの間に2mにおよぶ土層が堆積し、図2のように7層に分層される。このうち縄文時代の遺物が包含されているのはIV～Vb層で、IV層は前期の花積下層式～諸磯b式期、Va層は早期の押型文土器と三戸式～茅山上層式期、Vb層は草創期後半の稻荷台式期の遺物をそれぞれ主体に包含している。しかし、これらの遺物は明確に層位的な出土状況を示す訳ではなく、本稿で扱う押型文土器についてもVa層を中心にしてその上下層からも多量に出土している。いわば各期の遺物が混在した状況にあり、その層位的関係から押型文土器の変遷や他型式との平行関係を把握することは困難であった。

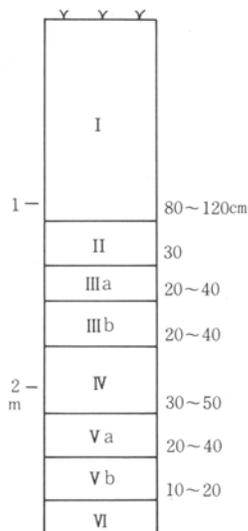


図2 基本土層

またVI層のローム上面にて、長径5.0×短径4.5mの不整形円形を呈した竪穴住居1棟を検出したが、床面に密着した土器はなく、埋没土中より稻荷台式の撚糸文土器と押型文土器の破片が少量出土したのみである。

3 押型文土器の分類

八木沢清水遺跡から出土している押型文土器は、小破片のものがほとんどであるが、その総点数は1144点である。無論この総点数は、同一個体を弁別することができず、それらを含んだ数値であり、実際の総個体数を意味するものではない。これらの押型文土器の主体をなしているのは山形文土器で、総数1041点(91%)である。その他に格子目文土器が50点(4%)、楕円文土器51点(4%)、特殊な押型文土器6点、2種類の原体を使用する押型文土器2点が出土している。また押型文土器ではないが、類似した文様構成をもつ縄文施文の土器が17点存在する。これらの押型文土器や縄文施文の土器について、文様構成を中心にして分類し、その特徴を記述してみたい。

Ⅰ 群 山形文土器である。口縁部と胴部の施文方向が異なった、直交施文の文様構成をとるものが目立つが、口唇部における施文のあり方を加味して分類すると次のようになる。

1類(1~13) 口縁部は横位に、それ以下の胴部を縦位に带状施文する、いわゆる直交带状施文の文様構成をもつものである。口縁部の横位施文は1帯のみで、口唇部上面や口唇内側の内角部に施文する例が目立つ。総数は14点検出され、a~fに6細分される。

a(1・3・5)：口唇部の施文が上面のみで、内角部には施文されないもの。4点が存在する。

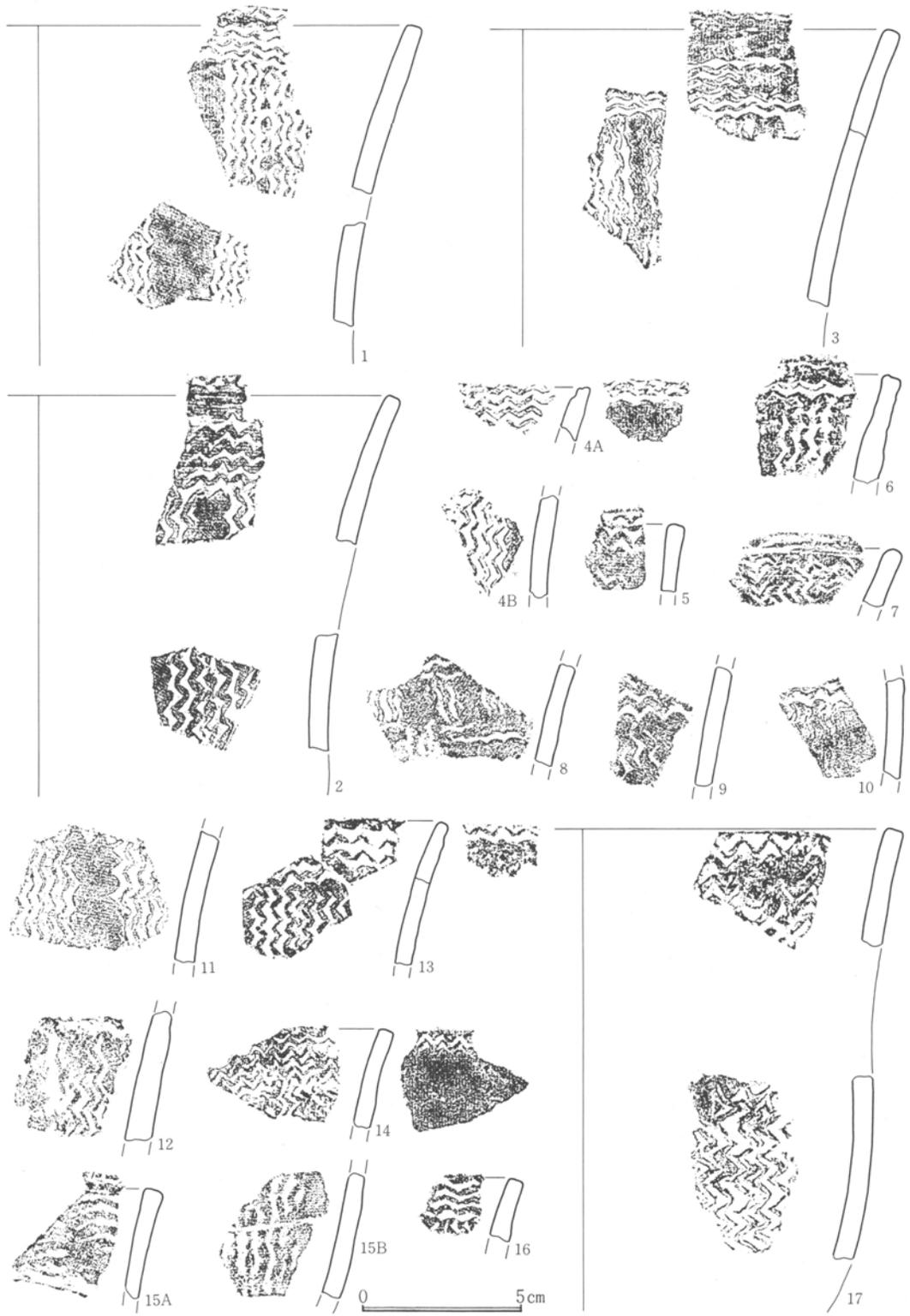


图3 山形文土器 (I-1~2類)

b (4) : 口唇部の施文が上面および内角部の两部分になされるもの。1点が存在する。

c (2) : 口唇部の施文が内角部のみに行われるもの。1点が存在する。

d (6・7) : 胴部の縦位帯状施文が口縁部の横帯を突き抜けるもので、口唇部上面にも施文する。2点が存在する。

e (9~12) : a~f のいずれかの胴部破片である。

f (8) : dと同様に、縦帯が横帯を突き抜けて施文される土器の胴部破片である。dの横帯は1帯のみであるが、本類は少なくとも2帯以上で構成されている。1点が存在する。

2類 (13~21) 口縁部が横位、胴部が縦位の直交施文となる点で1類と類似するが、胴部は無文部を置かず密接施文され、口縁部の横帯は1ないし2帯である。総数は22点検出されている。

a (15) : 口唇部の施文が口唇部上面のみで、口縁部の横帯は1段に施文する。1点が存在。

b (18) : 口唇部の施文が内角部のみのもので、口縁部の横帯は10mmの無文部を挟んで2段に施文されている。1点が存在する。

c (13・14・19) : 口唇部の施文はb類と同様であるが、口縁部の横帯が1段のもの。3点存在。

d (16・17) : 口唇部の上面や内側にまったく施文しないもの。2点が存在する。

e (20・21) : a~dのいずれかの胴部破片であり、21の口縁部の横帯はb類と同様に2段に構成される可能性が高い。

3類 (22~25) 1類か2類のいずれかに分類されるが、小破片であるために文様構成を判別できないもの。22・23は口唇部上面に、24は口唇部の内角部に施文され、25は口縁部の横帯が2段に施文される。22・23は1a類か2a類であろう。総数では7点検出されている。

4類 (26~32) 口縁部から胴部にかけて、縦位に施文されるものである。小破片のために判然としないものもあるが、そのほとんどが縦位密接の文様構成をとると思われる。口唇部の施文は上面と内面に認められる。内面の施文は口唇に接して原体幅の1帯を横位に施文するもので、1・2類で見られたような内角部に施文するものはない。総数は12点で、a~dに4細分される。

a (26~29) : 口唇部の上面にのみ施文されるもの。4点が存在する。

b (30) : 口唇部の上面と内面に施文されるもの。5点が存在する。

c (31) : 口唇部の内面にのみ施文されるもの。1点が存在する。

d (32) : 口唇部に全く施文されないもの。2点が存在する。

5類 (33) 口縁部から胴部にかけて、横位に密接施文されるものである。口唇部の上面や内側には、全く施文していない。総破片数では2点検出されている。

6類 (34~64) 小破片であるために全体の文様構成は不明であるが、横位の施文をもつ口縁部破片を一括した。口唇部の上面や内側に施文するものが多い。これらの破片は、1・2・5類か、あるいは口縁部から胴部にかけて横位帯状に施文する9類のいずれかに該当することは確実であろう。総数は64点で、a~eに5細分される。

a (34~40) : 口唇部の上面にのみ施文するもの。17点が存在する。

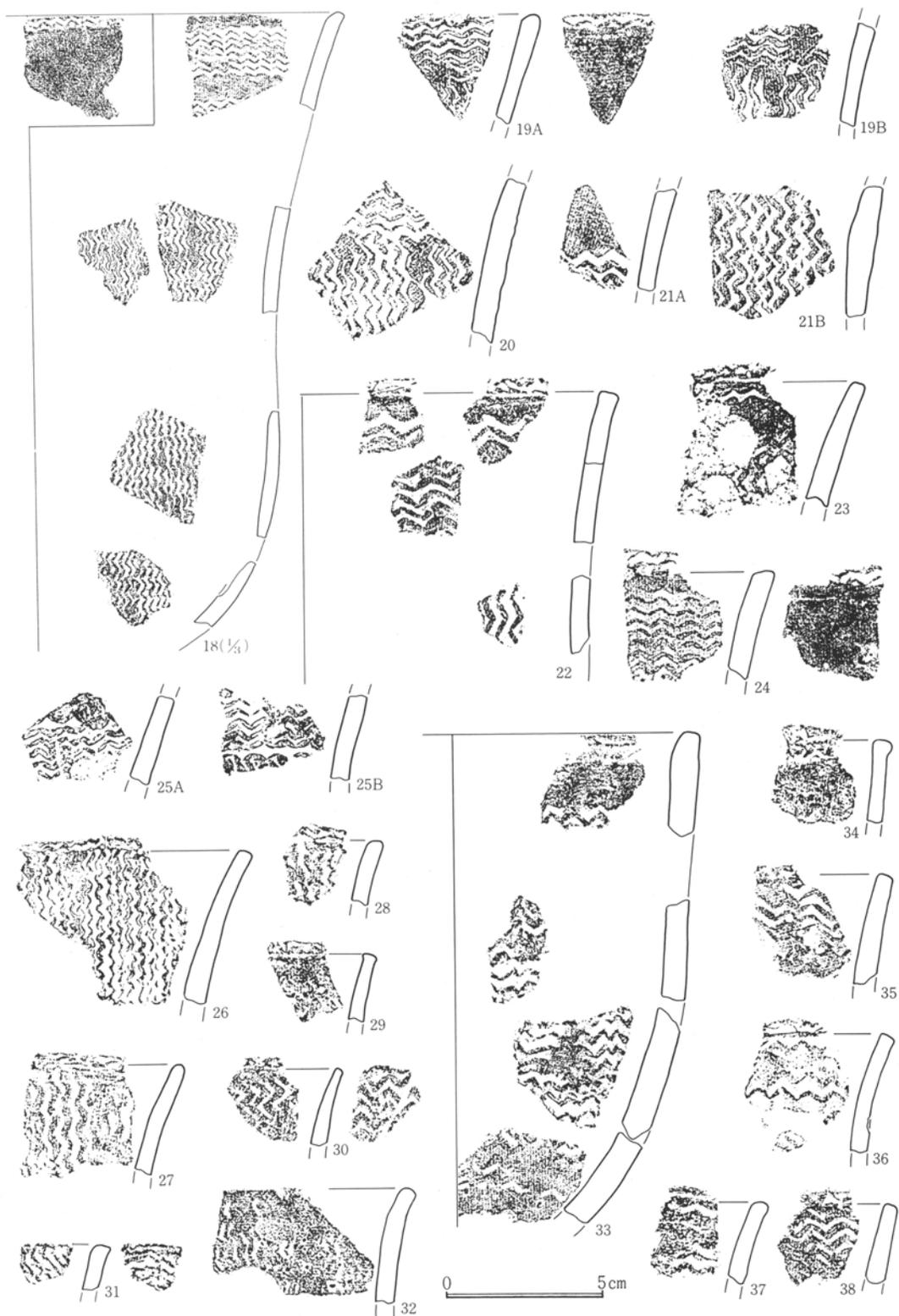


图4 山形文土器 (I-2~6類)

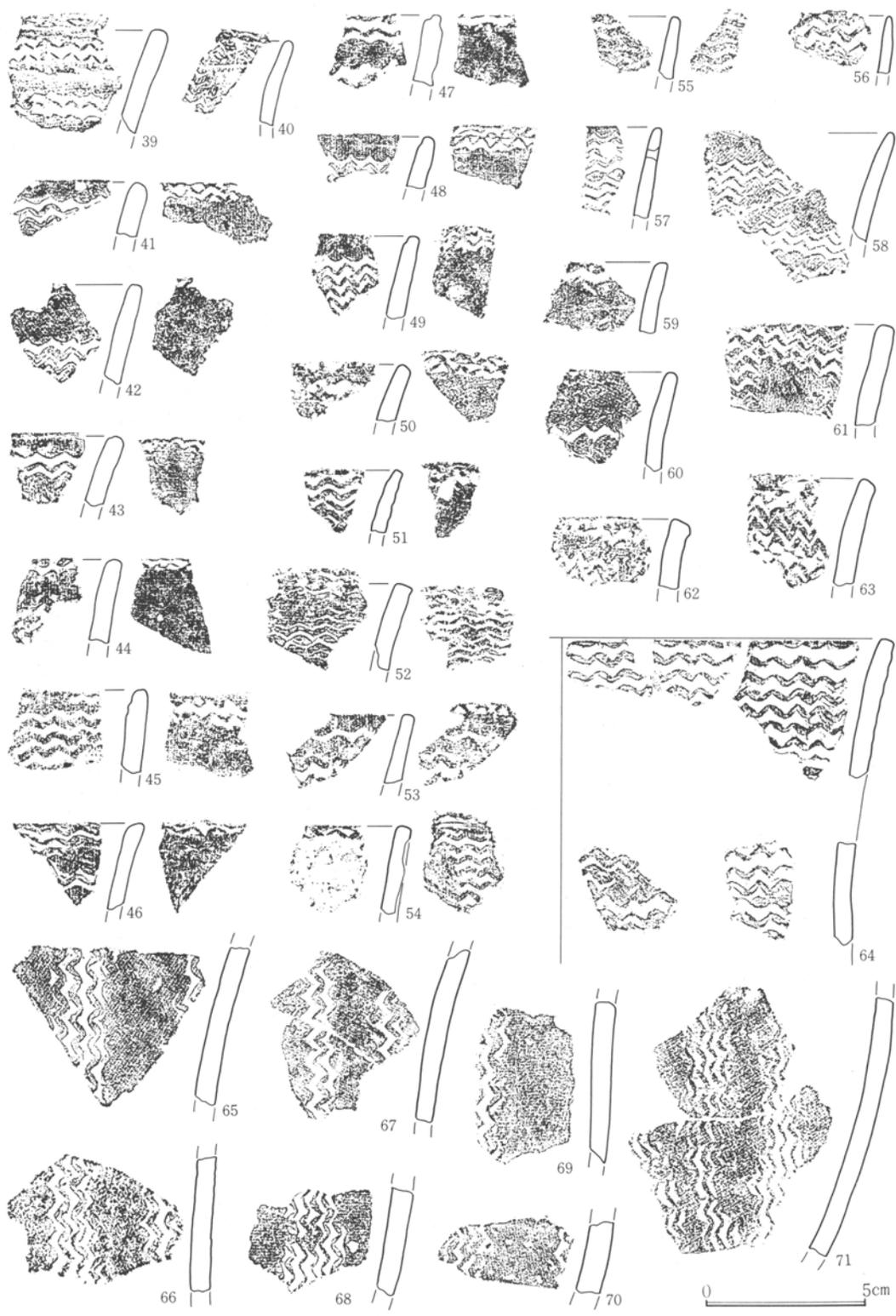


图5 山形文土器 (I-6~7類)

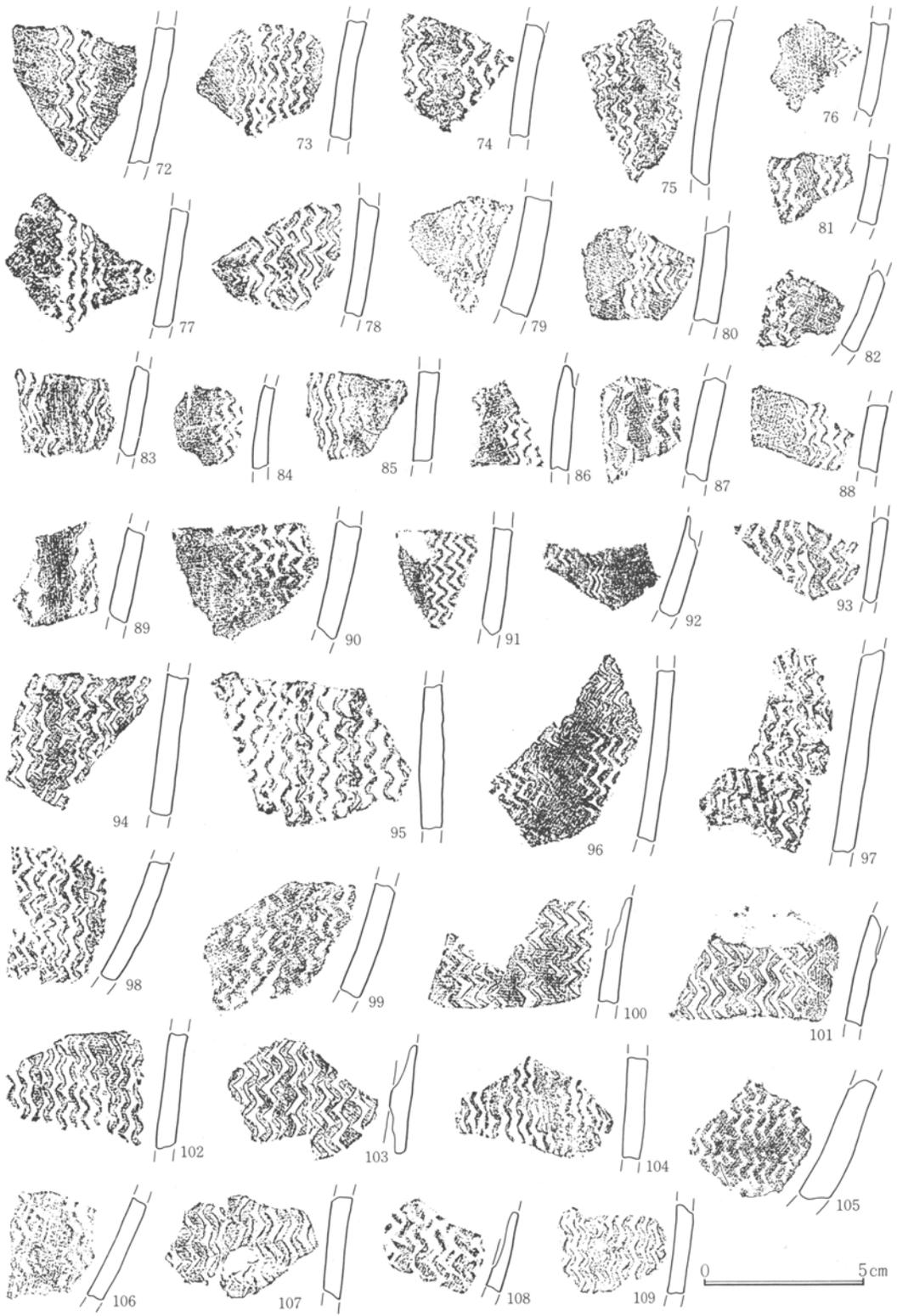


图6 山形文土器 (I-7類)

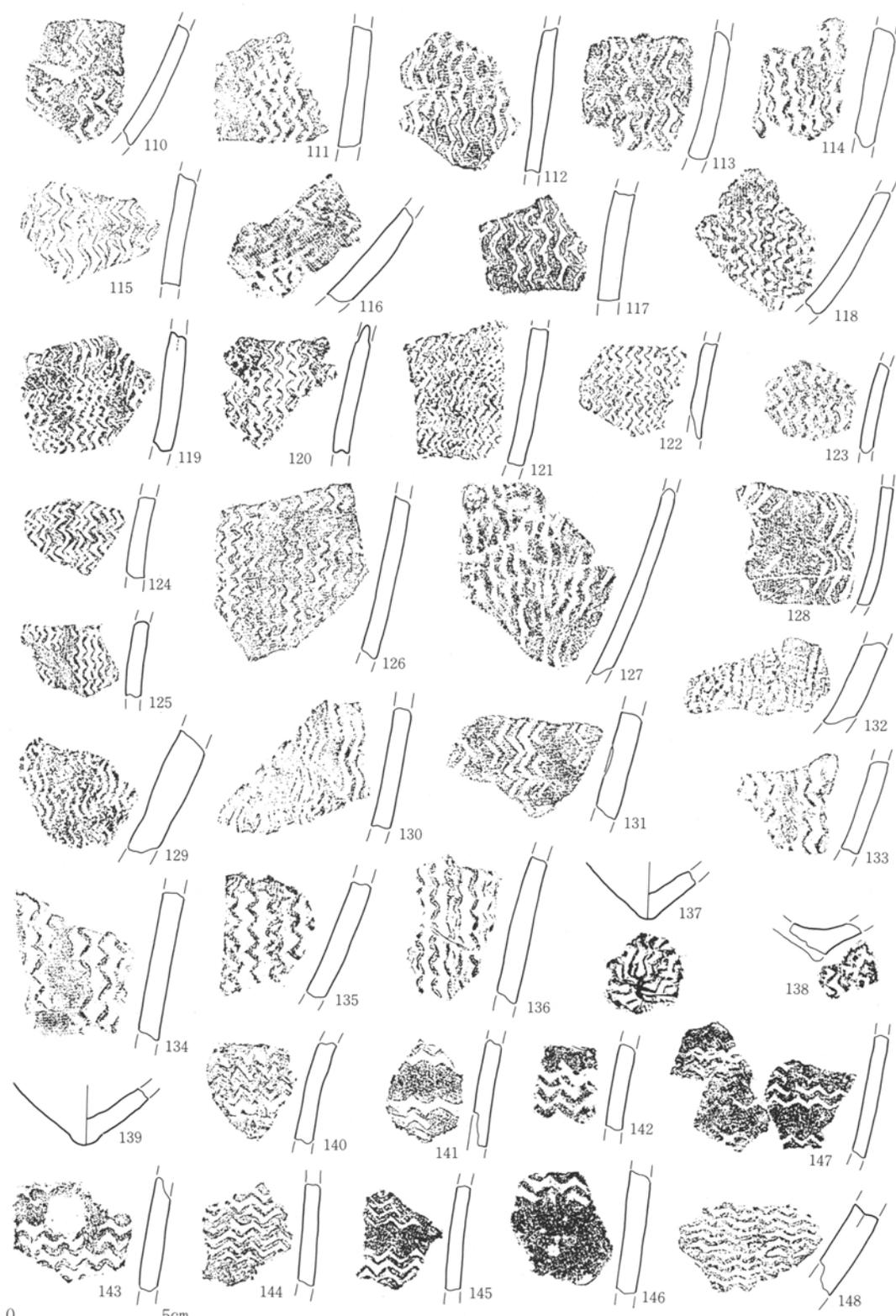


图7 山形文土器 (I-7~9類)

b (41~47) : 口唇部の内角部にのみ施文するものである。41~43の口縁部は口唇下にわずかな無文部を残して横位に施文しており、42の無文部は17mmの幅をもつ。19点が存在する。

c (48~51) : 口唇部の上面と内角部とに施文するもので、48・49の口縁部は口唇下にわずかな無文部を置いて横位施文している。6点が存在する。

d (52~54) : 口唇部上面と口縁部内面とに施文するものである。7点が存在する。

e (55) : 口縁部の内面にのみ施文されるもの。4点が存在する。

f (56~64) : 口唇部および内面に全く施文しないもの。57・58は挟在する無文部の幅が狭いが、少なくとも2帯の横位施文であろう。64は2段以上の密接施文と思われる。11点が存在。

7類 (65~136) 縦位施文される胴部破片を一括した。帯状施文と密接施文の差異により、a・bに2細分される。

a (65~92) : 縦位に帯状施文されるもので、1類の胴部に該当するものであろう。総破片数では228点検出されている。

b (93~136) : 縦位密接の文様構成をもつもので、2類の胴部に該当するものであろう。このほかに帯状か密接施文か判定できないものを含めると、総破片数では602点検出されている。

8類 (137~139) 底部破片を一括した。138は底部の先端を欠損するが、いずれも乳房状の尖底となろう。137・138は縦位施文であり、1~4類いずれかの底部に該当しよう。139は施文が見られず、帯状施文の無文部に相当するものと思われる。総破片数では4点検出されている。

9類 (140~150) 横位の文様構成をとる胴部破片を一括した。140~147は胴部上半の破片で1・2類に該当すると思われるが、147・148は胴部下半の破片であることから、口縁部から胴部にかけて横位帯状や横位密接の文様構成となる可能性もある。総破片数では86点検出されている。

II 群 格子目文土器である。圧倒的多数を占める山形文土器に比べて、全体比率が4%にしかならない総数48点の破片を個別別に分類すると36個体が確認できる。文様構成の判明する資料が少ないが、以下のように分類される。

1類 (149) 口縁部に1帯の横位施文を行い、以下胴部にかけて縦位帯状に直行施文するものである。胴部の縦帯は2帯を密接させて施文し、1単位の縦帯を構成している。口唇の内角部に施文し、山形文土器の1c類とほぼ同様の文様構成である。このほかに1個体が存在する。

2類 (150) 口縁部から胴部にかけて横位帯状に施文されるものである。無文部の幅は2~8mmと一定せず、部分的に摩り消した痕跡も認められる。これ1点が検出されたのみである。

3類 (151~154) 小破片のために全体の文様構成は不明であるが、横位施文をもつ口縁部破片を一括した。これら4個体が出土したのみであるが、口唇部の施文や帯状施文の有無によって、a~dに4細分される。

a (151) : 口縁部は8mmの無文部を挟んで2帯に横位帯状施文され、口唇上にも施文されている。文様のややくずれた格子目文である。

b (154) : 帯状施文の有無は不明であるが、内側にも横位に施文している。

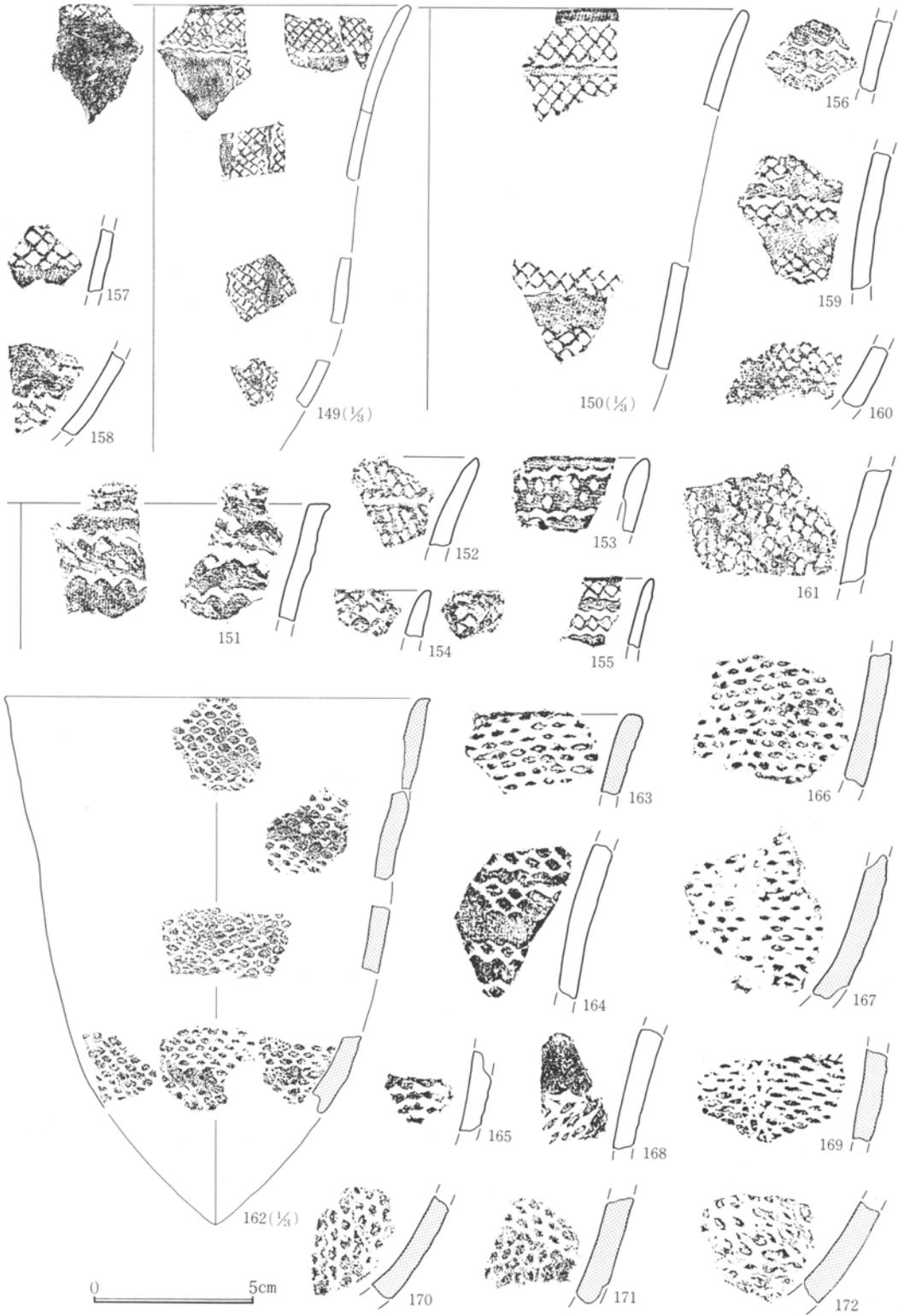


図8 格子目文土器（Ⅱ-1～5類）と楕円文土器（Ⅲ-1～3類）

c (153)：口縁部は横位に帯状施文されるが、口唇上や内側に施文されないものである。

d (152)：口縁部に密接した横位施文が少なくとも2段に行われているもので、口唇上や内面には施文されていない。

4類 (155・156) いわゆる菱目文と呼ばれるものであり、全体の文様構成は不明であるが、ともに横位に帯状施文されている。155の口縁部破片は、幅の狭い無文部を挟んで2帯の横位帯状施文がみられ、口唇上や内面には施文されていない。この2点のみが存在する。

5類 (157～161) 全体の文様構成は不明であるが、横位施文をもつ胴部破片を一括した。帯状施文および密接施文の違いにより2細分される。

a (157～159)：無文部を挟んで帯状施文されるもので、2類の胴部破片の可能性が高い。総数で7点が存在する。

b (160・161)：密接施文されるものである。この2点が確認されているのみである。

Ⅲ 群 楕円文土器である。格子目文土器とほぼ同数に近い51点の楕円文土器は、個体別に分類すると25点となる。文様構成を判別できるものは少ないが、比較的横位密接施文のものが多く、施文方向を中心に分類すると次のようになる。

1類 (162) 口縁部から胴部にかけて横位に密接施文されるもので、口唇上や内面には施文されない。文様構成の明確なものはこの1個体のみである。

2類 (163) 全体の文様構成は不明であるが、横位施文の口縁部破片である。1類と同様に口唇上や内側には施文しない。この1点が出土したのみである。

3類 (164～172) 全体の文様構成の判別できない胴部破片を一括した。帯状施文の有無や施文方向の差異により、a～eに5細分される。

a (164・165)：無文部を挟んで横位に帯状施文されるもの。164の無文部の幅は5mmと狭い。165は各楕円が横に連珠状につながっている。5個体の破片が出土している。

b (166・167)：横位に密接施文されるもので、8個体が出土している。

c (170)：縦位に密接施文されるもので、2個体が出土している。

d (160・170)：横位施文をした後に縦位あるいは斜位に重複施文をするものである。169は斜位に、170は原体幅の一部を縦位に施文している。この2個体のみが出土している。

e (171・172)：不規則に施文されるもので、2個体が出土している。

Ⅳ 群 I～Ⅲ群に分類されない2種類の原体を併用するものや、特殊な原体を使用している押型文土器を一括した。出土した個体数は、ここに掲載したものがすべてである。

1類 (173・174) 2種類の原体を併用して、横位に密接施文するものである。173は楕円文を施文後に直線状文を、174は山形文を施文後に楕円文をそれぞれ施文している。

2類 (175) 山形文土器であるが、山形の頂・底部が途切れてハ字状となるものである。

3類 (176) 格子目文と弧線状文が交互に刻まれた原体により縦位密接に施文されるもの。

4類 (177) 2群の格子目文の中に点状の彫刻を施したもので、横位に施文されている。

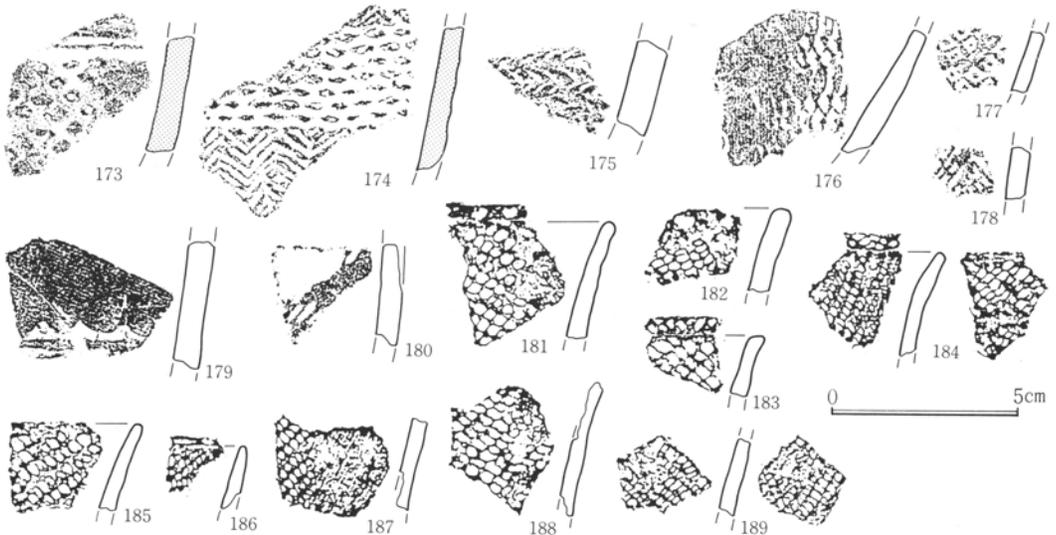


図9 その他の押型文土器（Ⅳ-1～7類）と縄文施文土器（Ⅴ-1～3類）

5類（178） 長方形の変形格子目文が矢羽根状に刻まれた原体を縦位に施文するものである。

6類（179） 1類で併用された直線状の押型文が、横位に带状施文されるものである。

7類（180） 小破片のために不明瞭ではあるが、長楕円状のいわゆるネガティブな押型文が幅10mmの無文部を挟んで横位に带状施文されるものと思われる。2帯の施文が確認できる。

Ⅴ群 押型文土器と同様の文様構成をもつ縄文施文の土器を一括した。文様構成の判別できないものが多いが、明確に縦位の带状構成をもつものもある。総破片数では17点、個別別で16点検出されている。縄文の施文部位や方向の差異により、次のように分類される。

1類（181・182） 口縁部より縦位に带状施文される口縁部破片である。口唇部上面の施文の有無により2細分されるが、この2点が出土したのみである。

a（181）：口唇部に縄文原体の先端部による刺突文を施すものである。

b（182）：口唇部上面に施文しないもの。

2類（183～186） 文様構成の不明な口縁部破片を一括した。この4点が出土したのみである。施文の方向や部位の差異により、a～dに4細分される。

a（183）：口縁部は縦位施文で、口唇部上面にも施文されるもの。

b（184）：口縁部および口唇部の施文はa類と同様であるが、内面に2段以上の横位施文がなされるものである。

c（185）：口縁部の施文はa類と同様であるが、口唇部上面に施文しないもの。

d（186）：口縁部は横位施文で、口唇部上面に施文しないもの。

3類（187～189） 全体の文様構成は不明であるが、縦位に施文される胴部破片を一括した。施文の差異により、a・bに細分される。

a（187）：縦位に带状施文されるものである。2個体が出土している。

b (188・189) 帯状か密接施文か不明である。189は内面にも横位に施文されている。8個体の破片が出土している。

4 各属性の分析

前項で分類した押型文土器と、それに類似した文様構成をもつ縄文施文の土器について、各類別単位での器形・胎土・器厚や施文原体の種類・原体の長さおよび直径などの諸属性と、それら相互の相関性を分析してみたい。ただ、なにぶんにも対象とする資料が小破片であり、各属性の総てを備えているものが少数なため、おおまかな傾向把握に止どまるものが多い。

(1) 器形 (図10)

山形文土器 各類を通じて全体の器形の判明しているものはないが、およそ図10のA・Bの2形態が想定される。直交施文や縦位施文の1～4類は口縁部がかなり外反気味に開き、胴部下半で湾曲しながら底部へ移行するものが目立つ。底部の形状は、8類が本類の底部に該当することから、乳房状の尖底部と考えられ、A形態を当てることができよう。こ

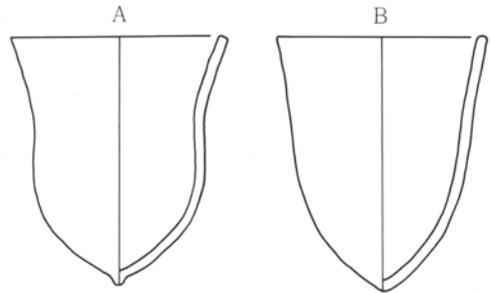


図10 各押型文土器の形態

れに対して、横位施文の5類は口縁部が直立して胴部下半の湾曲も少なく、B形態のような砲弾形に近い形状が想定される。口唇部の形態は、基本的に当該部位への施文の有無によって規制され、口唇部上面に施文されることの多い1～4類は当然のことながら角頭状を呈するものが多い。しかし、1～3類では無施文のものでもその多くが角頭状に成形されており、施文の有無にかかわらず角頭状を基本形態とするものであろう。また口唇部の内角部に施文される1～3類は、4や18のように内角部がつぶれて内削ぎ状となる点で特徴的である。5類は口唇部上面に施文されず、丸棒状の形態を呈している。各類とも内面の整形は丁寧で、研磨されているものが多い。

格子目文土器 山形文土器と同様に器形の判明しているものはないが、図上での復元可能な直交帯状施文の1類や横位帯状施文の2類などは、山形文土器の1～4類と同様に口縁部が外反気味に開口し、胴部下半にて湾曲するA形態と推定される。また横位に帯状施文された4類の菱目文土器の口唇部形態は、2類とも類似した尖頭状を呈するもので、外反気味に開く器形を考慮すると、それと同様のA形態が想定される。口唇部の形態は、その上面に施文される例が少ないこともあり、丸棒状や尖頭状となるものが多い。底部は未検出で、その形状は不明である。内面の整形は山形文土器と同様に丁寧で、2類の150は研磨されて光沢を帯びている。

精円文土器 図上での復元によって、ある程度器形の判明しているのは、横位に密接施文される1類のみである。1類は口縁部の外反や胴部の湾曲が弱く、B形態と同様の砲弾形に近い形状をもつと思われる。口唇部はやや内削ぎ状に成形されている。他類については検出例が少なく不明な点が多いが、横位に帯状施文される3a類はかなりの屈曲が認められることから、A形態と類

似した器形をもつようである。内面の整形は、山形文土器に比べて粗雑なものが多い。

その他の押型文土器 いずれも小破片のみであり、器形の判明するものはない。6類の平行線状文土器の内面は、ほかに例を見ないほど良好に研磨されて光沢を帯びる。

縄文施文の土器 全体の器形は不明であるが、口縁部は山形文土器1～4類と同様かなり外反している。口唇部の形態は、上面に無施文のものは丸棒状を呈する。内面の整形は押型文土器に比べて粗雑であり、そのほとんどに指頭状の圧痕を残している。

(2) 胎土・焼成・色調

山形文土器 肉眼的に観察し得る胎土に含まれている夾雑物には、石英、長石、輝石、凝灰岩、結晶片岩の礫や砂粒が認められるが、結晶片岩を含むものは総片数65点と少ない。また繊維を含むものは皆無である。これらの夾雑物は、量的にわずかな差こそあるものの各類に共通して含まれているもので、各類単位での特定の嗜好性は認められない。ただ、5類の34は粒度の粗い安山岩礫を含む点で、1・2類とは異なっている。2類の30や7類の83・84・93・128は、胎土に結晶片岩礫を含む。各類ともに焼成は堅緻で、色調は赤褐色を呈するものが多い。

格子目文土器 各類ともに胎土・焼成・色調を含めて山形文土器に類似するものが大半を占めるが、結晶片岩を含むものは皆無であり、また横位施文の2～5類の中で器肉の薄い152・154～156などは凝灰岩を除いた他の夾雑物をほとんど含まず、黄灰色の色調を呈している点で異なっている。例外的な存在ではあるが、横位施文の4類の中で繊維を含むものが1点認められる。

楕円文土器 格子目文土器と同様に山形文土器に類似するものが多数を占めるが、胎土に繊維を含むものが半数の12個体に認められる点で異なる。繊維を含むものは1・2・3b～3e類の162・163・166・167・169～172などのような、密接あるいは不規則施文のものに限定されている。

その他の押型文土器 2種類の原体を横位密接に施文する1類の173・174は胎土に繊維を含み、楕円文土器に類似しているが、色調が黄灰色を呈する点で異なる。横位帯状の文様構成をもつと思われる6類のネガティブ文土器は、同様の文様構成をもつ格子目文土器の2～4類に、また2類の変形山形文土器や4・5類は、山形文土器の1～4類に各々類似している。

縄文施文の土器 山形文土器や格子目文土器に類似するものと、胎土に雲母を含むそれらとは異質なものの3つに分かれる。雲母を含むものは188・189を含めて4個体で、いずれも焼成は堅緻で赤褐色を呈する。山形文土器に類似するものは182～185・187を含めて9個体で、他は格子目文土器2～4類の薄手に類似するが、色調が黒褐色のものが多い。各類別との相関性は不明。

(3) 器厚

山形文土器 1類や7a類を含めた直交帯状施文のものは、最低3mm、最高8mmで6mmのものが最も多く、5mmがこれについて多い。比率的には4

第1表 山形文土器の各類別の器厚 (単位: mm)

類別 \ 厚さ	3	4	5	6	7	8	9	10
1			3	16				
7 a	2	19	65	86	41	10		
2		2	1	9	5			
3			2	3	2			
4	1	2	3	3	1	1		
5							3	
6		9	39	11	5	5		
7 b	20	56	192	194	81	14	2	2
9		5	39	30	8	3		

～7mmのものが全体の95%を占め、平均値は5.8mmである。資料数は少ないが、2類の直交密接施文や4類の縦位密接施文のものも同様の傾向を示す。また山形文土器全体でも9mmを上限として6mmが最多で、次いで多い5mmを含めると全体の70%を占める。平均は5.6mmである。

格子目文土器 資料数が少ないために各類別の傾向は把握できないが、個体別の35点を総体的にみると、最低4mm、最高9mmが各1点で、5mmが18点と最も多く、6mmが9点と次いで多い。平均値は5.6mmで、山形文土器に類似した傾向を示す。

楕円文土器 個体別の24点を総体的にみると、最低4mm、最高9mm各2点で、5～6mmが各6点と最多となるが、比率的には5～8mmがほぼ横一線に並び、平均値も6.3mmと山形文土器や格子目文土器よりもやや厚くなる傾向をもつ。

その他の押型文土器 5類が9mmと厚くなる他は、いずれも5～6mmである。

縄文施文の土器 総てが4～6mmの範囲に収まるが、4mmが5点、5mmが11点、6mmが1点とほぼ4～5mmに集中し、全体的に押型文土器よりも薄手である。

(4) 施文原体の種類

山形文土器 陽文部の幅広いものが大半を占めている。山形の波高と波長との比率により、およそA～Cの3種に分類されるが、各類別ごとの明瞭な傾向は存在しないようである。

A：波長5に対し、波高が1.5～2.5のもの。量的に最も多く認められるものであり、全体の94%に当たる976点がこの原体を使用している。B種とともに一周2単位に刻まれている。

B：波長5に対し、波高が3以上のもの。全体の3%に当たる31点がこの原体を使用する。

C：波長5に対し、波高が1以下のもの。B類とほぼ同数の3%に当たる36点がある。A・B種に比べて大柄で、少数ながら1周1単位に刻まれるものも存在する。

格子目文土器 151のように彫刻の粗雑な原体もみられるが、34個体中、32個体のものが整然とした格子目状あるいは菱目状の原体を使用しており、原体のパラエティーはほとんど認められない。1周2単位と3単位に刻むものが、ほぼ半数ずつである。

楕円文土器 楕円の長・短軸長の比率やその他の特徴により、およそA～Cの3つに分類されるが、各類別との明確な関係は把握できない。

A：長軸長2に対し、短軸長が0.5～1.5未満のもの。米粒状の形が一般的で、そのほとんどが長軸長5mm以下である。量的には本類が最も多く、25点中の19点が同種の原体を使用している。

B種とともに1周3単位に刻まれるものが80%以上で、2単位のもの少ない。

B：長軸長2に対し、短軸長が1.6以上のもの。楕円形というよりも隅丸方形に近いような形状をしており、長軸長は5mm以上で、A種に比べて大柄である。5点に使用されているが、その内の3点は繊維を含んでおり、含繊維のものに多いようである。

C：長軸長2に対し、短軸長が0.4以下のもの。細長い楕円形で、3D類の2点のみに認められる点で、特徴的である。

D：楕円の長軸方向で相互に連結したいわゆる連珠文と呼ばれるもので、1点のみである。

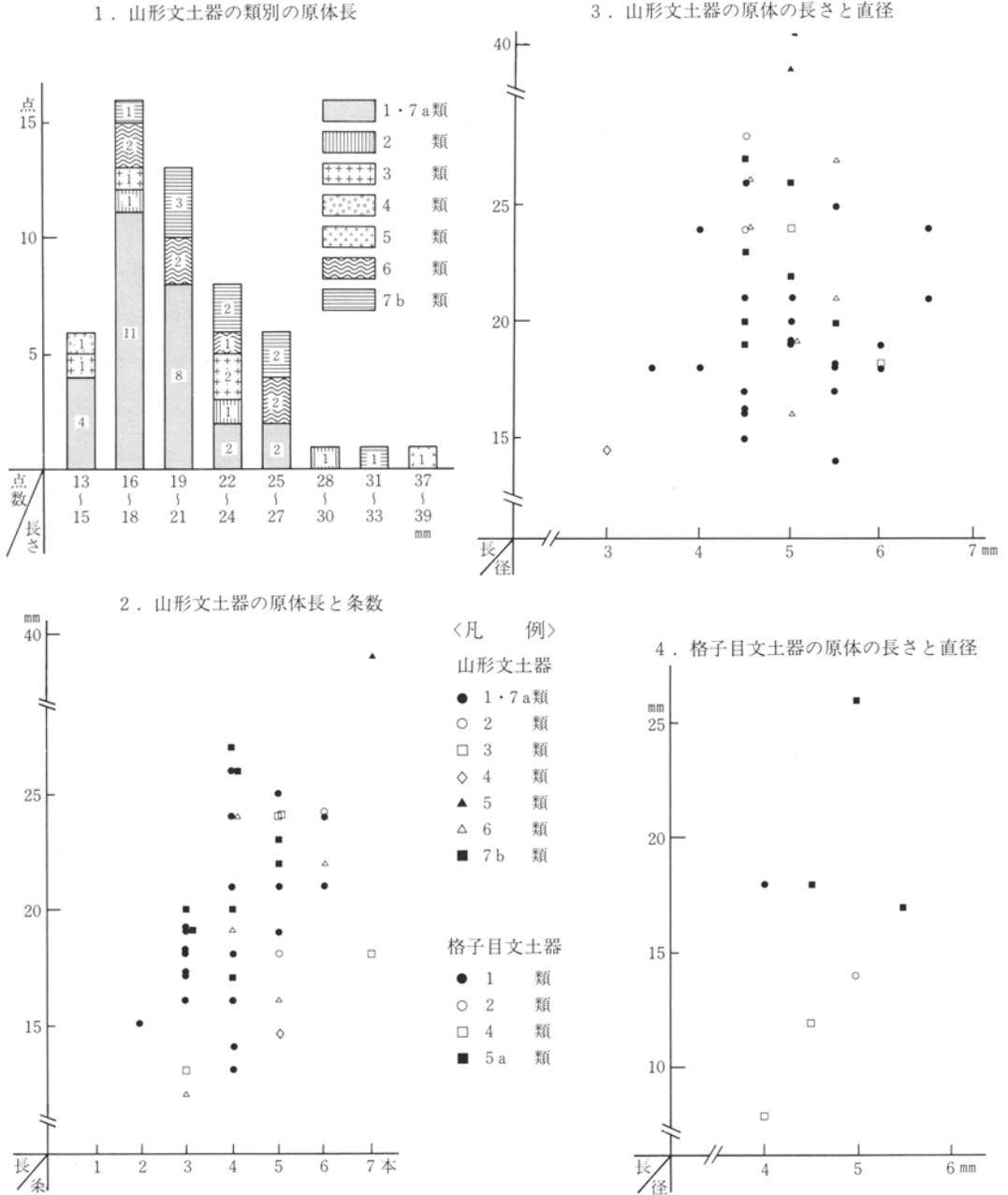


図11 各類別の施文原体の長・径比

その他の押型文土器 各々1点ずつの存在であり、バラエティーはみられない。4類は格子目文の中に点状の彫刻を施したもので、基本的には格子目文のバラエティとしてとらえられるものであろう。

縄文施文の土器 節の細かい単節のRLとLRの2種類がみられ、その個体別の比率は10：7とRLが多い。各類別単位での嗜好性はみられないようであるが、資料数が少なく断定できない。

(5) 原体の長さ・直径と単位文様の条数 (図11)

山形文土器 原体の長さを判別できるものは48点、直径については369点であり、1個体の中でその両方を判別できるものは47点(個体)にすぎない。それを各類別にまとめたのが図11-1である。まず原体長をみると、直交帯状施文の1類は最長26mm、最短13mm、平均19mmで、約70%のものが16~21mmの間におさまる。1類以外の各類については資料的に少なく、単純には比較できないが、山形文土器の中で最長のものは横位密接施文の5類の39mmであり、1類とは大きな差がある。総体でみれば13~27mmのものが94%を占め、平均では約20mmである。次に原体の直径をみると、1類では最高6.5mm、最低3.0mm、平均4.7mmで、4.0~5.5mmのものが85%を占める。総体では最高8.0mm、最低3.0mmであるが、4.0~5.5mm長のものが全体に占める比率や平均値などは1類と全く同じであり、他類も1類に類似した傾向をもつと思われる。これらの原体の長さとの相関性をグラフであらわすと、図11-3のようになる。資料的な多寡による制約があり各類別の傾向は判らないが、両者がほぼ比例関係にあることは間違いないだろう。

一方、山形文の条数は、1類では最高6条、最低2条で、3~4条が70%を占める。また1点のみであるが、原体の長い5類は7条と条数も多い。総体では1類の2条を最低として7条が最高であり、3~5条が81%を占める。原体の長さとの関係を見ると、図11-2のようにやはり両者が比例関係にあることが判る。

格子目文土器 原体の長さを判別できるのは8点、直径については13点、その両者を判別できるのは7点のみである。各類別単位での傾向は不明であるが、1類は原体長18mm、直径4.0mmで山形文土器に類似し、4類の菱目文土器の原体長は8~12mm、直径4.0mmとやや短小である。総体でみると、長さは最高26mm、最低8mm、平均16mmである。直径は最高5.5mm、最低3.5mm、平均4.4mmであり、長さ・直径ともに山形文土器に類似した数値をもつ。

楕円文土器 原体の直径を判別できるものは11点、長さおよびその両方について判別できるものは3点のみで、格子目文土器と同様に各類別の傾向は不明である。長さは最高39mm、最低21mmで、中途までの長さが判別できるものを加えた平均値は27mmである。直径は最高8.0mm、最低4.5mm、平均5.9mmである。長さ・直径ともに山形文土器を上回っている。

その他の押型文土器 原体長や直径の判別できるものは、2種類の原体が横位密接施文される1類のみである。長さ27mm、直径5.5~7.5mmで、III群の楕円文土器に類似して長大である。

縄文施文の土器 長さを明確に判別できるものはないが、施文の幅から推定すると20~25mm前後であろうか。

(6) 原体の端部処理 (図12)

原体端部の処理のあり方を観察すると、軸棒に刻む単位数により若干の差があるが、図12のようなA・Bの2種類がみられる。山形文土器では確認できる482点のうち、480点がA種で、B種は残りの2点のみであ

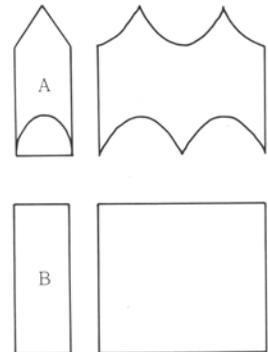


図12 原体の端部処理 (可児：1969)

る。楕円文土器も観察可能な13点の総てがA種で、山形文土器と同様の傾向を示す。これに対し格子目文土器では、18点のうち4点がB種であり、各類との相関性は不明であるが、他の押型文土器に比べて格子目文土器とB種とのより密接な関係が窺える。

5 各押型文土器の類型

帯状施文や口唇部の施文の有無、および施文方向の差異を中心とした前項の分類と、前述した各属性分析の結果を加味すると26の類型が抽出でき、それを模式図化すると図13のようになる。

山形文土器 全体で17の類型が存在する。1類の直交帯状施文はA₁～A₅の5つの類型がみられるが、口縁部の横帯が1帯のA₁～A₃類型が主体を占め、横帯が2帯で構成されたり縦帯が横帯を突き抜けるA₄・A₅類型は、極めて少数に止どまっている。口縁部の横帯は口唇部に接するものと、5～15mmの無文部を置いて施文されるものとの両方がみられる。胴部の縦帯間の無文部の間隔は、1・2のように19～21mm幅のものもみられるが、わずか8mmの幅しかない3のような例もある。全体的には3～15mmが多く、平均で10mmである。口唇部への施文は、上面と内角部のどちらか一方のものが多く、両部位に施文するものもある。いずれにしても施文することが基本原則となっている。2類の直交密接施文にはB₁～B₄の4つの類型があり、口縁部の横帯は1類と同様1帯と2帯の両者がみられるが、やはり1帯のB₁～B₃類型が多い。2帯型の横帯間の無文部の幅は11mmほどである。口唇部に施文される場合は、上面か内角部のいずれか1カ所であり、両部位に併施文される例はない。また口唇部上面に施文されない例もある点でA類型とは異なっているが、口唇部上面や内角部へ施文するものが最も多い点では、A類型と共通している。内角部への施文はA・B類型の特徴でもあるが、口唇部上面と内角部の両部位に施文する例があることからみて、これは口唇部上面への施文が位置的にズレたものではなく、意識的に行われているものと判断される。4類の縦位密接施文にはC₁～C₄類型の4つがあるが、口唇部の施文ではA・B類型に見られた内角部への施文が認められない代わりに、A・B類型には無い内面へ原体の幅1帯を横位に施文するC₂・C₃類型が存在する。口唇部上面と口縁部内面に併施文するケースが多く、上面のみのものがこれに次いで多い。横位密接施文の5類は、D₁類型として設定される。資料数が少なく不明確ではあるが、口唇部に施文される例は認められない。

口縁部に横位施文されるものの、全体的な文様構成の判然としない6類の口唇部施文のあり方には、A～C類型にみられた6つのケースの総てが認められる。最も多いのは内角部を含めた内面に施文するもので、これに次ぐ上面施文のものと合わせると総点数の63%を占める。さらに両部位に施文をするものを含めれば、82%のものが口唇部や口縁部に何等かの施文をもつということになる。これらの6類はA・B・D類型のいずれかに該当すると思われる口縁部破片であるが、器形・器厚・胎土・原体長などの諸属性がA・B類型に類似することや、各類の総量的な出土比率において7類を含めた直交施文の土器が全体の83%を占めていることなどからみれば、6類のほとんどがA・B類型に該当するものであろう。とすれば、A・B類型に全く認定できなかった

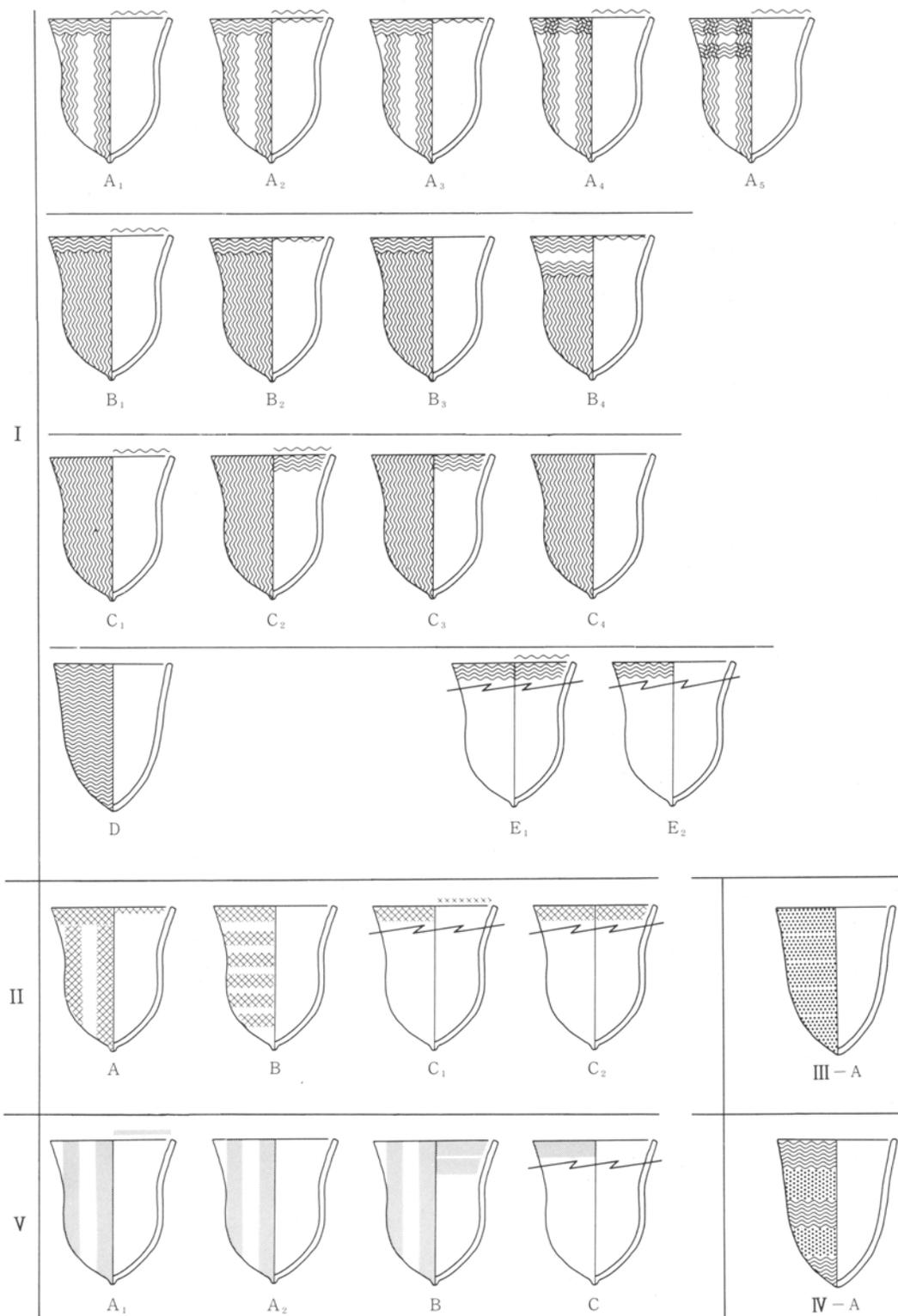


図13 各押型文土器の類型

内面に施文する類型（E₁類型とする）も、両類型において1類型を構成するとみて良く、口唇部や内面の文様構成の面で縦位施文のC類型とも共通要素をもつことになる。また、B類型には存在するもののA類型には口唇部が無施文の類型（E₂類型）は認められなかったが、6類に11例存在していることを考慮すると、これらの総てがB類型に該当するとは考えにくく、A類型に比定されるものも含まれている可能性が充分にある。ただ、このE₂類型の総体的な比率は低いものであり、これを加えたとしてもA・B類型に占める口唇部や内面の加飾傾向に変化はない。こうした結果を逆に5類に対照させるならば、断定はできないが、5類はD類型のみで口唇部に加飾するタイプは存在しない可能性が強い。

全体の文様構成が不明で縦位帯状施文のみ確認できる胴部破片の7a類は、後述する縄文施文土器のV-A₁～A₃類型と同様の縦位帯状の文様構成をなす胴部破片とみることもできるが、6類の口縁部破片にそうした文様構成がまったく認められないことから、それらの総てがA₁～A₅類型のいずれかに該当するとみて問題なかろう。この他に同じく文様構成の不明な横位帯状施文の9類は、格子目文土器のII-B₁類型のような口縁部より横位に帯状施文する類型を想定することが可能であるが、内容不明の点が多いため指摘するに止めておく。

D類型を除いた各類型については、文様構成の差異はあるものの器形をはじめとした諸属性の点では、不明確ながらも大きな違いを認めることはできない。しかし、D類型については器形をはじめ器厚・胎土・原体長などの諸属性の点で相当の差異がある。

格子目文土器 全体では5類型が抽出される。1類の直交帯状施文はA類型が確認されたのみであるが、口縁部の横帯は1帯で、胴部には2帯を1単位の縦帯として32mm以上の無文部を挟んで施文している。口唇の内角部にも施文しており、文様構成や諸属性の点で山形文土器のI-A₁～A₃類型と酷似している。2類の横帯状施文もB類型のみで、4～10mmの無文部を挟んで施文され、口唇部には施文されない。全体的な文様構成が不明ではあるが、口縁部の横位施文が確認できる3類については、口唇部上面に施文するC₁類型と口縁部内面に施文するC₂類型を設定しておきたい。口唇部の施文は上面と内面とに認められるが、内角部に施文する例はない。3類と同様に文様構成の不明な4・5類には、横位帯状や横位密接および縦位密接の3類型の存在が想定されるが、内容不明な点が多いために確固とした類型としては設定できない。ただ、4類の菱目文土器は明瞭に横位帯状構成をしており、B類型に比定される可能性が高い。全体的にみると、口縁部破片の7例中、3例に口唇部あるいは内面の施文があり、有施文のA・C類型の胎土は山形文土器の1類に類似する。

精円文土器 明確なものは、全体で1類型に止まる。横位密接施文の1類はA類型のみで、口唇部には施文されない。胎土に繊維を含む点を除けば、文様構成や器形およびその他の諸属性の面からも、山形文土器のI-D類型に酷似している。胴部破片の3類は、A類型のほか横位帯状施文、縦位密接施文、縦横重複密接施文、不規則密接施文の4類型が想定できるが、何分にも小破片で全体の文様構成も不明であることから、類型の設定は困難である。

その他の押型文土器 2種類の原体を交互に併用施文する1類は、横位密接の文様構成や含織綫および原体長が30mmを前後するなど諸属性の面で、楕円文土器のIII-A類型と類似しており、口縁部より横位に密接施文するIV-A類型として設定できよう。縦位や横の位施文が確認できるだけの2～7類の胴部小破片については、類型を設定することが困難である。

縄文施文の土器 各類とも小破片のために文様構成の判然としないものが多いが、検出された総ての胴部破片が縦位施文であることから、I-D類型やII-B・C類型およびIII-A類型などのように、横位に文様構成するものは存在しないとみて良い。とすれば、1類は口縁部より縦位に帯状施文されると判断でき、口唇部上面の施文の有無によりA₁～A₂の2つの類型が設定できる。2類の口縁部破片は、2b類が1類と同様の縦位帯状かあるいは密接施文であり、口縁部の内側に横位帯状に施文されるB類型となろう。また2d類は口唇部が無施文で、帯状か密接施文かは不明であるが、口縁部と胴部とが異方向に直交施文されるC類型となろう。これらの類型は器面の内側に指頭圧痕を残す点で特徴的であり、また胎土に雲母を含むものの存在などとともに、押型文土器の各類型とは異質である。

6 各類型の編年的位置

前項で抽出された26の各類型に対して時間的な序列を与えてみたいが、本遺跡の概要でも述べたように、各類型の出土状況はIV～Vb層にかけて混在しており、層位的関係からその序列を定めることはできない。また型式学的見地からその変遷過程を見定めることについても、各類型が資料的に貧弱であることから、当遺跡のみで果たし得るものではない。そこで、押型文土器の主要な分布地域でもある中部地方を中心とした標式的な遺跡例と対比する中で、それら類型の時間的な位置について考えてみたい。

まず、直交帯状施文をもつ山形文土器のI-A₁～A₅類型と格子目文土器のII-A類型は、従来から樋沢式とされてきた長野県樋沢遺跡の第1類土器⁽²⁾の中で、胎土に黒鉛を含まないものと類似した文様構成および器形をなしている。直交施文ではあるが、胴部が縦位密接に施文されるI-B₁～B₄類型については、樋沢遺跡第1類土器の中にも同様なものが存在するが、県内の普門寺遺跡出土の山形文土器を標式とする普門寺式⁽³⁾や長野県細久保遺跡の細久保式の1類型をなす2a類土器⁽⁴⁾と共通した要素をもっている。口縁部より縦位密接に施文するI-C₁～C₄類型は、長野県立野遺跡出土の押型文土器を標式とした立野式⁽⁵⁾と類似した内容をもつ。口縁部より横位密接に施文されるI-D類型や楕円文土器のIII-A類型は、同じく細久保式とされる細久保遺跡出土の土器と類似している。口縁部より横位に帯状施文する格子目文や菱目文土器のII-B類型は、新潟県卯の木遺跡の卯の木式⁽⁶⁾に類例が求められる。2種類の文様が横位密接に並列構成されるIV-A類型⁽⁷⁾は、同じく卯の木式や細久保式および長野県塞ノ神遺跡出土の土器に類例が求められる。

つまり、これらの類型を既存の土器型式との関係でみれば、I-A₁～A₅類型とII-A類型は樋沢式、II-B₁～B₄類型は普門寺式あるいは細久保式、I-C₁～C₄類型は立野式、I-D類型や

III-A類型およびIV-A類型は細久保式、II-B類型は卯の木式とその型式表象の点でほとんど変わるところが無く、各型式そのものとは言えないまでも、少なくとも平行関係にあると見なすことが可能であろう。現段階における押型文土器の編年は確定していないが、上記の各型式については立野式を除いて、樋沢式→細久保式・卯の木式という変遷観ではほぼ一致を見ている。となれば、これらの土器型式の編年上の位置と照合することにより、各類型の時間的な位置も必然的に定めることができるのであろう。しかし、1つの類型に対して2つの型式が重複するケースや、各属性面で異なる複数の類型について1つの型式があてられるケースがみられ、直接的にその編年にあてはめることには少なからず問題を含んでいる。これは既存の各型式が相互に共通した類型を内包して構成されていることや、さらに細分される可能性をもっているためと考えられる。

前述したように、押型文土器の編年はいまだ確立されていない状況にある。その最大の原因は、発掘調査によって各型式の層位的な新旧関係が十分に把握されていないことにあるが、また同時に最古の押型文土器に何を置き、かつそこからの系統の変遷をどう組み立てるのかという型式学的分析が、各研究者によって異なっているからでもある。押型文土器をめぐる研究の現状については、すでに何人かの研究者により論述されている所でもあり、この場においては割愛するが、本遺跡の各類型の位置付けとも関連した上記の各型式内容に対する再検討が、片岡 肇⁽⁸⁾氏や中島宏氏⁽⁹⁾らによってなされており、その概要についてみてみよう。

まずI-A～E類型と共通した内容をもつ樋沢式土器についてである。片岡 肇氏は樋沢式として設定された直交帯状施文を特徴とする樋沢遺跡第1類土器が、単一な様相でなく幾つかの類型によって構成されていることを明らかにし、それを以下の4つのタイプに分類した。HA₁タイプ：口縁部に1～2帯を横位帯状施文し、以下の胴部を縦位に帯状施文するいわゆる異方向帯状施文のもので、胎土中に黒鉛を含む。HA₂タイプ：HA₁タイプと同様の直交する異方向帯状構成のもので、胎土中に黒鉛を含まない。HBタイプ：口縁部から横位帯状施文されるもの。HCタイプ：口縁部に1帯を横位施文し、これに接して以下を縦位密接施文する異方向密接構成をとるもの。そして、HA₁タイプを岐阜県北部から富山県南部を中心に分布する沢式として樋沢式から分離し、残りの3タイプを樋沢式とするが、HBタイプの文様構成が異方向の帯状施文を主モチーフとするHA₂タイプの樋沢式と、1段階下った横位密接施文を主モチーフとする細久保式との中間的要素をもつとして、樋沢式の細分を示唆した。またこの分析に付随して、HCタイプと同じ文様構成をもつ普門寺式について、関東地方に分布する押型文土器は樋沢式土器がその分布範囲を拡大したものとして認定し、独立した型式としての普門寺式を否定した。さらに片岡氏は細久保式についても検討を加えている。細久保遺跡出土の押型文土器は1～6類に分類されているが、その主体をなしているのは次の1～3類である。1a類：口縁部から胴部上半にかけて2～3帯に横位帯状施文し、以下を縦位に密接施文するもの。1b類：口縁部より横位に帯状施文するもので、胴部下半で横位密接施文するものを含む。2a類：頸部に無文部を残して横位に密接施文

し、無文部に施文原体の端部による刺突列を加えるもの。2 b類：口縁、部より横位に密接施文するもの。3類：器面の全面に不規則に施文するもの。片岡氏はこれらの細久保式とされている各類の土器に対し、他遺跡での事例の分析を通じて2 b類や3類などの横位密接施文を主体とする段階＝学間型類型の存在を明らかにし、細久保式と一括されているものが帯状施文される1 a・b類などの古い様相を残したものと、2 b類や3類などのより新しい様相をもったものを包含した時間差をもつ複数の類型によって構成されるものであり、型式細分される可能性を指摘した。

一方、中島氏は樋沢遺跡、立野遺跡、栃原岩陰遺跡などの主要遺跡から出土した押型文土器の層的事実について検討を加え、その層位関係による立野式→樋沢式→細久保式という編年序列の根拠が極めて薄弱なものであるとした。そして更に従来の樋沢式と沢式や細久保式などの型式が相互に同一類型の土器を内包していることから、これらを異方向帯状施文→密接施文という文様構成を中心とした型式学的分類により、新たに樋沢I式→樋沢II式→細久保式として再編した。中島氏の設定した各型式の内容は、以下の通りである。樋沢I式：片岡氏の分類したHA₁類とHA₂類で、従来沢式とされていたものを含む。樋沢II式：HB類とHC類および細久保遺跡の1 a・1 b・2 a類、樋沢遺跡の縦位の磨り消し状の無文部をもつ格子目文土器やHC類と同様の文様構成をもつ縄文土器などであるが、更には狭い無文部を置いて菱目文が横位帯状施文される卯の木式の一部や縦位密接施文される立野式的な縦位密接施文のものなども同一段階とする、多岐にわたる類型を含む。また関東地方に分布するHA₂類的なものも含み、片岡氏と同様に普門寺式を樋沢II式として解消している。細久保式：片岡氏が学間型類型とした細久保遺跡の2 b類や3類と、2種類の文様が横位密接に並列施文される同遺跡の4類と同様の文様構成をもつ卯の木式の一部である。

片岡氏と中島氏とではその型式内容に差があり、特に立野式の位置付けについては片岡氏が樋沢式の前段階に位置付けるのに対し、中島氏は片岡氏が樋沢式の1類型とみるHB類・HC類や細久保式とした1 a・1 b・2 a類とともに同一段階に置く点で、その違いは際立っている。しかし、両氏とも立野式の扱いや個別型式の内容を除けば、佐藤達雄の示した帯状施文→密接施文という変遷観⁽¹⁰⁾をほぼ踏襲する点で共通している。

ここで再度、本遺跡の各類型と両氏による分類や編年観とを対照させてみよう。直交帯状施文の山形文土器のうちで口縁部に1～2帯横位施文するI-A₁～A₅類型は、直交帯状構成や施文原体の大きさなどの点で樋沢遺跡のHA₂類と類似しているが、前者は無文部の幅が3～21mm(平均9mm)と狭く、口縁部の外反の度合いが小さいことや口唇部上面および内角部を含む口縁部内面の施文例が多い点で異なる。またHA₂類にはみられないが、I-A₁～A₅類型やI-B₁～B₄類型に目立つ口唇部上面や内角部の施文は、HA₂類と同段階の沢遺跡のHA₁類にみられる口縁部内面の施文がより退化したものと考えられ⁽¹¹⁾、前述の密接施文の傾向を併せて考慮すれば、HA₂類よりもむしろHC類に近い内容をもつ。異方向密接構成のI-B₁～B₄類型はHC類に対比され

るものであるが、文様構成を除いた他の属性の面ではI-A₁~A₅類型と差が見られない。中島氏によればこのI-A・B類型は樋沢II式として一括し得るものであるが、全体的な型式表象の比較ではこれらの類型間には差が少なく、極めて近い関係にあるのではなからうか。縦位密接施文のI-C₁~C₄類型は立野式と同様に文様構成され、口唇部上面や内面に施文されるものが多く認められるが、立野遺跡の類例には口唇部や内面への施文は少なく、山形文も大柄なものが目立っており、本類型との差もみられる。樋沢遺跡の第3次調査では本類型と同様なもの(山形文Aタイプ1とさせている)がみられ、そこでは沢式を模倣した立野式とされている⁽¹²⁾。しかし、本遺跡では沢式段階のHA₁類やHA₂類などの古い様相をもった帯状構成の土器は見当たらず、不明な点が多いながらも諸属性の面ではI-A・B類型とほとんど変わるところが無いということは、それら類型と近似した段階に位置することを示しているのではなからうか。縦位密接施文の点はI-B₁~B₄類型の胴部施文と共通し、より近い関係にあることが窺える。横位密接のI-D類型や楕円文土器のIII-A類型は、細久保遺跡の2a類や学間遺跡例と類似しており、それらと同一段階に比定することができると思われるが、III-A類型の約半数以上は胎土に繊維を含む点で異なる。これと同様に胎土に繊維を含むものは、細久保遺跡の4類や卯の木式と同様の2種類の文様が並列構成されるIV-A類型に顕著であり、III-A類型とは口唇部が無施文であることや粗雑な胎土、外反の少ない口縁部、長大化した施文原体などの点でも共通している。これらはI-D類型とともに中島氏の細久保式に一括されるものであるが、繊維を含むIII-A類型やIV-A類型などは、より後出的と言えよう。横位帯状施文のII-B類型は樋沢遺跡のHB類とも似ているが、無文部の幅が4~10mmと狭い点はより新しい様相とみることができ、菱目文が10mmほどの無文部を挟んで横位帯状に構成される卯の木式と類似する。また狭小ながらも無文部を残し胎土に繊維を含まない点は、横位密接施文のI-D類型よりも古い様相をもつと言える。一方、押型文土器ではないが縦位帯状施文を主体とする縄文土器のV-A~C類型は、長野県横山遺跡出土の斜縄文土器第1類に類例が求められる⁽¹³⁾。口唇上面や口縁部内面への施文を含めた文様構成をはじめ、器肉が薄く、少数ながら胎土に雲母を含み、内面に指頭圧痕を残すことなど多くの類似点が認められる。本遺跡の押型文土器には、これらの類型と同様の文様構成をとるものはないが、胴部の文様構成のみで比較すれば、直交帯状施文のI-A₁~A₅類型やII-A類型と差はなく、同段階とみて良いだろう⁽¹⁴⁾。

上記の分析に即して各類型の時間的關係をみるならば、I-A₁~A₅類型・II-A類型・V-A~C類型→I-B₁~B₄類型・I-C₁~C₄類型→I-D類型→III-A類型・IV-A類型という順で新しくなり、4段階の変遷が想定される。ただ、各属性面での類似からみても1・2段階の差はそう大きなものとは考えられず、近接した関係にあるだろう。また4段階のIII-A類型・IV-A類型は、胎土に繊維を含まない点を除けば、文様構成を含めた諸属性面でI-D類型と共通点が多く、やはり近接した関係にあると思われる。II-B類型については今1つ明確になし得ないが、帯状構成という点では1・2段階と平行する可能性もあるが、それも密接施文に近い帯状施文で

あり、口唇部や口縁部内面の施文がみられないことを考慮すれば、2段階と3段階の中間に位置するものであろうか。これらの各類型あるいは各段階に、片岡氏や中島氏の設定した型式をあてはめるにはより多くの分析を必要とし、限られた頁数の中では果たし得ない。ただ各類型の全体的な変遷過程からみれば、樋沢Ⅱ式や細久保式の細分の問題は残るが、これらの類型は大筋においては中島氏の編年観の中に組み込まれてゆくものと思われる。

7 おわりに

八木沢清水遺跡から出土した押型文土器の特徴を一口で言うならば、わずかに格子目文土器や楕円文土器を含むものの、密接傾向の強い直交施文の山形文土器を主体として構成されているということであろう。特に口唇部の内角部に施文するあり方は、口縁部内面の施文が簡略化されたものとしてとらえられ、本遺跡の山形文土器の大きな特徴でもある。しかし、これらの特徴によって本遺跡の押型文土器が独立した新たな型式として認定できる訳ではなく、片岡氏や中島氏の主張するように普門寺式土器とともに、樋沢式土器として把握されるべきものであろう。

前項で分析したように、26の類型の中には胎土に繊維を含む横位密接や2種の文様が並列施文される明らかに時間差をもつと思われる類型が存在し、総てが同段階に位置付けられるものではないが、仮にそれらを含めたとしても総体的に極めて単純な様相をもつ点で注目される。このことは樋沢式の1類型とされたHC類が、黒鉛を含む異方向帯状施文のHA₁類と同様の文様構成をもつHA₂類とは切り離されて1段階を構成する可能性を示唆するものであり、これらを樋沢Ⅱ・Ⅰ式として分離した中島氏の編年観の妥当性を傍証するものであろう。いずれにしても分析不十分であり、本遺跡のみの事例で決められることでもない。今後における研究課題とするとともに、各研究者諸氏からの御教示を乞う次第である。

尚、本稿では触れることができなかったが、本遺跡では草創期後半に位置する稲荷台式期の竪穴住居跡の埋没土中から、I-A₁～A₅類型のいずれかに該当する山形文土器が出土している。厳密な意味で一括遺物といえる出土状況ではないが、東京都二宮森越遺跡や同尾崎遺跡および千葉県東寺山石神遺跡で検出された押型文土器が、型式学的に稲荷原式や花輪台1式と同段階に位置付けられることを考慮すれば、本遺跡でも稲荷台式と直交帯状施文の山形押型文土器が伴出した可能性を否定できない。こうした事実は、押型文土器をもって草創期と早期とを区分する山内清男の時期区分に修正を求めるものである。この問題については、上記の課題とともに機会を改めて再考したいと思う。

本稿をまとめるにあたり、以下の諸氏から御教示・御協力を賜った。文末ながら記して深々なる感謝の意を表する次第である。尚、本稿の執筆に当たり、当事業団の昭和63年度職員自主研究助成金を受けた。

会田 進、関塚英一、中島 宏、能登 健、洞口正史、大工原 豊、前原 豊、馬飼野行雄、山口 明、山崎克巳（50音順。敬称は省略させていただいた。）

註

- (1) 石坂 茂 「八木沢清水遺跡」 小野上村教育委員会 1978
能登 健・石坂 茂 「八木沢清水遺跡」『群馬県史 資料編1 原始古代1』 1988
- (2) 戸沢充則 「樋沢押型文遺跡」『石器時代』第2号 1955
- (3) 藪田芳雄 「普門寺観音山包含地遺跡調査概報」『両毛古代文化』第1号 1949
酒詰伸男 「栃木県普門寺遺跡」『日本考古学年報』1 1951
能登 健・増田 修・白石典之 「普門寺遺跡」『群馬県史 資料編1 原始古代1』 1988
- (4) 松沢亜生 「細久保遺跡の押型文土器」『石器時代』第4号 1957
- (5) 松島 透 「長野県立野遺跡の捺型文土器」『石器時代』第4号 1957
- (6) 中村孝三郎 「卯の木押型文遺跡」 長岡市立科学博物館 1963
- (7) 笹沢 浩・小林 孚 「長野県上水内郡信濃町塞ノ神遺跡出土の押型文土器」『信濃』第18巻第4号 1962
- (8) 片岡 肇 「樋沢式土器の再検討—長野・岐阜両県を中心として」『信濃』第32巻第4号 1980
片岡 肇 「押型文土器」『縄文文化の研究』3 雄山閣 1982
- (9) 中島 宏 「普門寺遺跡の押型文土器について」『利根川』7 1986
中島 宏 「中部地方における押型文土器編年の再検討」『埼玉の考古学』 柳田敏司先生還暦記念論文集刊行委員会 1989
- (10) 大野政雄・佐藤達雄 「岐阜県沢遺跡調査予報」『考古学雑誌』第53巻第2号 1968
- (11) 片岡氏は樋沢遺跡のHA₁類やHA₂類に口唇部および口縁部内面の施文が認められないことを主な理由として、口唇部や口縁部内面の施文の有無によって「その多寡が新旧の決め手にはならない」としている。しかし、岐阜県中道遺跡や長野県栃原岩陰遺跡から出土したHA₁類やHA₂類などの例を含めて総体的な傾向を見れば、やはり有施文→無施文という変遷がたどれるのではないだろうか。
- (12) 小杉 康 「第5章 樋沢遺跡押型文土器群の研究」『樋沢押型文遺跡調査研究報告書』 長野県岡谷市教育委員会 1987
- (13) 林 茂樹 「横山遺跡の斜縄文土器と押型文土器」『信濃』第14巻第3号 1962
- (14) これらの類型は口縁部内面にも縄文を施文する点で広義の表裏縄文土器と呼べるものであるが、その系譜を草創期前半の表裏縄文土器に求められるか否かが、現在問題とされているところでもある。本遺跡の押型文土器とは器肉の厚さや胎土などの面で峻別し得る特徴をもつことから、互いに系譜を違えることは明らかであり、内面に指頭圧痕を残す点などは草創期前半の土器群との関係において示唆的である。

参考文献

- 会田 進 「長野県南安曇郡奈川村学間遺跡発掘調査報告」『信濃』第22巻第2号 1970
会田 進 「押型文土器編年の再検討—特に施文法・文様構成を中心として—」『信濃』第23巻第3号 1971
岡本東三 「神宮寺・大川式押型紋土器について—その回転施紋具を中心に—」『藤井祐介君追悼記念 考古学論叢』 1980
岡本東三 「押型紋土器」『季刊考古学』第21号 雄山閣 1987
片岡 肇 「神宮寺式土器の再検討」『考古学ジャーナル』No72 1972
片岡 肇 「神宮寺式押型文土器の様相」『小林知生教授退職記念考古学論文集』 1978
加藤晋平・土井義夫 「秋川市二宮神社境内の遺跡」 秋川市教育委員会 1974
可児通宏 「押型文土器の変遷過程」『考古学雑誌』 第55巻第4号 1969
神村 透 「立野式土器の編年の位置について」『信濃』第20巻第10・12号、第21巻第3～7号
小林重義 「尾崎遺跡」 練馬区遺跡調査会・練馬区教育委員会 1982
小松 虔 「栃原岩陰遺跡の押型文土器」『長野県考古学会誌』27 1976
鈴木道之助 「押型文土器と捺糸文土器」『考古学ジャーナル』No170 1979
戸沢充則 「押型文土器群編年研究素描」『中部高地の考古学—長野県考古学会15周年記念論集』 1978
西沢寿晃 「栃原岩陰遺跡」『長野県史』全一卷(二) 1982
山内清男 「縄文土器の古さ」『科学読売』12-13 1962
『第2回縄文セミナー 縄文早期の諸問題』群馬県考古学研究所・千曲川水系古代文化研究所・北武蔵古代文化研究会 1988
『縄文早期を考える—押型文文化の諸問題—』帝塚山考古学研究所 1988

群馬県における阿玉台式の諸様相

——新巻遺跡出土土器の分析を中心にして——

山口 逸 弘

1 はじめに

利根郡新治村新巻遺跡出土土器（1～5図①、④～⑧）が塚田 光氏によって紹介されてから26年が経過する⁽¹⁾。その間、縄文時代中期前半の土器研究は多くの論文によって、特徴的な土器群に対し数々の型式名が与えられ、個々の土器にも時間軸の設定が行われてきた。その結果、多種多様な中期編年案が提示され、各々成果を上げている。しかし、研究の中核的な地域は出土資料の充実した南関東や東関東、及び中部山岳地域であり、北関東とりわけ群馬県の該期土器研究は沈黙の空白地域であった。このことは、出土資料の貧弱さが起因したのであろうが、研究史でも重要な新巻遺跡出土土器に関して、無理解を続けたことも大きな要因であろう。現在の関東地方と周辺地域における中期土器研究の進展のためには、群馬県の該期土器群に分析を加え、土器様相を明らかにし、問題となる幾多の論点を明確にしなければならない。

最近、群馬県内でも多くの行政発掘が行われ、新巻遺跡⑧（5図）に類似する土器群などが知られるようになった。筆者はこのような類例資料増加の中で、新巻遺跡を再分析するため、高橋良治氏と森下寿良氏のご了解とご協力を得て、出土土器の再実測図を掲載し、この土器群をあらためて中期土器研究の俎上に置いた。また、筆者は房谷戸遺跡報文中で出土土器を中心とした分析を行い、特に、新巻⑧に近似する「V群1、2類」に「新巻類型」という呼称を与えた。しかしあくまで、一遺跡内の概略的なまとめであり、特定の分析手法による分類統括にまでいたっておらず再考する余地が多い段階的な分析であった。

このように、群馬県内の中期中葉の土器群の分析はいまだ緒についたばかりであり、編年作業や分析の整備が不十分である。また、従来の南関東を中心とする該期土器研究に県内の資料を短絡的にあてはめることはできない。なぜならば、県内の中期土器群には、複雑な様相・要素が多く見受けられ、何等かの視点を変えた分析作業の必要性に迫られている。本稿は、新巻遺跡出土土器を研究史に照らしつつ、問題点を抽出し、県内の類例資料の提示を目的とする。更に類例資料から、県内で多く出土する阿玉台式土器の懸垂文を施す胴部文様帯に着目し、特徴的な文様構成の方法が意味するところを探り、複雑な中期土器群に対する理解の一方向を模索してみたい。

新巻遺跡出土土器を扱った論稿は、塚田 光氏⁽⁴⁾と佐藤達夫氏⁽⁵⁾の論文があげられよう。本遺跡を紹介したのは塚田氏であり、氏は「阿玉台式、勝坂式の両者の最尖端・接点あるいは境界を明らかにする資料とするにはあまりにも単純すぎる」とし、遺跡の主体を阿玉台式においた。佐藤氏は、勝坂式土器の理解のために、異系統要素の混在する中期前半の土器群の様相の一例として、新巻遺跡出土土器に分析の視点を向け、異系統の型式が共存する遺跡例として位置付けた。この

両氏の論稿が新巻遺跡に関する主要な分析であり、概略を述べる。

塚田 光氏は、『下総考古学』1において、「利根川上流域における阿玉台式土器および勝坂式土器の実体を求めて」、新巻遺跡の所在、土器の出土状況を詳細に述べ、出土土器の解説、分析をおこなった。それによると、出土土器は①を除き住居址出土の可能性が高く、「ごく限られた一時期の一括出土資料と考えてもさしつかえないもの」としている。また、当時の極少の類例資料をあたり、利根川上流域の阿玉台式土器の存在を明示し、⑤～⑦の土器についても新巻遺跡に類例を求め、更に、⑧の土器に最も注目し、後田原遺跡⁽⁶⁾の例に近い存在を指摘している。そして、土器群の時間的位置を①、④の阿玉台式土器は「阿玉台古式」より新しく、「阿玉台B式」より古く捉えた。⑤～⑦を「勝坂式でも初期に位置する土器」とし、⑧を後田原遺跡報文中の引用で後田原式との関係を示唆しているが、⑤～⑦の新巻式との伴出関係に矛盾点を見だし、「再考すべき問題」としている。また、氏は資料的限界を指摘しながらも、「群馬県北西部山岳地帯での阿玉台式・勝坂式の共伴の実態は、両型式ともに、より濃密に分布する地域の特徴をそのままに保った姿において把握されていることである。」とし、本遺跡における複数型式の共伴の実態を評価した。

佐藤達夫氏は「日本考古学の現状と課題」において、出土土器を一遺跡内の複数型式共存の一例として後田原例とともに紹介し、⑤、⑦を新巻式や平出IVB、平台遺跡と宮田遺跡の土器に極めて近いとされ、特に⑦を特殊な器形として着目し、綾杉状三角押紋の類似例を求めている。また、⑥、⑧については特異な型式として扱い、⑧の土器を「五領ヶ台式に発する別の系列を探索する必要がある。」という表現で、後田原の他、新潟県山下遺跡にも類例を求めている。ここで氏は、阿玉台Ib式段階の土器様相を“一遺跡に多数の型式が共存する場合”と“一個体の土器に異系統の紋様が施される場合”の2つ様相が存在することに注目し、「この段階には、各型式の独自性が強い反面、異系統紋様の伝習が盛んに行われたようである。このような段階を経て、次の時期にほぼ同一の範囲に勝坂式が独特な展開をみせる。」と、勝坂式の発生と発達にこれらの諸型式⁽⁷⁾の混在が強く影響したことを指摘している。

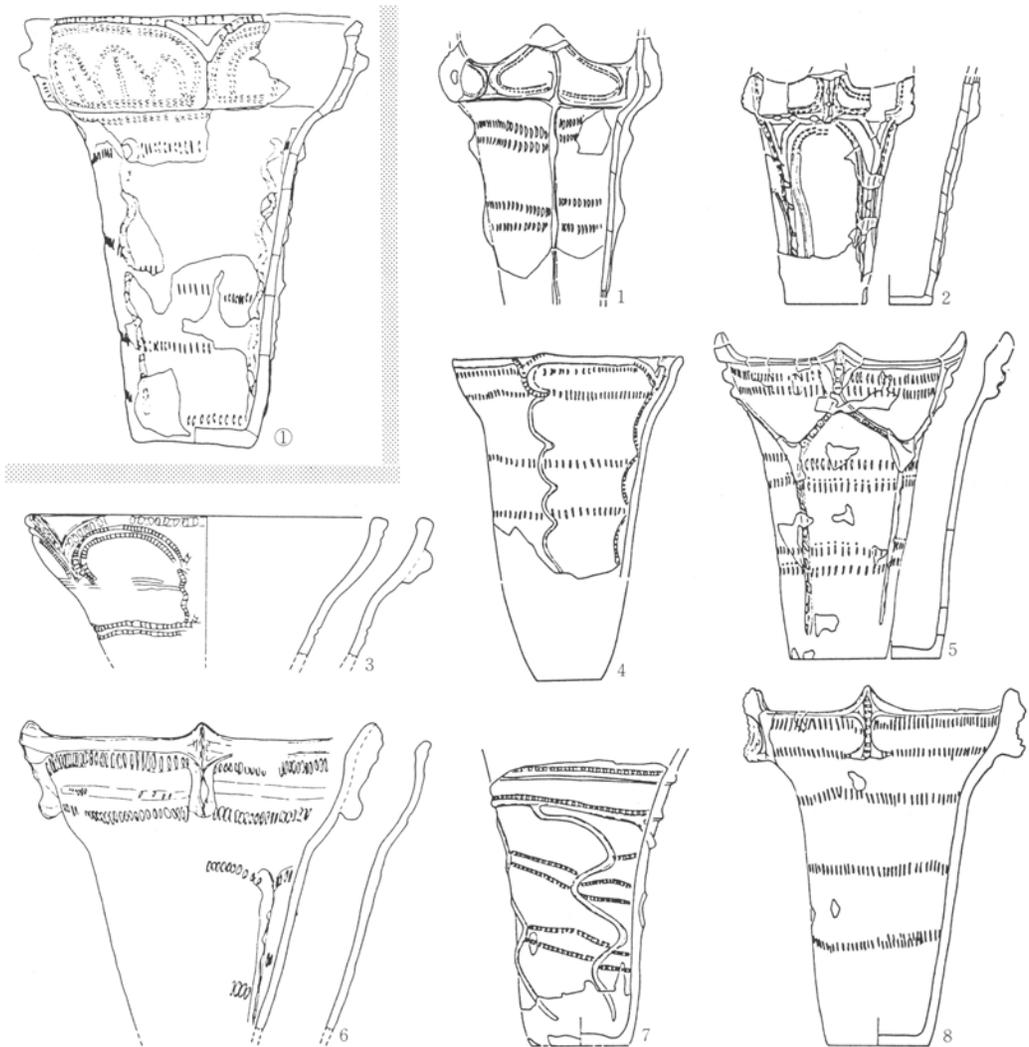
群馬県における該期研究は、従来の南関東および東関東の研究を中核にした分析が故に新巻遺跡出土土器を粗略的に扱ってきたことは否めない。しかし、研究史を鑑み、認識を新たにすると、塚田、佐藤両氏による論稿は、新巻遺跡のみならず北関東の中期土器型式理解に極めて重要な問題を提起している。すなわち両氏の提起された問題は、“多数型式の共伴”と“異系統文様の共存”という、縄文土器研究においては今日的な課題であり、我々が混沌とした中期土器型式群の実態を明らかにするためには、この課題の究明と新資料を加えた分析が必要である。本稿では、この2つの課題を論点とし、群馬県の該期土器様相を最近の出土例を加味して明らかにすることを目的とする。

次節では、近年の出土資料増加によって、改めて新巻遺跡出土土器を見直す必要性を考慮にいい、今後、資料集成を行う際、各個体の一括性が重視されるが、新巻遺跡出土土器も該期土器群⁽⁸⁾内に包括させるために類例を挙げ、同時に群馬県における、多数型式の共伴例の認識を深めたい。

2 異系統型式の伴出の様相

新巻遺跡出土土器は①を除き一括出土資料と報じられている。ここでは、県内の同時期の類例を数点抽出し、型式論上の位置を概観し、新巻遺跡出土土器の時間幅を探りたい。また、出土土器の同時性は発掘調査によるデータをもちいた方法が困難なため、類例資料の伴出、共伴例を文中で示すことで理解したい。それによって、県内の該期遺跡における“多数型式の共伴”例を概観し、群馬県における縄文時代中期中葉の土器様相として提示したい。ただし今回は、新巻遺跡出土土器の同時性の検証と類例の提示を主眼とするため、細かな分類作業や編年案の設定は避けた。将来的な作業としたい。

1 図 新巻遺跡出土土器①の類例；本図で集成した新巻①の類似資料はほぼ阿玉台II式にあたり、群馬県では栃木、千葉県などと同様に主体的な出土をみることができる。群馬県の阿玉台式



1 図 新巻遺跡①と類例資料

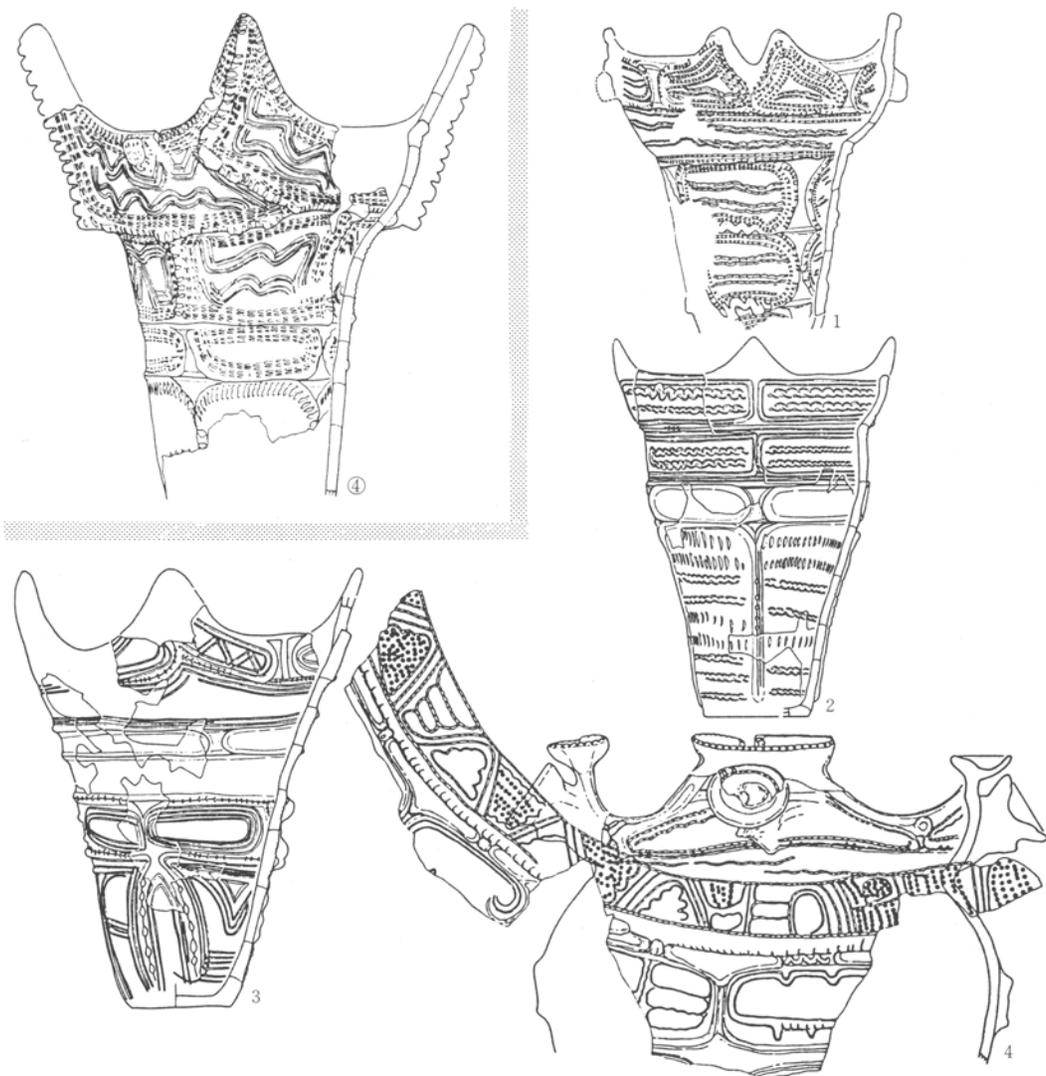
土器は現状のところIa式の量的な充実はないが、Ib～II式の資料は利根川流域とその支流で多く出土が知られる。しかし、新巻①のように、平縁で口縁部に楕円状の区画文を配する資料は少なく、多くは波状縁を呈したり、大型の突起を付す例である。そのため、本図は典型的な阿玉台式土器と考えられる一群を集めてみた。

1、2は房谷戸遺跡⁽⁹⁾。特に1は阿玉台II式の土器を多量に出土した住居址出土である。2図2、3や7図2等と伴出する。1、2とも新巻①と同様に口縁部文様帯を明確に分帯し、複列の結節沈線を施文する。3は下佐野遺跡⁽¹⁰⁾。口縁部に新巻①と同様なV字状の隆線を貼付し、複列の結節沈線で半楕円ともいえる区画を配す。頸部には明瞭な区画隆線は無いが、複列の結節沈線が横位施文される。4、5は口縁部に爪形状の刻み目列を施す特徴を持つ。三原田遺跡⁽¹¹⁾8区20住の共伴で、そのほかに勝坂1式併行の深鉢2個体と新巻⑧に類似する2個体（5図6、7）が伴出している。6（下佐野）も同様に口縁部に刻み目列が施されるが、間隔を持たせて平行しており、口縁部文様帯の印象を受ける。7、8は三原田H29グリッドG号土境内の一括資料として截痕を施す深鉢胴部下半などと伴出している。7の複列の角押文が懸垂文をつなぐ特徴的な胴部文様である。8は4～6と同様に口縁部に刻み目列を施す。胴部には懸垂文が付されず、刻み目列のみ施文されるが、このような素文ないしは無文の阿玉台式は多く、分類、細分が難しい一群であり今後課題を残す。

県内の阿玉台式土器はこのほかに、2図4や7図2のような扇状把手が突出し、立体的な渦巻きを描く甕形の深鉢も一般化するようである。このような把手、突起に多様性が生じる時期としてII式期を充てたいが、おそらくこの時期に勝坂式の影響は普遍的に存在すると考えられる。

2図 新巻遺跡出土土器④の類例；阿玉台II式に比定される一群だが、勝坂式の影響を受けたものと考えられる特徴的な土器群である。通常、勝坂式の影響を大きく受けるのは阿玉台III式期と受け取られがちだが、II式期に勝坂式の分帯手法が取り入れられ、III式期で幅広の爪形文などの細かな文様要素が採用されるのであろう。また、後述するが、勝坂式と阿玉台式との異系統文様の混在と考えられるような土器群の存在は確認されているが、本図に集成した土器群との関連などは不明瞭な部分が多く、今後細かな検証が必要であろう。

本図の阿玉台式土器に見られる勝坂式的な分帯手法としては、1の胴部多段楕円区画や2の口縁部文様帯の方形の重帯区画に顕著に現れている。1は十二原II遺跡⁽¹²⁾J-8住出土で、新巻④と顔付きは非常によく似ている。5図2と伴出する。楕円区画は3、4にも認められ、この類例が区画文の有無によって提示されたものであることが理解されよう。1の区画内には複列の結節沈線が二段に施され、上下の区画の接続部には横位蛇行隆線が付される。2の口縁部区画内と胴部には半截竹管状工具の交互回転による小波状文が横位に施され、特に胴部の波状文は区画線の印象を得る。3の胴部懸垂文は不規則な3単位構成で、懸垂文で画された空白部には3、4条の沈線が横位に施され、小区画文化する。4は天神遺跡⁽¹³⁾A-38墳出土で、頸部の文様群は非常に特徴的であり、伴出する4図5と同様に分析の難しい土器である。



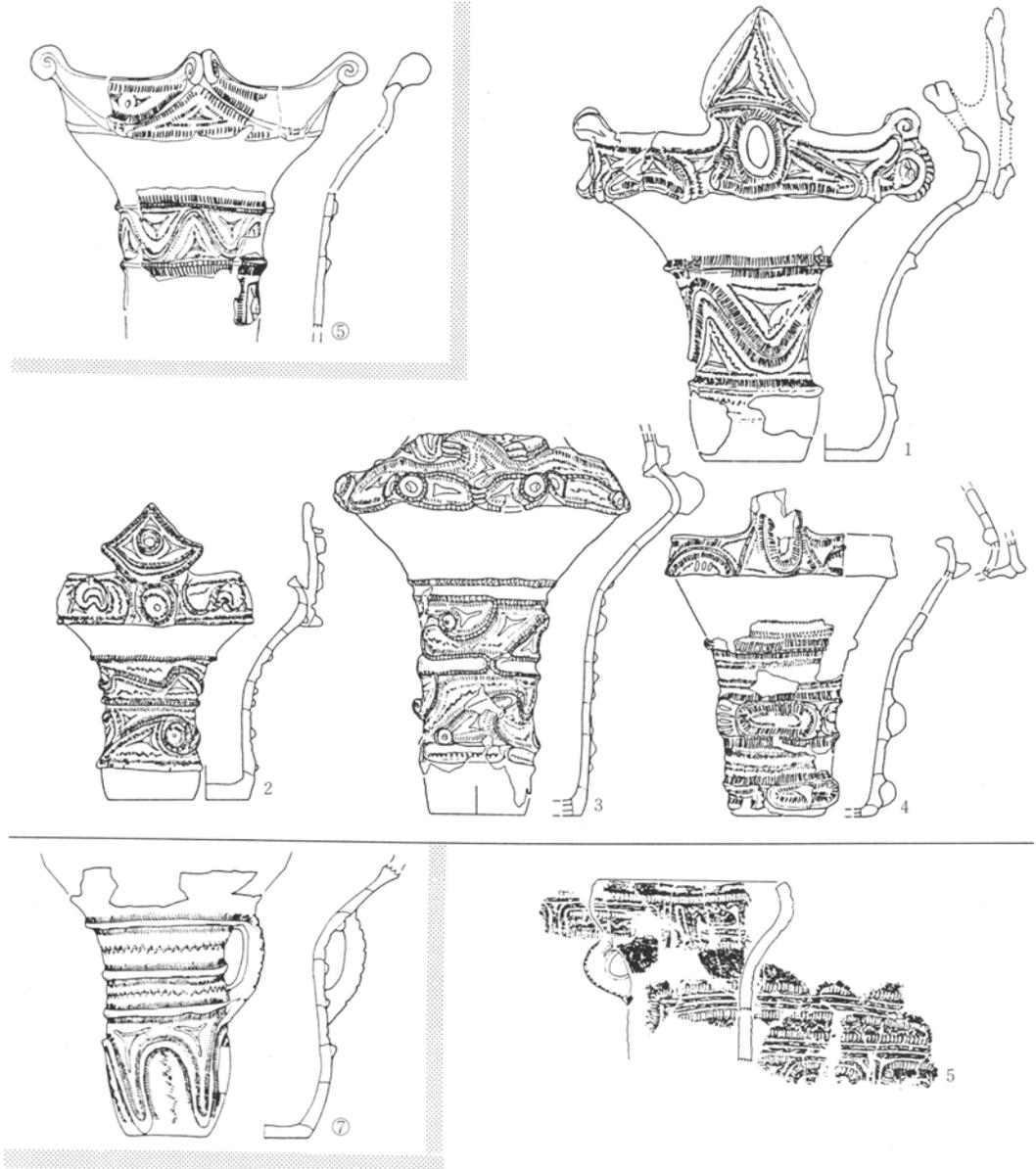
2図 新巻遺跡④と類例資料

一概に、加飾性に富む阿玉台式土器をすべからく勝坂式の影響とする風潮は避けなければならない。しかし、上記の土器群は、従来の阿玉台式土器の賦質から、逸脱した一群であることは明瞭であり、その変化の背後に他型式の影響が強く働いていたと考えられる。これらの土器群は胴部を中心に多段の分帯手法や楕円区画文の存在が顕著に見られる一群であり、この手法を勝坂式に求める理由は、伴出する他型式の手法に多段分帯手法（横位一次区画文）が認められないからである。この勝坂式的な分帯手法は、阿玉台式と勝坂式土器の相互関連や各文様要素の発生と消長を考える際に、重要な役割を果たしていたと捉えられよう。ここで、注意しなければならないことは、本図であげた土器群の型式帰属は一般的阿玉台式であり、ある型式が他の型式からの影響を大きく受け、変容を著しく果たしたとしても、その全体観がその型式の認識を保有していれば、帰属を他型式に求めるのは間違いであろう。まして、県内の阿玉台式土器は量的にも安定が

見られ、重層的な型式群にあって、基層的な位置を占めていたのであろう。

3 図 新巻遺跡出土土器⑤、⑦の類例；勝坂1式併行の新道式段階の土器群である。

1は三原田。2～4は房谷戸。5は向吹張遺跡出土。新巻⑤のように多段の文様帯を設け、幅広い多截竹管の連続押し引きを隆帯脇に施すこの土器群は、概して胴部径が小型で、口縁部は大きく開き、やや不安定な形態を呈するもの多く見受けられる。群馬県のこの段階の勝坂式系土器の一特徴と捉えられよう。また、⑦も多段に分帯する胴部文様帯を持つが、橋状把手を持たせる特徴を備える。6や4図1のような類例があり、特に4図1は截痕列、刺痕列を施す特徴を持つ



3 図 新巻遺跡⑤、⑦と類例資料



4図 新巻遺跡⑥と類例資料

ち、⑦と直接的な系譜ではないかもしれない。ただ、大型の橋状把手は中部山岳地域や、南関東には見られず、群馬県の勝坂式系の土器群の特色として指摘できよう。

4図 新巻遺跡出土土器⑥の類例；塚田氏は⑤、⑦とともに「勝坂式に組み入れられてさしつかえない土器」と表現され、本土器の帰属を勝坂式にしている。佐藤氏は、⑧と同様に「特異な型式」とし、截痕の類例として、多摩、山居の土器に類例を求めているが、胴部の区画手法は鳴神山に近いとされている。確かに、塚田氏の指摘にあるとおり、三叉文、小さな連続刻文―截痕列、隆帯による渦巻文などは勝坂式あるいは新道式に多く見られる文様要素である。また、佐藤氏の指摘からも考えられるように、勝坂1式や新道式の截痕列を施す土器は多段分帯を特徴とする土器が多く、⑥のような曲線を主体とした隆線で構成される文様帯は見当たらない。つまり、本土器は、勝坂式でも異色の顔付きと捉えられよう。

1～4は房谷戸出土である。1は阿玉台Ⅱ式の深鉢や新巻⑧類似の5図4と20住で伴出している。新巻⑦のような橋状把手を持ち、二対の区画文によって器面を分割し、空白部を沈線群で小

区画する特徴は新巻⑥と類似する。2は738墳で4図7などと伴出している。蛇行垂下する懸垂文と抽象的なモチーフを描く懸垂文が付され、1と同様に空白部を沈線によって小区画する。また、正面図では見えないが口縁部には楕円状の区画が配され、5と同様な構成が目されよう。3は21住北側に接する40墳出土。阿玉台Ⅱ式の深鉢（7図7）などと伴出している。2連の橋状把手を持つ懸垂文と1と同様な形態のU字状区画文が配され、やはり空白部は沈線による小区画文が配される。4は224墳出土。胴部上半の隆線による区画は形態は若干異なるが、新巻⑥と同等の区画と判断した。区画内は横位沈線によって小区画され、結節沈線や沈線文が充填される。5は天神遺跡、2図4と伴出関係にある。2と同様に楕円状区画が口縁部に配され、意匠的な懸垂文が付される。懸垂文間の空白部にはやはり横位の沈線による区画がなされ、結節沈線や円形刺突文が充填される。

本図に集めた土器群はその系列や出自が多岐に亙るようだが、胴部の空間を小区画する特徴に共通性が認められ、従来の新道式とは別種として分析が必要であろう。これら新巻⑥に類似する一群とした土器群は従来の型式への帰属が困難で、文様の構成方法やその系統を明らかにしなければならぬ。これについては、若干の分析を後述したい。⁽¹⁵⁾

次に、特徴的な胴部文様帯を設ける1～5のような一群ではなく、胴部文様帯に横方向の分割処理を採用した土器群を提示したい。図の破線下に示した6～8の3個体であり、いずれも房谷戸の出土である。報告では、截痕列、刺痕列を施す『新道式系統の土器』として4図1とともにⅣ群2類としたが、その中でこの3個体は明らかに胴部文様帯が横帯区画され、他の土器群の胴部文様帯とは、文様構成の方法が違うようである。そこで今回は、別の一群とし1～5とは分けたが、類例は房谷戸で確認されただけであり、他の遺跡では出土していないようである。個々の土器の説明は省くが、類例増加が待たれる一群である。

5図 新巻遺跡出土土器⑧の類例；⑧は前述のように、塚田、佐藤両氏とも特徴的な土器として捉えられており、また、現状の研究段階でも、既存の型式に帰属を求めるには非常に危険な要素を多く見せる土器である。先に述べたように、筆者は房谷戸報文中で、新巻⑧やその類例を集め「新巻類型」として、群馬県と長野県東部に分布する該期土器群のなかで特徴的な顔付きを持つ一群として位置付けた。その際の「新巻類型」の特徴を再度列挙すると、

「a、口縁部文様帯と胴部文様帯の強い分帯意識。b、胴部の分帯線は意識されず、縦位隆線や波状隆線が付せられ、縦位区画やパネル装飾と呼ばれる区画文が配列する構造ではない。c、波状縁を呈するものが多く、平縁のものは円環、滑車状の突起を付す。d、環状突起、双環状突起、三叉文といった勝坂式的な要素も取り入れられる。e、隆線、環状突起には太めの沈線が沿い、所々には短沈線のアクセントが施される。」

と捉えた。しかし、その発生、消長は不明点が多く明確ではなく、現在のところは伴出資料の抽出が目前の課題である。長野県の類例資料としては、前述の後田原、荒神山遺跡出土例とも共通性は見いだせ、また、久保在家遺跡等に近年の類例増加が見られる。⁽¹⁶⁾



5 図 新巻遺跡⑧と類例資料

図の1、2は十二原II出土。1は大木7b式併行の深鉢と、2は阿玉台II式(2図1)と伴出している。両者とも口縁部破片のみの残存であるが、「新巻類型」の特徴をよく表している。3～5は房谷戸。3は土壙出土で胴部文様帯は突起を中核に隆線を弧状につなぎ、突起下より2条の垂下隆線が分岐し懸垂文となる。懸垂文間の空白部には太めの沈線が横位、波状に描かれる。4は20住において阿玉台II式や勝坂1式併行の深鉢(4図1)と伴出する。新巻⑧の胴部に類似した環状突起を中心とする巴状モチーフが描かれ、空白部には新巻⑧や3と同様の横位波状沈線や短沈線が施される。5も土壙出土で、3と同様に分岐する垂下隆線が付される。6、7は三原田。1図4、5と伴出関係にある。6の環状突起は新巻⑧や4に類似性が求められる。⁽¹⁷⁾

以上のように、新巻遺跡出土の各土器に直接的ではないにしろ、非常に密接な関連性をもった、土器群は多く、類例提示を行った本節は群馬県の該期土器群のおおよそを概観したことにちな

⁽¹⁸⁾る。比定される編年的位置は阿玉台II式期であり、いわゆる「新道式」に類例が多く集中する。ここで、新巻遺跡出土土器と類例が提示する問題を2点にまとめ、問題の所在を明らかにしたい。

第1に、新巻遺跡出土土器はその出土状態が曖昧なデータにもかかわらず、県内の該期土器群と比較し伴出関係などを加味すると、この土器群はほぼ阿玉台II式期に比定され、塚田氏の所見のとおり、一括出土資料として扱い得る蓋然性が高い。数個体の土器群であるが各々が特徴ある要素を持ち、関東地方の北端に位置する群馬県の中期中葉の土器群の一側面を提示する資料として評価し得るものである。

第2に、この土器群を初めとする県内の該期土器様相は、混在化が著しく、佐藤氏が指摘した“一遺跡に多数の型式が共存する場合”と“一個体の土器に異系統の紋様が施される場合”の両方の現象が見受けられる。特に、多数型式の共伴は、群馬県地域において該期土器様相として当然の様相として捉え得る現象である。多数型式の共伴、異系統文様の共存といった複雑な要素を持った土器群の分析は通常の文様要素の細分や既存の型式理解による分析では、判断が難しく、角度を変えた視点で分析を行わなければならない。

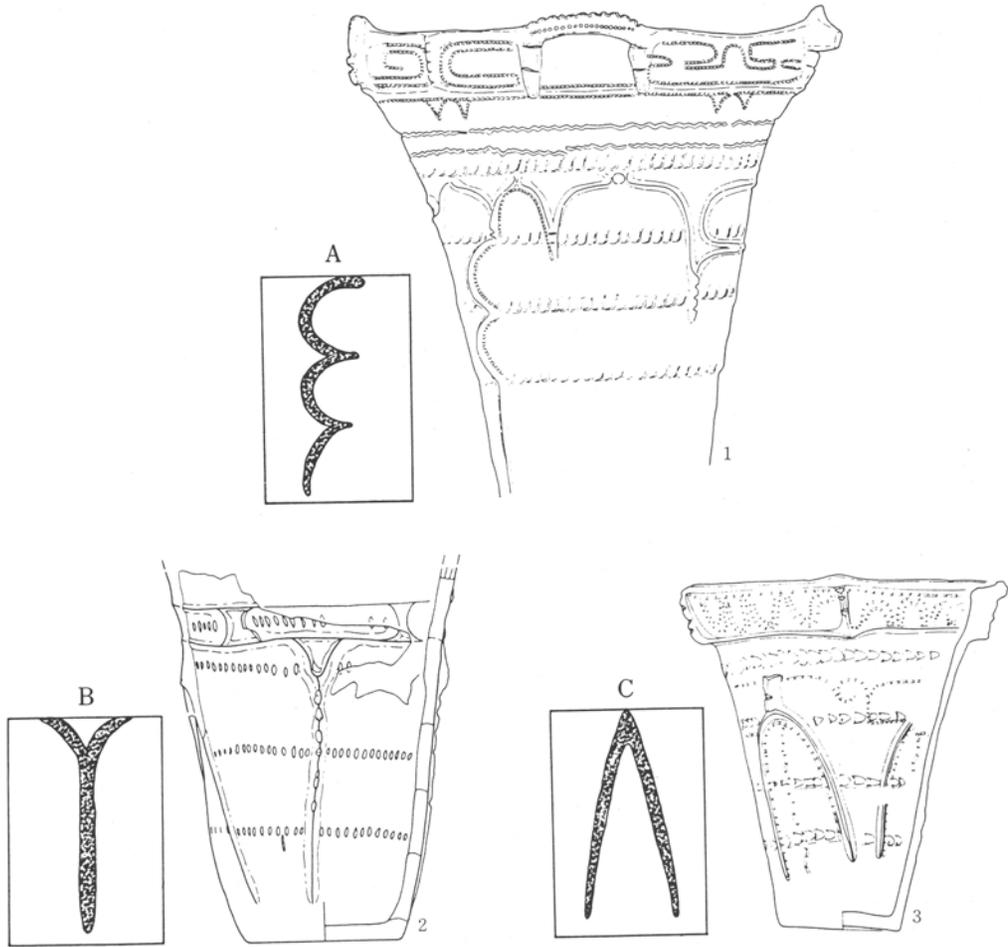
この複雑な土器群の分析の試みとして、最も他型式の影響をその構成に受けたと捉えられる胴部文様帯を取り上げ、中期中葉の土器群わけても県内で量的にも多く、型式の認定が比較的安定している阿玉台式土器を選び、その胴部文様帯に認められる懸垂文を中心に分析を行ってみよう。

3 異系統文様共存の様相

前節では、新巻遺跡出土土器を中心にした県内の縄文中期中葉の特に阿玉台I b～II式期併行の土器群を提示した。これによって、不完全ながら県内の該期土器様相と新巻遺跡出土土器の重要性が理解されたと考える。しかし、その全容は編年作業など細かな検証が試みられていないせいもあって、整備された分析に至ってはならず、群馬県にとどまらず広い範囲での土器様相の把握や型式分布などを見つめ直さなければならない。また、縄文時代中期中葉の土器群は加飾性に溢れ、全国的にその文様出自、系統、単位などの在り方が各個体ともバラエティーに富む。その背後には常に地域性を考慮に入れなければならない、単純な分類作業では型式への帰属や判断が難しくなっている。さらに、新資料を提示した群馬県では新巻遺跡出土土器を代表とする該期の土器群は先に示したように、各個体に錯綜した文様が内包されているため、より慎重な分析を行わなければならない、該期土器理解に支障が生じることになる。

ここではまず、群馬県に多くの類例があり阿玉台II式土器の胴部文様帯に設けられる垂下隆線による懸垂文に注目し、懸垂文が付される個体の胴部文様帯の特徴を幾つかの構成法に分けた。同時に佐藤氏が指摘した、中期中葉の土器に特徴的に観察される『一個体の土器の異系統紋様の共存』例も胴部文様帯の観察によって理解を深め、同系統の文様を使いながら、異系統の（勝坂式的な）文様表現をする場合を提示する。

次に、勝坂式的な、または阿玉台式な文様要素を持ちながら分類、分析が至らない土器群を



6図 懸垂文の代表的形態

提示し、阿玉台式の懸垂文分析と等質の考えで若干の方法を試みたい。

a、阿玉台式土器における懸垂文の分析

阿玉台 I b~II 式土器の胴部文様帯の多くは、垂下隆線による懸垂文で正分割され、2 単位か 4 単位構成を主体とし、勝坂式に認められるような胴部を横帯に区分する区画文(横位一次区画文)の発達に乏しく、大区画の連接による文様構成を取らない。その懸垂文の主なものを 6 図に示した。このほかにも、幾つかの多様な要素が考えられるが、概ね、6 図に挙げた A~C 3 つの構成とその変種で包括される。分析の方法としては、隆線などによる懸垂文を主描線とし、主描線に従属する補線を副描線とする。視点を変えるとこの副描線は、阿玉台式土器における区画内充填文様として捉えられよう。この主描線と副描線による阿玉台式土器胴部文様の構成の方法の在り方を各構成毎に述べていきたい。

A、波状懸垂文・阿玉台式土器に普遍的に認められる懸垂文である。他の懸垂文に比べ、裝飾性が強く、変化しやすい文様要素である。その多くは、頸部隆線に接して波状垂下し、口縁部

文様帯の扇状把手間の直下に付される場合が通常である。構成方法としては、

a, 隣合う懸垂文が相い向かい、区画文化する(7図1、2)。b, 同方向に4本付される構成(1図4、7)。c, 異種の懸垂文と対をなすもの(6図1)の3種が主な構成である。

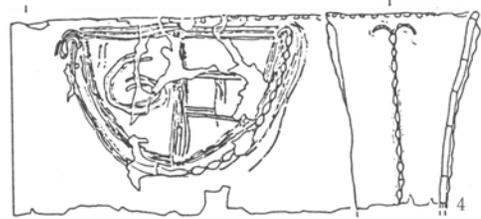
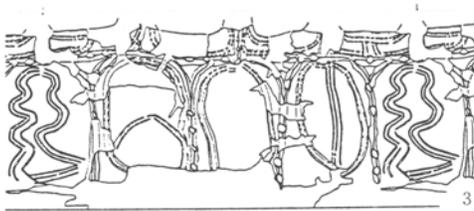
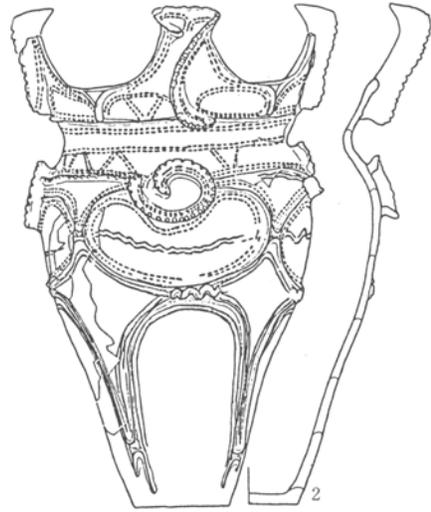
aの区画文化した波状懸垂文は最も特徴的な構成法であり、群馬県の阿玉台II式の胴部構成に多く認められる。区画は楕円状区画を意識したものが殆どで、7図1(雨壺遺跡⁽¹⁹⁾)の胴部上半では小型の把手より主描線として、波状懸垂文が相い向かうように垂下し、接近することによって下端は開くが明らかに楕円状の区画が重帯する。また、頸部にも楕円区画が連続する特徴を持つ。2(房谷戸)の渦巻き状の突起より派生した主描線も接続し、胴部上半において区画文を連結する。区画内は横位波状沈線文が副描線として施され、区画内を更に小区画する意識が考えられる。この他にも、2図の新巻④や1(十二原II)の重帯区画はこの波状懸垂文が発達し、完全に区画文化したものと考えられる。新巻例も十二原II例も区画内に波状線や複列の結節沈線などの副描線が横位に密接施文され、文様要素の少ないとされる阿玉台式とは逸脱した全体感を呈し、より勝坂式的と捉えられる。次に、bの同方向に付された例としては1図4、7(三原田)が顕著であるが、この2個体は主描線である波状懸垂文間を副描線である刻み目列や角押文が密接に横位施文され、胴部の器面を多段分割する区画線となっている。cの例とした6図1(見立大久保遺跡⁽²⁰⁾)もbと同様に副描線としての指頭押圧痕が丁寧に多段施文される。b, cにみられた副描線は、勝坂式における横位一次区画文とは文様施文意識においての若干の差はあるかもしれないが、器面を多段分帯する手法を取り入れた独特の副描線構成方法であろう。

このように阿玉台式の特性である波状懸垂文を使用しながら、aのように区画文化したり、b、cに見られる副描線による多段化が図られたりすることによって、阿玉台式でありながら、勝坂式的な胴部文様帯構成を取る構成が看取できよう。

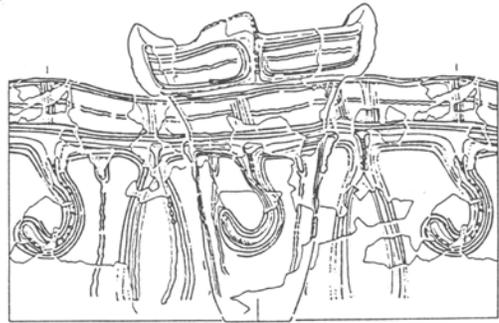
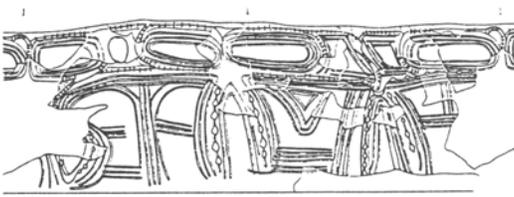
B、Y字状懸垂文・この懸垂文も波状懸垂文と同様に阿玉台式土器の多くに取り入れられる主描線である。直線的に器面を等分割する主描線として、五領ヶ台式土器などの中期前半の各型式にも認められ、系譜、変遷が注目されよう。ここでは、Y字状に限らず新巻①の蛇行隆線や1図1の直線的な懸垂文も含めてY字状懸垂文としてまとめた。その構成法は、

a, 4条の同種懸垂文が垂下する(新巻①、1図1、2、6)。b, 懸垂文同士が接続し胴部上半が区画文化する(1図5)。c, 異種の懸垂文と対をなす(6図2、7図4)の3種である。

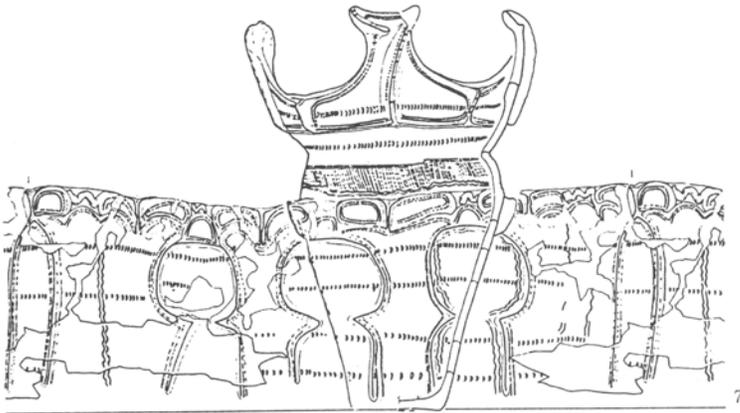
aは区画文化する可能性は無く、阿玉台式構成法の強い安定が窺われる。しかし、新巻①は不規則ながら横位刻み目列が多段に施され、1図1(房谷戸)も2列を1組とした横位刻み目列が多段に施される。波状懸垂文のb, cに見られたような、副描線による胴部多段分帯手法と捉えられる。これに対し、1図2(房谷戸)の空白部には分帯意識は認められないものの、副描線と考えられる結節沈線や沈線によるモチーフが意匠文的に描かれる(7図3参照)。副描線による、単位文化といえよう。1図6(下佐野)は、胴部残存が少なく副描線を窺えないが、口縁部文様帯内の刻み目列の施文方法はおそらく胴部に共通する方法であろう。2図2(房谷戸)は、横位



(1 図-2)



(2 図-3)



7 図 懸垂文の構成変異

刻み目列と交互回転による小波状沈線文が、2列1組で横位に多段施文される。更に、口縁部文様帯に小波状沈線文が施文され、区画内の充填手法として興味深い。次にbの例としては、1図5（三原田）に顕著に現れる。大型のY字が付せられ上端が接続するため、三角形の区画が連結する現象を生み出す。胴部の副描線とされる刻み目列は多段分帯を意識したものであろう。また、口縁部にも同様な副描線の施文手法を取り、刻み目列が副描線として充填文の一手法と考えられる資料でもある。cの例の6図2（房谷戸）は、Y字状懸垂文と分岐懸垂文が交互に配され、空白部は横位刻み目列が比較的密接に施される。これも胴部文様帯の副描線による多段分帯手法である。このほかの例では、7図4（房谷戸）は口縁部文様帯は省略され、胴部文様帯が口縁部直下より設けられる。その構成はY字状懸垂文と異種懸垂文（懸架状区画文）の複合で、等分割ではなく、特異な構成である。

Y字状懸垂文は他の懸垂文の中でも、最も強く阿玉台式の構成法を維持し、五領ヶ台式土器からの系譜が認められ、胴部文様帯分割の根幹としての構成法として捉えられる。しかし、1図5のような区画文化した構成例や胴部の副描線である刻み目列の施文手法などを細かく実見すると、多段分帯手法が看取され、阿玉台式の特徴であるY字状懸垂文も、少なくともII式期においては、勝坂式的な区画文構成や横位一次区画構成の影響が見受けられる。

C、逆V字状懸垂文・波状懸垂文やY字状懸垂文と同様、阿玉台式土器の胴部文様帯に主体的に付せられる懸垂文である。多くは胴部上端の小突起より分岐派生し、器面を分割する手法が用いられる。また、波状懸垂文の下半と融合して判別がつかない場合もある。構成法は、

a、同種の懸垂文で、器面を等分割する（6図3）。b、隣合う懸垂文が接続し、胴部上半が区画文化する（7図2）。c、異種の懸垂文と対をなす（2図3、7図6、7）。

a、阿玉台II式期には比較的少なく、おそらくIb式に充実する構成法であろう。6図3（宮地遺跡⁽²⁾）は4条の懸垂文が付せられ、刻み目列が多段に施される。横位刻み目列による多段分帯意識は看取できよう。bの場合も典型的な例は少ないが接続することによって、Y字状懸垂文と同様な形態を取るのであろう。7図2は波状懸垂文の下半との融合例である。cの例としては、2図3（房谷戸）の形態は不明だが、下端が渦巻き状の処理を施す懸垂文が認められる（7図5参照）。この土器は頸部に楕円区画を連結し、主描線の懸垂文間の空白部を沈線による副描線が充填される。特に横位沈線による小区画が注目されよう。7図6（房谷戸）は逆?状の懸垂文と2単位構成を取る。胴部には横位区画線や充填文などの副描線は顕著ではないが、縦位波状沈線が施される。また、頸部には方形の区画文が連続し、区画内は小波状沈線が横位施文される。7（房谷戸）は相向かう波状懸垂文が単位文化し3単位配され、1単位のみ逆V字状懸垂文が設けられる。3A+1Bの単位構成である。懸垂文間は比較的密接に、横位刻み目列が多段に施され、胴部上端には楕円状の区画文が接続する。6、7とも全体感は阿玉台式土器を維持しているが、頸部（6）胴部上端（7）に区画文が接続し、胴部も異種の懸垂文が付され、対称性を崩す構成（7）を見せ、随所に勝坂式的な要素が取り入れられている。

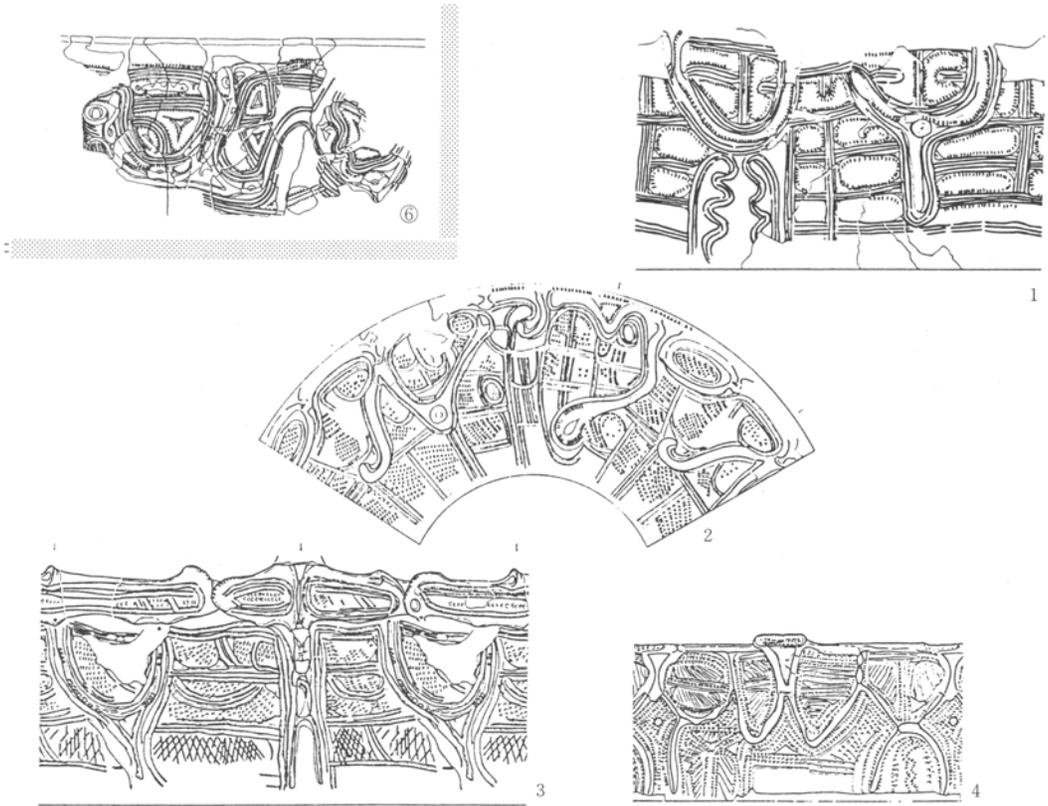
阿玉台式土器の懸垂文は、五領ヶ台式や大木7b式に認められるY字状懸垂文などに直接的な系譜が求められている。しかし、勝坂式の横位分帯線との関連や勝坂式直前の懸垂文のあり方などに不明点が多く、その系譜の線に変遷を示唆することは、阿玉台Ia式や五領ヶ台式および猪沢式の資料が乏しい群馬県の現状の研究段階では困難な作業である。しかし、比較的資料の整った阿玉台Ib～II式を本節で概観したところ、Ib式の比較的古い段階で多種の懸垂文が胴部文様帯を分割する主描線として採用され、II式期には、異種の懸垂文を組み合わせ、また懸垂文同士との接続が行われ、胴部文様帯の1部が区画文化する。顕著な例としてAにまとめた波状懸垂文の多段楕円状区画文の連結に懸垂文と区画文の密接な相互関係が看取される。B、Cで挙げたY字状懸垂文と逆V字状懸垂文も上端が接続し、区画化する例や異種の懸垂文を組み合わせる構成法を提示した。また、細かな文様要素としては、横位刻み目列や沈線が区画内や空白部を小区画したり、多段分帯を意識する手法を各個体の胴部文様帯に見ることができた。その背後に、伴出する新道式併行の勝坂1式の胴部文様帯の分割、分帯手法の影響が強く関与したのであろう。

本項では、群馬県で出土した阿玉台II式の胴部懸垂文の構成方法と副描線による区画内充填手法を勝坂式の影響下による、阿玉台式土器の発展と捉えた。これによって、一地域、一遺跡内における多数型式の混在が、規制力を最も強く反映し安定した型式（阿玉台）にまで影響し、その地域の特色の濃い一群を築き上げる現象を提示できたと考える。また、1個体の土器文様内に、同一の主描線（懸垂文）を用いて、他型式の文様描出技法を意識した構成方法を同時に指摘した。群馬県内の阿玉台II式土器は同系統の（阿玉台式的な）文様を使いながら、異系統の（勝坂式的な）文様表現をとる手法が強く内在しているといえよう。つまり、阿玉台式の文様要素を使用しながら異系統（勝坂式）の文様効果を描出する一地域の特徴的な土器群と考えられる。まさに、佐藤達夫氏の“一個体の土器に異系統の紋様が施させる場合”とされた現象の文様構成の水準におけるあり方として捉えられることが可能であろう。

b、懸架状の区画を胴部に施す一群の分析

ここで取り扱う土器群は本稿で新巻遺跡⑥に類似するとして取り扱った一群を中心にしてその胴部文様の構成を分析したい。その際、前項で試みた主描線と副描線による区画方法の認識をここでも用いて、各個体にどのような要素が含まれているか、それがどのような効果を描生みだしているかを考えてみたい。図は4図1～5、新巻⑥を使用し、展開図を8図に示した。

新巻⑥は残存部が少ないため判然としない部分が多いが、頸部の環状突起より垂下隆線がU字状に付せられ、懸架状の区画が設けられる。区画内外は沈線による小区画文が埋められ、刺痕列や三叉文が充填される。1は2対の橋状把手より各々、U字懸架状の区画文が配され、一方は下端の小環状突起より直線的な懸垂文が垂れ下がる。もう一方の懸架状区画の下端は相い向かう波状沈線文が懸垂し、モチーフ化している。懸架状区画内外は新巻⑥と同様に内部に刺痕列が沿う小区画文が埋められ、特に懸架状区画外は方形の区画が多段に配され、勝坂式の胴部文様帯に類似するが、下半部に横位隆線などの強い分帯線はなく、3条1組の沈線が施されるのみである。



8 図 懸架状区画を設ける一群（4 図展開図）

この土器の主描線は懸架状の区画をなす隆線とそこから派生する直線的な懸垂文であり、刺痕列を施す方形小区画文が多段に配されるとはいえ、主描線からは従来の勝坂式や新道式の胴部文様構成を窺うことはできない。2 は蛇行垂下する隆帯による懸垂文とV字状懸架状区画が混在し、それぞれの上端には楕円状区画が配され、口縁部文様帯と胴部のそれとの分別が不明瞭な構成を探る。副描線による方形小区画文の構成法は1にも見られ、同様に主描線による器面分割、下半に横位分帯線が設けられない胴部文様帯の大きな特徴も1に共通する。1でも述べたように、方形小区画文のみで勝坂式とは判断できない資料である。3 は口縁部文様帯が明瞭に分帯され、楕円状区画が配される。口縁部の随所に突起が付され、正面には2連の橋状把手が付される。胴部の空白部には横位沈線による多段分帯が意識され、内部を結節沈線などで充填施文する。これらの突起や把手などの文様要素は勝坂式的な特徴と捉えられるかもしれないが、胴部文様帯の構成を観察すると、2連の把手下に阿玉台式に見られる逆V字状懸垂文が付され、反対面には懸架状の区画が設けられる。また、懸架状区画下端よりY字状とも思われる懸垂文が付される。この土器も1、2と同様に胴部に横位沈線が施され、多段の区画が意識されながら、懸垂文と懸架状区画文によって勝坂式の胴部文様構成とは異種の様相を呈する資料である。4 は2と同様に口縁部文様帯と胴部文様帯との区別がつかない構成である。正面に耳状の突起が付され、突起両端から

派生する隆線によってV字状の懸架状区画が連結する。また、反対面にも懸架状区画が連結するが、区画下端より逆V字状懸垂文が派生する。区画内外は結節沈線や沈線が充填されるが、特に区画内は小区画化されるのが興味深い。本資料は上半に懸架状区画が配され、下半には懸垂文が設けられ、1～3の構成方法に類似しているといえるのではないだろうか。5（4図）も同様に口縁部文様帯は存在せず、渦巻き状モチーフ下端に懸垂文が設けられ、また、口縁部の楕円状区画下端にも異種の懸垂文が付される。残存部が少ないため全容は判然としないが、おそらく同様な楕円状区画がもう1対配され、やはり懸垂文が付されるのであろう。この楕円状区画や渦巻き状モチーフを懸架状の区画と捉えると1～4と同質の構成といえよう。特に、口縁部文様帯の不明確さと懸垂文が付される楕円状区画は2と同様な構成といえよう。そして、この土器も胴部下半に横位分帯線は無く、空白部に横位結節沈線による小区画文が施される。

ここで、阿玉台式土器にこのような懸架状区画文の例を検索すると、Y字状懸垂文で触れた7図3に逆U字状の懸架状区画文が認められる。区画文の上端がY字状の処理をされていることから、他の懸架状区画文と同等の評価を与えるのは早計かも知れないが、7図3は口縁部文様帯を省略する特徴を持ち、4図2、4、5や新巻⑥と同様の構成を見せ、共通性を見ることができる。阿玉台式土器にも懸架状区画の構成法は影響しているといえよう。

これらの各個体の胴部文様帯の共通事項を挙げると、

- 1、懸架状区画を設け、懸垂文と対をなす。ないしは懸垂文が懸架状区画に付される。
- 2、区画内外に沈線などによる横位の小区画文が配される。
- 3、胴部下半に横位隆帯や横位隆線による胴部分帯手法（横位一次区画文）が認められない。
- 4、口縁部文様が省略されるものもあり、胴部文様のみ構成である。

などが考えられる。これらの共通要素を勝坂式や阿玉台式の胴部文様を比較すると、懸架状区画の位置付けを捉えなければならないだろう。

さて、懸架状区画文がどのような要因で発生したものを考えてみると、前項で指摘したY字状懸垂文と逆V字状懸垂文に密接な関わりがあるのではないだろうか。すでに前項で述べたとおり、各懸垂文が連結し区画文化し、懸架状区画に変成したと考えられる。その区画も懸垂文から派生したため、明確な楕円形区画や方形区画ではなく、ややいびつなU字状や楕円状に近い懸架状区画と発展したのであろう。そのためであろうか、これらの懸架状区画には懸垂文が接続したり、懸架状区画と懸垂文が対立するように設けられる文様構成を呈する。つまり、懸架状区画は阿玉台式土器の胴部文様における主描線たる懸垂文にその系譜を充てることができ、副描線の横位沈線などによる小区画文が認められるものの、根幹には阿玉台式胴部文様構成法が強く影響し、懸架状区画の帰属は阿玉台式土器における胴部懸垂文の延長と捉えられよう。

このように、新巻⑥に類似するとして提示した土器群には、塚田氏の言う「勝坂式に組入れられてきしつかえない土器」と一見捉えられる文様ではあるが、胴部の主描線の構成法と副描線の充填方法の関係を主にした分析に視点を変えると、勝坂式的なこの一群の胴部文様帯には阿玉台

式的な懸架状区画が配され、勝坂式の主要な特徴である横位一次区画文が皆無であることが理解できよう。この土器群には、阿玉台式土器の胴部分割手法に強い共通性が看取され、異系統の文様を1個体の土器に施文する意識、手法と同等の認識を与えなければならないだろう。

本節では、阿玉台式土器における胴部文様帯の懸垂文と懸架状区画文の構成方法を探ってみたが、要約すると4点の問題点が認められる。

第1に、波状懸垂文は、その形態から楕円状区画文を意識した主描線であり、相向かう波状懸垂文が接し、楕円状の区画文が重帯した胴部文様帯の例は、阿玉台式構成法（波状懸垂文）を使用して勝坂式的分帯手法（多段楕円区画文）を表現したものである。

第2に、Y字状、逆V字状懸垂文は隣合う同種の懸垂文と接続した場合、胴部上半が区画文化し、これは胴部を区画化する勝坂式的手法と近似する。また、この2者の懸垂文は異種の懸垂文とも複合し、胴部を単位文化する。これも、勝坂式的な手法と考えられる。

第3に、懸垂文が区画文化されずに、阿玉台式な文様を主描線で描く場合も、副描線（横位刻み目列、結節沈線など）により、懸垂文間を多段に分割する。勝坂式的な多段区画と捉えられる。

第4に、懸架状区画文は、懸垂文が融合した結果採用される区画手法である。横位1次区画文が付されない要素などからも、懸架状区画の一群は、勝坂式的な顔付き（截痕列、刺痕列、沈線による方形区画）を呈しながら、阿玉台式な胴部構成の方法が共存する特徴的な土器群である。群馬県内で主体的に出土し、新巻①・④に代表される阿玉台I b～II式土器には、同系統（阿玉台式）の文様要素（懸垂文）を使用しながら、異系統（勝坂式）の文様効果を狙った手法や同系統の文様（懸垂文）が融合し、異系統の文様（区画文、重帯区画）を描出する手法が看取されることが解る。また、我々が勝坂式としてきた、例えば新巻⑥に見られるような截痕列、刺痕列を施す土器群の一部や分析の困難な土器群の胴部には懸垂文から派生した懸架状区画文が配され、その胴部文様帯は阿玉台式の構成法が強く影響していると考えられよう。

この現象は、佐藤氏が指摘した“異系統文様の共存”例とともに、単なる文様要素の複合ではなく、表現レベルでの関連として位置付けられよう。提示した土器群は、非常に特徴的な胴部文様の構成方法を呈し、これは、阿玉台I b～II式期の独自の展開と認識できよう。結論的にいえば、前項（a）で指摘した土器群は、群馬県の阿玉台式土器の主体を占める類型として捉えるべきである。また本項（b）で扱った懸架状区画を配する土器群は、無批判的に細かな文様要素のみで勝坂式とされた個体もあり、本項の分析によって、阿玉台式の影響下によって発達した一群と考えられる。今後、類例資料の充実に伴って、分析を加え該期土器群の中に一隅を与えなければならないだろう。

4 まとめと今後の課題

塚田、佐藤両氏によって世に紹介され、その複雑な土器様相が指摘された新巻遺跡出土土器だが、資料が充実しつつある現在の研究段階においても、理解が困難な文様構成である。本稿ではまず、群馬県内の類例を挙げることによって、新巻遺跡をはじめとする県内の該期遺跡における多数型式の共伴例を確認した。類例資料の伴出、共伴関係からも新巻遺跡出土土器の同時性は他の類例資料とも同質であり、今後、県内の中期中葉の土器を考察する際、良好な一括出土土器群としての評価を与えなければならないだろう。さらに、類例資料の概観によって、県内の該期土器の様相が通常の型式理解では、系譜や系統の煮詰まった理解には至らないことも理解できた。

また、複雑な新巻遺跡出土土器と類例資料の分析に際し、異系統文様の共存例として、阿玉台 I b～II 式の胴部文様帯に付される懸垂文に注目し、その構成方法の変異を提示した。それによって、主描線たる懸垂文と副描線である横位刻み目列などの関係から、一見、安定的な様相を示す阿玉台式土器に勝坂式的な区画配列や多段分帯手法の影響が存在することを指摘した。さらに、懸垂文の発達した形態として、懸架状区画文に注目し、その胴部文様の在り方に懸垂文を付す胴部文様と等質の評価を与えた。つまり、懸架状区画文を配する土器群に阿玉台式の強い関わりの存在を捉えることができた。

阿玉台式土器は勝坂式土器の発生に強く関与したとされながら、中期中葉のある段階で、両者は別の変遷過程を歩むといわれている。互いに文様の交換が頻繁に行われていたのは、各地域によって若干の時期差が認められるが、一般に阿玉台 I a～I b 式期と III 式期と考えられている。しかし、本稿で指摘したとおり、阿玉台 II 式期においても勝坂式との文様の交換は頻繁におこなわれ、安定した文様基盤を持った土器にも勝坂式の影響が認められ、楕円区画が重帯する構成方法を頸部や胴部に設ける一群の特徴が浮き彫りになるのである。また、勝坂式的な小区画文を充て、刺痕列を施す一群にまでもその影響力を及ぼし、懸垂文から派生した懸架状区画文を設けることで、勝坂式から逸脱した土器群を生み出したと思われる。

群馬県内の阿玉台 II 式土器は比較的安定した様相を示しながらも、他地域とは顔付きを異にするのは上記のような要因が影響したのであろう。

以上のように、群馬県内で出土した阿玉台式土器を中心に、胴部文様帯の構成方法を述べてきた。先に触れたように、新巻遺跡出土土器は県内の該期土器群の様相の一典型ともいえる。増加する新出土例を踏まえて、今後も分析を加え、詳論を重ねなければならない。また、本来ならば勝坂式土器の胴部文様帯をも含めたうえで阿玉台式の胴部文様の構成方法を比較しなければならないだろう。更に、阿玉台式土器に限らず、中期中葉の土器は主描線に沿う副描線の存在が顕著である。この手法に関しても言及しなければならず、本稿では分析に至らなかった。この手法を最も多用する新巻類型や焼町土器を考える際に問題点を提起したい。しかし、現在、その組成の問題に分析の手を延ばすことは遠く及ばない。同学諸氏のご教示、ご指導が必要である。

最後になったが、本稿を起すにあたり、過日行われた、『縄文セミナー 縄文中期の諸問題』⁽²³⁾に

おいて出席された方々のご意見が大変参考になった。特に、鈴木徳雄氏には本稿の成稿にあたり多大なご教示を戴いた。末筆ながら、記して感謝したい。

赤山容造 石坂 茂 江原 英 小林真寿 佐藤雅一 高橋 保 塚本師也 細田 勝

註

- (1) 塚田 光 「群馬県・新巻遺跡の中期縄文土器」 『下総考古学』 1 下総考古学研究会 1964
- (2) 山口逸弘 「新巻遺跡の出土土器について」 『十周年記念論集』 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988
- (3) 山口逸弘 「房谷戸遺跡における縄文時代中期前半の土器様相」 『房谷戸遺跡Ⅰ』 // 1989
- (4) 註(1)と同じ
- (5) 佐藤達夫 「土器型式の実態—五領ヶ台式と勝坂式の間—」 『日本考古学の現状と課題』 1974
- (6) 戸沢充則 「後田原」 岡谷市教育委員会 1970
- (7) このほかに、新巻遺跡と直接的な関連性は少ないが、野村一寿氏は中部山岳地方において、中期の遺跡より出土する曲隆線を多用する土器群に「焼町土器」の呼称を与えた(「塩尻市焼町遺跡第1号住居址出土土器とその類例の位置付け」『中部高地の考古学Ⅲ』1984)。この際、氏は後田原例の他に荒神山遺跡出土土器に「焼町土器」との関係性を求められた。新巻⑧との類似性が後田原、荒神山例ともに認められるため、⑧を「焼町土器」の系譜上に置く可能性が想起できる。「焼町土器」特有の曲隆線を多用する手法を⑧や後田原、荒神山例にその出自を求める系譜関係は予想はされるが胴部の分帯手法などに共通性が認められず、現状のところは「焼町土器」と新巻⑧は別系統と捉えた方が無難であろう。
- (8) 但し、混乱を招かぬように注意を促すが、新巻遺跡出土土器は良好な資料の一群であり、類例も数多く存在するが、必ずしも各類例の典型であるかどうかは不明である。各類例の中での一側面を表す資料であることをお断りしたい。
- (9) 山口逸弘他 「房谷戸遺跡Ⅰ」 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1989
- (10) 女屋和志雄 「下佐野遺跡Ⅰ」 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1989
- (11) 赤山容造 「三原田遺跡(住居編)」 群馬県企業局 1980
「三原田遺跡」 『群馬県史資料編1』—原始古代1— 群馬県史編纂委員会 1988
- (12) 菊池 実 「三後沢遺跡・十二原Ⅱ遺跡」 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1986
- (13) 山下歳信 「天神遺跡(A・B・C地点)」 『群馬県史資料編1』—原始古代1— 群馬県史編纂委員会 1988
- (14) 羽鳥政彦 「向吹張遺跡・岩之下遺跡・田中遺跡・寄居遺跡」 富士見村教育委員会 1987
- (15) 筆者は、房谷戸遺跡報告において截痕列、刺痕列を施す一群として、この⑥を県内の類例として挙げたがその際、単純に刺痕列を施す出土土器を一括したため、胴部の構成が違うものを同類とした。
- (16) 小林真寿他 「不動坂遺跡群Ⅱ・古屋敷遺跡群Ⅱ」 東部町教育委員会 1986
- (17) 「新巻類型」と「焼町土器」の関係など今後検証を重ねなければならないが、両者の共通性、分布など検証の余地が多く、同学諸氏のご助言を切に望む。
- (18) 県内の該期土器型式全般を網羅できた訳ではない。例えば、大木7b~8a式など東北部や新潟県地方との関係が明確ではなく、集成にまで至っていない。機を改めて、大木式の様相や他型式への影響など考えてみたい。
- (19) 新井順二他 「熊野堂遺跡第Ⅲ地区、雨壺遺跡」 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1984
- (20) 都丸 肇他 「見立溜井遺跡・見立大久保遺跡」 赤城村教育委員会 1985
- (21) 大賀 健他 「関越自動車道(新潟線)埋蔵文化財調査報告書」 月夜野町遺跡調査会 1985
- (22) この場合、指頭押圧によるヒダ状圧痕の施文技法が輪積み痕に施される特徴を忘れてはいけないが、今回、取り扱ったⅠb~Ⅱ式期の爪形文(横位刻み目列)の中には必ずしも輪積み痕に沿った施文方法を用いない土器もあり、少なくとも、Ⅱ式期の刻み目列は輪積みに沿う意識と懸垂文間をつなぐ区画線の意識の両方が兼ねられていたのではないだろうか。後者の場合、より文様効果を高めるものと解釈されよう。
- (23) 谷藤彦彦他 「縄文中期の諸問題」 第3回 縄文セミナー発表要旨 1989

弥生時代の石製農具

—— 石鍬と石包丁 ——

麻 生 敏 隆

1 はじめに

一般に弥生時代は稲作を中心とする生産基盤を有した時代だといわれている。この稲作に伴う水田耕作の存在に関しては、県内の日高遺跡をはじめ、北は青森県垂柳遺跡などを含めた全国各地での水田遺構の検出など、その確証は確かなものとなってきている。

では、その起源はどこまで辿れるのであろうか。もちろん、その前代に位置する縄文時代についても、中期農耕論を始めとする諸説があるが、いずれもその事実を証明できる遺構の存在がはっきりしていないなど、確証となる材料不足という点で疑問視される部分が少なからず存在している。だが少なくともその終末段階の晩期には、佐賀県の菜畑遺跡などに代表されるように、西日本を中心として水田耕作による稲作が開始されてくると考えられる点では一致している。

こうした背景には、大陸との密接な文化交流、特に新しい技術の伝搬・導入などの影響が考えられ、それには当然、先進地域からの技術や、技術を習得した集団の移動が考えられる。国内においては九州地方を窓口として、西日本方面から東に伝播し、これらの技術革新がこれまでの狩猟・採集を根拠とした経済基盤の変化、さらには崩壊をもたらしたとも言われている。

また、土地利用の面では、水田の適地として河川沿いの後背湿地などが選択される事により、居住地域も旧石器時代や縄文時代のような、これまでの山間部を中心とした地域から、平野部を中心とした地域に集落が形成されるようになっていくと考えられている。

一方で、畑作の痕跡と考えられる遺構も検出されてきており、群馬町熊野堂遺跡、渋川市有馬遺跡、同有馬条里遺跡、同中村遺跡、前橋市荒砥天之宮遺跡などで、浅間C軽石層下から検出されているが、立地的には水が得にくい火山山麓や扇状地形での台地面に位置する特徴が認められ、水田耕作が不可能な地域での生産対策の一環として、開拓されたものと考えられる。⁽¹⁾

では一体、どのような技術がもたらされたのだろうか。広範囲にわたる各種の内容がみられるが、その一つとして生産用具の変化があげられよう。それは従来から存在した縄文時代の系統を色濃く残していた形態の石器以外に大陸系統の石器が新たに検出されてくるのみならず、それ以前には日本に存在しなかった鉄器や青銅器など新しい材質から生産された遺物が検出されてきている。こうした新技術の存在そのものが従来の生産活動そのものを根拠から覆し、新たな経済基盤の確立へとつながっていくと考えられている。

こうした生産用具の一部に農具があげられる。そのなかで農耕生産に伴うものとしては、まず土地利用面での水田や畑の開墾などに用いられる鍬や鋤があげられ、農作物の収穫に用いられた農具としての石包丁などの収穫道具も存在する。これらの原材として、鉄や木はもちろんのこと、

磨製、あるいは打製の石器なども用いられている。

一方では、縄文時代の打製石斧の形態をそのまま留どめたような形での石器が、地域での地形や土壌などの関係への対応策として用いられていた。あるいは鉄製品などの代用品として用いられていたとも考えられよう。

このように器種や形態、それに原材の異なる各種の道具が用いられているが、その実態は腐食しやすい原材からなる木器や鉄器が多いために、あまり解明が進んでいなかったのが現状であるが、最近の日高遺跡や新保遺跡をはじめとする低湿地での発掘調査が数多くなってきた事から、少しずつではあるがその内容が明らかにされつつあるが、打製や磨製の石斧や石鏃などの石器については住居跡などの遺構から出土していながらも、従来から土器に比べてあまり関心がはらわれていなかったと言える。

ここでは、石器のうちの石鍬と石包丁について、稲作を含む弥生時代における農耕活動と関連させて記述していくこととする。

2 研究史

これまでの弥生時代の石器に関する研究は、大陸系の石包丁や石斧と対比させて日本における稲作農耕の証明の根拠とする点や、あるいは、福岡県今山遺跡の蛤刃石斧や立岩遺跡の石包丁などのように、石材の原産地における生産と流通の問題などに関連しておこなわれていたが、その他の石器に関しては必ずしも十分に分析されていたとは言いがたい。

また、農具としての石器である石鍬は、打製石斧として分類・報告される例が多く、時には縄文時代の石器として扱われている場合もある⁽²⁾。それには石器の形態そのものが、詳細な分析を元に編年細分されている土器形式の変化に比べてはるかに大きな尺度で変化する、つまり、変遷の過程についての時間幅が大きいことが原因している。これは、石器の形態、及び器種の変化が環境の変化に起因する生産活動の変動に伴うものであることから考えられる。また、弥生時代の遺跡や遺構が単独で調査されることが少なく、そのために他の時代の遺物と混同されてしまう可能性が高いのも原因のひとつである。

このような問題はあるものの、石器自体に関する研究は次第に進展してきており、農具としての石器に関するこれまでの研究を中心に振り返ることとする。

まず、農具としての石鍬に最初に注目したのは森本六爾である。だが、弥生時代を稲作のみと規定したために、畑作の存在はまったく考慮していなかった。奈良県唐古遺跡での検出例から、水田耕作のみならず、畑作用としての石鍬をも想定したのは八幡一郎である。

また、藤森栄一は長野県の伊那谷の段丘面から出土する打製の石器に注目し、地形での土壌の違いや低位台地での水田と高位台地での陸耕という耕作地の違いを指摘し、その用途を石製耕作具と推定した。神村 透はその考えをさらに発展させて、扇状地や段丘の地形と土壌への対応として石鍬が選択されたとして、その利点がより硬く丈夫な耕作具であり、原材が石であるために

鉄よりも容易に入手しやすいことや、製作がはるかに簡単なことを指摘している。

最近では、橋口尚武が関東地方における弥生時代の石鍬の事例を紹介している。特に、群馬県内での遺跡として藤岡市沖II遺跡の出土例を提示している。山田昌久は新保遺跡での木器と石器の分析から畑作の農具としての石鍬を、木器に対峙させて考えている。

一方の石包丁は大陸から伝来した新技術であり、日本でも西日本地域を中心に分布しており、前記したように稲作農耕の証拠として取り上げられることが多い。

石鍬と同様に、この石器に注目した森本は、稲の穂摘み具としての機能を想定し、農耕社会の解明の一環としてとらえた。だが、関 俊彦が指摘したように、西日本に比べて東日本での出土例は少ない。特に北関東地域では、東北地方や南関東地域に比べて極端に少なく、その機能を代用するなんらかの資料を想定せざるをえない。この点について、小林行雄は鉄鎌の存在、関は打製石包丁や貝包丁を石包丁に代わるものとして考えている。さらに、熊野正也・黒沢 浩は剥片石器を想定しており、同様の考えはいくつかみられる。実際、打製の石包丁とも呼べる資料が多数分布しており、磨製の代用として広く存在したものと考えられる。最近では、野本孝明が東日本の出土資料を集成し、分類している。

機能としては橋口が、民俗例から穂摘み具としての石包丁について、稲穂だけでなく粟や稗、それに黍なども収穫していたのではないかと想定している。また、須藤 隆・阿子島香や御堂島正による使用痕からの推定も次第に行われつつある。

このように、最近では畑作の存在の肯定を中心に、農耕具としての石器の位置付けと見直しが進められてきていると言える。

3 検出遺跡での状況

県内で確実に弥生時代の石器が出土している遺跡は少なく、石鍬に関しては、月夜野町梨の木平遺跡、沼田市石墨遺跡、渋川市中村遺跡、高崎市新保遺跡、安中市注連引原II遺跡、富岡市小塚遺跡、藤岡市沖II遺跡、前橋市清里庚申塚遺跡、同市下東西遺跡があげられる。(図1)

量的には、沖II遺跡や石墨遺跡から多数の石鍬が出土しているものの、その他の遺跡では出土点数は少量でしかない。

次に、これらの遺跡の立地と内容について、地域別に概観して試みることにする。

《西毛地域》 沖II遺跡は烏川と鮎川によって形成された沖積地のなかに存在する微高地に位置し、その立地環境や時期も前期から中期前半に属する。出土遺構も再葬墓である土壇であり、明らかに副葬品としての性格を有していると考えられ、その点では他の遺跡とは性格が異なる。また、包含層からも多量に出土しており、形態からI～IVの4類に分類されている。石材は凝灰岩と安山岩が多用されている。

注連引原II遺跡は碓氷川の支流である猫沢川に接する台地上に立地している。検出された住居跡の時期は中期前半であるが、縄文時代の遺構と重複しているために、明確には弥生時代に属す

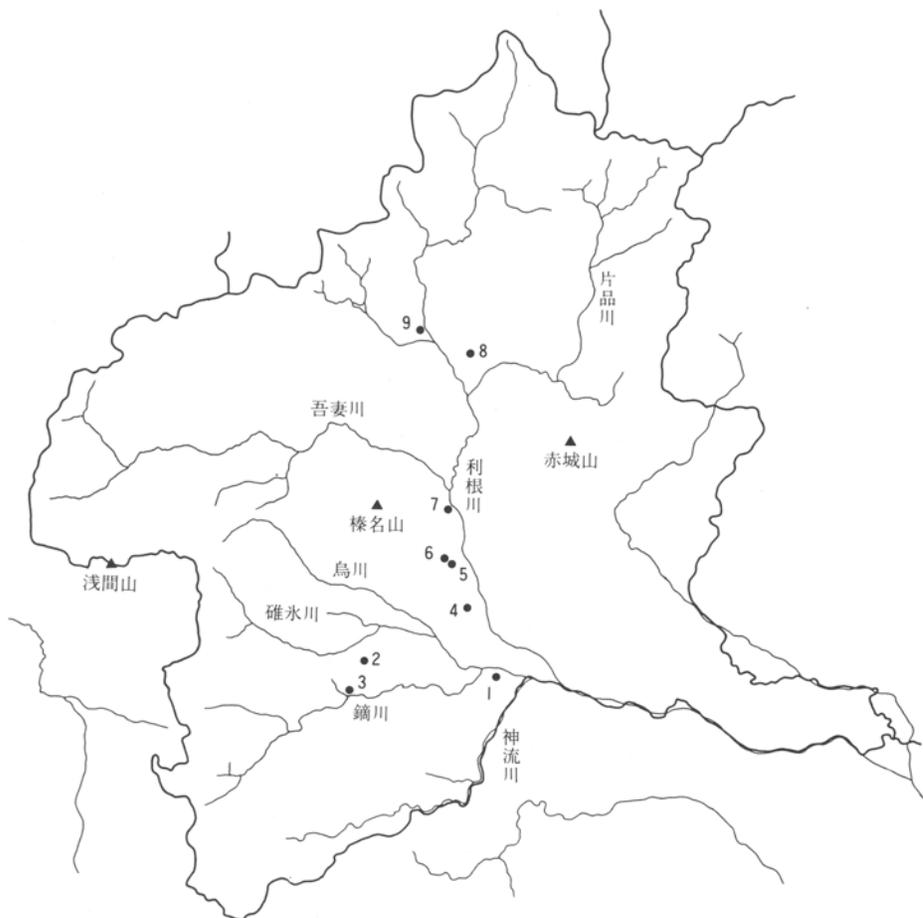


図1 県内石鍬出土の弥生遺跡分布図

第1表 県内石鍬出土遺跡の弥生時代石器組成表 (番号は図1の分布図の番号と同一)

番号	遺跡名	時期	立地	検出遺構			石 鍬			磨製石斧	石 鏃		剥片石器	石皿	砥石
				住居	土坑	包含	短冊	撥	分銅		打製	磨製			
1	沖	II 前期～中期前半	微高地		○	○		○		○	○		○	○	○
2	注連引原 II	中期前半	台地	○	○	○		○		○	○		○	○	○
3	小塚	中期後半	微高地	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
4	新保	中期後半～後期	微高地	○	○	○		○		○	○	○	○		○
5	下東西	中期後半	台地	○	○	○		○	○				○		
6	清里・庚申塚	中期後半	台地	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
7	中村	中期後半～後期	微高地	○	○	○		○		○	○		○		○
8	石墨	後期	台地	○	○	○		○				○	○		
9	梨の木平	中期後半	段丘		○	○		○	○						

る石器を抽出しづらい状況である。この点を考慮しながら大工原豊は分析を実施しており、この中で石鍬をⅠ～Ⅳまでの4類に分類し、特にⅢ形態とした有肩石斧に類似した形態について、長野県での出土例と比較して類似性が高いとしている。

小塚遺跡は、高田川によって形成された自然堤防状の微高地上に位置し、住居跡と土壇と溝が検出されている。時期は中期後半であり、石鍬そのものの点数は少ないものの、剥片の一辺に使用の痕跡が認められる資料が多数伴っている。

《北毛地域》 梨の木平遺跡は利根川に形成された段丘上に位置し、包含層からの出土ではあるが、8点の石鍬が認められる。形態は撥形と特徴的な抉りを有する分銅形が存在し、後者には装着の痕跡と考えられる磨耗痕が認められる。

石墨遺跡は利根川の支流である四釜川と小沢川とに挟まれた台地上に位置しており、時期は後期である。住居跡からの出土は少なく、大部分が包含層や表採である。そのため縄文時代の遺物との区別が問題となるが、肩を有する特徴的な形態から石鍬と打製石斧とを区別している。

さらに、利根・沼田地区の遺跡に詳しい水田 稔は、弥生時代の遺跡に石鍬の検出例が多いのは利根地域での特徴であると指摘しており、また、石器が出土していない弥生時代の遺跡の方がはるかに多い状況である。

《赤城山麓・榛名山麓》 中村遺跡は、利根川の形成した段丘面が、茂沢川によって開析されて形成された微高地と谷地に位置する。時期は中期後半であるが、住居跡からの出土は僅かであり、大部分が微高地や谷地の包含層からの出土である。点数は比較的多く、形態は撥形に近いが刃部が大きく広がるものや、両側の側縁部が内側に湾曲するものなど、特徴的な形態を呈している。石材は頁岩や輝石安山岩である。調査者は谷地の低湿地に水田の存在を想定している。

新保遺跡は、染谷川が形成した微高地に位置し、時期は中期後半から後期、さらには古墳時代前期まで継続して集落が営まれている。住居跡からの出土はほとんど無く、大部分が中期後半から古墳時代前期にかけて流路を変遷する大きな溝からの出土である。石材は黒色頁岩や安山岩、それに僅かだが片岩が用いられている。また、縦長や横長、あるいは不定形の剥片の縁辺に使用の痕跡が認められる石器が多数出土しており、明記はされていないが「刃器」として、なんらかの機能を有する点に注目している。

下東西遺跡は、八幡川と午王頭川に挟まれた台地の南側、八幡川に接して位置する。時期は中期後半である。住居跡からも出土しているが、大部分は後世の遺構埋土やグリッドからの出土であり、縄文時代の遺物と混在している可能性もあるが、刃部が大きく広がるなどの形態から石鍬として抽出している。石材は黒色頁岩や安山岩である。

清里・庚申塚遺跡も八幡川と午王頭川に挟まれた台地に位置する。時期は中期後半である。点数は少ないものの、大部分が住居跡や溝から出土している。石材は頁岩や安山岩である。

県央部では、利根川の支流である小河川に形成された微高地や、開析された低地に接する台地に弥生時代の遺跡が多数存在するものの、石器が出土する遺跡は僅かでしかない。

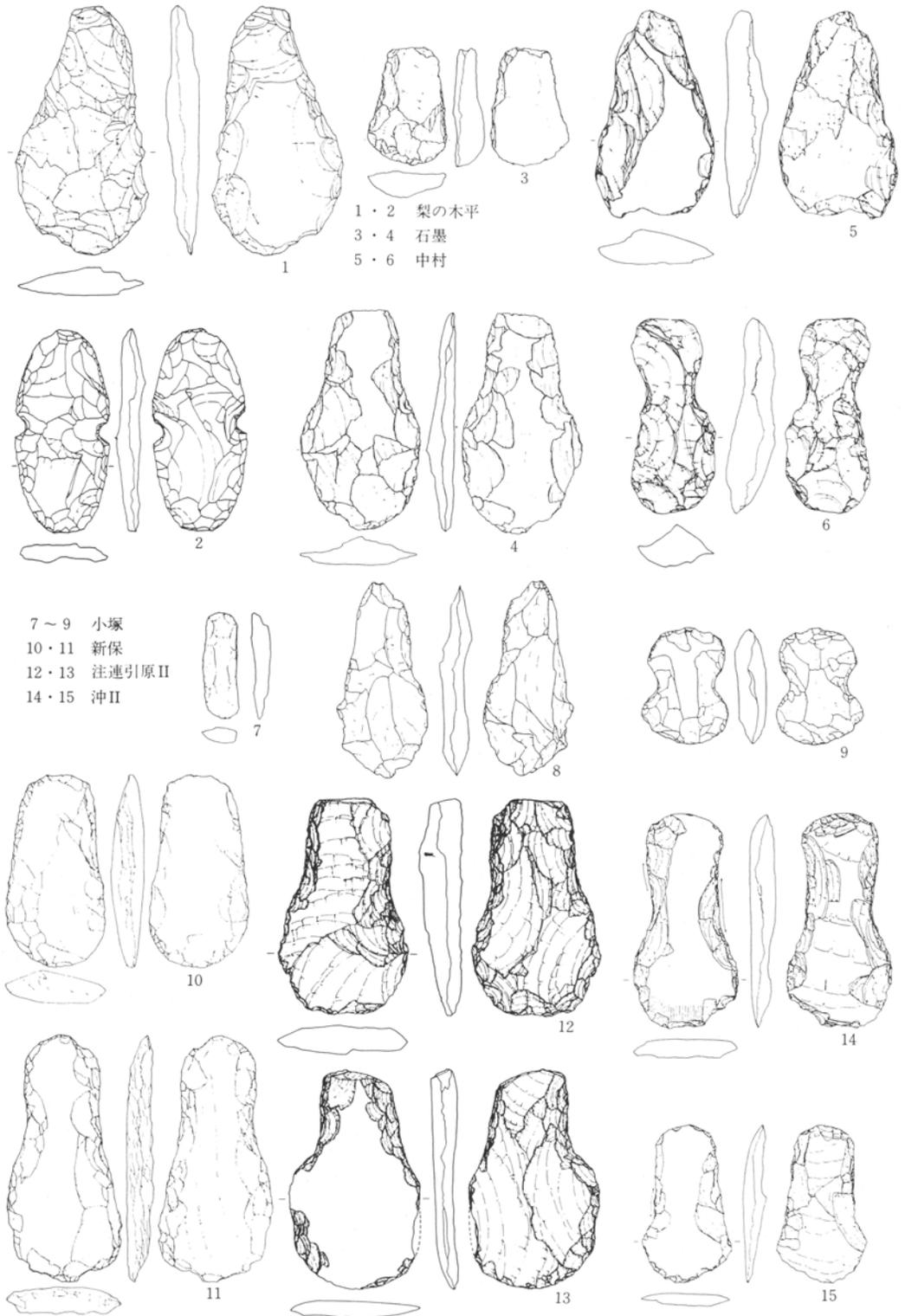


図2 県内出土の石鍬 (1/3)

また、4世紀中葉の古墳時代に降下、堆積した浅間C軽石に埋もれた水田や畠が検出されている遺跡もこの地域に多く存在しており、少なくとも古墳時代の初期には農耕がおこなわれていたことが明確であり、そこからさらにそれ以前の段階での農耕の可能性も高いと考えられるが、こうした生産遺構が検出されている遺跡では、逆に住居跡などの集落に関する遺構がほとんど検出されておらず、遺物の出土量そのものも極端に少ないか、ほとんど認められない。

東毛地域では、残念ながら遺跡からの石器の出土そのものがほとんどみられない。

石包丁に関しては、磨製の資料は吉井町長根(無穴)、中之条町枯木(一穴)、吾妻町下之町(二穴の可能性もある)出土の資料など、僅かな検出例しかみられない。また、打製石包丁と呼ばれる資料も少なく、むしろ剥片の資料がその大部分を占める状況である。特に大型の剥片を素材に用いて、その直線的な、あるいはやや湾曲した縁辺を刃部とし、その部分に細かな調整を施す資料が多く、この種の石器は前橋市荒砥前原遺跡、沖II遺跡、小塚遺跡、新保遺跡など弥生時代のかなりの遺跡から検出されている。さらに、それを剥出した石核や接合資料の存在も認められており、今後の詳細な分析が必要とされる。また、特殊な資料として、安中市上ノ原から先端が「く」字状を呈する打製の石鎌が出土している。

次に、隣接する地域での弥生時代の石器の検出状況を、群馬県と比較してみることににより、その類似点と相異点を明らかにして、その意味を追及していくこととする。

まず、盆地を中心とし、広い平野部が少なく、信濃川や天竜川などの大河川による河岸段丘が発達している長野県では、多量の石鎌や打製石包丁が出土しており、藤森氏らの考えの根拠ともなっている。その形態も多種にわたっており、特に有肩石斧と呼称されている特異な形態の石鎌が検出されている。この資料は群馬県内でも類似する資料が多数認められている。

南部地域が平野部で北部が山間部の群馬県に類似している栃木県では、中期に属する遺跡自体が数少なく、検出されている土器などには縄文時代の影響が色濃く残っている。また、石斧や磨製石包丁はこれまでほとんどと言っていいほど出土例がない。

東部の洪積台地が埋没している平野部と西部の山間部からなる埼玉県では、中期に石鎌が検出されているものの、後期になると石器そのものが消滅してしまうという状況である。だが、池上遺跡で認められるように、石鎌と打製の剥片石器を組成としており、陸田の可能性を想定している。この点では、長野県に類似していると言える。

以上のことから、群馬県での事例は、石鎌の形態や石器組成の面で、長野県の状況により近い関係にあることが理解される。つまり、畑作の農耕具としての位置付けがより正当的であるということでもある。

4 形 態

石器の機能を推測するうえで、その形態を分析することは重要なことである。

まず、石鎌は両側の側縁部の形態などから縄文時代の打製石斧と同様に、短冊形・撥形・分銅

形の三つに大別され(第1図)、刃部の形態などからの細分も可能である。特に、ほぼ中央の両側の側縁部分のみに挟り込みを有する形態や、基部が細く刃部が大きく広がる形態の資料は有肩石鍬に類似しており、石鍬の特徴的な形態として考えることができる。これらの形態は弥生時代に属する石器が出土している遺跡の多くで認められており、石鍬の使用方法のみならず、その装着法をも推測するうえで重要な資料である。

また、土擦れの痕跡が認められる資料に対して、剝離面界部分や稜線部分での光沢痕の存在する資料など、機能の解明のうえで重要な意味をもつ痕跡も観察できる。

次に、石包丁は磨製と打製とに大別され、それぞれが刃部の位置や形態から細分することが可能であり、石鍬と同様に使用の痕跡が認められる資料も多数存在する。また、打製の石包丁には剝片の形状をそのまま利用する資料が多く認められ、剝片の形状そのものが剝離段階で規制されている傾向も想定される。これについては、残存する石核や剝片の様子から打点が存在する一辺に對峙する縁刃部がやや弓なりに湾曲、あるいはほぼ直線な横長の剝片が選択されている。

このように、形態と痕跡の分析は機能の解明のうえで重要であり、一方では他地域との関連を解明するうえでも分類基準の検討も必要であり、今後の課題でもある。

5 石 材

県内での石鍬の出土例の石材をみると、沖Ⅱ遺跡の大部分が凝灰岩であり、小塚遺跡では流紋岩であるが、それ以外は、在地系の石材である黒色頁岩と輝石安山岩が大部分を占めている。このことは利根川の本流域と他の河川の流域での利用される石材の相異から生じてくる問題である。利根川流域で利用される石材の大部分は黒色頁岩と黒色安山岩の二種類であり、これは弥生時代のみならず、縄文時代や旧石器時代の特徴でもある⁽³⁾。

つまり、打製石斧などの大型の打製石器の石材には在地系の選択されるという事実があり、これはこの種の石材が大型の石器を作るうえで適していることもあるだろうが、やはり原材料が容易に入手しやすい点も重要な要素と考えられるからである。その製作についても、自給自足か、あるいは狭い範囲での小規模な交易が想定されるが、その検証に必要な資料は残念ながら、現段階では認められず、今後の課題として残されている。

6 組 成

石器組成の把握は石器の機能を知るうえでの重要な点でもあり、ここで石器が出土している遺跡での石器組成をみてみることにする。(第1表)

単独で石鍬だけ、あるいは剝片石器だけの出土例も多数認められるが、基本的には石鍬と剝片を利用した石器が伴って出土している例が多い。これは、農具としての組成を示すものとして、他地域で把握されている状況に類似しており、おそらくは農耕生産を支える道具立てを満たす状態そのものであることを示す一つの事例と言える。

また、剥片同士の接合資料の存在や、石核が出土している遺跡も認められ、そのことから剥片剝離工程を把握することができる状況も生まれつつある。

一方、一部には打製や磨製の石鏃も出土しており、狩猟などの生業の存在も当然考えられるし、あるいは集団間の戦闘行動を支える武器の一部をも担っている可能性も否定はできない。

7 土壌との関係

農具としての石器が想定されている理由の一つに、耕作地の土壌の問題がある。水田や畠を開墾するうえで、その土地がどのような土壌であるかによって、耕作方法だけでなく農具自体も選択される可能性も考えられる。

まず、石鏃や石包丁が出土している遺跡の立地をみると、大部分が河川が形成した自然堤防状の微高地や段丘面であり、小河川に隣接して存在している。このことは集落の形成がそのような場所を選択していることにもよるが、この選択自体が低地や後背湿地などの水田や畠を開墾するうえで有利な場所が隣接して存在しているということにもなる。

次に、実際に各地域での状況をみてみることにする。

赤城山麓では、自然湧水池周辺や小河川流域に立地している。この状況は榛名山麓でも同様であり、弥生時代の遺跡が火山扇状地形の先端付近を中心に分布している傾向が認められる。

一方、利根川の上流域では何段にも形成された段丘面に弥生時代の遺跡の分布状況が認められ、このことは吾妻川流域でも同様である。

また、鑄川流域では、鑄川とそこに流れ込む小河川の流域に河岸段丘や自然堤防状の微高地が形成されており、ここに遺跡が存在することが多い。

だが、碓氷川流域では注連引原II遺跡の立地にみられるように、小河川とは隣接しているものの、河川との比高差が大きい台地の上に遺跡が分布している。耕作地の問題から考えれば、隣接地に小規模な水田を営むことはできるものの、むしろその台地面の周囲に畠の存在を考えなくてはならないのかもしれない。

さらに、各地の遺跡で弥生時代の遺構が掘り込まている土層を観察した場合、その大部分が黒色、あるいは黒褐色を呈し、縄文時代に属する遺構の埋土とほぼ同じ場合もみられる。このように、弥生時代の集落が形成される台地、あるいは微高地には、火山性土壌でもある黒ボク土に類似の土層が堆積している場合が多く、その一部には縄文時代の遺構をも検出している。

8 ま と め

まず、時期については、中期前半から後期にかけて石器そのものの出土が減少していくなかで、石鏃そのものは中期後半を主体に出土しており、形態も撥形や有肩の形状の資料が多い。

だが、残念ながら、当初の目的とした農具としての石器の解明には、具体的な検出例が少ないという問題点があることから、あくまで推論でしか語れない部分も存在することも事実である。

しかし、これまでに指摘してきたいくつかの点からみて、特定の形態の石器である石鋤、あるいは石包丁に関しては、その名称通りの機能をはたして有するのかどうかは別としても、なんらかの生産活動に機能していたことには間違いないと考えられる。そして、これまでに知られている弥生時代の生業を中心に考えた場合、基本的にはやはり農具としての機能を考えるのが妥当であると考えられる。それも畑作を主体とした農耕に関連して使用されたと考えるのが、正当性のあることと考えられる。ただ、台地のみならず沖積地の遺跡にも石鋤が検出されている点については、これまでに言われてきている考え方だけでは、説明できない部分も存在することから、さらに詳細な検証が必要である。

なお、本稿は「財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団昭和63年度職員自主研究活動」の一環として、「弥生時代の石製農具」をテーマとして研究助成金を受けて実施した成果の一部である。

註

- (1) この考え方は当時の農耕基盤が主として水田耕作を中心としていたと考えた場合に当てはまるものであり、もしもそうでなかったならば、当然異なる考えが導き出されなければならないことになる。
- (2) 逆に縄文時代の石器が弥生時代の遺構の埋土に混入していることが多いと言えるし、再利用される可能性も考えられる。
- (3) 縄文時代の遺跡である前橋市と群馬郡群馬町とに所在する国分僧寺・尼寺中間地域では、打製石斧の大部分が黒色頁岩と輝石安山岩で占められており、利根郡月夜野町後田遺跡では打製石斧がすべて黒色頁岩との結果もでてきている事からも立証されている。

参考文献

- 相京建史他 『清里・庚申塚遺跡』 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1981
荒巻 実他 『沖II遺跡』 藤岡市教育委員会 1986
五十嵐信他 『中村遺跡』 渋川市教育委員会 1986
井上 太 『小塚・六反田・久保田遺跡』 富岡市教育委員会 1987
神村 透 『石製耕作具』『弥生文化の研究』5 道具と技術I 雄山閣出版 1985
神谷佳明他 『下東西遺跡』 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1987
熊野正也・黒沢 浩 『関東・東北の弥生石器』『月刊 考古学ジャーナル』290号 1988
小林行雄 『石包丁』 考古学第8巻7号 1937
佐藤明人他 『新保遺跡I』 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1986
下城 正他 『梨の木平遺跡』 群馬県教育委員会 1977
須藤 隆・阿子島香 『東北地方の石包丁について』日本考古学協会第51回総会 研究発表要旨 1985
関 俊彦 『関東地方の石包丁について』『古代学研究』74 1974
大工原豊他 『注連引原II遺跡』 安中市教育委員会 1988
栃木県史編さん委員会編 『栃木県史通史編1・原始・古代一』 1981
長野県編 『長野県史 考古資料編 全一卷(四) 遺構・遺物』 社団法人 長野県史刊行会 1988
野本孝明 『東日本の磨製石包丁』『国学院大学考古学資料館紀要』第5 1989
橋口尚武 『畑作の系譜—弥生時代の入間・多摩地区の石器を中心として—』柳田敏司先生還暦記念論文集刊行委員会編『埼玉の考古学』 新人物往来社 1987
間壁忠彦 『6農具 打製石包丁』『弥生文化の研究』5 道具と技術I 雄山閣出版 1985
水田 稔他 『石墨遺跡』 沼田市教育委員会 1987
御堂島正 『挟入打製石包丁の使用法』『古代文化』第41巻第8号 古代学協会 1989
森本六爾 『石包丁の諸形態と分布』考古学評論第1巻1号 1934
山田昌久 『東日本における稲作技術の展開と画期』『日本における稲作農耕の起源と展開—資料集— 日本考古学協会静岡大会実行委員会・静岡県考古学会 1988

牛伏砂岩使用古墳の研究(1)

右島和夫・津金沢吉茂・新井 仁・小林 徹
井上昌美・関口博幸・飯塚初子

1 はじめに

牛伏砂岩は、鐮川流域を中心として、縄文時代から現代にいたるまで、この地域の人々にひろく利用されてきた石材である。筆者らは、昭和62年以来、関越自動車道上越線(群馬県藤岡市～新潟県上越市)の建設予定地のうち、主に藤岡市から富岡市にかけての地域に所在する諸遺跡の発掘調査を実施してきているが、これらの調査を通じて、いずれの遺跡でも何等かのかたちで牛伏砂岩を使用した種々の遺物や遺構に頻繁に遭遇してきた。

その利用形態を見てみると、時代や地域の違いによりいくつかのパターンが認められる。縄文時代には、すり石、くぼみ石、蜂の巣石、砥石などに利用されている。石材の表面が粗い材質的特徴と、手近かで豊富に得られることがこれらの石器類の素材として選定された要因であろう。弥生時代後期後半の磨製石鏃、あるいは古墳時代から奈良時代にかけての滑石製の石製模造品や紡錘車の仕上げ用の砥石としての利用もこの石材の同様の特性にもとづくものである。手近さという点からすれば、竪穴住居跡のかまどの構造材としての利用も上げられる。

これらに比べると古墳時代後期における横穴式石室への利用は、異なった側面を有していた。そこにはもちろん手近かに得られることが、選定された最大の理由であろうが、と同時に石室の構築技術上から見て、その比重や硬度などが付近で得られる他の石材にくらべてより適していた点も見逃せない。鐮川左岸の多野郡吉井町に所在する多胡碑や中世以降の石造物⁽¹⁾への盛んな利用もこの特性が考慮されての選定であったと考えられる。

本研究では、これらのうち、特に横穴式石室への利用に焦点をあてて検討して行きたいと考えている。われわれが最も関心を持っている点は、横穴式古墳の築造と石材の関係いかにある。このことを個々の古墳について具体的に追及していくことにより、古墳築造行為がこれまで以上に明確にされ、ひいては歴史的事実により近づいたかたちで当時の大小の様々な地域圏の把握が可能になり、さらに地域間の政治的関係にまで論を及ぼせるようになると思われるからである。この課題は、こと牛伏砂岩のみを問題にして解決するものではなく、上野地域内の他地域で使用されている他の石材についても検討を加えなければならないが、研究の端緒としてこの石材を使用している鐮川流域の諸古墳について、石室と石材のあり方を追跡し、その一端が垣間見られればと考えている。今回は、その第一段として、牛伏砂岩やそれを使用する古墳について基礎的理解をはかり、今後の検討課題を把握することを目標として研究を進めた。ここでは、二つの側面からのアプローチを試みた。一つは牛伏砂岩に対する地質学的なものである。材質の特徴、分布

傾向などを中心としてフィールド調査を実施し、今後の必要な作業等を検討した。もう一つは、牛伏砂岩を使用した代表的な横穴式古墳である多野郡吉井町多比良古墳の測量調査を通して、一つの古墳について多角的に分析する中から、古墳と石材の関係を追跡してみた。

本研究は、当事業団の平成元年度研究活動助成金を受けて実施してきた研究成果の一部である。現地での調査、資料作成には、上記の7名のほか亀山幸弘、根岸仁氏の参加を得た。

なお、牛伏砂岩の地質学的理解に関しては、群馬大学教育学部新井房夫教授、同野村哲教授、同吉川和男助教授に御教示いただいた。また、多比良古墳の地権者である篠崎錠二氏には、現地での測量調査の実施に快諾をいただいた。また仲沢一郎氏には、現在の牛伏砂岩の採掘場に案内していただき、その採掘法や石材の材質的特徴等について多くの御教示をいただいた。ここにあわせて感謝申し上げる次第である。

本稿の執筆は、1、2(1)、5を右島、2(2)を津金沢、3を井上、4を小林・新井がそれぞれ分担した。

2 横穴式古墳と石材

(1) 横穴式古墳の築造と石材

上野地域で横穴式石室が古墳の主体部として採用されるようになるのは、6世紀初頭を中心とした時期以降のことである。その初期のものは、安中市築瀬二子塚古墳や前橋市前二子古墳に代表されるように大型前方後円墳に採用される点に特色がある。これと相前後して中小の古墳でも盛んに築造されるようになるのであり、関東地方の他地域の様相とはやや趣を異にしている。当地域の古墳の実数は1万基以上とも推定されるが、おそらくその大半が横穴式古墳と推測される。このことを可能にしたのは、一つには当地域が東国屈指の有力地域であったことによるが、また一つには質、量ともに豊富な石材に恵まれた地域である点も見逃すことができないであろう。

横穴式石室の構築技術の基礎が当地域で自生的に出現したものでないことは、いまさら言うまでもないところであり、他地域からの新たな技術体系の伝播あるいは導入を契機にしたものと考えられる。その際、横穴式石室という埋葬形式やその構築技術は入ってきたとしても、実際に当地で築造される個々の横穴式石室の石材は、そのごく周辺の地域で適当なものが選定採取されなければならない。その場合、石材の種類、分布などには地域により大きな差があり、それぞれの地域で得られる石材の材質的あるいは材料的特性が石室構造を規定する大きな要因となるものと考えられる。また、このことが石室構造の差に現れる地域性とも大きく関係してくるものと言えよう。この点は例えば、安山岩系の石材が豊富なことから強固な支持構造の構築が可能のため巨石室構造の横穴式石室を築造しえた当地域と砂岩系の軟質の石材のみしか産出しない上総地域の小規模石室の間に典型的に見ることができる。このように極端な例はさておいても、さらに近接する小地域間で、得られる石材の微妙な差が石室構造の上にも明確に反映してくるようと思われる。もちろん、石室構造を規定する要因は、地域の条件のみからだけではなく、構築技術

の基礎を提供した系統の側面からも検討される必要がある。

一方、横穴式古墳の築造が単なる一個人の墓を家族が造るといような単純な行為のみで理解し得るものではなく、これまで以上に高度の専門的技術と組織的労働力を駆使することによって初めて実現し得るものであることは明らかである。このことは、とりもなおさず古墳築造が地域ごとに特定の首長勢力により掌握されていたことを窺わせるのに十分であり、従来から言われてきたように、政治性の極めて高い構造物としての側面を物語っている。横穴式石室の出現と相前後してその形成を開始する群集墳が、その古墳築造を通じて、それぞれの地域首長がその領域支配を実現していったことが、この点を如実に示している。このことを踏まえると、横穴式石室に見られる石材の選定、採取、使用形態の共通性、あるいはこれらと密接に関わる石室構造の共通性は、単に一つ自然地理的条件のみから帰結されるべきでもなく、当時の地域首長の領域との関係や、首長勢力相互の政治的関係を微妙に反映したものである可能性も考慮して検討していく必要がある。

牛伏砂岩を使用している古墳は、広く鐮川流域を中心に分布している。その使用形態を見てみると、小地域を単位にして微妙に差がありそうである。例えば、富岡市田篠古墳群の1号古墳⁽²⁾では、石室の天井石のみ牛伏砂岩であり、他はすべて結晶片岩であった。この古墳に使用された石材は、そのすぐ東側に位置する雄川から採取されたものと推測される。雄川では最もポピュラーな石は結晶片岩である。川原におり立つと中小の石が溢れんばかりである。極めて硬質なため、壁石には最適のものである。逆に天井石としては重量があり過ぎて適さないため、やや上流の小幡付近で採取できる牛伏砂岩を使用したものと考えられる。吉井町安坪古墳群⁽³⁾では、天井石に加えて壁石にも牛伏砂岩⁽⁴⁾がかなり使用されていた。植松城遺跡で調査された古墳もこれに近い使用形態が推測される。これらの古墳群の使用石材の採取河川であると推測される天引川、大沢川は雄川に比べるとそれほど水量が豊富でないため、大振りの結晶片岩がさほど豊富でないことからくるものか、あるいは、手近かに豊富でしかもより軽量の牛伏砂岩があるため、これでまかなおうとしたこと等の理由が推測される。ここに認められた牛伏砂岩の使用形態の差は、この石材の分布上の地域差にもとづいているのではなかろうか。いわゆる牛伏砂岩の分布地は、後述する地質学的分析からすると、東は藤岡市から西は富岡市の西部まで帯状に広く認められるわけであるが、石室の構造材としての使用に耐えうる石材の分布がこの範囲全体かという点必ずしもそうではないようである。このことは、明治以降、現代にいたる牛伏砂岩の採掘地が吉井町南部から甘楽町にかけての極めて限定された地域であったことからわかる。石材として利用しうる牛伏砂岩の分布域は吉井町周辺の限られた地域であったのではなかろうか。

一方、石材としての牛伏砂岩の予測される分布域を大きくこえて、古墳に使用されている地域がいくつか認められる。その最も顕著な例が藤岡市白石古墳群や、その他の藤岡市周辺の横穴式古墳である。これらの場合は、特に天井石への利用に集中する傾向があり、選ばれた石材をかなりの距離運搬しているわけである。同様に、吉井の地からは、はるか北東に離れた高崎市綿貫

音山古墳の巨大石室の天井石や前橋市総社古墳群の蛇穴山古墳における一部の石材に特に牛伏砂岩が使用されている点も興味深い。ここでは、それぞれの時期における上野地域全体の政治的状況や石材の流通形態が考慮されなければならないであろう。

(2) 古墳使用石材の加工について

県内のこの種の研究成果には尾崎喜左雄博士が『横穴式古墳の研究』⁽⁵⁾で横穴式石室使用石材の供給源と使用古墳の関係、使用石材の加工度等について詳細な分析を行っているところであるが、ここでは、この成果を踏まえ本県の古墳に使用された石材でその加工痕が認められる資料を中心にその流れをまとめてみたい。

古墳用材で石材加工痕の良好に認められるもので最も古い一群に、5世紀中葉の伊勢崎市御富士山古墳の砂岩製長持形石棺が存在する。その側板を中心に平ノミによる加工痕が顕著に認められ、均整のとれた極めて完成度の高いものである。この石棺は畿内の同種のものとは比べてもまったく遜色のない仕上がりであり、畿内地域の石工集団の直接的な関与なくしては存在しえないものと考えられる。同じく5世紀中葉の太田天神山古墳の長持形石棺についても、詳細は不明であるが、同様の位置づけができるものと思われる。しかし、他に同種の資料が認められないことから、この完成された石材加工の技術は必ずしも当該地域に根差さなかったものと考えられる。

この後、5世紀後半から終末にかけて高崎市綿貫町不動山古墳、同岩鼻二子山古墳、同平塚古墳、群馬郡群馬町保渡田八幡塚古墳、同保渡田薬師塚古墳などの前方後円墳を中心として西毛地域で盛んに製作された舟形石棺は、平ノミ状工具を主に用いながら凝灰岩をくりぬいて造られているが、前代の長持形石棺ほどの完成度の高い石材製品とは言い難いものであった。

舟形石棺以降、古墳使用石材の中で我々が目にし易い加工痕は、榛名山二ツ岳噴火に伴う浮石質角閃石安山岩を用いた横穴式石室の壁石材に顕著に認められる。浮石質角閃石安山岩は、その石の持つ特性上体積の割に運搬が容易で、なおかつ加工の施し易いことから佐波郡東村鶴巻古墳、佐波郡玉村町萩塚古墳、太田市高林沢野村102号古墳、伊勢崎市茂呂町清音古墳群、高崎市綿貫町観音山古墳、前橋市総社二子山古墳後円部石室等を代表的なものとして、広範な地域での利用が認められている。この石材はもとも楕円形を呈した原材料の、石室に向く1面と石材相互の上下左右に接し合う4面の計5面を平ノミ状工具で成形し、石室の壁を構成しているものである。この種の石室内には大量の石屑の出土が報告されていることから、各石材の当たりを見ながら壁体を構築して行ったものと考えられるが、5面削りの作業すべてを石室内で実施したとは考えられず、石屑の総量からも概ね成形された用材の調整のみをこの場で行っていたと考えるべきものである。この技法は、それまでの自然石乱石積による石室構築技術を一歩進め、用材加工に労力を費やすことで石同士の隙間を無くし、石室壁面を平滑化しながら更に持ち送りが可能で石室空間の整備に寄与したものとして捉えることができる。浮石質角閃石安山岩5面削り石を用いた古墳の築造は6世紀後半にその出現が認められ、盛んに行われたのは、当地域で前方後円墳の最終段階にあたる6世紀末ないし7世紀初頭までである。

7世紀後半の截石切組積石室の出現を契機にして県内の石室用材の加工技術は更に完成度の高い時期をむかえるに至る。石室の規模、用材に残る石材加工の仕上度から、前橋市総社町宝塔山古墳が他の截石切組積古墳を凌駕しており、これに拘わった石工集団の技術水準の高さと、それらを掌握していた豪族の権力の大きさを推測するに余りあるものと言える。宝塔山古墳の石室壁は、角閃石安山岩を用い、その加工は平ノミ状工具による連続削りを主として加えているが、更に同種の工具による加工面と直角方向からの小叩状加工を行ってフラット面を形成している。玄室中央に据えられた家形石棺の蓋部に見られる加工は石室の壁と同程度の仕上がりに対し、身部の加工は極めて丹念で、基本形を呈する立方体に殆ど歪みが認められず、側面全体を平ノミ状工具による小叩仕上げを一定方向から加えることにより加工痕が一種の模様を呈し、平ノミ状工具を主工具としておこなわれる加工では最高の段階に位置付けられる。⁽⁹⁾ 精粗の差が認められるものの、宝塔山古墳の石室の石材加工に近い加工技術で築造された古墳として、大胡町堀越古墳、吉岡村南下E号墳、吉井町多胡薬師塚古墳、高崎市乗附町御部入古墳、渋川市虚空蔵塚古墳などをはじめとして上野地域内の各地に截石切組積の終末期古墳が共通して認められることから、当地域の石工集団はほぼ同レベルの技術水準を具備するに至ったものと推測される。⁽¹⁰⁾ 南下E号墳や最近の県内のこの種の発掘調査の成果を見る限り截石切組積に携わった石工達は石材加工に際し朱線で加工の目印を付けることを常としていたと推測できる。

今回の研究資料とした多比良古墳は以上のような石材加工技術の流れの中で古墳時代終末期に位置付けられる。石室構築に使用した石材は、次章で述べるように本古墳の南方の牛伏山・城山一帯に産出する牛伏砂岩を使用している。多比良古墳の西方に位置する多胡薬師塚古墳は同時期の所産とされ、使用石材も牛伏砂岩を使用した截石切組積古墳で良好な状態で盛土が残り、石室内部からの使用石材観察の結果、その石材は整然とした立方体をなしていたことから岩床から採石する「掘割技法」⁽¹¹⁾による山取りの技法と推測していた。多比良古墳も仮に盛土が薬師塚古墳同様に存在したとするならば、石室内部からの観察結果からすれば同様な知見を得ただろうことは想像に難くなかった。しかし多比良古墳使用石材の観察結果から後章の「石室(内部構造及び石組)」で述べるように、盛土に隠れる部分で自然面を随所に残していることから天井石、奥壁や側壁の多くが転石を必要に応じて加工したものであつたことが確認された。

我々のこの種の検討は緒についたばかりであり、早計のそしりを免れないかもしれないが、牛伏砂岩を古墳に使用するに当たって当該地域の石工達が岩床から大形の石材を切り出す技術を持ち合わせていなかったと考えるべきか、あるいは牛伏砂岩の適度な粘りが、小河川の開析時における転石時の破損や風化を防ぎ、より手頃な大きさの転石を安定供給したことで、岩床からの切り出しを必要としなかったとも考えられる。更にこの2つの截石切組積古墳と石材加工の類似から引き合いに出される多胡碑も塔身が必ずしも立方体を成さず歪みの認められることから、多比良古墳の石材同様に転石に最小限の加工を加えたものと推測すれば当該地域の石工集団は奈良時代に至っても未だ「掘割技法」を必要とし得なかったとも考えられる。

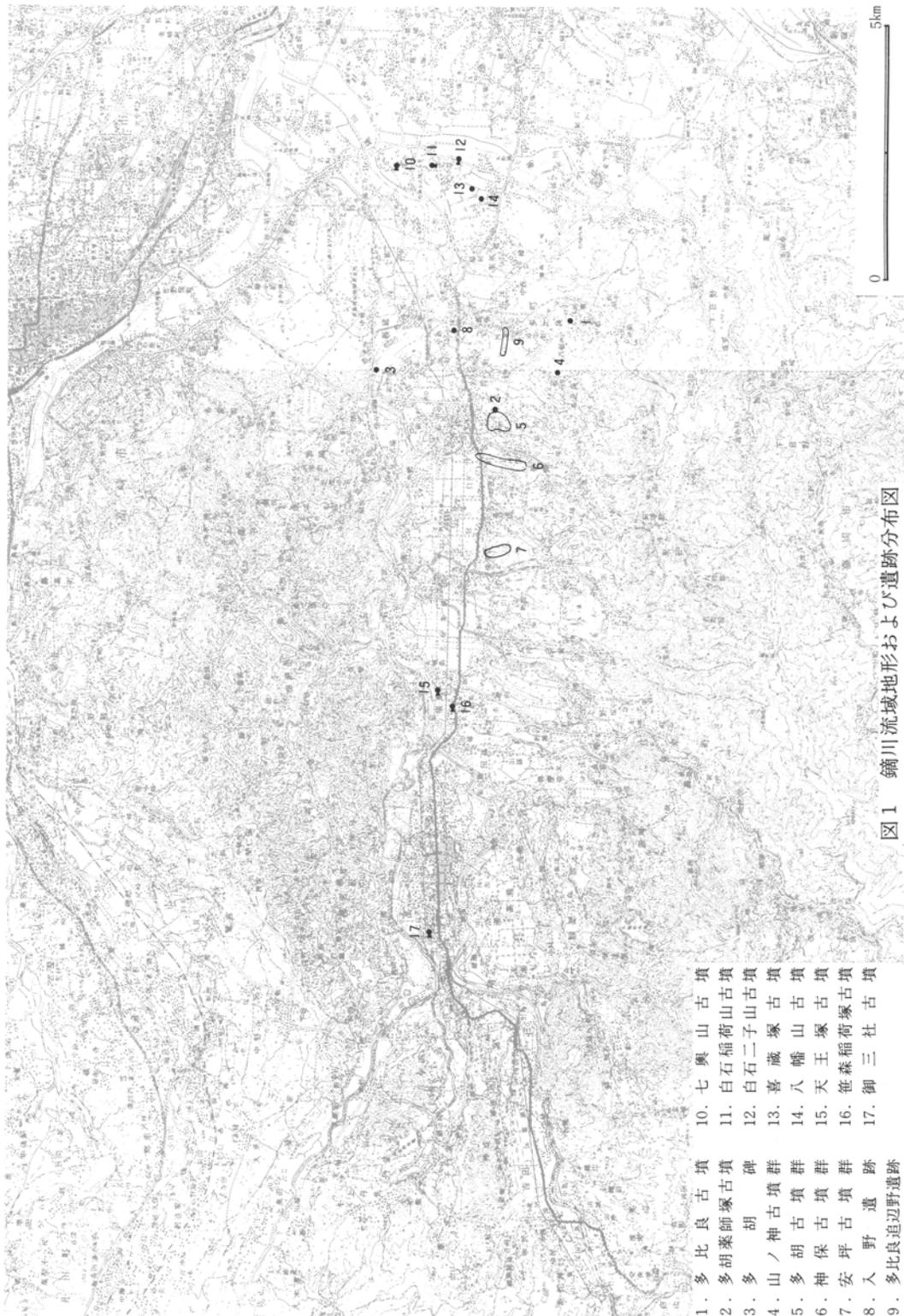


図1 鑄川流域地形および遺跡分布図

- 1. 多比良古墳
- 2. 多胡薬師塚古墳群
- 3. 多胡
- 4. 山ノ神古墳群
- 5. 多胡古墳群
- 6. 神保古墳群
- 7. 安坪古墳群
- 8. 入野遺跡
- 9. 多比良追辺野遺跡
- 10. 七興山古墳
- 11. 白石稲荷山古墳
- 12. 白石二子山古墳
- 13. 喜蔵塚山古墳
- 14. 八幡山古墳
- 15. 天王塚古墳
- 16. 笹森稲荷塚古墳
- 17. 御三社古墳

牛伏砂岩の供給と利用のプロセス解明の手掛かりが本研究の中に見いだせるとすれば、他の石材の場合との比較が可能になり今後の展望に光りを見いだせるものであろう。

3 牛伏層の地質学的位置付け

石材としての「牛伏砂岩」は地質学的に見ると、牛伏層の中に含まれる。よって、以下に牛伏層についてのこれまでの研究をまとめてみる。

(1) 地域概観

藤岡市から富岡市・下仁田町にいたる鑄川の流域は、三方を山地や丘陵に囲まれ、東は関東平野へと続いている。北方には岩野谷丘陵があり、さらに碓氷川を隔てて榛名火山がある。西方には大桁山、南方には関東山地が連なっている。この地域の地質は大きく見ると南部ほど古く、関東山地には秩父中・古生層が分布する。その北側には広域変成岩の三波川結晶片岩とみかぶ緑色岩類が広がり、さらにその北側に新第三紀中新世の海成層が分布する。この海成層は一括して富岡層群と呼ばれ、最下部層と最上部層をのぞくと、砂岩・泥岩を主としており、間に何枚かの凝灰岩層を挟んでいる。鑄川はこの富岡層群の中を西から東へ流れている。牛伏層は富岡層群の最下部層に位置付けられる。

(2) これまでの研究

富岡層群については古くから研究されており、層序区分もいろいろある。(第1表参照)牛伏層は後に詳述することにして、他の層について概略を述べる。どの層も砂岩・泥岩が主で、貝化石などを多産する。これらは凝灰岩層を鍵層にして細かな層序区分がなされている。各層とも北西から南東へ帯状に分布し、おおむね北側に上位層が重なる。層の厚さは全体的に、西部で厚く、東部で薄い。また分布域の幅も東部ほど狭くなっている。

牛伏層は富岡層群の最下部層にあたり、この地域の新第三紀層のうち最も古い。層の厚さは0~400mで、下部の結晶片岩とは断層で接する。この層は、藤本・小林によって命名され、神農原礫岩層に対比されたが、その後、神沢ほかにより神農原礫岩層を不整合関係におおうことが確認された。松丸は牛伏層と下仁田層(砂岩と泥岩からなる)が同時期のものであるとしている。

牛伏層の層相は藤本・小林によれば、「硬い灰白色ないし淡黄褐色」で「主に石英砂を多量に含む砂岩よりなる。その砂粒の大きさは径2ないし3mm以下が普通であるが時には5mm以上にも及ぶものがある。多野郡日野村金井及び同郡多胡村東谷の西方においてはこの砂岩はチャート・硬砂岩及び石英斑岩等の円礫(直径4.5cm~10cm)をも含有して礫岩質である」とされている。また、松丸は「赤褐色に白色の斑点の入った粗~中粒アルコース砂岩、砂岩・暗灰色泥岩の互層を主とし、珪質頁岩、細礫岩、炭化物、流紋岩質凝灰岩などを介在」するとしている。しかし、どちらも牛伏層を一括して表現したものであって、層の厚さが最大400m以上におよぶこの層の細かな記載をした文献は今のところない。

牛伏層の分布範囲は、吉井町の南方の牛伏山(490.5m)・城山(453m)を中心として東西方向

に帯状に広がり、長さ10km以上、最大幅約1.5kmほどになる。藤本・小林は分布の西端を富岡市野上の野上川上流地方とし、東は藤岡市三本木の神流川近くまでとしている。松丸は神流川東岸の埼玉県神川村付近の新第三系を富岡層群の東方延長であると推定し、牛伏層もブロック状に分布するとしているが、西端については明らかにしていない。図2の地質図は、周辺の地質も含めて把握するのによいと思われたので、野村・秋間団研グループを用いたが⁽¹⁷⁾、これによると牛伏層の西端は甘楽町小幡の雄川西方付近となっている。秋池では牛伏砂岩分布として、その西端を富岡市額部の大塩貯水池東とし、東端を藤岡市の三名湖貯水池東としている。ところで、この大塩貯水池より西方約5kmに最近発掘調査された富岡市南蛇井増光寺遺跡がある。この遺跡では平安期の住居跡のかまど材として牛伏砂岩を使用しており、かまど材に使用される石材はごく手近な地域から採取するという一般的な傾向からすれば、牛伏層の分布域がこの付近までのびる可能性がある。

また、牛伏層の分布範囲を地形的にみると、山地の北縁で、河岸段丘との境に沿っている。そして多くの小河川が山地側から簗川へ向かって、南から北へ流れており、この層を切る形となっている。そのため各小河川には牛伏層の露頭や転石が見られる。

(3) 牛伏層の砂岩の鉱物学的特徴

牛伏層の砂岩について、岩石学的特徴や鉱物学的特徴を細かく示した文献はほとんどないが、須藤・花岡で瓦原料としての利用可能性を考察している。ここでは牛伏層から岩相・粒度などの異なる5試料を採取し、X線分析、熱分析、化学分析を行っている。以下にその5試料と分析結果を示す。

U-1：吉井町城山産の淡褐色粗粒砂岩。典型的「多胡石」。

U-2：吉井町牛伏山山頂の淡褐色中粒砂岩。

U-3：藤岡市牛秣貯水池脇産の灰白色細粒砂岩。

U-4：藤岡市牛秣貯水池南、埋立用土採取場産の風化した褐色砂状の粗粒砂岩。

U-5：同上産の未風化灰白色粗粒砂岩。結晶片岩の小破片も少量認められる。

これらの「鉱物組成は石英とカオリナイトを主とし、ごく微量の長石を伴う。分布域東部のはやや長石が多く、特に、未風化のものは長石含有量が高い」ということである。このように牛伏層を細かく分析することは、石材として利用しうる牛伏層の分布域との関係からも興味深い点である。

(4) これからの課題

石材として用いられている牛伏砂岩について、人々がなぜこの石を選び、どのようにして手に入れたのかを考えて行くにあたって、地学的には次のような課題があると思われる。

①牛伏層の分布域の再検討。牛伏層の分布については特に西端が不明確であり、前述の南蛇井増光寺遺跡の確認例などから、もう一度追跡する必要がある。

②牛伏層の細かな層序の確認。分布域の検討と共に層序の確認を行い、石材として使用されて

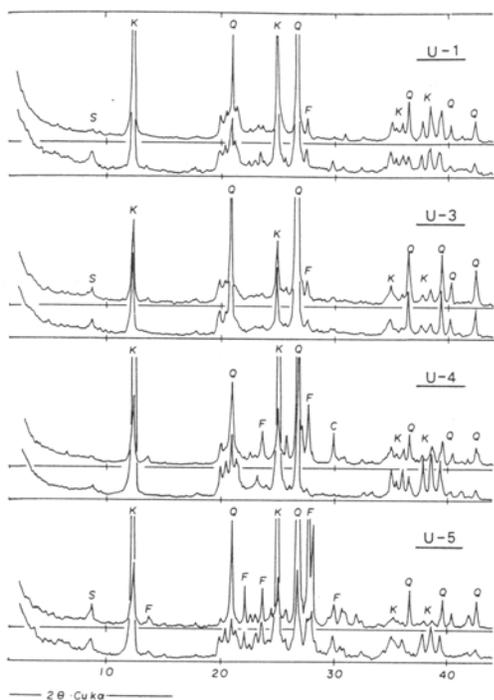


図3 牛伏砂岩のX線回析パターン
(須藤・花岡(19)文献より)

第1表 富岡・下仁田地域の層序区対比表

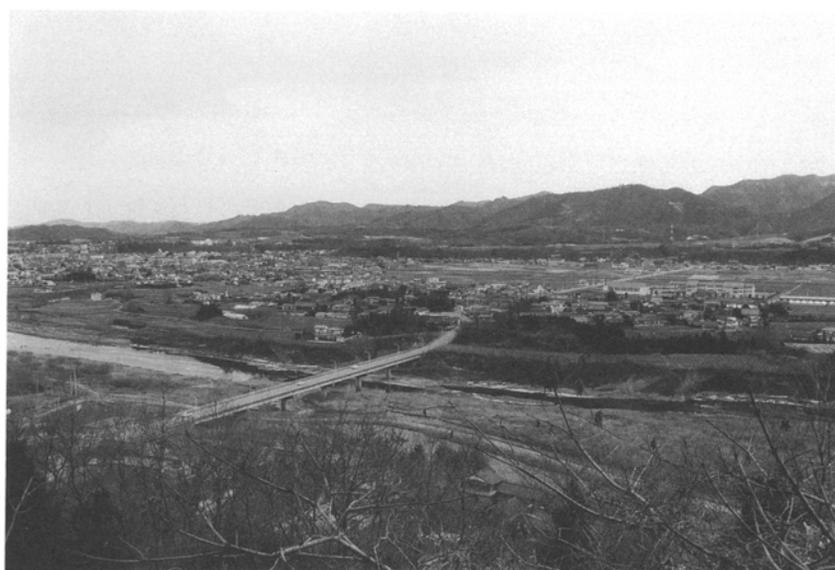
(「関東地方」日本の地質3 (共立出版)より引用(2))

時代	藤本 小林 (1938)	渡部 (1952)	松丸 (1967 1977)	神 沢 ほ か (1968)	千地 紺田 (1978)	高柳 ほか (1978)	野村 秋間 団研 (1981)
中 新 期 世 前 期	板鼻層	板鼻層	板鼻層	板 鼻 層	板鼻層	板鼻層	板鼻層
	富 岡 層	吉井層	吉井層 庭谷層	吉 井 層	吉井層 庭谷層	原市層 庭谷層	吉井層
		福島層	原田篠層	福 島 層 曾 泥 岩 層 原 田 篠 泥 層 原 砂 互	木 層 原 田 篠 層	曾 木 層 原 田 篠 層	福 島 層
	井戸沢層	井戸沢層 小幡層	井戸沢層 牛伏層	井 戸 沢 層 小 幡 層	井戸沢層 小幡層 牛伏層	井戸沢層 額部層	井戸沢層 小幡層 牛伏層

第2表 牛伏砂岩(U-1)の化学組成

(須藤・花岡(19)文献より)

SiO ₂	73.06	Na ₂ O	0.06
TiO ₂	0.48	K ₂ O	1.27
Al ₂ O ₃	14.84	P ₂ O ₅	0.08
Fe ₂ O ₃	3.63	S	—
FeO	—	ZrO ₂	0.02
MnO	0.04	H ₂ O ⁺	5.44
MgO	0.10	H ₂ O [±]	0.46
CaO	0.05	その他	0.03
合 計			99.56



牛伏山遠景 (北西から)

いる部分はどこにあたるのかをしぼる。また、岩石学的特徴の記載も行う。

③河川沿いの露頭、河床礫としてのあり方の確認。

4 多比良古墳について

(1) 立地と環境

多比良古墳は、多野郡吉井町大字多比良字諏訪前2137番地に所在し、広い桑畑の一角に石室の石組みだけが露出している。(地元では「多比良諏訪前古墳」と呼ばれているが、本稿では尾崎喜左雄氏⁽²²⁾や『群馬県史・資料編3』等の用例に従い「多比良古墳」と呼称する。)

吉井町では、町の中央部を東西に横断する形で東流する鑄川が、南北両岸に河岸段丘を形成しており、特に南岸では高低2段の段丘地形が発達している。牛伏砂岩を産出する牛伏山地はこの南岸段丘の背後に位置し、この山間を源とする小河川が北流して鑄川に流れ込む際に、段丘面を浸食していくため、南北に延びる舌状で2段の台地が東西に幾重にも並ぶ地形となっている。

本古墳は、このような台地の一番東側、土合川と矢田川に挟まれた台地の高位段丘面上のかなり奥まったところの東端に立地している。標高は約175mで、古墳の北方および西方には台地面が広がり、東は約200mで土合川による深い浸食谷へ傾斜していく。土合川までの比高差は40m程ある。南方から南西方向には山地がすぐに迫ってきており、牛伏山頂を南西2.4kmに望む位置にある。

さて、『吉井町誌』によれば、本古墳の所在する諏訪前付近には「10基ほどの古墳が点在していたが、大正期までにすべて消滅してただ1基の石組だけが残され⁽²³⁾」たとのことであるが、現在ではそれを立証する手立てに乏しく、また、そうした古墳の痕跡すら認められない。

1936年の『上毛古墳綜覧』(以下『綜覧』と略す)によると、現在の吉井町域には417基の古墳が記載されているものの、大型前方後円墳はなく、大半が後期の小円墳で、いわゆる群集墳を構成するものであり、町内18ヶ所にその分布をまとめることができる。そのうち、本古墳と同一台地上に営まれたものとしては、その西方約1km付近に山ノ神古墳群(7基)があるのみで、特に濃密な古墳の分布は認められない。他の台地上には数十基からなる群集墳が形成されていることと比較してみると、本古墳は群集墳とは少し離れた山際に独立墳として存在していた可能性が高い。⁽²⁵⁾

また周辺の集落遺跡で古墳時代後期のものとしては、北方約1.5kmの入野中学校敷地内で調査された入野遺跡⁽²⁶⁾や、関越自動車道上越線建設に伴って現在当事業団で調査中の多比良追^{おっべの}野遺跡⁽²⁷⁾が同一台地上に占地する。

なお、本古墳の石室構築材と同様の加工が施されたものとして、多胡碑および多胡薬師塚古墳が著名である。この三者の関係については、多胡碑に記された多胡郡建置の問題や工人集団の問題と関連して多くの先学が論及するところである。多胡碑は本古墳から北へ4km程の鑄川南岸低位段丘面に建てられ、多胡薬師塚古墳は北西へ2.3km、矢田川と大沢川に挟まれた台地の高位段丘先端に多数の小円墳とともに築造されている截石切組積石室をもつ円墳である。

鎗川流域全体の古墳の分布を見ても、横穴式石室を主体部とする小円墳が圧倒的に多く、ところどころに群集墳を形成する。一方、地域首長層のものと考えられる大型の前方後円墳の分布は現在の富岡市周辺と藤岡市内に限られ、中間の地域では確認されていない。代表的なものは、前者では富岡市七日市の御三社古墳(規模不詳、6世紀中葉頃か?)、甘楽郡甘楽町福島天王塚古墳(全長約80m、5世紀初頭)や笹森稻荷古墳(約100m、6世紀後半)、後者では藤岡市白石の白石稻荷山古墳(140m、5世紀中葉)と白石二子山古墳(57m、6世紀後半)、同上落合の七興山古墳(146m、5世紀後半)等である。このことは、流域を二分する勢力の存在を想起させ、しかも下流域の勢力が中流域のそれを若干凌駕することを示している。しかし、両者ともに必ずしも前期から後期まで連綿と首長墓の築造がなされているわけではなく、古墳築造がほぼ途絶えることなく継続されている地域は、近隣では高崎市東部で鎗川が烏川に合流する佐野・倉賀野・岩鼻・綿貫地区である。特に、時代はやや下るが綿貫観音山古墳で石室天井石に牛伏砂岩が使用されていることは興味深い。6世紀代までの地域支配体制をみる場合、鎗川流域のみならず、西毛地域さらには上野地域全体の中での勢力の移動、統廃合等を考慮する必要がある。

群集墳の形成は6世紀後半に最盛期を迎えた後、約半世紀の小康状態を経て7世紀中葉以後再び隆盛し、8世紀前半まで続けられる。一方首長墓の変遷も6世紀末ないし7世紀初頭を最後に前方後円墳が消滅し、約半世紀に渡る大型古墳の空白の後、それに代わって截石切組積石室が首長墓に採用されはじめるのだが、前述の富岡市周辺地域ではこれを踏襲する顕著な例が認められない。他方藤岡市白石地区では喜蔵塚古墳、八幡山古墳と終末段階に至るまでその系譜をたどることができる。そして、それまで大型前方後円墳のなかった吉井町地域に、7世紀後半以後、精巧な截石切組積石室を有する本古墳および多胡葉師塚古墳が築造されている。この時期の上野地域全体を見渡してみると、前橋市総社の宝塔山古墳、蛇穴山古墳の2つの大型方墳がその墳丘規模や内部構造の完成度の高さで他の古墳を圧倒している。総社二子山古墳、愛宕山古墳から続くこの総社古墳群の勢力が何らかの形で大和政権との深い関わりを持ち、その支持を背景として7世紀前半より始められた上野地域の支配体制の再編成が、7世紀後半に一応の完了を見せた⁽²⁸⁾と推定されている。7世紀代における富岡市周辺での首長墓の衰退や吉井町での截石切組積石室をもつ古墳の出現、藤岡市白石地区での首長墓の消長、そして群集墳の爆発的増加等は、こうした地域支配体制の再編成の動きが鎗川流域にも深く及んだことを物語るものである。

(2) 現状(墳丘及び外部施設等)

『綜覧』によると径38尺、高さ9尺の円墳と記載されているものの、その直後の1940年頃に地権者が近くの井戸を埋めるために墳丘盛土を削平してしまったために、現状では石室の石組のみが露出する恰好となっている。当時を知る古老の話によると、天井石の上に4尺程の盛土があったとのことであり、「高さ9尺」の信憑性は高い。しかしながら発掘調査がなされていないため、墳丘や外部施設については不明な点が多い。石組の遺存状況は比較的良好であるといえるが、既に耕作土によって60cm以上が埋もれてしまい、羨道部や玄室下半部についての詳細は現状では把

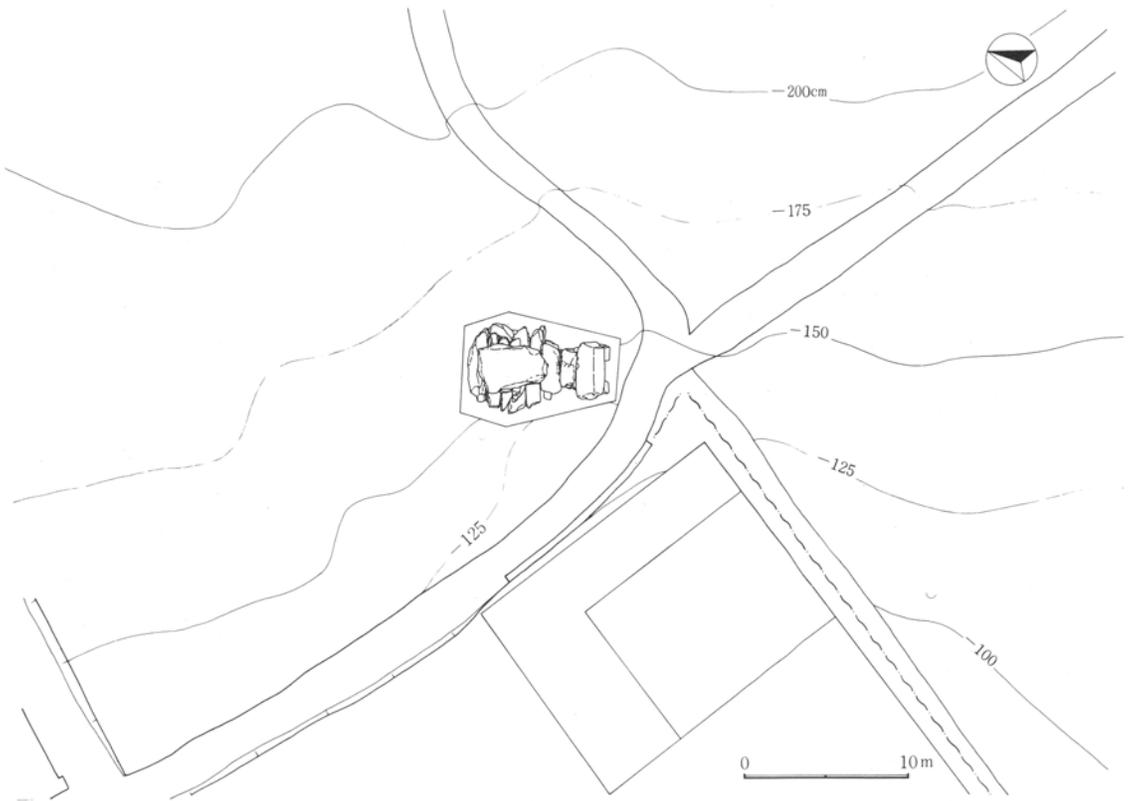


図4 多比良古墳周辺地形図 ※レベルは玄室天井石上面を0とした

握できない。

(3) 出土遺物

すでに開口済みで、遺物については不詳である。

(4) 石室（内部構造及び石組）

截石切組積みの横穴式両袖型石室で、南南東に向かって開口する。玄門・羨門を具備し、特に精巧な加工が施されている。

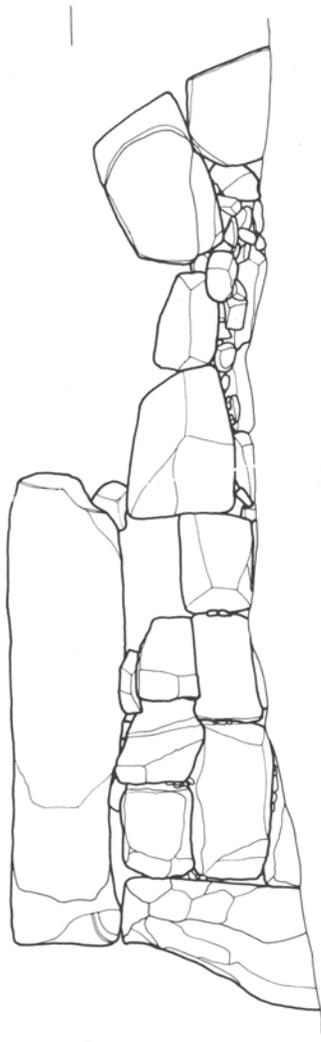
1953年に群馬大学によって測量調査が実施されており、各部の計測値については、別表3を参照されたい。それによると、石室規模は、全長（5.54m）が玄室長（2.68m）のほぼ2倍、玄室幅（2.10m）は羨道幅（1.05m）の2倍、また2段構造の天井部でも玄室高（1.90m）は羨道高のほぼ2倍を測り、均整のとれた構成である。

使用されている石材は、隙間を補填する幾つかの小石に結晶片岩が使用されているのを例外として、主要なものはすべて牛伏砂岩である。付近を流れる土合川上流では現在も同質の牛伏砂岩が露頭しており、この石材を採取し、運搬してきた可能性が強い。

玄室奥壁は、巨石一石からなる。自然面を前面、背面、上面に残しているため、岩盤より切り出したものではなく、大きな転石を加工したものであると思われる。上面は一部自然面を残して



图5 多比良古墳石室（外面）

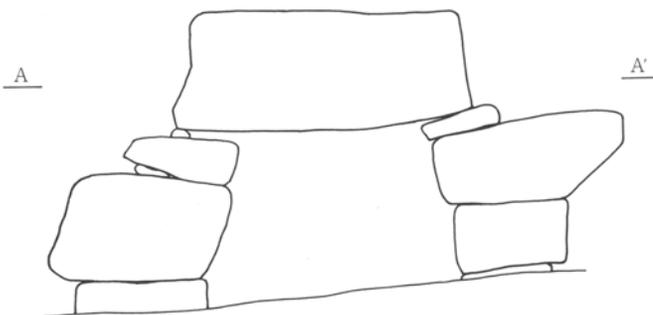


はいるが、他は面調整している。また、前の石材と接する面は、するどい加工痕が残っている。右上隅の部分は、縦30cm、横70cmの直角に欠き取られ、幅4cmの平鑿による丁寧なL字加工が施されている。小石材をそれに合うように切り取って補填していたが、現在その石材は抜け落ちている。奥壁と天井石とは、中央部で20cm余りに渡って接し、支え合っているが、他の部分では隙間が生じている。天井部と接する部分は、一応平らに面取りはされているが、切組積等の特別な加工は施されていない。

側壁は、大まかに見て下から大・中・小の石材を積み上げた3段構成である。上面に一部自然面を残すものもあるが、内面や上下左右の石材との接合面を調整しているものが多い。特に上面と内面とは鋭角になっており、壁面が内側に傾斜するように加工されている。下段の石材は、右側壁奥部のものがやや大きめで、長さ2.0m×高さ0.9m×奥行き0.7mの直方体状に加工され横長に寝かせてあり、中段に2石を載せる際の奥壁側を5cm程低くした切組積の手法が用いられている。右側壁下段の羨道側のもう一石は玄室長の調整のためか窮屈そうに立てられている。左側壁については詳細は不明確であるが長さ、高さともバランスのとれた同形の2石によって構成されていたようである。中段・上段の石材についてみても、左側壁においては整然としている。中段は奥部がやや大きく長さ70~90cm、高さ40~50cmの石材3石からなる。奥のものは上下面を加工しており、上面はほぼ二方向から向かい合う状態で、幅1.5cmの平鑿で角度約30度の平面加工であるが、側面は打ち割ったままの状態と思われる。上段は現在3石が残存して

いるが5石程度で構成されたことが推測される。さらに、最上段には天井石との隙間を補填するための小石がつけられていたと思われるが、現在まで残存するものは2石である。

均整のとれた左側壁に比べて、右側壁の中段・上段は少々雑な積み方であるといえる。石材の壁面こそ面拵いがなされているものの、



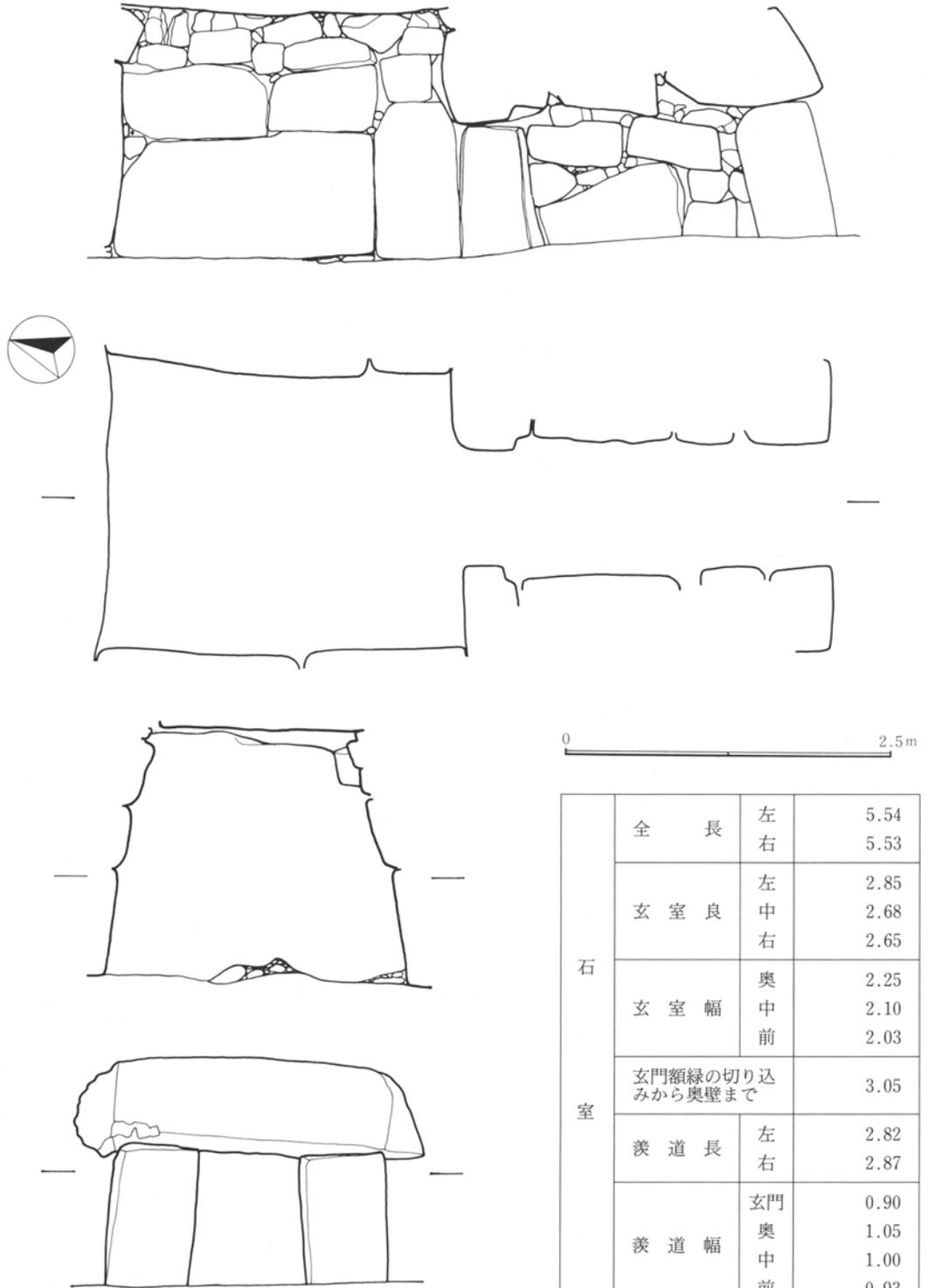


図6 多比良古墳石室
 (『群馬県史資料編3』より)

石	全 長	左 右	5.54 5.53
	玄 室 良	左	2.85
中		2.68	
右		2.65	
玄 室 幅	奥	2.25	
	中 前	2.10 2.03	
室	玄門額縁の切り込みから奥壁まで		3.05
	羨 道 長	左	2.82
		右	2.87
	羨 道 幅	玄門	0.90
		奥	1.05
中 前		1.00 0.93	

表3 石室各部計測値(『群馬県史資料編3』より)

形状は不整形で隙間が目立つ。中段手前の石材は側面と上面の一部が打ち割り未加工のままであるが、上面右半分は幅4cmの平鑿で垂直(約80度)に近い方向から加工されている。下面にも同様の加工痕があり、石材のなみを均一にする意図がうかがえる。

天井石は巨石一石である。長さ約2.8m、幅約1.9m、厚さ約0.7mの直方体状を呈し、内面はやはり丁寧な面拵いがなされている。この法量は、天井を一石で構成させるための必要最小限の大きさといってもよく、壁体と重なり合う面はごく僅かな幅でしかない。加工痕は上面でははっきりと判るのは2ヶ所だけで、羨道部側の左右の隅にそれぞれ幅6.5cmと幅2.5cmの工具痕が残っている。幅広の加工は石を切り出すときに使用した「矢」の可能性があり、幅狭の加工は平面加工を意図しているものとも考えられる。また、二つの工具痕の間に工具先端によるキズが見られる。側面には加工工具の痕跡は見いだせないが、自然面を残していないため打ち割りなどによる加工が推測される。内面は、平鑿状工具(幅不明)による削りを主体とした加工で、面は必ずしも平滑ではなくゆるく波うっている。現在天井石を支えているのは、奥壁中央部で一ヶ所、左右両側壁で最上段の小石2個ずつ、そして玄門冠石中央部上の小石1個の6ヶ所で、他は5~20cm程の隙間があいている。

なお、玄室側壁面は内傾していると前述したが、裏側からその石材の設置状況を見ると、内傾する上部にいくにつれ、その裏側では外に張り出していくのであり、天井石を架構することによって内向する力のバランスをとるのではなく、壁体を構築する段階ですすである程度のバランスを保たせていたものと思われる。

玄室入口部には玄門が設けられている。これは、松本浩一氏の分類によるC型に属するもので、「羨道壁の最も奥の石の一部を造り出しにして、この部分が柱石の役を果たしており、羨道壁の石と柱石とが同一の石で構成されている型⁽³⁰⁾」である。門柱石だけでなく冠石にも同様に約10cm角でL字状に欠き取る造作がなされており、羨道側からみると額縁状をなしている。これは、現状でも石材の隙間から僅かに垣間見ることができる。

床面の状況については不詳である。

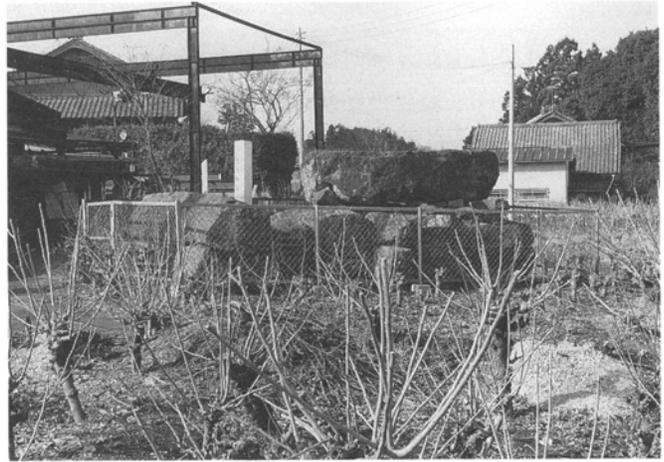
羨道は、長さ左2.82m、右2.87mであるが、玄門の造り出し部の長さがそれぞれ0.3m、0.4m程あるので、純粋な羨道長は左右とも2.5m程である。壁体は玄室のそれと比べかなり簡略である。即ち、左右両壁とも加工石材は中型のものが3、4石であり、しかも加工技術が稚拙で積み方も雑である。そのため生ずる隙間を多量の小石で補填しており、計画的な構成とは思われない。

羨道天井部は、羨門冠石と玄門冠石、そしてその間の1石の、計3石によって構成されている。前二者が冠石として丁寧に仕上げられ、また、やや大振りな石材が用いられているのに対して、後者はその間を埋めるのに必要な最小限の石材が用いられている。

玄門冠石は、自然面を一部に残すが他はすべて加工されている。正面に向く上面2ヶ所に幅広(6.5cm)の平鑿(矢か)痕があるほかは、幅狭(4cm)の平鑿により、ほぼ水平かわずかに斜め方向より中央に向かい加工される。中央部には性格不明の加工痕があり、棒状鑿を水平に近い角

度から打ちこんだ可能性を含んでいる。中央の一石は、上面のほぼ大半が自然面で、前後の石と接する面を直線的・平面的に加工している工具は平鑿（4 cm）様のもを使用していると思われるが、加工痕の中央に盛り上がりが見られるため、刃の中央が破損している状況が窺える。

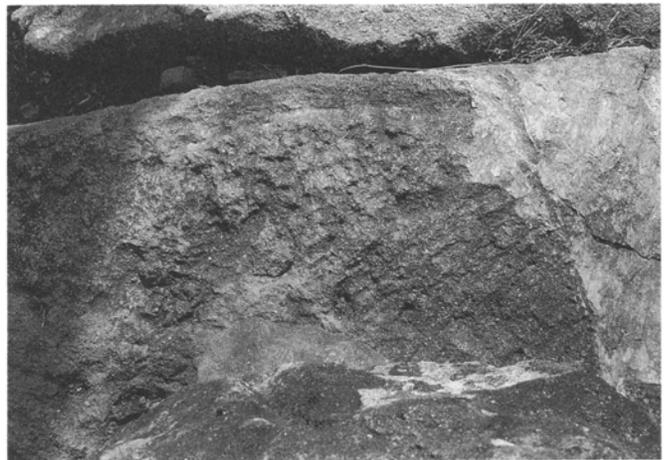
羨門部は、本石室中で最も精巧で緻密な加工が施されている。これはやはり、石室入口として唯一外面に出ることを意識してのことであろう。左右の門柱石はほぼ同形で、正面から見て幅約 60cm、奥行き約70cm、高さ約 1mを測り、両者の間隔は床面で93cm、天井部で80cmとやはりやや内傾している。また、入口前面は約18度の角度で後傾させている。冠石は幅2.5m、奥行き 1.3mで、上部は切妻屋根状に「へ」の字形をなし、前面の傾斜は現状で30度程である。ただし、冠石底面と門柱上面との間に約10度程開きがあり、築造当初は約20度の後傾であったと考えられる。後側を支えていた石材の崩落などで傾きを増したのであろう。加工は玄室側の面全面に幅 4 cmの平鑿を主とした垂直に近い（約80度）角度の加工がなされている。二種類以上の加工痕があり、幅広の平鑿は大



多比良古墳全景（南東から）



石室左側壁中へ上段石組（右奥から）



玄門冠石上面に残る加工痕（上から）

きく粗割りをする際に使用されている。羨門側の面は、面取りされ丸みがよく分かるが、風化と後世の加工で面が荒れ加工痕は不明である。また、冠石の両脇と右門柱石外側はL字加工が施されている。幅6cmの平盤による丁寧な水平方向の加工で、底面にも幅6cmの平盤による水平方向の加工がなされている。この羨門部の加工は門柱、冠石とも柔らかな膨らみを持たせた仕上げが特徴で、これが両者前面の傾斜角の違いによりさらに丸味が強調されている。また冠石の両脇と右門柱石外側はL字状に角を欠き取り、特に右前方ではその欠き取りのラインも連続的につながりを見せる手の込んだ造作をしている。

床面の状況及び前庭施設の有無は不明である。

なお、本石室の構築に際しては、各部の計測値の比例関係により、1尺35cmを単位とする高麗尺の使用が推定されている。また本古墳の築造年代については、従来は多胡碑との関連により8世紀初頭という見解が有力であったが、近年の該期の古墳の編年的研究の進展をふまえると7世紀第3四半期から第4四半期にかけての時期とするのが妥当と思われる。

5 ま と め

牛伏砂岩を石材として使用している古墳を分析してみようとして、われわれは休日を利用して何度も現地を訪れてみたり、得られた資料を前にして討論を重ねたりしてきたわけであるが、そのたびに今後資料化する必要のある事項、検討しなければならない課題が増えていくばかりで、なかなか光が見えてこない状態であった。年末近くになって本稿の構想を立て、執筆分担にしたがってスタートしたものの、その途中で筆を停めて何度も各人が現地におもむき、種々の点を確認あるいは再確認する状況であった。今回の最大の収穫は、我々が具体的な資料の中から、ある程度の考古学的成果を導きだそうとするならば、一つのセンテンスに盛り込む一点の事実関係でも、これを断定するために様々な手続きが必要であることを痛感したことである。明らかにされた点はささやかではあったが、今後なすべき課題をかなり明確化することができたと思われる。具体的な今後の問題点は各項で示されているのでこれにゆずり、ここでは特に重点を置きたい事項を再度取り上げてまとめとし、今後の継続的な追跡に期したいと思う。

多比良古墳の調査の中で、牛伏砂岩の入手形態が、山からの掘り割りによるのではなく、河川等に流下しているものを採取、運搬してきていることが確認された点は大きい。おそらくその他の古墳に使用されているものについても同様の入手形態が推測されるからである。このことは、個々の古墳における石材を観察していくことにより、より明らかになるであろう。また、現状での河川等における牛伏砂岩のあり方と古墳群の立地、石材の使用形態を追跡する中から、それらの相関関係についても考えてゆきたい。そのためにもまず、石材としての牛伏砂岩、またこれを使用している古墳の正確な分布を把握することから始めたい。

かなりの距離を運搬してまでも牛伏砂岩を使用している地域の古墳は、天井石などの石室の限定した部分にのみこれを使用している点が問題を解決する緒となるであろう。その中で、6世紀

後半の当地域屈指の大型前方後円墳である観音山古墳に巨石の天井石が持ち込まれている点は興味深い。これらの古墳には、主要石材として凝灰岩や、棒状の結晶片岩、角閃石安山岩が使用されてくる。これらの石材との関係も追及されなければならないであろう。

註

- (1) 中世以降の牛状砂岩使用の石造物に関しては、秋池武 1988 「関東管領山内上杉氏と牛状砂岩・多孔質角閃石安山岩について」『群馬の考古学』群馬県埋蔵文化財調査事業団、に詳しい。
- (2) 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1989 『田篠上平遺跡』、で2基の横穴式古墳について、その構築過程を石材との関連で詳しく検討しておいたので参照されたい。
- (3) 綿貫鋭次郎氏をはじめとする担当者の方々から多くの教示を受けることができた。
- (4) 藤巻幸男氏をはじめとする担当者の方々から多くの教示を受けることができた。
- (5) 尾崎喜左雄 1966 『横穴式古墳の研究』
- (6) 小林敏夫 1981 「『綜覧』漏芝根17号古墳」『群馬県史料編3』
- (7) 川合功 1981 「『綜覧』玉村町1号墳」『群馬県史料編3』
- (8) 石川正之助 1981 「宝塔山古墳」『群馬県史料編3』
- (9) 津金沢吉茂 1983 「古代上野国における石造技術についての一試論」『群馬県立歴史博物館紀要第4号』
- (10) 右島和夫 1983 「南下E号古墳」『群馬県史料編3』
- (11) 和田晴吾 1983 「古墳時代の石工とその技術」『北陸の考古学 石川考古学研究会会誌第26号』
- (12) 藤本治義・小林学 1938 「群馬県碓氷川及び鏡川流域の第三系に就いて」『地質学雑誌45』
- (13) 神沢憲治・木崎喜雄・久保誠二・高橋武夫・角田寛子・細矢尚 1968 「下仁田構造帯II」『群馬大学教育学部紀要自然科学編17』
- (14) 松丸国照 1967 「Geology of the Tomioka area Gumma Prefecture, with a note on "Lepidocyclus" from the Abuta Limestone Member」『Sic. Rept. Tohoku Univ, 2nd 39』
- (15) 松丸国照 1977 「関東山地北縁～北東縁の新第三系の層序」『地質学雑誌83』
- (16) 花崗砂岩ともいう。石英・長石を多量にふくむ粗粒砂岩。構成粒子は酸性ないし中性の火成岩およびそれらに対応する変成岩の機械的風化によって供給された碎屑物の固結したもの。
- (17) 野村哲・秋間団体研究グループ 1981 「関東平野北西縁の地質」『地質学論集20』7 注(1)文献と同じ
- (18) 注1文献と同じ
- (19) 須藤定久・花岡紘一 1985 「群馬県南西部地域の粘土資源」『陶磁器原料資源調査報告書』
- (20) 単結晶あるいは多結晶物質にX線を照射すると、特定方向に強い回折X線を出す。これを記録することにより、含まれている鉱物の種類や諸性質がわかる。
K：カオリン、Q：石英、S：セリサイト、F：長石、C：方解石
- (21) 日本の地質「関東地方」編集委員会編 1986 『関東地方』日本の地質3 共立出版
- (22) 前掲(5) 『横穴式古墳の研究』等でこの名称を用いている。
- (23) 吉井町誌編集委員会 1974 『吉井町誌』
- (24) 全長70m以上のものを指す。40m程度の中規模前方後円墳は数基存在する。
- (25) 上野地域の終末期古墳のあり方を見ると、①大型古墳群の中に組み込まれるもの、②群集墳中の一つとして築造されるもの、③近隣に古墳の分布を見ず独立墳的に存在するもの、の3つのタイプに大別することができる。
- (26) 1958、59年の二次にわたり群馬大学史学研究室によって調査された。古墳時代の住居跡が6軒検出された。
- (27) 1988年度より調査を継続中で、古墳時代後期の住居跡約120軒を検出している。(1990年1月末日現在)
- (28) このことについての具体的考察は、右島和夫「東国古墳の地域的特性 上野」(『国立歴史民俗博物館研究報告』近刊予定)に詳しいので参照されたい。
- (29) 壁面の面積を比較したもので、体積については必ずしもこの序列ではない。
- (30) 松本浩一 1963 「末期古墳の特質たる玄門に関する一考察」『群大史学』9号
松本氏は上記論文において、上野地域の末期古墳の玄門形態を、A型一柱石が羨道壁面と一直線上にあるもの、B型一柱石が羨道壁面より内側にせり出すもの、そして本文中のC型と、3つのタイプに分類を行っている。

関東地方出土皇朝十二銭の様相

—— 土器年代を探る第一歩として ——

中 沢 悟

はじめに

- 1、古代銭貨の様相
- 2、関東地方出土皇朝十二銭
 - (1) 住居跡より出土する皇朝十二銭
 - (2) 宗教的な場所より出土する皇朝十二銭

おわりに

はじめに

膨大な発掘調査に伴い、多くの遺構遺物が検出されている。それらの遺跡の性格を理解するためには、検出された遺構遺物がどの時代に属すのかを知ることが、非常に大切なこととなる。時代を推定する手段として出土土器に直接年代が記されていたり、遺構内より年代の推定できる墨書土器、漆紙文書、銭貨、木簡、鈔帯、降下火山灰、灰釉陶器等が、検出される事により知られる。しかし、それらの土器年代基準資料は、資料のもつ性格がそれぞれ異なり、資料に推定された年代と、土器とともに廃棄された年代は同一ではない。そのため、検出された遺構や遺物に対して年代観をあたえることは、非常に慎重に行われなければならない。筆者は、この問題に対し全く不十分な知識しか持ち合わせていないまま、土器や遺構に対し年代観を与えて来た。そこで多くの土器年代基準資料について検討を加え、年代観についてより確実なものを得たい。しかし、それら全般について検討を加える力量のないことと期間的な制約のため、土器年代基準資料の中から、皇朝十二銭に伴う土器の年代観を探るための第一歩として、皇朝十二銭がどのようなあつかわれをしていたのかについて検討を加えてみたい。

1 古代銭貨の様相

銭貨は、先進文明国である唐と同じように銭貨を発行すべきだという理念と、以下に見られるような経済的な側面をもって発行された。

『律令国家は、国家財政における経費の一方面的な増大、それによる租税収入との対応関係の破壊という事態を前にして、銭貨発行収入の確保と、民間私富の導入という方策をとった。……律令国家は、独占的に銭貨を鑄造し、その銅銭に地金の銅よりも高い法定価値を付与し、その法定価値で、雇傭者の功直をはじめ種々の支払いに用いた。銅銭に含まれる地金の銅の原価や鑄造経費はわずかであるから、銭貨を支払いに用いることによって得る利潤は巨大であった。』⁽²⁾

さらにより多くの利潤を得るために、銭貨を新しく铸造した場合、旧銭貨の価値の10倍の法定価格を定め強制的に通用させて行った。(第1表参照)

第1表 皇朝十二銭铸造の様子と旧銭との交換比率

貨幣名	初铸年代	旧銭との交換比率	その他
和銅開珎	和銅1年 (708年)		銀銭と銅銭が造られ交換割合は、銀銭1枚で銅銭1枚の割合
万年通寶	天平宝字4年 (760年)	1:10(778年マデ) 1:1(778年以降)	開基勝寶(金銭) 太平元寶(銀銭) が造られた。
神功開寶	天平神護1年 (765年)	1:1	万年通寶の改铸問題にこりて旧銭を同価値で通用させた。
隆平永寶	延暦15年 (796年)	1:10	新銭1枚を旧銭10枚と同価にして強制通用させた。
富壽神寶	弘仁9年 (818年)	1:1	新銭・旧銭区別なく通用。 銅2に対し鉛1を混入。
承和晶寶	承和2年 (835年)	1:10	より小さく軽くなり、鉛が多く混入されている。
長年大宝	嘉祥1年 (848年)	1:10	承和晶寶より小さい。重さは和銅開珎の半分。私铸銭が増える。
饒益新寶	貞観1年 (859年)	1:10	皇朝銭中最軽量。饒益新寶の文字がはっきりしない。
貞観永寶	貞観12年 (870年)	1:10	铸銭が粗雑。政府は産銅に力を入れる。
寛平大宝	寛平2年 (890年)	不明	周防1国だけの銅で铸造されたと伝えられている。
延期通寶	延期7年 (907年)	1:10	鉛の混入度が多く減りが早い。銭文が読みにくく庶民が嫌う。
乾元大宝	天徳2年 (958年)	不明	完全な鉛銭。铸造5年で生産中止、987年仏事以外銭貨全部通用禁止。

(矢部倉吉『古銭の集め方と鑑賞』1975の記述内容より作成)

また銭貨は一方において、宗教的な性格として以下の現象が指摘できる。

初代铸銭司長官である中臣意美麻呂は、「……、意美麻呂らは神事に供するに縁りて、宜しく旧姓に復すべし、と」(『續日本紀』文武2年8月丙午)に見られるように「神事」に深く関係していた。このことは铸銭司で铸造された貨幣が、「神事」と関係する性格をもつことを暗示している。更に和銅開珎に先立つ無文銀銭が、崇福寺創建当時の舍利容器の納入と同時に納められていた事例や、川原寺における創建時の塔の心礎近くから出土している例から、当事の銭貨が、一面で宗教的器物としての性格をもっていたことを示している。さらに、元興寺の塔心礎に和銅開珎・万

年通寶・神功開寶が納められていた例より、和銅開珎に先立つ錢貨の性格が、その後も引き継がれていることを示している。さらに平城京においては、柱穴や建物を建てる前の地鎮に使用されたと思われる錢貨の出土が多く認められる。

このように錢貨は、経済的な側面と、宗教的な側面をもって登場した。律令国家は、錢貨の持つ最も重要であった経済的な側面を支えるために、錢貨の流通を促進する政策をとるようになる。律令国家が錢貨を供給する方法の例としては、律令国家が官人その他に錢貨を与えたり、8世紀から9世紀初頭にかけて中央において律令官司の統轄のもとに行われた大造営工事での、膨大な被雇用者に対して支払われた錢貨の例等がある。一方錢貨によって支払いを受けたものが次に使用できる条件がなければ錢貨は流通しない。そこで、平城京の東西市での錢貨使用の強制や調錢・徭錢の制度に見られるような税金の支払い手段として認める等により、流通が行われていたようである。

しかし、このような例は、あくまでも畿内を中心とした一部の地域であり、畿内から遠く離れた東国等における交換手段としての貨幣の流通については明らかでない。このような状況のため東国においては、律令国家が期待した経済的な側面としての流通は、充分行われていないと思われる。

錢貨が東国の国民にとって利用価値の薄いものであったかと言えば、けっしてそうではなく、特に地方の豪族にとっては利用価値の高いものであった。それは錢貨を蓄錢し、律令国家に差し出したりすることによって、地方豪族にとっては得難い位階を授与されることにある。その法令は、和銅4年(711)にだされた「蓄錢叙位法」(『續日本紀』和銅4年10月同年12月)であり、また天平の後半になって見られるような「献物(錢)叙位」である。いずれも錢貨の流通をはかることと、律令中央財政の強化をはかるための売物政策の1つである。特に後者の政策は、おおむね錢1000貫を律令国家に寄付したものに、外従5位下を与えるものである。これは外位という制約はあるが、6位以下と大きく異なり貴族の末端の位に相当する。さらに墾田永世私財法により制約された墾田面積は、位階により大きく異なるため、5位を得ることにより得る経済的な効果も大きかった。⁽³⁾このように地方豪族は、錢貨を利用することにより、社会・経済的地位を高め、地方における支配力の権威づけをおこなった。

この制度により外従5～6位を叙位された例は、天平19年(747)～景雲4年(770)の23年間において全国で24人知られている。(第2表参照)叙位された出身者の多くはあきらかでないが、推定を含め13例が知られる。その中で、河内の国が3例と多い特色が認められるようである。その中で、関東地方から東国においては、次の1例が知られる。それは、景雲元年(767)常陸国新治郡の大領外従六上新治直子公という人物が、錢2000貫と商布1000段を献物(錢)し、外正五下を叙位された例である。ほかにも認められたかも知れないが、少額の貢献者、低位への叙位者は、「造寺材木知識記」の末尾に「自余の少財はこれを録せず」と記している例等より記録されないことも考えられているためか、残っていないようである。

第2表 銭の献物を中心に見た献物叙位の実態

	年 月	国 郡	官職	官 位	氏 姓 名	対象	献 物 内 容	叙 位
1	747(天平19)・9	河 内		大初下	河俣連人麻呂	大仏	銭千貫	外従5下
2	748(天平20)・2			外大初下	物部連族子嶋	大仏	銭千貫ほか	外従5下
3	同 上	近 江 カ		外従6下	田可臣真東	大仏	銭千貫	外従5下
4	749(感宝元)・4			正6上	丹羽臣真昨	大仏	銭千貫ほか	外従5下
5	749 5			従7上	陽侯史令珍	大仏	銭千貫	外従5下
6	同 上			正8下	陽侯史令珪	大仏	銭千貫	外従5下
7	同 上			従8上	陽侯史令	大仏	銭千貫	外従5下
8	同 上			従8下	陽侯史人麻呂	大仏	銭千貫	外従5下
9	749(感宝元)・7			従6上	田辺史広浜	大仏	銭千貫	外従5下
10	765(神護元)・8	讃 岐		外大初下	日置毗登乙虫		銭100万	外従5下
11	765 10	紀 伊		正8上	民忌寸磯麻呂		銭100万、稲1万束	従5下
12	766(神護2)・正			正6上	伊吉連真次		銭100万	外従5下
13	766 2	河 内 カ		外従8下	橘戸高志麻呂		銭100万	外従5下
14	同 上	摂津・武庫	大領	従6上	日下部宿禰浄方		銭100万ほか	外従5下
15	766 12	河内カ(因幡国博士)		少初上	春日戸村主人足		銭100万、稲1万束	従6下
15	766 12			従6下	(父)大田			外従5下
16	767(景雲元)・2	伊予・越智	大領	外正7下	越智直飛鳥麻呂		純230疋、銭1200貫	従5下
17	同 上	常陸・新治	大領	外従6上	新治直子紀公		銭二千貫、商布一千段	外正5下
18	767 4	伊勢・多気		外正7下	敢磯部忍国		銭100万、稲一万束ほか	外正5下
19	同 上	長門・豊浦	軍毅	外正7上	額田部直塞守		銭100万、稲一万束	外従5上
20	767 8		散位	正7上	秦忌寸真成		銭二千貫、牛10頭	外従5下
21	767 10	伊予・宇摩			凡直継人		銭100万、稲二万束ほか	外従6下
21					(父)稻積			外従5下
22	770(景雲4)・3	周防・周防		外正8下	周防凡直葦原		銭100万、塩3千顆	外従5上

※野村忠夫「献物叙位をめぐる若干の問題」(『日本古代の社会と経済』吉川弘文館、1978年所収)を参考に作成。

2 関東地方出土皇朝十二銭

多くの遺跡より、古代銭貨である皇朝十二銭が出土している。それらの遺跡の出土の状況は、第3表・第4表に示した。

ここに示した皇朝十二銭を出土した遺跡は、数が少なく遺跡内容についての筆者の推定も多いため今後追加や修正される資料により、内容も変化すると思われるが、現段階において検討してみたい。まず皇朝十二銭の種類別出土量は、総数で138枚である。その中で神社一社より出土した72枚が特に多く、全出土数の過半数を占めている。この1例を省くと、和銅開珎が最も多く出土している。また同じく神社例を省いた全体傾向としては、和銅開珎から富壽神寶の8世紀初めから9世紀初めの段階と、承和晶寶から最後の乾元大宝の9世紀中ごろから10世紀終わりまでの2つの段階に大きく別れることが指摘出来る。皇朝十二銭の通用期間は、和銅開珎から987年の仏

第3表(1) 関東地方出土の皇朝十二銭と土器の共伴遺跡列

遺跡名	出土貨幣	枚数	共伴土器その他	出土位置と出土状況その他	註
群馬県 高崎市観音山古墳25トレンチ 墓壙4	貞観永宝	1	鉄製品	古墳外堀外縁上に掘込まれた土壌覆土より出土、判読不明の銭貨2枚含む	(1)
	寛平大室	1	須惠器碗		
	万年通寶	1	土師器杯・須惠器蓋・坏・瓶・壺・鈔幣、多数の鉄器	床面上より出土。消失住居、炭化材多数出土	(2)
	富壽神寶	1	土師器杯・碗、土師器甕・坏、黒色土器、灰軸皿	カマド内灰面より出土	(3)
	富壽神寶	1	須惠器杯・碗、蓋、土師器甕	住居外北東コーナー付近より出土	(4)
	延期通寶	1	須惠器杯・碗、羽釜、土師器杯、内黒碗・甕、灰軸皿	住居北東床面	(5)
	和銅開珎	1	須惠器蓋、脚付盤、甕	古墳石室内の玄室中央部	(6)
	和銅開珎	1	埴輪		(7)
埼玉県 太田市矢田堀弁天塚16号墳 勢多郡宮城村白山古墳	和銅開珎	8	鍔手大刀1・佐渡理鏡1・飛燕型鉄鏃6・直刀2	古墳石室内の玄室中央右側側床面出土	(8)
	和銅開珎	1	須惠器杯・蓋、土師器杯・甕、瓦	住居中央部の床面上約5cmの出土	(9)
	和銅開珎	1	土師器杯・甕、須惠器杯・蓋、漆紙文書		(10)
	和銅開珎	5	須惠器碗(墨書)・須惠器蓋・墨書された紙質のもの	直径1m前後、深さ1.2~1.4mの土壌出土 碗内面底	(11)
	万年通寶	2	碗底部に残る墨書は、反転プリント	部に環状に配された銭貨6枚の鏽跡	(12)
	万年通寶	1	僧寺北方建物跡付近表採		
	神功開寶	1	僧寺北方建物跡付近表採		
	隆平永寶	2	僧寺北方建物跡付近表採		
武蔵国府武蔵郵便局M-29 都道2・2・12号V-20 同上 大沢ビル M-49 菅生(住居?) No.769遺跡21号住居	富壽神寶	9	僧寺北方建物跡付近表採		
	和銅開珎	1			(13)
	富壽神寶	1			(14)
	承和品寶	1			(14)
	寛平大宝	1			(15)
	和銅開珎	(1)			(16)
	隆平永寶	1	須惠器杯・瓦・砥石	カマド右脇床面からやや浮いた位置。焼失家屋	(18)

() 内は、想定内容である。

第3表(2) 関東地方出土の皇朝十二銭と土器の共存遺跡例

遺跡名	出土貨幣枚数	共存土器その他	出土位置と出土状況その他	註
八王子市甲ノ原 住居	隆平永寶 1	土師器・須恵器・墨書土器・鉄鏝・火打ち鎌・釘	北隅の床面	(19)
船田S B 02号住居	神功開寶 1	須恵器杯・蓋・長頸壺、土師器壺、鉄器品7点	床面より11浮いて出土、火災住居	(20)
E地区7号住居	貞観永寶 2			(21)
神奈川県				
横浜市森戸原A区H-17号住	和銅開珎 1	土師器・須恵器	北隅床面に密着して出土	(17)
海老名市本郷43号住居	長年大宝 1	土師器壺・杯	カマド前の床面上より出土	(22)
高尾 149号住居	富壽神寶 1	土師器杯・壺、須恵器杯・蓋、鉄製品2点	北東隅の覆土中より出土、火災住居か	(23)
根丸島 (住居?)	神功開寶 (1)			(24)
下曽我 ?	隆平永寶 (1)			(25)
下ノ郷廃寺 ?	富壽神寶 (1)			
	饒益新寶 (1)			
	乾元大宝 (1)			(26)
千葉県				
日秀西 (住居?)	和銅開珎 (1)			(27)
新木東台(住居?)	和銅開珎 (1)			(28)
山口 (住居?)	隆平永寶 (1)			(29)
江原台H-27号住居	神功開寶 1	土師器杯、須恵器杯・壺、墨書、鉄器、研石	床面直上出土	(30)
H-26号住居	富壽神寶 1	土師器杯、須恵器杯・灰釉陶器長頸壺、火打鎌	床面上出土	(31)
H-61号住居	富壽神寶 1	土師器杯、須恵器壺	覆土下部出土	(32)
下総国分尼寺?	隆平永寶 (1)			
印内台 ?	富壽神寶 (1)			
茨城県				
政宗寺 ?	神功開寶 (1)			
	富壽神寶 (1)			(33)
栃木県				
男体山	隆平永寶 1			
	承和晶寶 1			
	寛平大宝 1			
	延喜通寶 59			
	乾元大宝 10	皿形土器青銅製香爐		(34)

() 内は、想定内容である。

- (1) 『史跡 観音山古墳』 —保存修理報告書— 群馬県教育委員会 1982年
- (2) 『群馬県史』 資料編2 群馬県史編さん委員会 1986年
- (3) 『上野国分僧寺・尼寺中間地域(2)』 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1986年
- (4) 『中畦・諏訪西遺跡』 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1986年
- (5) 『鳥羽遺跡』 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988年
- (6) 『引間遺跡』 高崎市教育委員会 1979年
- (7) 『上毛古墳綜覧』 群馬県 1938年
- (8) 尾崎喜左雄「群馬県勢多郡白山古墳」『日本考古学年報』7 1958年
松本浩一「勢多郡宮城村白山古墳」『群馬県史』資料編3 1981年
- (9) 『内出遺跡』 内出遺跡調査会 1986年
- (10) 『武蔵国分寺跡出土の漆紙文書』—武蔵台遺跡— 1989年
- (11) 『多摩蘭坂遺跡』 国分寺市教育委員会 1980年
- (12) 石野喜英『武蔵国分寺の研究』 1960年
- (13) 武蔵国府関連遺跡調査報告V 1984年
- (14) 武蔵国府関連遺跡調査報告I 1979年
- (15) 武蔵国府関連遺跡調査概報VII 1979年
- (16) 佐藤興治「皇朝12銭」『日本歴史地図』 1982年
- (17) 榊原松司・石川和明「和銅開珎を出土した住居跡 横浜市港北区森戸原遺跡略報」『考古学雑誌』59-1 1973年
- (18) 丹野雅人「多摩ニュータウン遺跡 No.769遺跡 奈良・平安時代編」『東京都埋蔵文化財センター調査報告』第6集 1985年
- (19) 長友 博・櫛 国男「八王子市犬目町甲ノ原平安時代竪穴住居址調査報告」『多摩考古』7 1965年
- (20) 『船田』—東京都八王子市船田遺跡の第II次調査— 八王子市船田遺跡調査会(第II次) 1972年
- (21) (20)におなじ、ただしE地区7号住居の説明は見当らない
- (22) 『海老名本郷』 本郷遺跡調査団 1987年
- (23) 『鳶尾遺跡』 神奈川県教育委員会 1975年
- (24) (16)に同じ
- (25) (16)に同じ
- (26) (16)に同じ
- (27) (16)に同じ
- (28) (16)に同じ
- (29) (16)に同じ
- (30) 『佐倉市江原台遺跡発掘調査報告書II』 千葉県教育委員会 1980年
- (31) (16)に同じ
- (32) (16)に同じ
- (33) (16)に同じ
- (34) 『日光男体山』山頂遺跡発掘調査調査報告書 日光二荒山神社 喜田川清香 角川書店 1963年

第4表 関東地方における皇朝十二銭の出土状況

		和銅開珎	万年通寶	神功開寶	隆平永寶	富壽神寶	承和晶寶	長年大宝	饒益新寶	貞觀永寶	寛平大寶	延期通寶	乾元大寶	合計
住居	遺跡数	6	2	3	2	5	0	1	0	1	0	1	0	21
	出土数	6	2	3	2	5	0	1	0	2	0	1	0	22
土壌	遺跡数	1	(1)	0	0	0	0	0	0	1	(1)	0	0	2
	出土数	5	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	9
古墳	遺跡数	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	出土数	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
神社	遺跡数	0	0	0	1	0	(1)	0	0	0	(1)	(1)	(1)	1
	出土数	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	59	10	72
他	出土数	1	1	2	4	13	1	0	1	0	1	0	1	25
出土総数		22	4	5	8	18	2	1	1	3	3	60	11	138個
銭貨別出土率		16%	2.9%	3.6%	5.8%	13%	1.5%	0.7%	0.7%	2.2%	2.2%	43%	8%	

事以外銭貨通用禁止までの279年間である。前段階では、127年間の通用期間内で、全体の約84%が出土しており、後段階は152年間で全体の約16%の出土である。つまり、奈良時代から平安時代9世紀初めのころまでが多くそれ以降の出土例は、極めて少なくなっているという事である。この現象が何を意味するのか明らかなでないが、前段階に比較して後段階における皇朝十二銭の相対的価値の低下を意味するのであろうか。次に皇朝十二銭を出土した遺構について検討してみたい。遺構は、大きく日常生活の場の住居跡と、宗教的な場と考えられる土壇・古墳・神社の2群に別れる。住居跡からは、19遺跡20個の皇朝十二銭が出土しており、前述の宗教的な場からは、6遺跡91個が出土している。先の神社例を省いても5遺跡19個の出土が認められ、日常生活な遺跡と宗教的な遺跡においては、遺跡数に比較して、出土量が大きく異なる事が指摘出来そうである。つまり、日常的な住居跡では、基本的に1住居1個の出土であるが、宗教的な場においては、多くが複数の銭貨を伴うのである。同じ皇朝十二銭でありながら、日常的な場と宗教的な場においては、使われ方が異なっていたものとおもわれるのである。

(1) 住居跡より出土する皇朝十二銭

今日まで膨大な数の住居が調査されているが、関東地方において皇朝十二銭を出土した住居は、筆者が確認出来た範囲で14例であり極めて少ない。そのため、これだけの資料でもって何かを語るのは無理と思われるが、何らかの傾向について探してみたい。まず、皇朝十二銭を出土する住居は、出土しない住居と何か違いがあるのだろうか、出土遺物について調べてみたい。第3表で明らかのように、大部分の住居から土師器と須恵器が多く鉄器や灰釉陶器を伴う。これらの土器は生活における食器であり、この点は皇朝十二銭を出土しない他の住居と同じである。異なる遺物としては、和銅開珎を出土した府中市武蔵台遺跡の漆紙文書と万年通寶を出土した松井田町愛宕山遺跡をあげることができる。しかし漆紙文書に見られるようにこれらの遺物自体が特殊であるため皇朝十二銭に伴う住居の特色とは言えない。その他では、墨書土器や火打ち鎌をあげられるが、皇朝十二銭を出土しない住居でも多く出土している。

次に住居規模について検討をしてみたい。住居規模は、地域や時代によりさまざまであり、本来皇朝十二銭を出土した遺跡の中で比較する必要がある。しかしその出来る遺跡が少ないため、時代による住居規模変化の傾向は、多くの地域に共通する傾向が認められることより、筆者が現在進めている群馬県多野郡吉井町矢田遺跡例をもって検討してみたい。第5表が時期別住居規模の変化の一例であり、第6表が皇朝十二銭を出土した住居規模の一覧である。

住居の規模を大きく4区分してみると、いずれの時期とも15㎡以下の小さな住居が多く、8世紀以降15㎡以上や25㎡以下の住居がしだいに少なくなっていくことがわかる。しかしいずれにしても、各時期とも住居規模は一定でなく大・中・小あるいは大小の規模をもっている。この住居規模の動向のうえに、第5表から皇朝十二銭を出土する住居は、出土しない住居と規模が異なるのかについて探りたい。2つの表を重ね合わせてみると、8世紀前半における和銅開珎例では、全体の5%しかない大きい住居から総て出土しているという特色が認められる。また8世紀後半

においては、大中小それぞれの住居から出土しているが、9%しかでない住居から出土していることより大きい住居から多く出る傾向は、認められるかと思われる。しかし9世紀以降に関しては大きい住居から多く出土するといった傾向は、認められないようである。

次に住居から、どのような状態で出土しているかについて検討してみたい。床面からの出土が6例、床面から5～11cm浮いた状態の出土が2例、カマド内灰面よりの出土が1例、住居内覆土よりの出土が1例であった。カマド内の1例を省けば、住居内より出土する他の土器と基本的に異なるとは思えない。

以上が、日常的と思われる住居から皇朝十二銭を出土した住居の様相である。奈良時代における皇朝十二銭を出土する住居と出土しない住居は、住居規模や伴出遺物等において一部に違いが認められたが、これまで述べてきたようにそれらの違いは、決して大きな違いとは、認められないのではないだろうか。

(2) 宗教的な場所より出土する皇朝十二銭

古墳や土壇及び神社や寺院等から出土する皇朝十二銭は、住居から出土するほぼ一個の例とは大きく異なり、一遺跡より複数の出土例が多い。古墳では、群馬県宮城村白山古墳の石室内における和銅開珎が8枚まとまって埋納されている例が知られ、土壇では、群馬県高崎市観音山古墳の周溝上に掘り込まれた土壇中に、貞観永宝と寛平大寶及び判読不明の2枚銭貨の計4枚の例、東京都多摩蘭坂遺跡の土壇中に、和銅開珎5枚と万年通寶2枚の計7枚の例が知られる。神社で

第5表 群馬県多野郡吉井町矢田遺跡の一部地域（232軒分）における時期別住居規模一覧

	8世紀前半	8世紀後半	9世紀前半	9世紀後半	10世紀前半	10世紀後半
0～15㎡未満	48%	43%	56%	82%	88%	77%
15～25㎡未満	37%	48%	33%	18%	12%	23%
25～35㎡未満	5%	9%	11%			
35㎡以上	10%					

第6表 関東地方における皇朝12銭を出土した時期別住居規模一覧

	8世紀前半	8世紀後半	9世紀前半	9世紀後半	10世紀前半	10世紀後半
0～15㎡未満		1例	3例	1例	1例	
15～25㎡未満		1例	3例			
25～35㎡未満	3例	1例				
35㎡以上						
伴出した皇朝12銭	和銅開珎	万年通寶 神功開寶	隆平永寶 富壽神寶	長年大宝 貞観永宝	延期通寶	乾元大寶

は一例のみであるが、栃木県男体山における72枚の例が知られる。

古墳について検討してみたい。関東地方では、群馬県の3例のみが知られる。白山古墳では横穴式石室であり、墳丘の規模や形は不明である。石室内より和銅開珎・蕨手刀・佐波理鏡・鉄鏃・直刀等が出土している。埴輪は痕跡も認められなかった。太田市弁天山古墳は上毛古墳綜覧に記載されており、規模は、約11.5mとあるが墳形は不明である。伴出遺物として、和銅開珎・埴輪・馬人と記載されている。埴輪は、6世紀代でほぼ使われなくなると考えられているため、記載内容に疑問が多い。高崎市引間古墳は、周溝の調査により辛うじて、円墳と推定された。石室は横穴式で玄室中央部に和銅開珎、羨道部に鉄鏃2本、前庭部に多数の須恵器が出土している。

このように石室内から皇朝十二銭を出土した古墳は、数が少なく残りの悪い古墳である。つまり規模が小さく壊され易い古墳に皇朝十二銭が伴う傾向を示しているのである。またすべて和銅開珎のみの出土である。これらの出土例から、皇朝十二銭は、明らかに他の土器とともに、副葬品として使われていることが知られる。

土壌について検討してみたい。これも2例のみであり極めて少ない。いずれも、墓としての根拠があるわけではないが、土壌という遺構形態をとっていることや、土器その他の副葬品と思われる品物が伴うため、宗教的な性格を強くもったものと思われる。

高崎市観音山古墳の周溝内につくられた土壌は、長さ2.04m、幅は北端で0.48m、南端で0.46mであり、深さは、0.56mである。出土遺物として『壙中央やや東方に須恵器坏1個、紐で結んだ貞観永宝、寛平大寶を含む銭4枚、鉄釘状塊が出土した。……なお、骨の検出は出来なかったが、壙の規模と覆土の状況から伸展位土葬と考えられる。⁽⁴⁾』銭4枚のうちで判読出来たのは内側の2枚のみであり、外側の2枚は残りが悪く破損してしまい、判読出来なかったが、恐らく貞観永宝または寛平大寶と考えられる。

多摩蘭坂遺跡の土壌は、『調査区のほぼ中央の(17、19)区の断面部に残っていた杉の根を重機を使用して抜本した折りに、黒色土中より出土した。……遺物の出土地点を中心に精査したところ、黒色土層が厚く堆積している様子が窺えたところより本来は、土壌中にその原位置が求められるものとする事が出来る。……遺物は銅銭6枚が墨書された須恵器椀に入れられ、蓋を乗せられて埋納された蓋然性が最も高いものであったろう事が判明するに至った。6枚の銭貨は5枚が和銅開珎、1枚が万年通寶であった。以上の事実から更に周辺の精査の必要性が指摘され、あげ土も慎重に見直された結果、万年通寶が1枚追加された。しかしながらこれらの遺物群と関連遺構の存在は一切明らかにし得ずに終わり、単独土壌の性格が強く残った。尚、土壌の規模は、直径1m前後深さ1.2~1.4m程のものであったと推定される。⁽⁵⁾』なお、森 郁夫氏はこの遺構について地鎮祭の可能性を指摘している。

神社での例は、栃木県日光市男体山山頂遺跡である。この遺跡からは、総数51種1313枚の銅銭が出土しており、そのうち皇朝十二銭の構成は隆平永寶1、承和晶寶1、寛平大寶1、延喜通寶59、乾元大寶10となっている。銭が、信仰の一段として活用されている事を良く物語る例であ

る。その中でCトレンチで皿形土器の中に59枚の延喜通寶が納められ、更にその上には青銅製香爐の蓋をもって覆ってあった例が知られる。この土器の年代を探る好例である。

おわりに

以上が皇朝十二銭に関する製作や流通の様相であり、また関東地方における出土遺跡の様相である。出土遺跡についても筆者の知識不足から載せていない遺跡も多いと思われるが、これまで述べてきたような状態が、関東における皇朝十二銭出土の様相である。これらの遺跡例から、関東地方における皇朝十二銭とは、いったいどのような役割をはたし、どのように使われていたのであろうか。これまで述べてきたことをまとめてみたい。

① 皇朝十二銭の出土遺構は、日常的な生活の場である住居跡と宗教的な場と考えられる墓や神社等の2種類に分かれる。

② 住居から出土する皇朝十二銭の出土枚数は、基本的に1枚のみである。古墳や墓等からは、複数出土する例は多いが、最高でも8枚である。そのためごく一部の人以上交換手段や、献物(銭)叙位としての通貨の機能はもたない。

③ 皇朝十二銭を出土する遺跡を調査されている遺跡と比較するならば、極めて少ない。

④ 皇朝十二銭を出土する住居は、出土しない他の住居と出土遺物において大きな違いは認められない。

⑤ 和銅開珎を出土する住居は、出土しない同時期の住居より規模が大きい傾向をもつ。しかし他の皇朝十二銭を出土する住居は、出土しない住居と規模において違いは認められない。

⑥ 石室内より皇朝十二銭を出土する古墳は、数が少なく残りの悪い古墳である。おそらく規模も小さいものと思われる。出土銭はすべて和銅開珎であり、関東地方では群馬県のみで認められている。

⑦ 土壙内より皇朝十二銭を出土する例では、いずれも複数の出土数と2種類の銭貨を伴う。

⑧ 古墳や土壙等から出土する皇朝十二銭は、いずれも副葬品と思われる他の品物を伴う。おそらくこのような遺構において皇朝十二銭は、副葬品として使用されている。

このような様相から、関東地方における皇朝十二銭とは、畿内の一部で認められたような税の納入手段や、商品を買う貨幣としての機能、銭千貫以上を集め律令国家に寄付して位を得る手段等の機能はほとんど果たしていない事が知られる。墓や神社等における使用のあり方は、副葬品あるいは奉納品として使用されており、明らかに銭貨の持つ一側面の機能を期待し使用されている。そのため皇朝十二銭の果たした役割とは、前述のような銭の持つ交換手段・富の象徴・権力とのつながり等の機能を知り、銭貨を一種の宝器として珍重し、住居内で所持したり、墓の副葬品あるいは、神に対しての供献物等に使用し、所有したものと考えられる。

これらの銭貨に伴い多くの土師器や須恵器が良好な状態で出土している。そのため個々の皇朝十二銭の使われた期間が明らかになるなら、銭貨に伴う土器の年代の推定に大いに役立つ。今回

この流通の具体的な様子について検討出来なかったため、当初の目的を充分達成することは出来なかった。しかし関東地方における皇朝十二銭のもつ意味についての若干の検討は出来たと思う。次の機会には、具体的な土器をもって皇朝十二銭と土器の使用期間との関係について検討してみたい。

なお、本稿作成にあたり同僚の関口功一氏には、文献資料の提供、有吉重蔵・大上周三・酒井清治・田熊清彦・富田一仁・山口慶一各氏に多くの考古資料の提供を受けた。末尾ながら記して感謝の意を表したい。

註

- (1) 中沢 悟「出土土器の分類と編年」『清里・陣場遺跡』1981年、同「出土土器の分類と検討」『大原II遺跡・村主遺跡』1986年、中沢 悟・飯田陽一「奈良時代の須恵器について」『研究紀要5』1988年いずれも(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- (2) 柴原永遠男「律令国家の経済構造」歴史学研究会・日本史研究会『講座日本歴史』1984年
- (3) 塩沢君夫「古代専制国家の構造」(お茶の水書房)1958年によれば「壺田永世私財法による所有額制限は、大初位下・无位での10町歩が5位では100町歩になる」
- (4) 『史跡観音山古墳』—保存修理報告書— 群馬県教育委員会 1982年
- (5) 『多摩蘭坂遺跡』国分寺市教育委員会 1980年

参考文献

- 柴原永遠男「律令国家と銭貨」『日本史研究』123 1972年
柴原永遠男「奈良時代の流通経済」『史林』第55巻第4号 1972年
柴原永遠男「和銅開珎の誕生」『歴史学研究』No.416 1975年
柴原永遠男「日本古代銭貨の存在形態」『歴史と地理』406 1989年
矢部倉吉『古銭の集め方と鑑賞』1975年
佐藤興治「皇朝12銭」『日本歴史地図』1982年
森 郁夫「古代における地鎮・鎮壇具の埋納」『古代学研究』18 1979年
梅村 喬『日本古代財政組織の研究』(吉川弘文館)1989年

上野国新田郡における古代寺院について

—— 地方寺院の形態とその形成背景に関する試論 ——

須田 茂

1 はじめに

奈良平安時代の上野国は、和銅4年(711)に分置された多胡郡を含めて14郡で構成されていた。新田郡は、上野国の東部に位置し、『和名抄』では、新田・祝人・淡甘・淳野・石西・駅家の6郷が記載されている。郡の領域は、ほぼ現在の新田郡と太田市西半域と推測され、地域的には西を早川水系、南を利根川、東から北を金山・八王子山・鹿田山などの丘陵を結ぶ形とみなされる。上野国南東部の平坦部の一角にあたるが、郡域の北半は乏水性の大間々扇状地が広がり、生活に適した領域は郡の南半及び八王子山から鹿田山に沿う狭小な沖積地であった。⁽¹⁾なお、「新田郡」という場合、古代と現代の両者を混同するおそれがあるので、本稿では基本的に前者を指すものとしておきたい。

新田郡域においては、昭和初期から寺井廃寺をはじめ、入谷遺跡・釣堂遺跡・上野井遺跡などで瓦類の散布が確認されている。⁽²⁾また、昭和30年には天良七堂遺跡で一棟の礎石建物が発掘調査されている。その後、昭和50年代後半から60年代にかけて、入谷遺跡・台之原廃寺・寺井廃寺・梨子木遺跡・小角田下遺跡・中溝遺跡などが発掘調査されている。これと併行して、筆者は新田郡内の寺院跡・瓦窯跡・官衙跡などの分布調査を個人的に行なってきた。⁽³⁾

上記のような諸調査によって、新田郡における寺院跡・瓦窯跡・官衙跡などの様相はしだいに明らかになりつつあるが、全体的には判明していない部分も多い。本稿は、そのような中において、遺跡の分布状況や瓦の組成などが比較的判明していると思われる寺院跡を中心に資料の整理を行ない、併せて地方における古代寺院の形態やその造営の背景といった点について検討を試みるものである。

2 各遺跡の概要

新田郡においては現時点で、寺院跡および瓦出土地は寺井廃寺など10カ所内外、官衙あるいはそのような要素を持つとみなされる遺跡は天良七堂遺跡や入谷遺跡の2カ所、瓦窯跡は鹿ノ川窯跡と山際窯跡の2カ所が知られている。その分布状況は図1のとおりである。以下、寺院跡および寺院的要素をそなえた遺跡についてその様相を概観したい。

(1) 寺井廃寺

本遺跡は、太田市天良と寺井の二地区にまたがって所在する。大間々扇状地の南東端部にあたる微高台地、標高63mほどに立地する。近年まで本格的な発掘調査が実施されず、宅地化が進行している。昭和62年に寺域の北半部と推測される地点が発掘調査されたが、明確な遺構は確認され

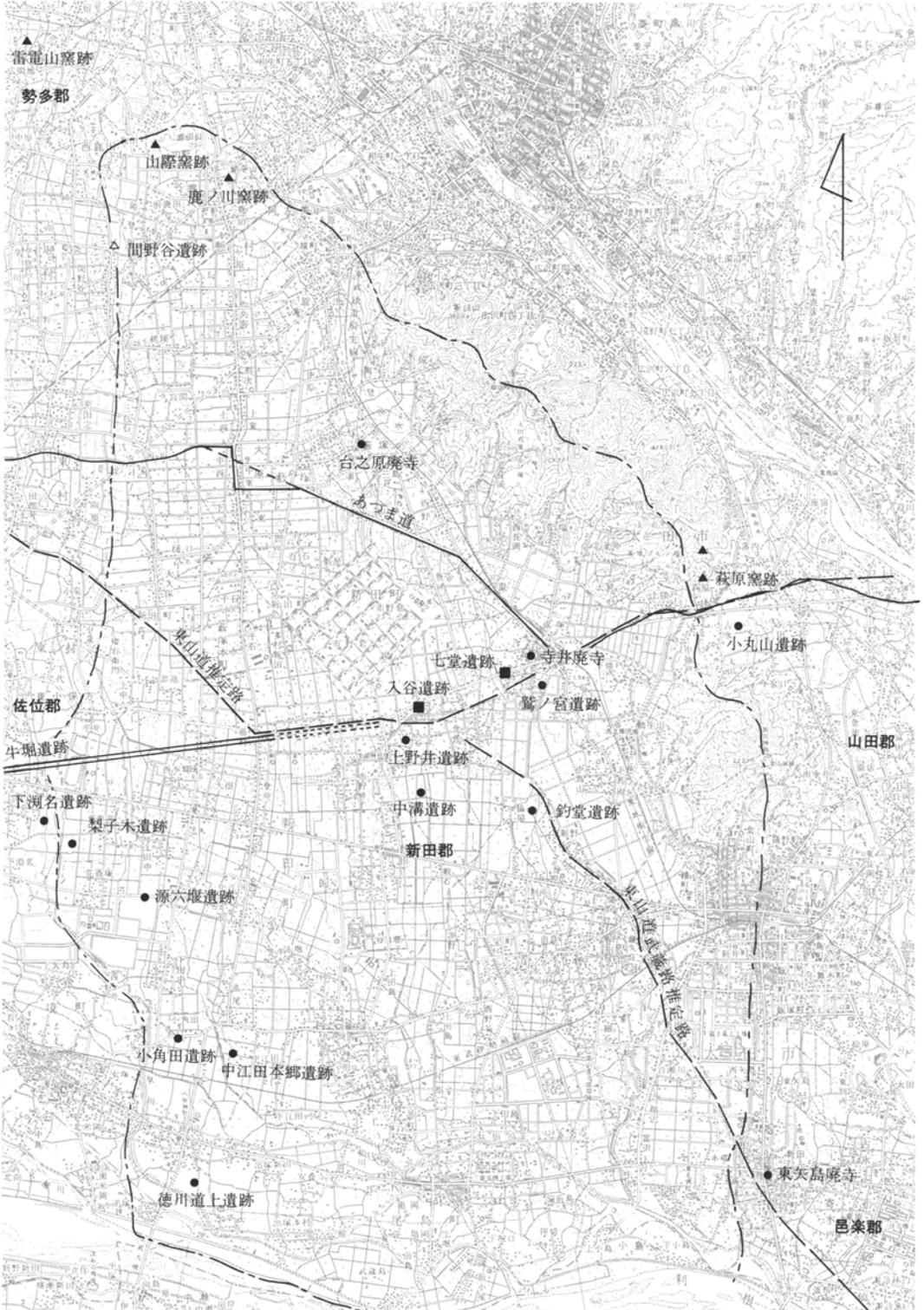


図1 古代の新田郡域と関連遺跡位置図

0 1km

ていないようである。このように現状では、寺域の規模や伽藍配置は全く不明確である。しかし、これまで礎石が偶然に発見されることがあったり、瓦類も比較的豊富に包蔵されているとみられること等から、本格的な伽藍が構成されていたものと推測されている。

既出の瓦は、軒瓦・丸瓦・平瓦を含めて全体として6類（A～F類）に分類される（表1）。創建期とみなされるA類の軒瓦は複弁八弁文軒丸瓦と三重弧文軒平瓦の組み合わせであって、いわゆる川原寺式の典型的なものである。生産瓦窯は萩原窯跡（太田市吉沢）である。B類からF類は後補の瓦であるが、この中ではD類の瓦が割合多いようである。

丸瓦と平瓦については、分類はあまり進んでいないが、平瓦についていうとA～C類は桶巻造り、D～F類は一枚造りとみられる。この他、「大」・「三」・「二」（あるいは「一」もあるか）というヘラ書きの文字瓦があるが、これはD類の平瓦にみられるものである。本遺跡の所在地の地名は天良（てんら）と寺井（てらい）であるが、前者は寺（てら）のなまったものであり、後者はこの「寺」という地名と湧水を指す「井」という言葉が結びついてできた地名であろう。地名からみると、当地域に大規模な寺の存在が前提にあったことが濃厚に窺われる。また、昭和62年の発掘調査では「寺」という文字を含む墨書土器が出土しているとのことである。本遺跡は遺構の内容は全く判明していないが、以上の見地から遺跡の性格としては本格的な寺院跡であろうと推測される。

表1 寺井廃寺の瓦の類別

類	軒 丸 瓦	軒 平 瓦	型 式	年 代	生 産 窯
A	複弁八弁蓮華文	三重弧文・(二重弧文)	川原寺式	7C後半	萩原 八重巻
B	複弁七弁蓮華文			7C末～8C前半	
C	単弁一六弁蓮華文			8C前半	
D	単弁五弁蓮華文	右偏行唐草文	上野国分寺式	8C中葉	鹿ノ川 山際
E		右偏行唐草文	上野国分寺式	8C中葉～後半	
F	単弁四弁蓮華文	格子目文	上野国分寺式	9C～10C	

(2) 台之原廃寺

本遺跡は、新田郡藪塚本町杉塚に所在する。大間々扇状地の東端付近で、起伏の少ない微高台地、標高95mほどに立地する。本遺跡における瓦の散布は昭和20年代に知られていた。その後、昭和58・59年度に藪塚本町教育委員会により発掘調査が実施され、古墳時代後期3軒、奈良時代2軒⁽⁴⁾の竪穴住居跡、瓦の散布地点1カ所、掘立柱の柱穴多数、溝1条などが確認された。

瓦の散布地点は遺跡内の北西から南東にせり出す微高地の東端部にある。瓦の散布は数mの小範囲にみられ、建物から落下して、そのまま堆積したような様相を呈していた。瓦は地山（ローム層）上に堆積し、その周辺から北西にかけて柱穴が多数分布した。しかし、礎石や根石の存在した形跡は認められなかったようである。したがって、この地点に何らかの瓦葺きの建物が存在したと考えられるが、その構造は掘立柱式である公算が高い。

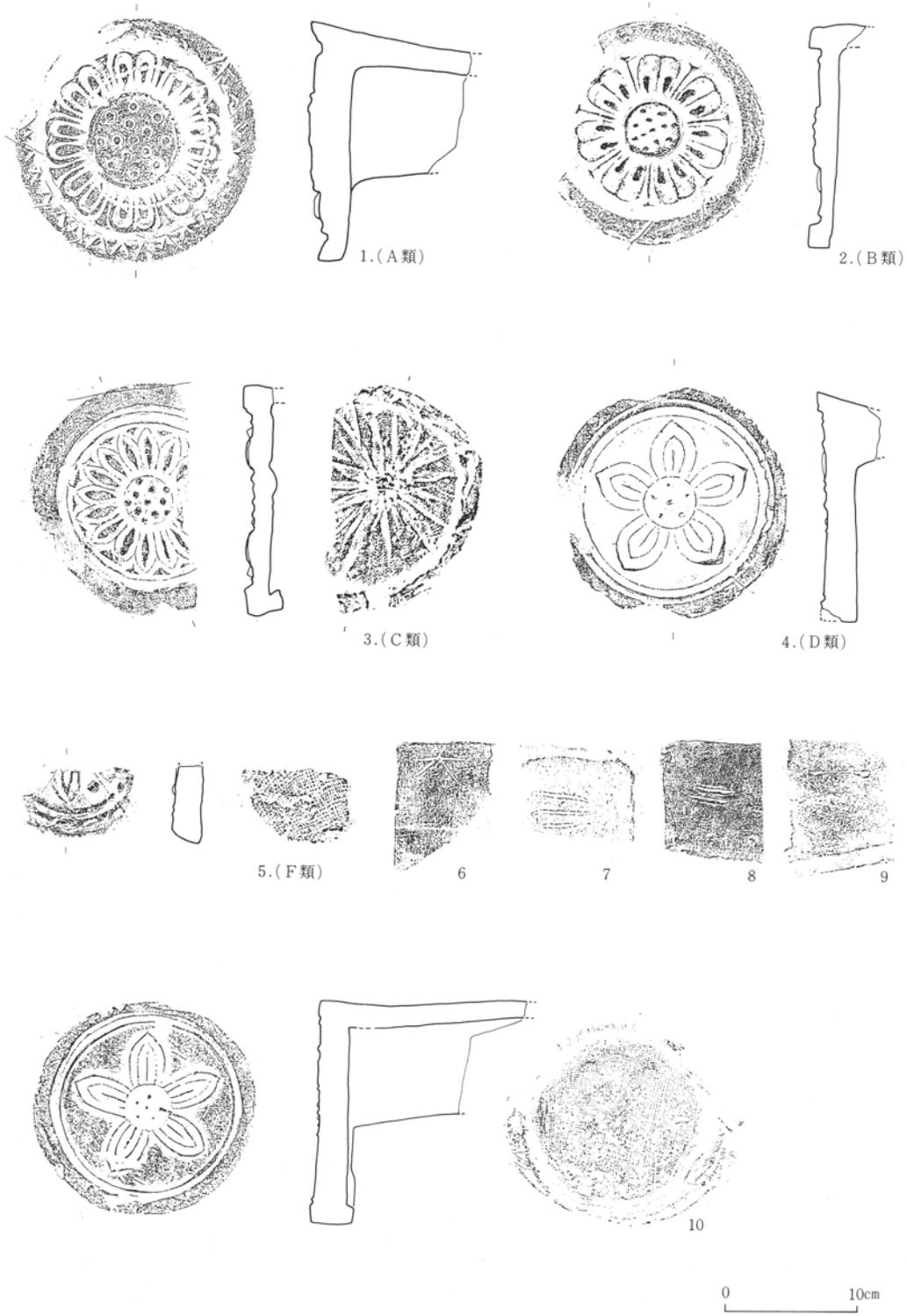


図2 寺井廃寺出土の瓦(1)
 (10は鷲ノ宮遺跡出土の資料)

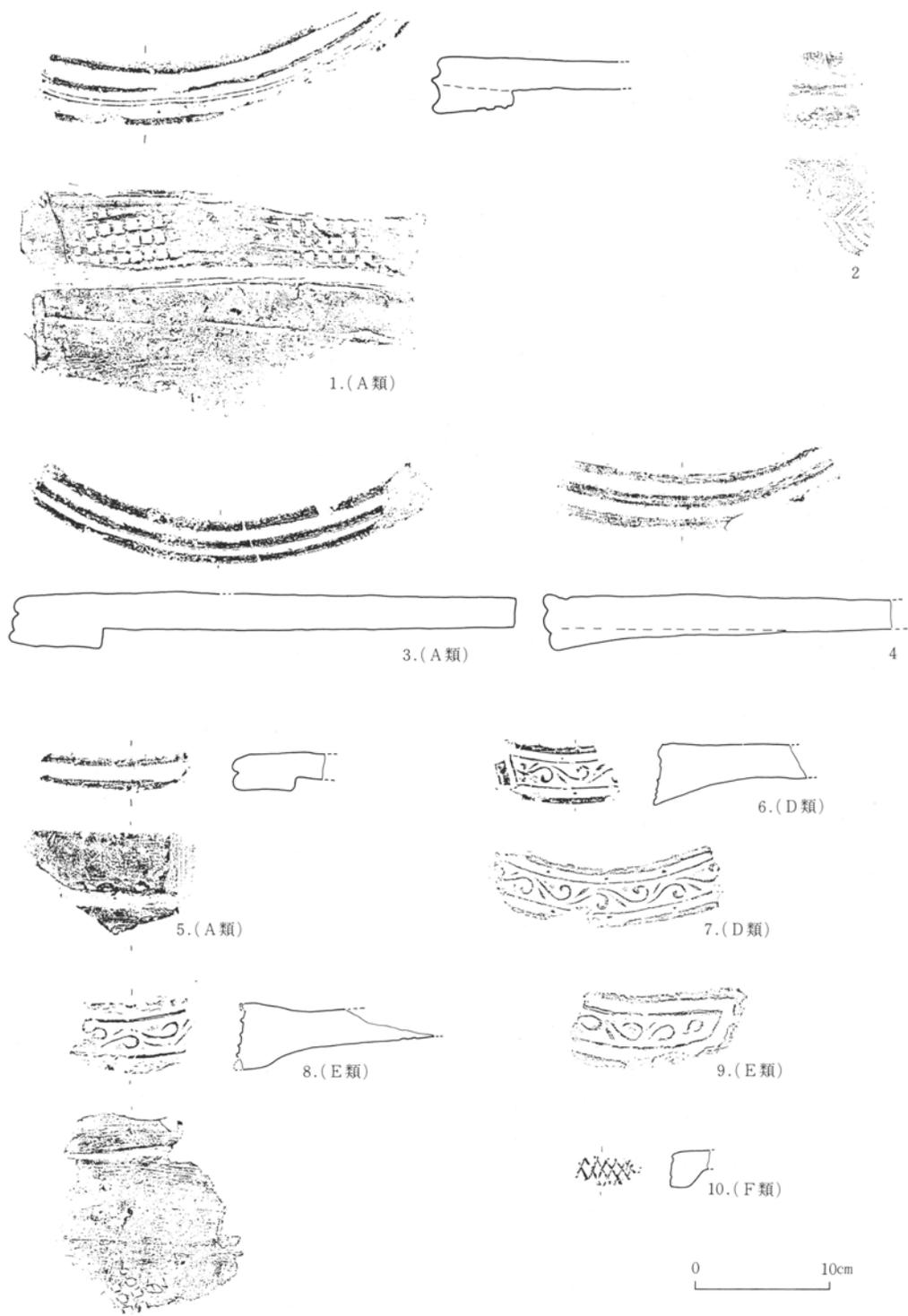


図3 寺井廃寺出土の瓦(2)

瓦は全体として二種(A・B類)に大別される。A類は鹿ノ川窯跡産、B類は山際窯跡産とみなされる。具体的には、A類は軒瓦として単弁五弁文軒丸瓦と右偏行唐草文軒平瓦の組み合わせがあり、丸瓦は玉縁式、平瓦は一枚造りで凸面に縄叩きがある。この平瓦の凹面隅部には寺井廃寺と同様な「大」・「三」・「二」などのへら書き文字がある。B類は単弁五弁文の軒丸瓦が二種あるが、対応する軒平瓦はみられない。平瓦は一枚造りで凸面に格子目の叩きがある。

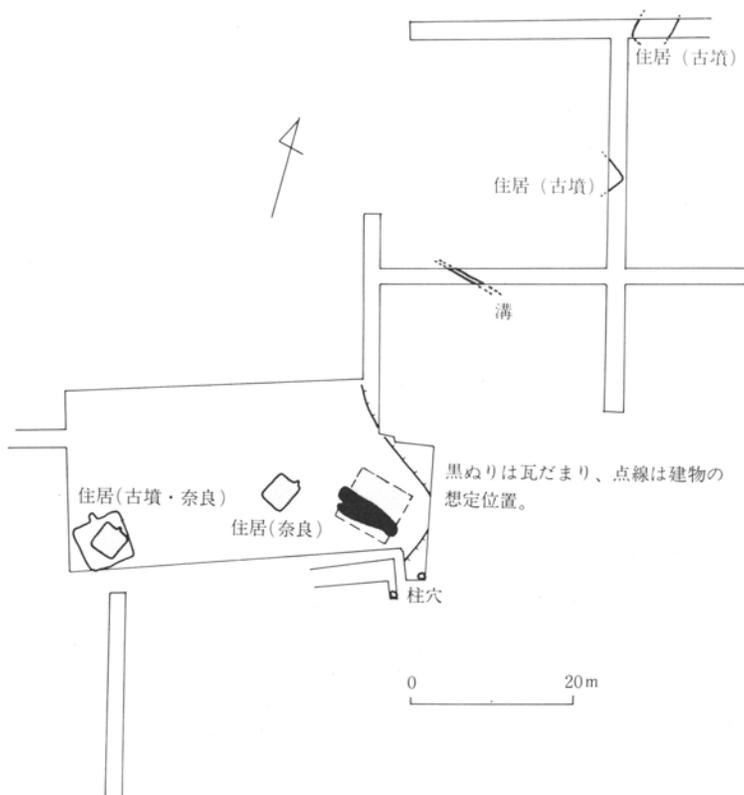


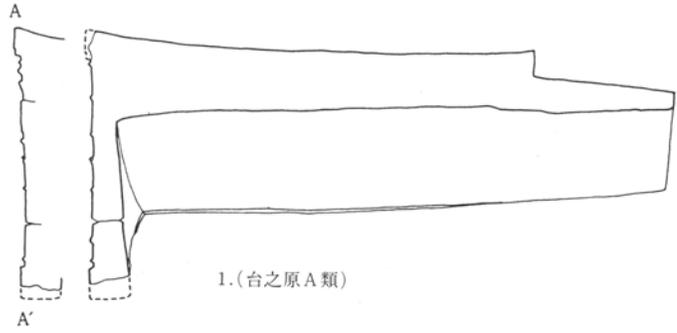
図4 台之原廃寺概念図(報告書をもとに須田が作成)

発掘調査における瓦の散布地点では、瓦の他に瓦塔や須恵器片が少量出土した。瓦塔は屋蓋部や軸部の破片が数点ある。造形や質感から二種(A種・B種)に分類され、二基の瓦塔が想定される。A種は屋根部の丸瓦が竹管で5段ほど表現され、山際窯跡出土のものに類似する。B種は屋根部の平瓦が数段に表現され、太田市吉沢出土の資料に類似する。

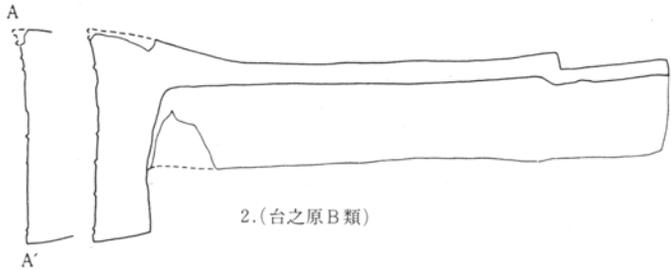
瓦散布地点の西方には8世紀中葉から後半にかけて2軒の竪穴住居跡がある。瓦類と同時期であり、住居内にも瓦が存在していることから、瓦葺き建物と関連することは確実であろう。

この他に、瓦葺き建物に関連するとみられる遺構は、瓦散布地点の北方30数m(約100尺)に東西方向の溝一条、同じく南東にやや規模の大きな柱穴二カ所などがあるが、いずれも時期や性格の確証が乏しい。

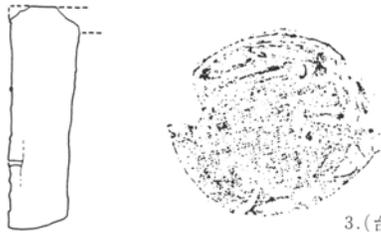
台之原廃寺の概要は以上のようなものである。遺跡の性格を判断する上では、瓦葺き建物がポイントとなる。本建物は前述したように掘立柱建物の可能性が推測されるが、むろん実態は判明していない。ただし、あまり大規模なものではないようであり、また、建物内部に瓦塔が安置されていた可能性がある。判断は難しいが、仏教的施設である公算が最も高いと思われる。遺跡内には他に瓦葺き建物がないようであり、仏堂風の建物一棟からなるものとなれば、寺というより堂という表現がふさわしいと思われる。



1.(台之原A類)



2.(台之原B類)



3.(台之原B類)



4.(台之原A類)

0 10cm

図5 台之原廃寺出土の軒瓦

(3) 源六堰遺跡

本遺跡は、新田郡新田町下田中に所在する。大間々扇状地南方の沖積地帯、石田川右岸の微高地、標高45mに立地する。本遺跡は発掘調査はされていないが、周囲を水田で囲まれた微高地内の方100mほどの範囲に瓦や須恵器のまとまった散布がみられる。

瓦は1、2点の瓦片を除いて単一の組成つまりほぼ全て鹿ノ川窯跡産のものである。軒丸瓦は単弁五弁文、軒平瓦は右偏行唐草文、丸瓦は玉縁式であり、平瓦は一枚造りで凸面は縄叩きである。平瓦の凹面隅部に寺井廃寺や台之原廃寺と同種な「三」のヘラ書き文字のあるものもある。

瓦の他、須恵器などの土器も散布する。図示した資料は須恵器の蓋であるが、同様な形態の蓋は山際窯跡において出土しており、また年代的には8世紀代に位置付けられ、本遺跡の瓦や遺跡の年代を考える上で参考になるかと思われるものである。

(4) 中江田・本郷遺跡

本遺跡は、新田郡新田町中江田に所在する。木崎台地の南西部にあたる舌状台地、標高41mに所在する。本遺跡は未発掘であって、これまでに瓦、瓦塔及び土器などが採集されている。

瓦の散布は現状では希薄であって、採集されている瓦は平瓦が5点あるのみである。種類は1種つまり鹿ノ川窯跡産のものである。一枚造りであって、凸面に縄叩き目がある。整形は丁寧であり、焼成も比較的良好である。

瓦塔は、形態や胎土から2種（A種・B種）に分類される。A種は屋根部の瓦（丸瓦）が五段、軒が二軒に表現されるものである。A種は山際窯跡産とみられ、B種は小丸山遺跡（太田市矢田堀）や上野井遺跡のものと同様である。

なお、昭和62～63年にかけて新田町教育委員会により、瓦出土地から北方約100mほどの地点で国道354バイパス線工事に伴う発掘調査がなされた。確認された遺構は古墳時代から平安時代にかけての集落跡が中心であるが、奈良時代のものとしては、方32m（約100尺）ほどの環溝遺構、銅製の丸軋や瓦塔の出土および多量の墨書土器（「武蔵」、「呂」、「大豆□」など）がある。なお、瓦塔は屋根部の破片であって、A種のものであった。遺構や遺物からみると、一般的な集落というより、有力者の居宅などの存在を窺わせるものであった。

中江田本郷遺跡は、瓦の散布量が比較的小量であり、散布域も小範囲である。何らかの瓦葺き建物が存在していたのであろうが、大規模なものを想定することは無理である。瓦塔の出土もあることから、瓦塔を内部に納置した小堂宇のような施設であって、有力者の居宅の近辺に造営されたものではないかと想定される。

(5) 釣堂遺跡

本遺跡は、太田市脇屋から新野にかけて所在する。宝泉台地の北端に近い台地面、標高53mに立地する。周辺一帯は旧石器から奈良平安までの遺物及び古墳が濃密に分布する。瓦出土地は、台地の西縁部の「辻堂橋」という小橋の近くにあり、その散布域は100mほどにまとまっている。

瓦は、基本的には台之原廃寺と同様な組成であって、鹿ノ川窯跡産を主体とし、山際窯跡産の



- 1は須恵器
- 2は平瓦・凸面縄叩きで、凹面にヘラ
書き文字「三」あり
- 3は軒丸瓦
- 4は軒平瓦
- 5～8は丸瓦
- 9は平瓦(凸面格子叩きか)
- 10は平瓦・凸面縄叩き

図6 源六堰遺跡出土の瓦と土器



図7 中江田本郷遺跡の瓦塔と瓦



1は単弁5弁文軒丸瓦 6～8は平瓦・凸面縄叩き
 2は右偏行唐草文軒平瓦 9～11は平瓦・凸面格子叩き
 3～5は丸瓦

0 10cm

図8 釣堂遺跡出土の瓦



- 1は右偏行唐草文軒平瓦
- 2～4は丸瓦
- 5～7は平瓦・凸面縄叩き
- 8～11は平瓦・凸面格子叩き
- 12・13は瓦塔
- 14・15は須恵器

図9 上野井遺跡の出土遺物

ものが混入する。前者は軒瓦は単弁五弁文軒丸瓦と右偏行唐草文軒平瓦の組み合わせであり、平瓦は一枚造りであって凸面は縄叩きである。後者は軒瓦はなく、平瓦は一枚造りで凸面の叩きは格子である。

なお、本遺跡の周辺は「堂原」という通称地名であり、寺院跡の存在に関わるものかどうか注目されるものである。

(6) 上野井遺跡

本遺跡は、新田郡新田町村田に所在する。大間々扇状地南端部の微高洪積台地、標高59mに立地する。遺跡地は生品小学校の北東500mにあたり、赤城沼という湧水とそれを源頭とする浸食谷が西から南を限っており、方100mほどの小範囲に瓦や瓦塔の散布が確認される。

瓦の散布量は比較的多くみることができる。その組成は釣堂遺跡とほぼ同様であって、鹿ノ川窯産と山際窯産の二種からなる。前者は今のところ軒丸瓦の出土資料はないが、軒平瓦は右偏行の唐草文である。平瓦は一枚造りであって凸面の叩きは縄目である。後者は軒瓦はなく、平瓦は一枚造りであって凸面の叩きは格子目である。この中のやや目の粗い斜格子叩き（図9の9）は同一原体によるものが釣堂遺跡にある。

瓦塔は屋根部の破片が二点ある。瓦（丸瓦）が竹管で二段、軒が方形一軒に表現される。

なお、本遺跡周辺には広範囲に土器片（古墳～奈良平安）の散布がみられるが、南西200mほどの地点では8世紀後半の住居跡から「大多殿」という墨書土器が出土している。さらに、本遺跡の北東500mに官衙の様相をもつ入谷遺跡、南東700mに瓦・墨書土器・彩釉陶器を出土する中溝遺跡、西方800mに『上野国神名帳』の新田郡の筆頭の「生階神社」にあてられる生品神社があり、周囲に有力者の居宅あるいは官衙的施設などの存在が推測されている環境にある。

(7) 梨子木遺跡

梨子木遺跡は、新田郡新田町花香塚に所在する。大間々扇状地南方の沖積地帯、つまり広範な水田地帯の中に水田との比高50cmほどで方100mに満たないわずかな微高地（地目は畑）があり、そこに遺跡が所在する。標高は49mほどである。遺跡の位置は花香塚の集落の北西約300mであり、西方500mほどに早川が南流する。

本遺跡にかかわる発掘調査は、昭和60年に遺跡のほぼ中央部に南北方向の試掘トレンチが入れられ、昭和62年に遺跡の中央やや北寄りを東西方向に幅6m、長さ70mにわたり発掘調査されている。後者の調査内容は、旧石器や縄文期の遺物、弥生期の住居と土壇各1カ所、古墳時代前期から後期の住居3軒と土壇、奈良平安時代の溝、土壇、柱穴等であった。

奈良平安期の遺構は全体として時期判定の根拠が乏しいきらいがあるが、分布としては中央からやや西寄りに多い傾向があり、瓦も同様なあり方がみられた。留意される遺構は七号溝と八号溝であって、七号溝は上幅90cm、深さ30cmで磁北から東へ6度振れる走向、八号溝は上幅60cm、深さ30cmで磁北から9度東へ振れる走向をもち、両溝の間隔は約21mである。この2本の溝の周辺からは8世紀末から9世紀にかけた土師器の坏と比較的多くの瓦片が出土した。

瓦は軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・隅切瓦・熨斗瓦などがあるが、組成は一種である。すなわち、全体的な特徴としては、胎土は砂礫を含んで粗雑であって、焼成は酸化炎で橙色を呈し軟質である。軒丸瓦は素弁蓮華文であって、弁数は六から八のいずれかと推測される。軒平瓦はヘラ描きの三重弧文であって、顎面に鋸歯文がヘラ描きされている。平瓦は一枚造りとみられ、凹面はヘラ状工具によりナデられ、凸面は斜格子叩きが割合密にうたれる。丸瓦は紐造りであり無段瓦（行基瓦）とみられる。

本遺跡は、隅切瓦が含まれることからみて、方形造りあるいは寄せ棟造りの建物が推測される。現状では基壇や礎石の存在が確認されていないことから、掘立柱建物の可能性を想定したい。前述した二本の溝がこの建物を囲郭するものであるならば、その規模からしても単一の仏堂風の施設が想定されるのではないと思われる。

年代的には、軒丸瓦は文様が退化的であって、平安期のものかともみられるが、現状では年代観の認定はなしがたい。軒平瓦はヘラ描きの三重弧文であるが、これは群馬県における編年観では一応8世紀中葉頃におけよう。また、平瓦は一枚造りであって凸面に比較的密に斜格子叩きをもつが、これも8世紀代の特徴ととらえられる。以上、瓦の観察からは8世紀中葉を中心としたものとしておきたい。

(8) 小角田前遺跡・小角田下遺跡

新田郡尾島町小角田に所在する。大間々扇状地南方の沖積地帯中であって、石田川右岸に沿って南北にのびる微高洪積台地の先端付近、標高39mほどに立地する。この2遺跡は、小角田の集落南方の広範な畑と水田地帯に所在するが、当地周辺ではこれまで3回にわたり発掘がなされている。つまり、上武道路建設に伴う調査（小角田前遺跡⁽⁵⁾）、工業団地造成に伴う調査（尾島町工業団地遺跡⁽⁶⁾）、県道改修に伴う調査（小角田下遺跡⁽⁶⁾）である。調査の時点によって遺跡名が異なっているが、一連の遺跡とみることもできるのではあるまいか（以下、本稿では小角田遺跡と仮称して論を進めたい）。

本稿でとりあげるものは、小角田前遺跡の掘立柱建物と瓦塔および小角田下遺跡の出土遺物である。



図10 梨子木遺跡の位置と周辺地形

小角田前遺跡の掘立柱建物は3号掘立と命名されたものであって、調査区の南東部に位置し、四面に庇をもつ、やや特異な柱間構造の建物である。身舎は二間×二間であるが、南面のみ三間であり、布掘りの構造をもつ。底部は梁間二間、桁間三間である。瓦塔は屋根部の小破片が表土中から2片出土している。丸瓦が二段に表現され、軒は方形で一軒である。この瓦塔は中江田本郷遺跡のB種や上野井遺跡出土のものと同類である。

小角田下遺跡の出土資料では、瓦と墨書土器が注意される。瓦は数片があるが、丸瓦と平瓦であり、平瓦は一枚造りとみられる。形状や質感からは9世紀前後のものともみなされる。墨書土器は「壺」というものが10点ほどある。判読しえないが、寺の篆書体の可能性があるまいか。墨書土器の年代は9世紀後半から10世紀前半の間に位置付けられるものとみなされる。

以上、本遺跡については、瓦片や瓦塔が少量ながら伴出すること、四面に庇をもつ特異な構造の掘立柱建物があること、さらに墨書土器の「壺」が寺であるかどうかの問題もあるが、遺跡内に寺院に関わるような施設が営まれていたのではないかと思われる。

(9) 中溝遺跡

本遺跡は、新田郡新田町の村田と小金井の二地区にまたがって所在する。遺跡地は生品小学校の南東1kmほどの水田地帯で、沖積地帯中に島状に形成された微高地、標高55mほどである。

昭和62・63年の2次にわたり、ほ場整備事業に伴う発掘調査が実施された。中心的なものは奈良平安時代のものであって、住居跡、掘立柱建物、井戸、溝などの遺構と土師器、須恵器、灰釉陶器、緑釉陶器などの遺物があった。緑釉陶器は破片で20片ほどがあり、新田郡内では現時点で最も量が多く、この他に、墨書土器「風」や刻書土器「田」など文字資料もあり、また瓦片も20片ほどがあった。瓦は丸瓦と平瓦のみであって、模骨痕のあるものはなく、薄手で軟質であり質感からみて平安期それも中頃のものともみなされる。

中溝遺跡は、現段階ではほ場整備に伴う限られた発掘調査のために、遺構の全容は不明確であるが、一般的な集落とは異なる内容を保有していると思われる。その性格についての究明は難しいが、平安中期頃に何らかの瓦葺き建物の存在した可能性は類推されよう。官衙、有力者の居宅、寺院などに関わる施設を念頭において、検討されるべきものと考えている。

以上、新田郡における古代寺院跡あるいはそれに関わるような遺跡を概観してきた。この他に郡内では、徳川道上遺跡（新田郡尾島町世良田）で瓦塔が出土している。遺跡の状況に判然としないところがあるが、留意されるものである。

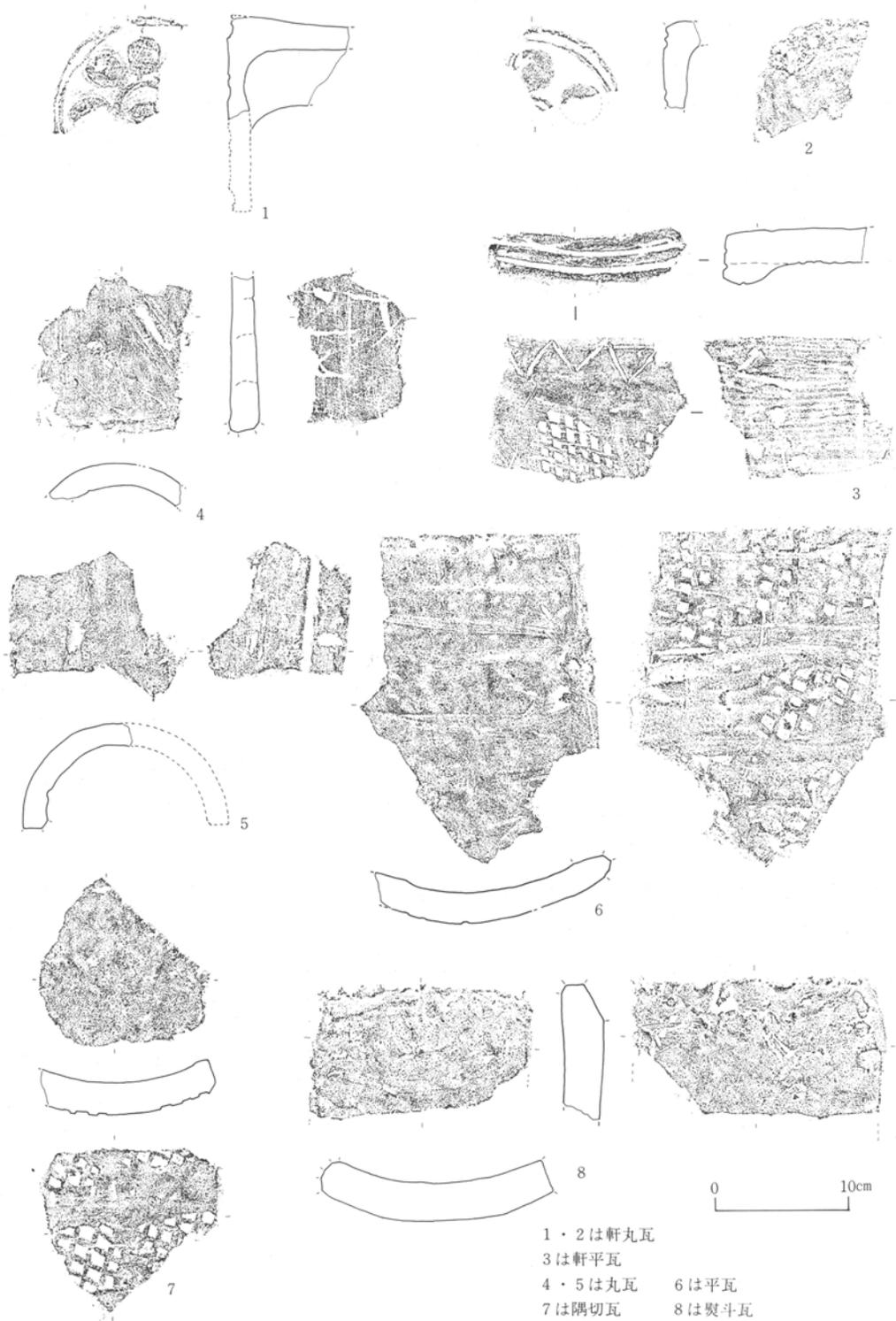
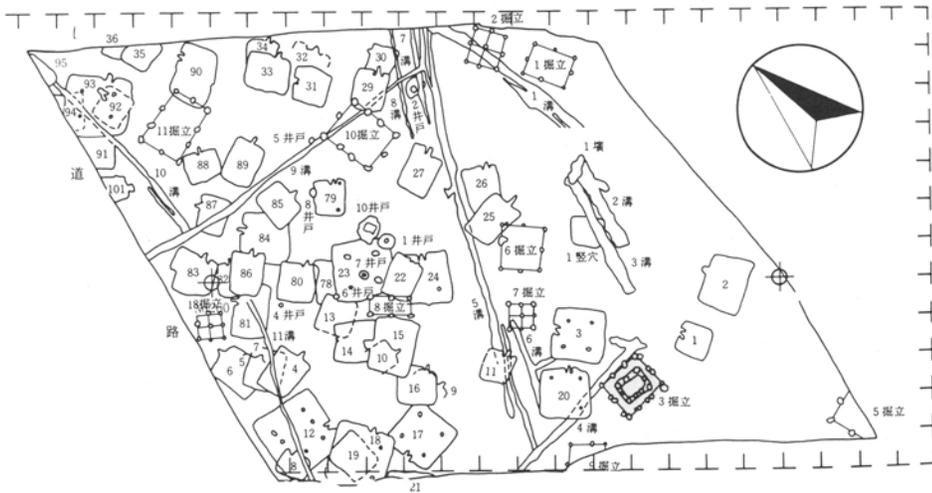


図11 梨子木遺跡出土の瓦



小角田前遺跡I区全体図

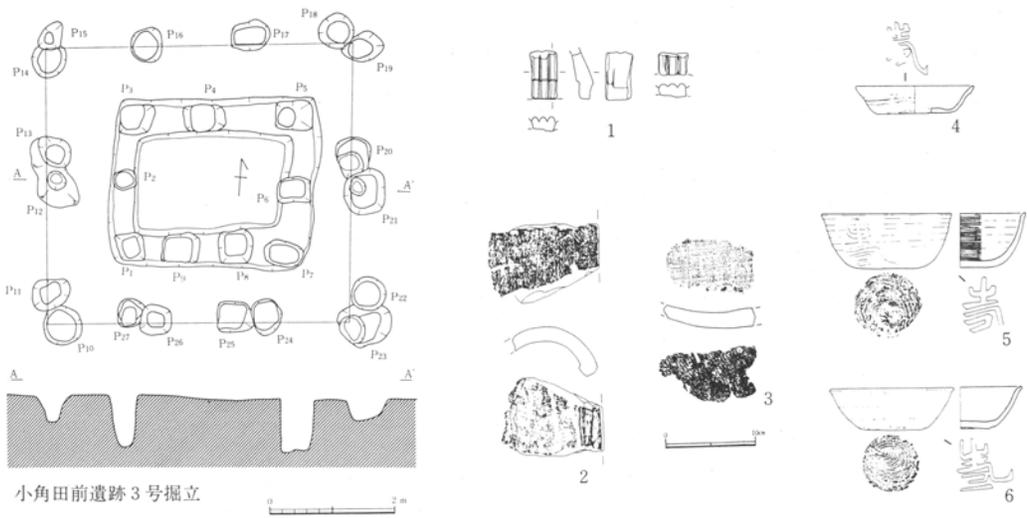


図12 小角田前遺跡・小角田下遺跡の遺構と遺物

3 新田郡における古代寺院の造営とその背景

(1) 遺跡の性格について

前節で新田郡における寺院跡および寺院的要素をもつ遺跡を概観してきた。そこでまず問題となることはこれらの遺跡の性格、つまりこれらの遺跡が寺であるかどうかということであろう。

これまで考古学的には、寺は七堂伽藍をそなえるような本格的なものが主要な対象とされてきた。しかし、近年、瓦葺き建物一棟からなる寺院跡、あるいは非瓦葺きの掘立柱建物でも「寺」や寺名の墨書土器が伴出することによって寺であることが推知される遺跡などが漸増している。また、日本書紀では精舎や仏堂を寺、仏舎、伽藍と共に「てら」と訓み、日本霊異記では堂に寺名のついたものがあるなど、古代の文献資料の中からも小規模なものが寺の概念に含まれていたことが察知される。古代の寺は本格的なもののみでなく、小規模で簡素なものも含まれ相当に多様であったと考えられよう。このような小規模寺院を考古学的に概念化すること、つまり遺構面でのどのように認定するかということは現実的にはきわめて難しいが、瓦・瓦塔・文字資料あるいはその他の仏教的遺物が伴出する場合は認識が可能となろう。基本的には、一定の空間構成をもたなくとも、機能的に仏教に関わる単一な形をもつ建物施設、つまり堂のようなものも寺の一種としてあつかうべきであろうと考える。

新田郡の寺院関連遺跡の場合、従来寺井廃寺を本格的な寺院、それ以外の遺跡は寺院的要素をもつ遺跡と表現することが穏当と考えてきたが、上記のような考え方に立つと、瓦葺きの単堂とみなされる台之原廃寺あるいはその可能性が高い梨子木遺跡は寺の範囲に含めるべきではないかと考えられ、源六堰・中江田本郷・釣堂・上野井の4遺跡も台之原廃寺と瓦の基本組成が同様であることから遺構も同様である可能性が推測される。さらに、中溝遺跡は官衙などに関わることも考えられるが、小角田遺跡は寺に関わる可能性を高くもつととらえられる。このように、寺井廃寺はいうまでもないが、中溝遺跡以外の台之原廃寺などは寺の一形態としてとらえていきたいと考えている。

以下、新田郡の寺院跡に関わる遺跡の年代観やその形成背景などを検討して行くが、煩雑を避ける意味から、それらの遺跡を寺と仮定し、その前提に立って論を進めたい。

(2) 寺院の形成過程

まず、新田郡域においていつ頃、どのような寺院が造営されたかということを検討したい。新田郡の寺院跡は文献資料や遺構内容および土器などの資料が極めて少ないため、年代判定の基準となしえるものは瓦類特に軒瓦である。そこで、入谷遺跡を含めて郡内出土の瓦類をまとめると、表2のようになる。本表は軒瓦および丸瓦・平瓦、ならびに文字瓦や瓦塔などについて瓦の種類別（同範瓦、あるいは同一窯産と認められる瓦）ごとにその分布状況をまとめたものである。以下、軒瓦を中心に年代観を検討すると下記のようになる。

寺井A類は、軒瓦としては複弁八弁文軒丸瓦と三重弧文軒平瓦の組み合わせであって、典型的な川原寺式である。川原寺は天智朝の661～667年の間に着工されたことがほぼ確実視され、また

川原寺式軒瓦の盛行は壬申の乱を契機とした天武朝段階であろうとする見解もある。寺井A類の軒瓦は川原寺の建造からさほど時間が隔たないものとみなされ、年代的には天武朝しいていえば670年代におけるものと推測される。

なお、寺井A類瓦の生産窯は萩原窯跡である。未発掘であるが、瓦とともに少量の須恵器が採集されている。その坏身はほとんど底部が回転ヘラケズリであり、坏の蓋には擬宝珠状のつまみと退化的なカエリのつくものがある。7世紀第4四半期から8世紀初頭を中心とした年代が想定され、寺井A類瓦の年代幅の一端を示すものとみなしている。

入谷A類は入谷遺跡の創建期瓦であって、軒瓦としては単弁八弁文軒丸瓦と三重弧文軒平瓦の組み合わせである。上植木廃寺の創建段階の軒瓦群の中に同範瓦⁽⁷⁾があり、また生産窯は雷電山窯跡である。文様型式としては山田寺式に属すが、山田寺そのものは造営過程が長期にわたることもあって型式のみによる年代判定は難しいとされている。そこで当該遺跡における出土須恵器をみると、上植木廃寺では飛鳥III期⁽⁸⁾、入谷遺跡では飛鳥IV期⁽⁹⁾の坏がある。また、入谷遺跡出土の軒丸瓦は上植木廃寺のものに比してやや筈ずれが進行している。このことから、上植木廃寺の創建を670～680年代とし、入谷遺跡の創建瓦を680～690年頃と推測している。

寺井B類は軒瓦の組み合わせとしては素文縁の複弁七弁文軒丸瓦と三重弧文軒平瓦である。生産窯は八重巻窯跡であって、山王廃寺の第2期の瓦としてまとまって供給され、少量が寺井廃寺、入谷遺跡、金井廃寺に分布する。瓦当文様としては持統8年(694)に起工された粟原寺の素文縁複弁八弁文軒丸瓦の系譜に属すことから、8世紀第1四半期頃と推測される。

寺井C類は対応する軒平瓦が不明であるが、軒丸瓦は単弁一六弁文であって上植木廃寺、五明廃寺あるいは上野国分寺に同範資料がある。8世紀前半代と推測している。

入谷B類は対応する軒丸瓦が不明であるが、軒平瓦は曲線顎の三重弧文である。8世紀前半代に推測される。

梨子木類は、前節でふれたように一応8世紀代で、その中葉頃に推測した。

寺井D類の瓦は、上野国分寺の創建期様式であって、単弁五弁文軒丸瓦と右偏行唐草文軒平瓦の組み合わせである。生産窯は鹿ノ川窯跡である。新田郡においては、寺井廃寺に後補の瓦、台之原・源六堰・中江田本郷・釣堂・上野井の五寺跡で創建期瓦として用いられている。上野国分寺の建立については天平勝宝元年(749)頃には本格的に着手されていたものとみなされ、そのことから寺井D類を8世紀中葉に位置づけるものである。

寺井E類は、上野国分寺式の瓦であり、生産窯は山際窯跡とみなされる。新田郡内での分布は寺井D類と同様な分布傾向を示す。山際窯跡の操業幅は国分寺の創建から補修におよび比較的長期であるが、新田郡内でみられる瓦はほぼ創建段階のものに限られている。すなわち年代的には寺井D類と同時期とみなされ、瓦の位置づけとしては寺井廃寺では後補の瓦であるが、台之原以下の五寺跡では寺井D類を補う形での創建段階の瓦とみなしたい。

寺井F類は、軒瓦としては四弁文軒丸瓦と格子目文軒平瓦の組み合わせである。軒丸瓦は上野

国分寺式の退化したものである。同範瓦は下触川上遺跡にある。また、格子目文の軒平瓦は類例が綿貫遺跡や黒熊中西遺跡（中西廃寺）にある。それらの遺跡における年代観からみても、本類は平安中期、9世紀後半から10世紀にかけての年代の中で位置づけられよう。

個別の瓦の年代観は上記のように押さえられるが、筆者はこれまで上野国全般の瓦について型式分類の見地から大きく五時期（I～V期）に区分しており、それによると下記のようなになる。

- I期（7世紀後半）……………寺井A類 入谷A類
- II期（7世紀末～8世紀前半）……寺井B類 寺井C類 入谷B類 梨子木類
- III期（8世紀中葉～後半）……………寺井D類 寺井E類
- IV期（8世紀後半～9世紀）……………
- V期（9世紀後半～10世紀）……寺井F類

このような年代観をふまえると、新田郡の寺院跡の年代、つまり造営時期やその存続幅は表3のように集約されよう。

表2 各遺跡における瓦類の種別構成

	軒瓦 および 丸瓦・平瓦									鹿ノ川窯跡産(寺井D類)の文字瓦			瓦 塔			
	寺井A類	入谷A類	寺井B類	寺井C類	入谷B類	梨子木類	寺井D類	寺井E類	寺井F類	大	三	二	台之原A種	台之原B種	中江田B種	その他
寺井廃寺	●	○	○				○	○	○	○	○	○				
台之原廃寺							●	○		○	○	○	○	○		
源六堰遺跡							●	○			○					
中江田本郷遺跡							●						○		○	
釣堂遺跡							●	○								
上野井遺跡							●	○							○	
梨子木遺跡						●										
小角田遺跡															○	
中溝遺跡																
徳川道上遺跡																○
入谷遺跡		●	○		○										○	
天良七堂遺跡																

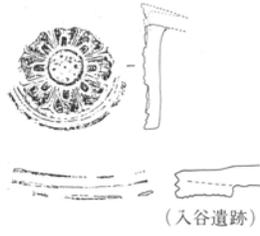
本項は軒瓦を主体に作成した。軒瓦がなく、丸瓦と平瓦のみがあるものは、小さい丸で示した。また、黒ぬりは創建期瓦を示す。

寺井 A 類



(寺井廃寺)

入谷 A 類



(入谷遺跡)

寺井 B 類



(寺井廃寺)

(入谷遺跡)

寺井 C 類



(寺井廃寺)

入谷 B 類



(入谷遺跡)

梨子木類

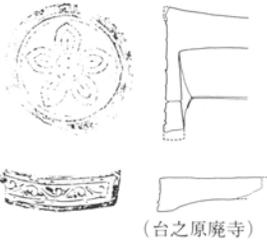


(梨子木遺跡)

寺井 D 類



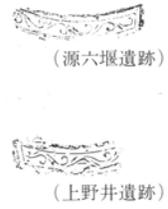
(寺井廃寺)



(台之原廃寺)



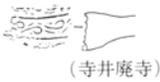
(釣堂遺跡)



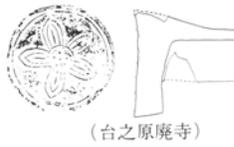
(源六堰遺跡)

(上野井遺跡)

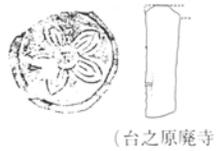
寺井 E 類



(寺井廃寺)



(台之原廃寺)



(台之原廃寺)



(鷺ノ宮遺跡)

寺井 F 類



(寺井廃寺)

0 10cm

図13 新田郡内出土の軒瓦の種類

以上をまとめるならば、新田郡においては、7世紀後半段階に郡内最有力寺院の寺井廃寺がまず建立され、ついで8世紀中葉頃に郡内各地に小規模寺院が足並みをそろえて建立され、さらにやや確証に乏しいが平安期（中期頃）に至って小規模な寺が一、二建立されたこととなろう。

表3 各遺跡の想定年代

瓦の時期分類	I 期		II期		III期		IV 期		V 期	
年 代	650	700	750	800	850	900	950	1000		
寺 井 廃 寺	—————									
台 之 原 廃 寺			—————							
源 六 堰 遺 跡			—————							
中江田本郷遺跡			—————							
釣 堂 遺 跡			—————							
上 野 井 遺 跡			—————							
梨 子 木 遺 跡			—————	—————						
小 角 田 遺 跡					—————	—————				
中 溝 遺 跡						—————	—————			
徳川道上遺跡										
入 谷 遺 跡		—————								
天良七堂遺跡				—————	—————					

(3) 寺院造営の基盤と背景

古代の地方寺院は一般的に在地豪族によって建造されたと考えられている。新田郡の古代寺院もおおむねそのようなものとみてよいと思われる。しかし、文献資料がきわめて少ないために、それを具体的に検証したり、造営した氏族名を特定することは全く不可能に近い。⁽¹⁰⁾

ここでは、新田郡の寺々の造営基盤を考える一つの手がかりとして、郷と寺院の分布の関係をとりあげてみる。前述したように新田郡は六郷からなるが、その想定地に寺院跡の所在地を重ね合わせると、表4のようになる。各郷にそれぞれ寺院が分布するが、まずその中で留意されるのは新田郷である。すなわち、新田郷は郡名と同一名であって郡の中心的な郷とみなされる。新田郷には寺井廃寺が所在するが、その西方500mには官衙的要素をもつ天良七堂遺跡が隣接し、郡衙跡の候補の一つとみなされている。寺井廃寺は郡内最大寺院であり、いわゆる白鳳寺院にあたるが、郡衙と有力寺院が併存する例は各地で知られつつある。寺井廃寺の造営者としては郡内最大

の豪族であり、新田郡司に任せられたものとするのが妥当と思われる。⁽¹¹⁾次に、新田郷以外の郷をみるとそれぞれに小規模な寺院が点在するが、その中の小角田遺跡や中溝遺跡は時期が平安中期頃という律令制の衰退に向かう時期にあたるものであり、造営基盤としては村落内の有力者つまり村長などと想定されよう。そしてこの2寺を除いた台之原・源六堰・中江田本郷・釣堂・梨子木などの寺院がそのあり方からみて郷域を基盤とするような中小豪族つまり郷長などとの結び付きが想定される。

寺井廃寺の建造された7世紀後半すなわち白鳳期に地方寺院が増加する理由については、間壁葺子氏や森 郁夫氏らによって指摘されているように、純粋な宗教的動機のみでなく、政治的経済的要因が伴っていたと考えられる。^(12・13)すなわち、律令政府は地方の政治支配の拠点である郡衙に寺院を併存させることによって精神的支柱を付与することを意図し、郡司層に寺院造営を奨励したことが想定される。天武14年(685)の「諸国の家毎に仏舎を作らしむ」という詔はその動きに関わるものと解釈できまいか。また、そのみならず律令政府は寺院が寺田や墾田などの私財を保有することを認めたため、壇越である豪族層の経済的基盤となっていたことも想定される。寺井廃寺の造営の背景には上記のような相当に現実的な要因があったことは疑いないところであろう。

そして、その後、寺のもつ経済的実利的側面は各郷に基盤を置く中小豪族にも知られ、寺院保有の欲求を生んだのであろうが、靈龜2年(716)の寺院併合令などにみられるように律令政府は寺院の乱立を抑制し、寺院の新造を許可したのは天平7年(735)から天平19年(747)の段階である。すなわち、奈良時代中頃に地方寺院の再度の増加があるといわれるが、それはこのような状況を反映したものと考えられる。新田郡における台之原廃寺などの8世紀中葉頃の小規模寺院の増加もそのような潮流に沿うものと理解される。

表4 新田郡の郷と寺院・官衙

	郷の想定域	上野国分寺式瓦を有する寺院跡	その他の寺院跡や遺跡	官衙跡
新田郷	郡中央部	寺井廃寺		天良七堂遺跡
駅家郷		上野井遺跡	中溝遺跡	入谷遺跡
祝人郷	郡北東部	台之原廃寺		
淡甘郷	郡西部	源六堰遺跡	梨子木遺跡	
滓野郷	郡南部	中江田本郷遺跡	小角田遺跡	
石西郷	郡南東部	釣堂遺跡		

(4) 上野国分寺と新田郡の寺々

新田郡の寺跡の特徴の一つは、上野国分寺式の瓦を保有するものが多いことである。表4の「上野国分寺式瓦を有する寺院跡」つまり、寺井、台之原、源六堰、中江田本郷、釣堂、上野井の6寺跡がそれにあたる。その瓦は上野国分寺創建段階のものであるが、このような現象の発生した要因を考えることは、この6寺跡の性格や国分寺の創建事情を考えるうえできわめて重要視される。上野国分寺の創建段階の瓦窯は現在、金山窯跡・山際窯跡・鹿ノ川窯跡の3カ所が知られている。金山窯跡産の瓦の分布はほぼ国分寺に限定されている。しかし、これとは対照的に山際窯跡と鹿ノ川窯跡の生産瓦は国分寺の他に上野国東半域を中心に広く分布している(図14)。山際窯跡は勢多・佐位・新田などの郡に供給先きがあるが、瓦の分布傾向からみると、その主体は上植木廃寺を核とする佐位郡である⁽¹⁴⁾。これに対し、鹿ノ川窯跡は新田郡一郡との関連が濃厚である。ひるがえって、国分寺の創建事情をみると、天平13年(741)に建立の詔が出されたが、その進捗ははかばかしくなく、天平19年(747)には国司に対して3年以内の完成を命じ、造営の主体に有力な郡司を加えてその恩典として子孫を永代にわたり郡司に任用する旨の詔が出された。後者の詔は国分寺の建造に郡司の参画を導入したものと⁽¹⁵⁾して、きわめて重要なものと考えられている。この詔によって佐位郡および勢多郡の豪族は山際窯、新田郡の豪族は鹿ノ川窯をそれぞれ営窯し、国分寺にその生産瓦を知識物として献納したものと推測される。そして、それと同様な瓦が、郡の中心的な寺院のみでなく、各郷に分布することは郷長などの中小豪族にも造瓦費用が分担させ

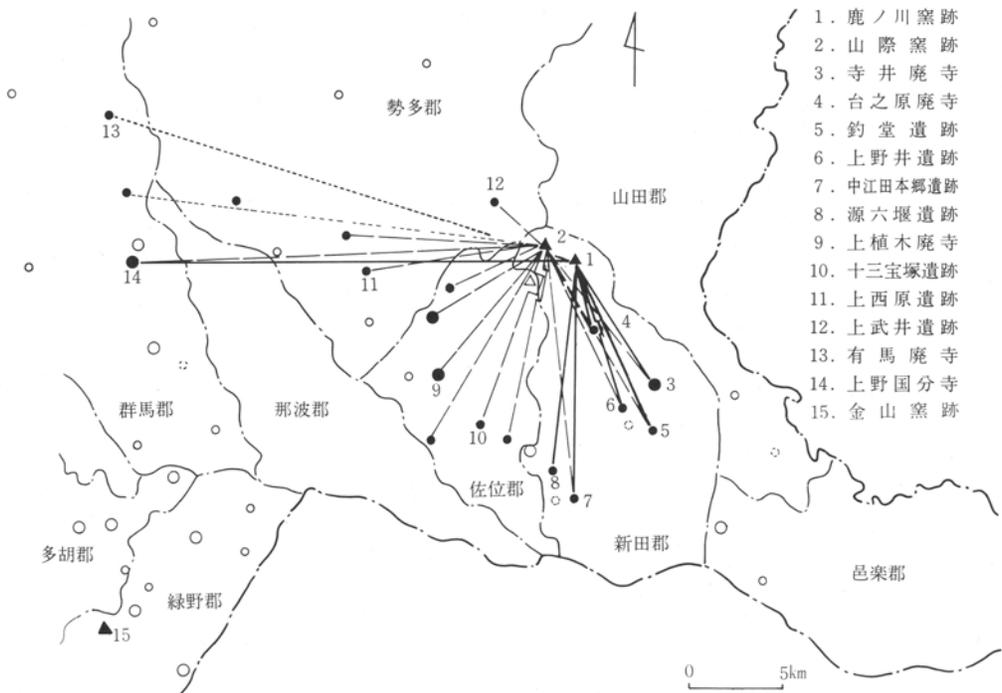


図14 鹿ノ川窯跡・山際窯跡の生産瓦の供給分布

られたことを推測させるものである。すなわち、鹿ノ川窯跡の場合、その営窯主体が新田郡の郡司や郷長などの豪族層にあって、その瓦の裁量が彼らに委ねられていたために瓦が分有されるという事象がおこりえたのではなかろうか。仮に、官窯であったならば、そのようなことは原則としておこりえないであろう。⁽¹⁶⁾

ところで、ここで留意したいことは、国分寺の創建の段階で寺井廃寺は既存の寺であったが、台之原・源六堰・中江田本郷・釣堂の5寺跡は鹿ノ川窯跡産の国分寺瓦を創建期瓦とすることである。このことは、この5寺跡の建造の契機が鹿ノ川窯跡営窯への加担であったことを示すものと想定される。前述したように和銅や霊亀の頃は寺の新設は抑制されていたが、天平年間になると逆に寺の造営が認められるようになる。特に、国分寺の造営に郡司の参画が示された詔の1カ月後に「造搭を願うものにはこれを許す」という詔が出され、国分寺造営に協力した地方豪族にその見返りとして新たな造寺を許すという姿勢が窺える。新田郡の郷長たちもこのような動きの中で寺を建造することができたのであろう。

4 むすびにかえて

これまで新田郡の寺院跡および寺院的要素をもつ遺跡の資料を集成し、その年代観や形成の背景について検討してきた。最も重要な問題はそれらの遺跡が「寺」といえるかどうかという点であったと思われる。

これまでの検討を集約すると、それらの遺跡の造営過程は7世紀後半に郡内最大の豪族が寺井廃寺という本格的寺院、8世紀中葉に郷域に基盤をおく中小豪族が台之原廃寺などの堂、9～10世紀に村落内の有力者が寺院的要素をもつ施設、というように段階的な形を呈しており、寺の保有層の拡大という一定の方向性を見出しえる。言い換えれば、有力豪族は本格的な寺を造立できたが、それだけの力量をもたない中小の豪族や有力者の寺への希求心は堂や寺院的要素をもつ遺跡として具現化したのではあるまいか。そのように見ると、堂や寺院的要素をもつ遺跡は寺を指向したものとみなされる。地方寺院の造営活動の実態はこのようなものではなかったかと思われるのであり、筆者が古代の寺を本格的なものに限らず、堂のような小規模なものまで含めるべきではないかと考える理由もここにある。

筆者の力量不足から本稿は雑駁なものとなってしまったが、一つの推論であることを付記し、今後個々の遺跡の調査を積み重ね、論及しえなかった点をふくめて補正する所存である。

本稿の資料については、金子規矩雄、木暮仁一、久保田文雄、半田勝巳、小保方紀久氏などの地元研究者、ならびに新田郡・太田市の文化財関係者の方々の多年にわたる調査成果を活用させていただいた。それなくして本稿が成るといえることは考えられぬものである。また、稿をなすにあたっては石川正之助、井上唯雄、関口功一、飯塚 聡氏をはじめ多くの研究者にご教示をたまわった。高井佳弘氏には新田郡内での調査活動を共にし、本稿の想をまとめるにあたって多岐にわたる示唆をいただいた。末尾ながら、記して厚く謝意を表すものである。

註および引用文献

- (1) 奈良平安時代の新田郡の様相については『新田町誌』通史編（近刊予定）に概要を記したので参照されたい。
- (2) 岡部福蔵『新田の史蹟』昭和8年
- (3) これらの遺跡については、報文や論述は数多いが、各調査報告書の他には下記のような文献に、その基礎的資料を公表した。
『群馬県史資料編2』群馬県 昭和61年——寺井廃寺、天良七堂遺跡、鹿ノ川窯跡、山際窯跡
『新田町誌』資料編 新田町 昭和62年——入谷遺跡、源六堰遺跡、中江田本郷遺跡、上野井遺跡、梨子木遺跡
『太田市史』自然・原始古代・中世編 近刊予定——寺井廃寺、天良七堂遺跡、釣堂遺跡、鷲ノ宮遺跡、萩原窯跡
- (4) 半田勝巳『台之原廃寺跡』I・II 藪塚本町教育委員会 昭和60年
- (5) 『小角田前遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団 昭和60年
- (6) 須永光一『小角田下遺跡』尾島町教育委員会 昭和63年
- (7) 上植木廃寺の軒瓦については、拙著『上植木寺院跡の軒瓦の型式分類』『伊勢崎市史研究』3号 昭和60年がある。
- (8) 『伊勢崎市史』通史編1 伊勢崎市 昭和62年による。
- (9) 『入谷遺跡』I～III 新田町教育委員会 昭和56、60、62年
- (10) 新田郡の氏族でその名が知られるものは、擬少領無位の他田部君足人(天平勝宝4年 正倉院調布)、淡甘郷戸主の矢田部根麻呂(同上)、矢田衆人・矢田公子家宇(尾島工業団地遺跡出土の紡錘車の刻字、9世紀)、犬飼子羊・真虎(賜姓丈部、承和10年 続日本後紀)などである。
- (11) 郡衙の近辺に存在する寺院については、郡名寺院・郡寺・郡衙隣接寺院などの用語が多々みられる。その内容は研究者によって差異があるが、公的性格をおびるものとして、郡衙にそのような寺が併存することが制度化されていたと受けとめられる見解もある。しかし、文献資料の上でそのような処置がとられたことを確認することはできず、概念化にはなお検討が必要と思われる。
- (12) 間壁菫子『官寺と私寺』『古代の日本』4 昭和45年
- (13) 森 郁夫『平城宮系軒瓦と国分寺造営』『古代研究』3 昭和49年
- (14) 須田 茂『仏教文化の波及と上植木廃寺』註8所収
- (15) 井上 薫『奈良朝仏教史の研究』昭和41年。森 郁夫 前掲註(13)、および「奈良時代における東国の寺院経営」『考古学雑誌』61-4 昭和51年などをはじめ多くの論稿がある。
- (16) 官窯の概念については、上原真人氏の論考がある(上原真人「官窯の条件 律令制下造瓦体制を検討するための作業仮説」『北陸の古代寺院』昭和62年)。これをうけて筆者は、上野国における国分寺生産窯に関する基本的視点を検討し鹿ノ川窯跡は従来官窯あるいは官窯的性格が強いものととらえられてきたことに対し、私窯的性格が濃厚であるのではないかと指摘した(『吉井町・滝の前窯跡の採集遺物とその性格』『群馬文化』220号 平成2年)。
ただし、鹿ノ川窯跡は純然たる私窯ではなく、公的要素を持ち合わせていたことを全面的に否定するものではないことをここで付け加えておきたい。それは、工人の系譜にみとめられる。すなわち、その軒平瓦の唐草文様は上野国の在来の文様系譜からはたどれぬものであり、平城宮などの畿内からの伝播と考えられる。また、平瓦の凹面隅部にみられる、大・二・三などのへら書き文字瓦は上野国内の文字瓦の中で特異的であり、平瓦そのものにも一枚造りが定着していると共に形態や質感に上野国の在来の瓦との異質性が窺われる。さらに、上原真人氏が「二つの型木を組み合わせた軒丸瓦専用の成形台を用いて製作したと推定できる。」とした軒丸瓦の製作技法(上原真人「仏教」『日本考古学』4 岩波書店 昭和61年)と同様な技法が鹿ノ川窯跡の軒丸瓦にも用いられた可能性もある(高井佳弘 須田 茂「台之原廃寺の瓦について」註(4)所収)。このような技法は、現在いくつかの国分寺において創建段階のみにみられ、中央からの技術派遣を示すものと考えられるものである。なお、国分寺建造にあたって中央から瓦工人が派遣されたことは森 郁夫氏が註(13)の文献などですでに指摘しているところである。このように、鹿ノ川窯跡は平城宮系の技術を受け入れ、管理としては国分寺の造瓦組織もかかわったことが推測され、そこに官の関与がみとめられる。が、その営窯財源は主として新田郡の郡司などの豪族層が負担し、営窯の主体は彼らにあったのではないか、という見通しもたれる。鹿ノ川窯跡は公的性格を濃厚におびた私窯という二面的性格を保有していたと考えられる。このように考えなければ、国分寺への瓦の献納(知識)という意義が成り立たないのではなからうか。

ロクロ使用酸化焰焼成甕について

——群馬県内の実体把握を目的として——

桜岡正信

1 はじめに

群馬県における煮沸具は、古墳時代以来9世紀後半までの間、土師器甕が主体を占めていた。特に7世紀前半に出現すると考えられる「武蔵型」土師器甕⁽¹⁾は、埼玉県・群馬県を中心として広域に分布する地域差の少ない甕であり、その生産がかなり統制のとれた中で行われたことを意味している。この「武蔵型」土師器甕が、9世紀末から10世紀初頭を変換点として出土量が減少し、代わって須恵器系の煮沸具とされる羽釜が出現増加する。さらにこの羽釜の出現と前後して、やはり煮沸具と考えられるロクロで整形し酸化焰焼成された甕（以下ロクロ甕と略称する）の出土量が増加する傾向が窺える。このロクロ甕は、これまでの調査報告書では単純に須恵器や土師器とされたり、羽釜より後出の土釜⁽²⁾として捉えられたりすることが多かった。しかしその系譜を群馬県における9世紀段階以前の須恵器に求めることはできず、まして製作技法は土師器の系譜とも考えにくい土器である。つまりそれまでの須恵器・土師器という概念では捉えにくい、新たな土器生産主体への転換または変質によって生み出されたものと考えられる。こうしたロクロ整形した土器群の酸化焰焼成現象については、供膳具やその他についても認められることであり、既に「土師質土器」⁽³⁾や「ロクロ土師器」⁽⁴⁾という概念が提唱されている。

本稿では、生産体制⁽⁵⁾についての既製概念をとりあえず保留し、現象として捉えられる「ロクロ整形酸化焰焼成」土器群の実態把握の一環として、上記のロクロ甕を取り上げ、その属性分析と時期の検討から系譜を明らかにし、出現の背景等について検証したい。また、ここで扱うロクロ甕については、大小にかかわらず「ロクロ回転力を利用した器面調整を施し、酸化焰焼成された甕型土器」と定義しておきたい。

検証の方法は、群馬県内出土のロクロ甕について分類を行い、各分類毎の共伴事例から出現の時期や継続期間を明らかにする。そしてロクロ甕の胎土・焼成等の属性について分析し、他県のロクロ甕との比較から系譜と製作者について考え、土師器甕からロクロ甕への転換の意義を探る。

ここで本論に入る前に、ロクロ甕に関する論考に若干触れておきたい。まず、保坂康夫氏は「山梨県下における古代前半のロクロ整形土師器甕をめぐって」⁽⁶⁾と題し、煮沸具のロクロ整形現象を支配層の動きと密接に結びつけて考察し、ロクロ甕の生成を須恵器工人の移入による現象とする見解を示している。

次に、坂井秀弥氏は「越後・佐渡における古代土器の生産と流通」⁽⁷⁾と題するシンポジウム報告で、ロクロ土師器煮炊具の製作技法が須恵器製作技法と共通し、しかも須恵器窯から出土する例があること、及び在地の須恵器生産の開始とともに出現することをあげ、その生産には須恵器工

人が関与している可能性を指摘している。また、9世紀後半以降は須恵器生産が衰退し、代わりにロクロ土師器が急速に普及することを捉えて、ロクロ土師器専用の生産施設の存在について述べている。

群馬県内での例としては、直接にロクロ甕を対象としたものではないが、三浦京子・黒澤はるみ両氏による「平安時代の煮沸土器について」⁽⁸⁾と題する論考がある。両氏は群馬県で「土釜」と呼ばれる器種について検討する中で、ロクロ甕の胎土と整形技法が羽釜と共通する点が多いことに注目し、同一の生産主体によって生産されていた可能性を指摘している。また、11世紀代に主体的にみられる土釜の中にロクロ整形痕を残すものがあり、しかも形態的にもロクロ甕や羽釜に似た一群があることから、土釜がロクロ甕から変化したのではないかと結論づけている。

以上のように異なる3地域の論考について触れたが、ロクロ甕が8世紀代に出現しその後伝統的に製作される山梨県・新潟県などと、10世紀代に主体化する群馬県などでは、出現の背景に大きな違いがありそうである。

3 分類 (図1)

図1の分類は、ロクロ甕の形態的バラエティを捉えることを第一義的にし、全体のプロポーシオンと特に口縁部(口唇部)形態に着目して行った。また、ロクロ甕という概念の中に入るものであっても、出土例がわずかで特異な形態のものについては分類から除外している⁽⁹⁾。

- A. 胴部中位に胴部最大径を有し、口縁部は比較的長く「く」字状に屈曲し、上端でわずかに内湾するいわゆる「受け口」状を呈するものである。器面整形は上半にロクロ整形痕を明瞭に残し、下半は斜方向の篋削りを施す。
- B. 胴部上位に最大径を有し、口縁部は短く外反し口唇部に丸味がある。器面整形は、Aタイプと同様であるが、下半の篋削りを施さないものがある。
- C. 胴部上位に最大径を有し、口縁部は短く「く」字状に外反し、口唇部断面が三角形状を呈する。器面整形はBタイプと同様である。
- D. 胴部の張りが強く上位に最大径を有し、他のタイプと比較して短胴で、口縁部は短く「C」字状に外反する。器面整形はBタイプと同様である。

以上のようにB～Dタイプには形態上に共通する要素が多く、Aタイプとの違いが比較的顕著である。しかし器面整形に関しては全タイプに共通している。

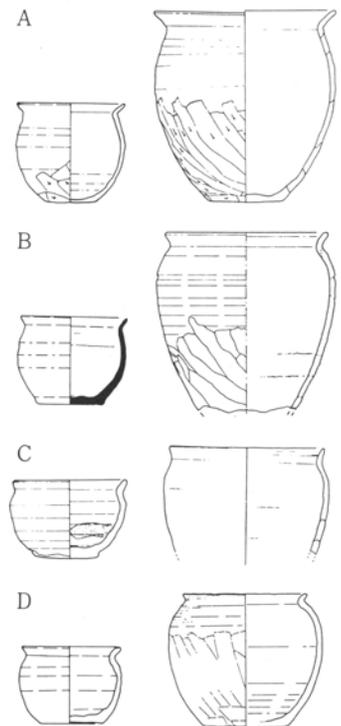


図1 分類

4 出現と継続の時期について

図2～図5は各タイプ別の共件事例を示したものである。群馬県は地形上利根川の東西の地域と北部の3つの地域に別れるため、各地域毎の消長が捉えられることが望ましいが、出土例が少ないため全体の傾向を捉えるに止まった。また、所属時期については各報告者の報告を尊重したが、筆者の見解と合わないものについては修正したのものもある。

[Aタイプ] (図2)

Aタイプを出土した例は、現在までのところ北部の地域に限って検出されており、例としては藪田遺跡6区1号住居が最も特徴的であるが、後述するのでここでは藪田遺跡5区3号住居、藪田東遺跡6号住居例を提示した。

藪田遺跡5区3号住居 17のロクロ甕は、北西隅の掘り方から出土したもので、下半を欠損するため篋削りの有無については不明であるが、上半内外面のロクロ整形痕は明瞭である。共伴する18・19の「武蔵型」土師器甕は「コ」字状を呈する直前の口縁部形態であり、須恵器杯の形態からも9世紀前半段階に位置付けられるものと考えられる。

藪田東遺跡6号住居 40のロクロ甕は、図上復元されたものであるが、胴部上半はロクロ整形、下半は斜位の篋削りを施している。所属時期は、土師器小型甕や須恵器杯の形態から9世紀中頃から後半に位置付けられると思われる。

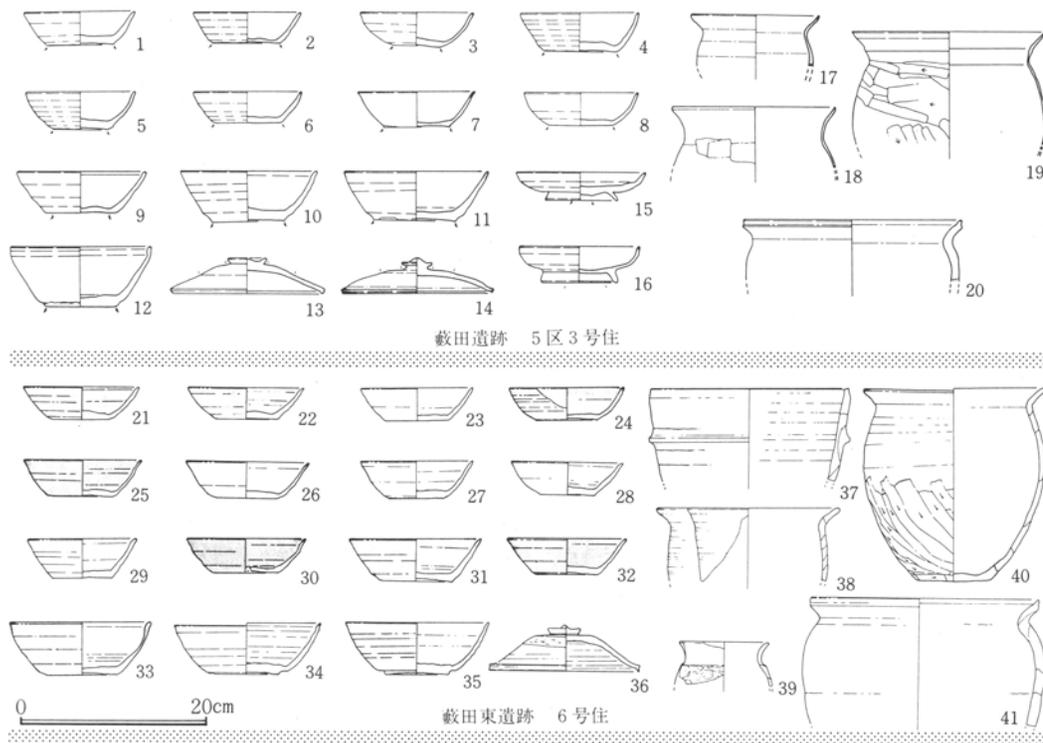


図2 Aタイプ出土例

[Bタイプ] (図3)

Bタイプの出土例は分類中最も多いが、北部の適当な例をみつけることができず、利根川東部の上植木光仙房遺跡⁽¹²⁾25号住居、三ツ木遺跡⁽¹³⁾86・223号住居と、利根川西部の鳥羽遺跡⁽¹⁴⁾G区4・68号住居を提示した。

上植木光仙房遺跡25号住居 7のロクロ甕は、須恵器土釜として報告されている例で、カマドの周辺から出土したものである。胴部下半を欠損するため下半の整形が不明瞭であるが、観察表では縦方向の粗い篋削りとされている。共伴する6・8・9は「武蔵型」土師器甕であるが、8の口縁部形態は「コ」字状のくずれであり、9世紀後半に位置付けられるものと考えられる。

鳥羽遺跡G区68号住居 15のロクロ甕は、土師器甕として報告されており、胴部上半はロクロ

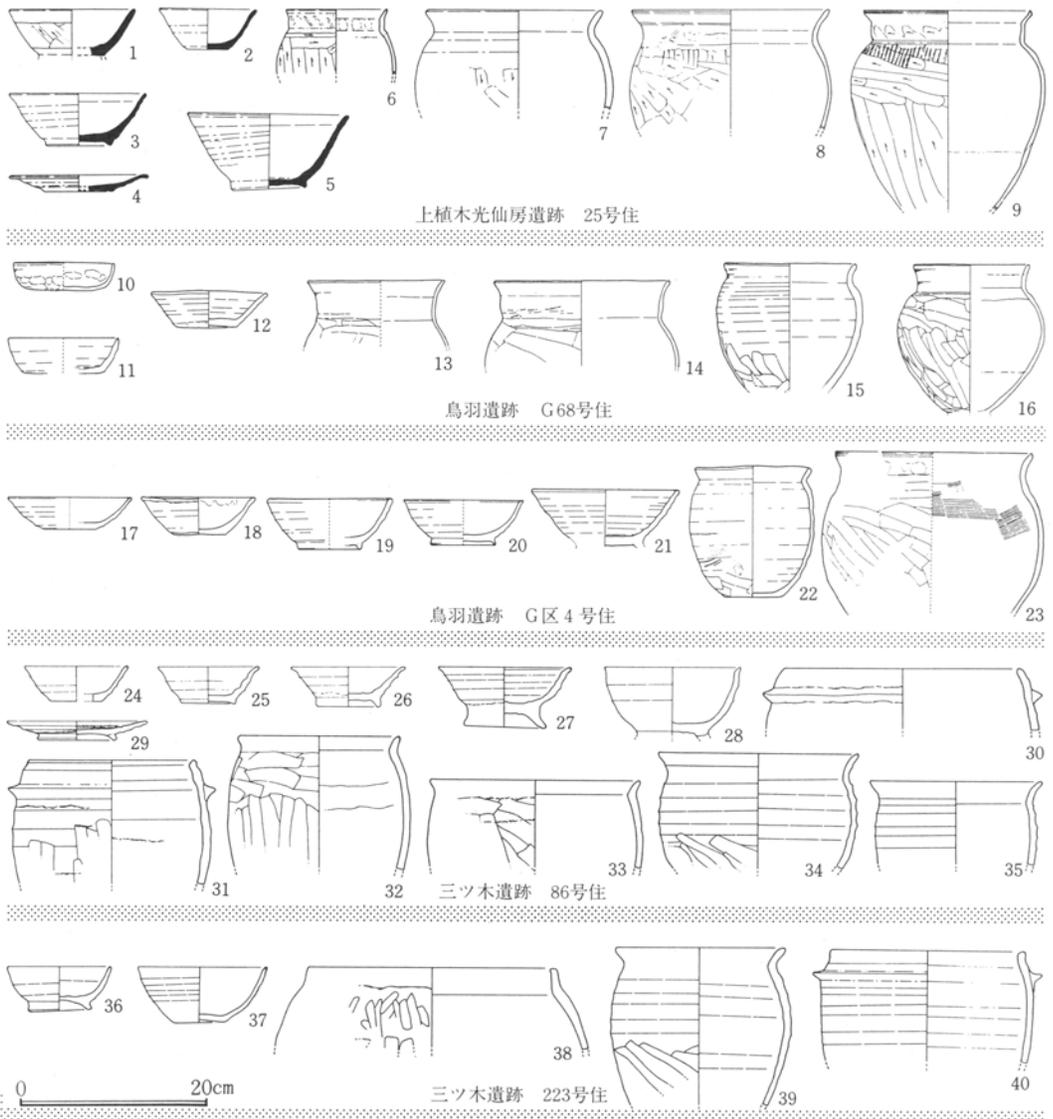


図3 Bタイプ出土例

整形痕を残し、下半は斜位の篋削りである。観察表によれば成形が羽釜に近似するようである。共伴する遺物から9世紀中頃のものと考えられる。

鳥羽遺跡G区4号住居 22のロクロ甕は、15同様土師器甕として報告されている。カマド近くの床面からの出土で完形である。胴部は全体にロクロ整形痕を残し、下半の一部に篋削りが認められる。底部は不定方向の篋削りで、胴部に炭化物の付着が見られるようである。共伴遺物の23は「武蔵型」土師器甕のほぼ最終形態で、羽釜との共伴も考えられる時期のものと思われ、10世紀前半の時期が想定できる。

三ッ木遺跡86号住居 34・35がロクロ甕で両方共床面の出土であり、(土師器)として扱われており、34の胴部下半には斜位の篋削りがみとめられるが35では不明である。32・33の胴部に篋削りを施した甕が土師器甕であるとすれば、ロクロ甕・土師器甕・羽釜の共伴事例とすることができ、10世紀代と報告されている。

三ッ木遺跡223号住居 39がロクロ甕で、覆土中の出土である。胴部上半はロクロ整形、下半は斜位の篋削りを施している。覆土中の出土ではあるが、他の住居との重複は無く38の土釜、40の羽釜と共伴例とみることができる。時期は11世紀代と報告されている。

[Cタイプ] (図4)

Cタイプの出土例としては、北部の例として藪田東遺跡5号住居、利根川東部の例として上植木光仙房遺跡30号住居、利根川西部の例として鳥羽遺跡K区4号住居と上野国分僧寺・尼寺中間地域⁽¹⁵⁾(以下国分寺中間地域遺跡と略称する)H区61号住居を提示した。

上植木光仙房遺跡30号住居 10のロクロ甕はカマド周辺から出土したもので、須恵器小型甕として報告されている。胴部最大径の部分以下には篋削りが施されているものと考えられる。共伴する坏・埴類は東部に特徴的な体部に篋削りを施した土師器系のものである。また、11・12は「武蔵型」土師器甕であり、形態的特徴から9世紀後半から末と考えられる。

藪田東遺跡5号住居 24・25のロクロ甕は共に床面から出土したもので、胴部下半の篋削りは残存部分においては観察できない。共伴する遺物は須恵器の坏・埴と羽釜が主体で、10世紀代と考えられる。

鳥羽遺跡K区4号住居 36のロクロ甕は、カマド近くの床面から出土したもので、胴部上半はロクロ整形、下半は縦位の篋削りを施している。共伴する煮沸具は羽釜だけであり、坏・埴の形態からも10世紀代のものと考えられる。

国分寺中間地域遺跡H区61号住居 40のロクロ甕は須恵系の小型甕として報告したもので、ほぼ完形の状態でカマド内から出土した。同じく44の土釜もカマド内の出土であり、共伴関係は確実な資料である。器面整形は全体にロクロ整形痕を残し、下半に篋削りは認められない。また、底部は回転糸切り後、周辺に雑な撫でを施している。時期は、土釜の存在や39のいわゆる「土師質土器」坏の形態的特徴から11世紀前半代が考えられる。

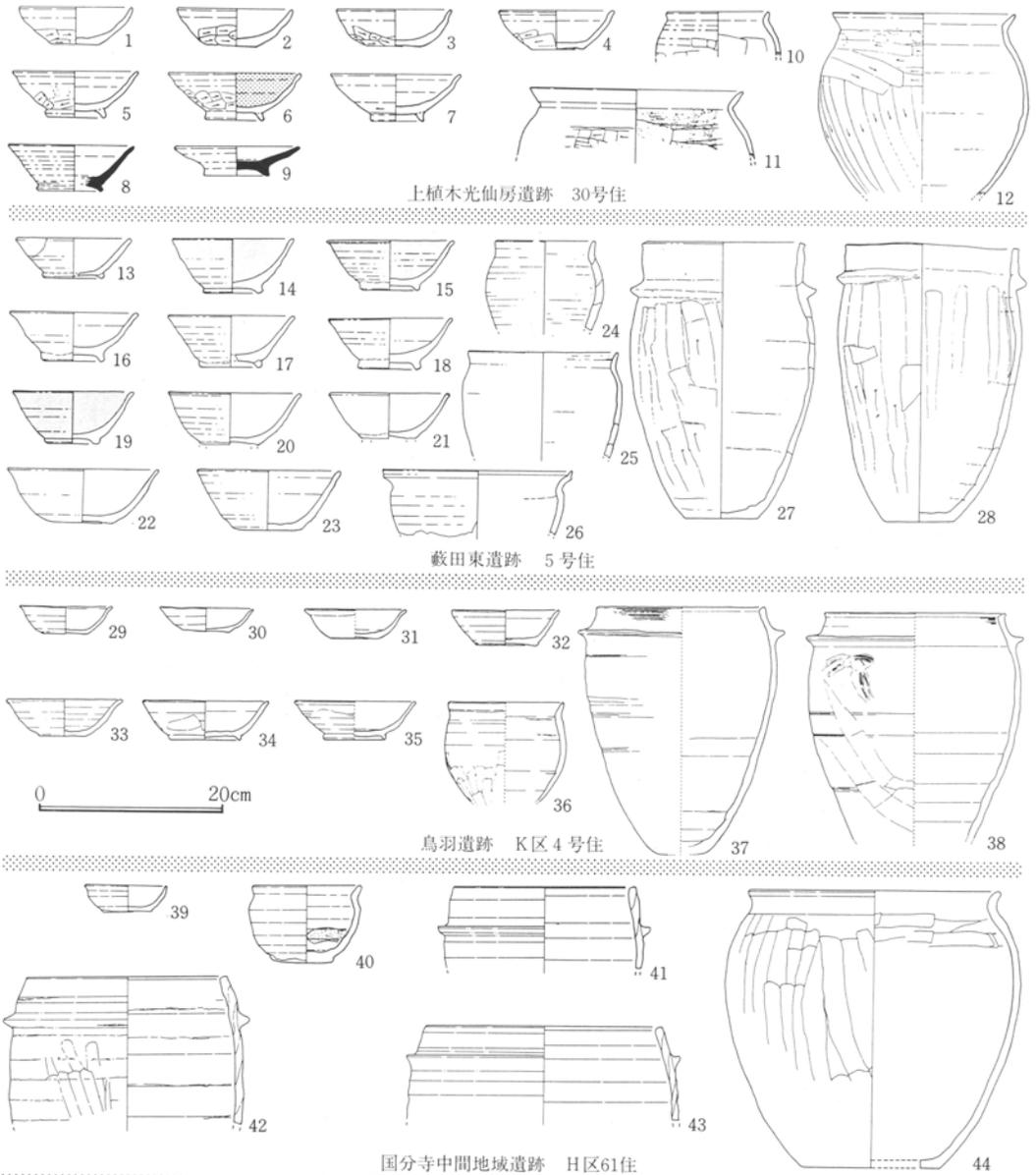


図4 Cタイプ出土例

[Dタイプ] (図5)

Dタイプの出土例は、あまりみつけることができなかつたため、鳥羽遺跡H区32号住居と中尾遺跡E-19号住居の例を提示した。

鳥羽遺跡H区32号住居 9のロクロ甕は、床面と貯蔵穴内から出土したもので、口縁部から底部まで約1/2が残存している。整形は胴部上半にロクロ整形痕を残し、胴部最大径の部分から下位は篋削りが施されている。共伴遺物には、8の「武蔵型」土師器甕の口縁部形態のくずれたものがあり、また、須恵器坏・塊の形態から10世紀前半代の時期が考えられる。

中尾遺跡E-19号住居 14のロクロ甕は、ほぼ完形で床面からわずかに浮いた状態で出土したものである。胴部はロクロ整形痕を明瞭に残し、下半に篋削りはみられない。共伴

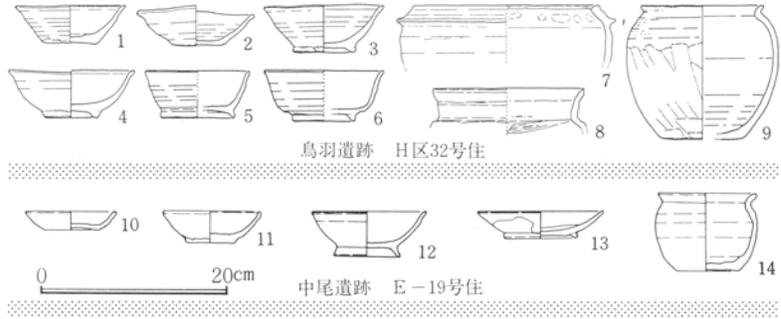


図5 Dタイプ出土例

する遺物はごく少ないが、いわゆる「土師質土器」の坏・埴と灰釉陶器皿であり、特に9の小型の坏は群馬県内において年代の定点の一つとして扱われている、鳥羽遺跡S K332出土の小型の坏に近い形態のものであり、11世紀後半以降の時期が考えられる。

以上各タイプ別に県内の出土例にあたって、出現と継続について検討したことをまとめると、AタイプはB～Dタイプに先行して、9世紀前半代から北部地域に限って出土がみられることが特徴であり、また、10世紀以降の時期まで継続していない。これに対してB・Cタイプは9世紀代にわずかに出土例がみられるが、大半は10世紀以降に出現し、しかも県内全域に拡散し出土量が増加する。Dタイプは出土例が少なく傾向を捉えにくい、B・Cタイプよりもさらに後出的な要素が強い。つまり出現時期だけの比較ではA→B・C→Dという順位が想定され、10世紀後半代以降はB～Dタイプが併存するというのが実態である。しかし分類で指摘したようにAタイプとB・Cタイプとの形態上の違いは明確で、間を埋めるような資料は検出されていないことは、群馬県においてはAタイプとB・Cタイプは不連続であったことを示している。また、共伴する煮沸具については、Aタイプが「武蔵型」土師器甕との共伴例だけで、B～Dタイプは「武蔵型」土師器甕との共伴は少なく、羽釜・土釜との共伴例が主体的であることが特徴である。

5 ロクロ甕の属性分析

(1) 成整形技法について

ロクロ甕の成形技法は、基本的には粘土紐による巻き上げまたは輪積みによると思われる、大型のものに粘土紐の接合痕が観察されている。底部は残存する例が少なく全体傾向とは言えないが、大型の場合撫でまたは篋削りされているものが多く、小型の場合は回転糸切り無調整のものが大半を占めている。器面の整形は、全体にロクロ整形痕を残すものと、胴部下半に篋削りを施すものの2種類がみられる。傾向としては小型のしかも時期的に下る資料の中に前者のものも多く、大型のものはほぼ例外なく胴部下半に篋削りを施すものである。また、この胴部上半にロクロ整形痕を残し、下半を篋削りするという器面整形の特徴は、9世紀代に中心をもつAタイプと10世紀以降に主体化するB～Dタイプに共通するものであり、技法的連続性がある。

以上のように成整形技法は、研究史で触れた各氏が指摘しているように須恵器製作技術だけで

も製作可能なものであり、羽釜の成整形と基本的に同じものである。

(2) 胎土・焼成について

Aタイプの胎土は、藪田遺跡報告で指摘されているように須恵器と共通する胎土が多い。焼成は全体に均一で色調も明るく硬質な印象を受けるものであり、焼成に際して構造窯を使用している可能性が強い。ただこの地域の須恵器は焼締めは弱いものの還元焰焼成されるのが通例であり、併焼されたことは考えられない。

B～Dタイプは、Aタイプのように同時期の還元焰焼成された須恵器とは胎土の共通性はみられず、タイプ別の特徴的な胎土も判別できない。最も顕著にみられるものは砂粒と黒色鉱物粒(角閃石・輝石)を均一に含むもので、9世紀後半には出現している酸化焰焼成された坏・埴などと共通している。焼成は酸化焰焼成であるが、土師器甕と比較して全体に均一な焼き上がりで、しかも明るい色調のものが含まれ、羽釜の焼成・色調に類似している。また、胎土・焼成にいわゆる「土師質土器」や三浦・黒澤両氏が指摘しているように土釜と共通するものも認められ、その生産主体者を考える上で示唆的である。

(3) 用途について

大型の土師器甕や羽釜はカマドに架けられた状態の出土例があり、煮沸具として使用されたことは周知の事実である。また、使用の痕跡では大型の土師器甕及び羽釜には炭化物が付着する例が少ないのに対して、小型の土師器甕に炭化物の付着する例が比較的多い傾向がある。こうした周知の煮沸具の傾向に対して、ロクロ甕はカマド内及びカマド付近から出土する例は比較的多いが、直接に使用状態を示すような検出例はない。しかし小型のロクロ甕には内外面に炭化物の付着する例が顕著で、しかも大型のロクロ甕には炭化物の付着はほとんど認められず、土師器の甕と同様の傾向がみられる。さらにロクロ甕の整形上の特徴である胴部下半の篋削りは、原則的には土師器の甕や羽釜と共通する技法であり、また、底部付近の残存率が低い点でも共通している。以上の共通点は、ロクロ甕が土師器甕や羽釜同様に煮沸具として使用されたことを間接的に証明している。使用の痕跡とした土師器甕とロクロ甕に共通して認められる大小での炭化物付着の違いは、調理方法の違いを端的に表していると考えられ、既に坂井氏によって大型の甕は米を蒸すために使用し、小型の甕は汁ものを煮るために使用したのではないかとの見解が示されて⁽¹⁸⁾いる。

次に、ロクロ甕の煮沸具としての位置付けについてみると、図2～5からもわかるように一住居内の煮沸具がロクロ甕だけで構成される例は皆無で、ほとんどの場合土師器甕や羽釜などと共伴し、しかもそれらの従的な存在であることがわかる。これは前段階の土師器甕が単独で煮沸具を構成していることと大きな違いであり、ロクロ甕が単独で土師器甕に代わるものでないことを示している。

(4) 法量について (図6)

ロクロ甕は、土師器甕や羽釜と同様に底部を欠損している例が多いため、図6のグラフでは口径をもとにした出現頻度を示した。また、(6)には国分寺中間地域遺跡のF・G・H区の約224軒の住居から出土した「武蔵型」土師器甕と羽釜について、同様の視点で位置付け、(5)のA～Dのロクロ甕全体を積層グラフ化して位置付けたものと重ねて示した。

ロクロ甕の各タイプ毎の傾向は、資料が少ないために明確に捉えにくいですが、(2)のBタイプと(5)のグラフから、少なくとも10～14cm、17～21cmの2つのエリアに集中する傾向が窺える。したがって既に図1に示したように、ロクロ甕には少なくとも大小の別がある。この大小の別は新潟県などのロクロ甕主体地域での、小型ロクロ甕と大型長胴のロクロ甕のセットに対応するものと考えられる。

次に「武蔵型」土師器甕と羽釜の口径別出現頻度との比較をすると、「武蔵型」土師器甕は、10～14cmと18～22cmの2カ所に集中がみられ、ロクロ甕の口径出現頻度とほぼオーバーラップしている。しかし、羽釜は18～22cmのエリアだけに集中する傾向があり、小型の土師器甕やロクロ甕に対応する小型の羽釜はみられない。羽釜が10世紀以降土師器甕に取って代わる主体的煮沸具であるとすれば、伝統的調理方法に大きな変化がないかぎり、組成の上から羽釜だけでは土師器甕に代わることはできないことになる。口径の出現頻度からは土師器甕とロクロ甕が共通するエリアに集中する傾向が捉えられる。しかしロクロ甕の出土数は大小でほぼ同程度であり、土師器甕にみられる大型主体の出土が認められないことは、ロクロ甕の大小が土師器甕と同程度の比率で生産されていないことを示している。このことは前述したようにロクロ甕だけで煮沸具を構成するのではなく、大型だけで構成されている羽釜と組み合わせることによって、土師器甕に代わる器種としての位置付けができるものと考えられる。

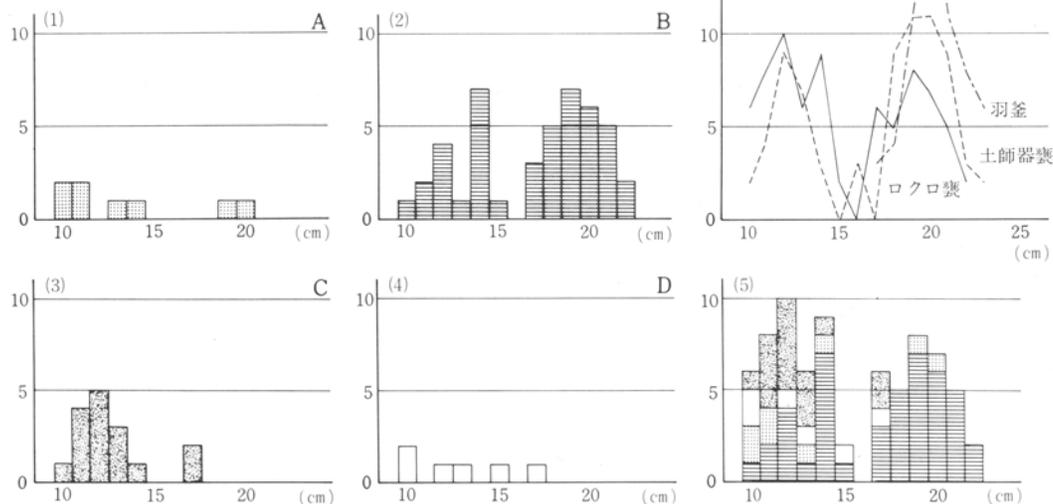


図6 各タイプ口径別出現頻度グラフ

6 系譜について

群馬県でロクロ甕が出現する9世紀段階は、冒頭で触れた斉一性の強い「コ」字状口縁の「武蔵型」土師器甕の完成期にあたり、この土師器甕が突然にロクロ化する必然性はなく、また、須恵器がそれまで伝統のない煮沸具を、自然発生的に生産開始することも考えられない。つまりロクロ甕は、群馬県の土器生産の伝統の上で出現するのではなく、他地域の影響下に成立したのは明らかである。この段階の隣県の情勢は、少なくとも山梨県・長野県・新潟県などでは、すでに8世紀段階に小型のロクロ甕と長胴の系譜を引く比較的良く似た形態のロクロ甕が成立し、9世紀段階では主体的地域も現れている。⁽²⁰⁾

ロクロ甕導入初期段階で他地域の影響を受けた例としては、Aタイプの相伴している藪田遺跡6区1号住居が最も顕著な例である。図7に示した6区1号住居の煮沸具の中で、5～9の長胴甕はロクロ整形でしかも胴部外面に平行叩を施す特徴的なもので、底部は丸底と考えられている。ロクロ整形の長胴甕は、中部・北陸・東北から一部関東東に分布しているが、5～9の資料には多くの点で北陸系に近い様相が認められる。そこで類似する比較資料として新潟県の小出越遺跡⁽²¹⁾と長野県の牟礼バイパスB-11号住居⁽²²⁾の煮沸具を提示した。この3例を比較すると、藪田遺跡の5～9と小出越遺跡の12の間に、プロポーションや叩きによる胴部器面整形などの共通点が見いだせる。

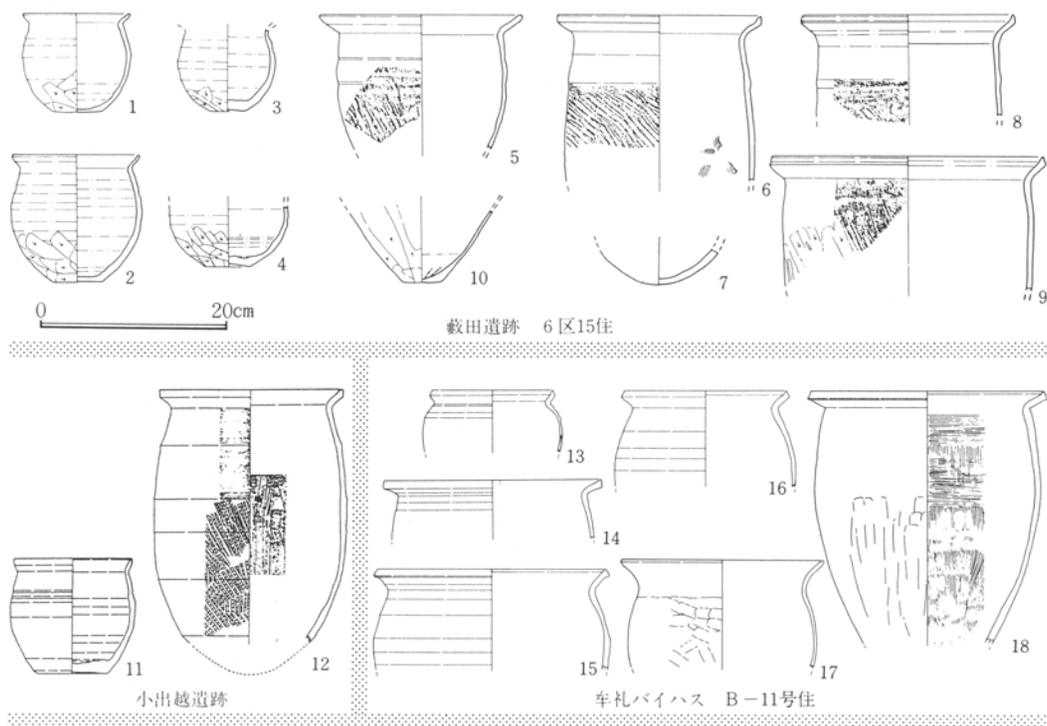


図7 ロクロ甕比較資料(1)

B～Dタイプは、Aタイプからの漸移的变化を捉えることはできず、Aタイプをベースとして独自に成立したとは考えられない。また、B～Dタイプの定着する10世紀代の新潟県などとの関係を示す大型のロクロ甕⁽²³⁾が、鳥羽遺跡Ⅰ区2号住居や村主遺跡17号住居などで出土しているが、本貫地でこれらにセットされる小型のロクロ甕と、B～Dタイプとは口縁部形態の違いが大きく、Aタイプ同様の系譜としては捉えられない。そこで図8には比較資料として、山梨県の宮間田遺跡⁽²⁴⁾70・71号住居の煮沸具を提示した。図8の1はDタイプ、3はBタイプに極めて類似する小型のロクロ甕で、それぞれ10世紀第4半期と10世紀第1～3半期とされている。この時期は群馬県におけるB・Dタイプのあり方とほぼ符号するものである。図8の1・3がどの程度の分布域をもつのか捉えていないが、形態と時期の類似性は偶然とは考えられず、現状ではこうした地域との関係で成立すると考えている。

以上のように、Aタイプは新潟県などの北陸地域との関係で、B～Dタイプは山梨県などの中部地域との関係で成立した可能性が強く、時期と系譜を異にする少なくとも2段階の導入があったものと思われる。そこでとりあえずAタイプの出現をロクロ甕の第1次導入期、B・Cタイプの出現を第2次導入期として捉えておく。また、A～Dタイプは、口縁部形態の特徴からいずれも小型のロクロ甕⁽²⁵⁾に系譜が求められる。

7 製作者について

第1次導入期のロクロ甕製作者は、図9に示した藪田遺跡6区1号住居のロクロ甕と須恵器坏に共通する底部切り離し技法からわかるように、須恵器工人によって制作されたものである。ただこの須恵器工人は、9世紀以前から北部地域で須恵器生産に従事した集団とは異質であり、藪田遺跡報告でも「別系工人の参入」と位置付けている。また、この別系須恵器工人は、還元焰焼成された坏などの存在から、須恵器製作を目的として導入されていることは明らかである。そして6区1号住居出土のロクロ甕は、地域に供給したような出土状態が認められず、須恵器工人が自己消費的に制作したものと考えられる。したがってロクロ甕導入の初期段階では、ロクロ甕主体地域を母地としてもつ工人の直接的参入によって群馬県にもたらされたものと思われる。

第2次導入期のロクロ甕製作者は、製作技術から基本的には須恵器工人であり、しかも属性分析と図10に示した例からも明らかなように、羽釜を導入生産した工人集団と同一の製作者であったはずである。しかし9世紀末以降にロクロ甕と胎土・焼成が共通し、作りの比較的丁寧な坏・碗が出現していることは、煮沸具と供膳具を同時生産したことを意味しており、単に伝統的須恵

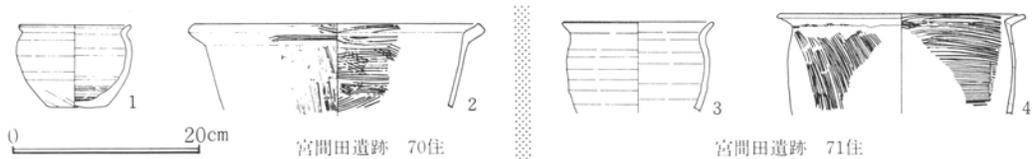


図8 ロクロ甕比較資料(2)

器生産の中でロクロ甕が生産されたものでなく、10世紀代になお還元焰焼成を意図した粗雑な作りの坏・埴類を生産した、9世紀以来の伝統的須恵器工人とは、別系統への変質を遂げた工人であったはずである。

8 ロクロ甕導入の意義について

ロクロ甕の第1次導入は、北陸系譜の須恵器工人が北部地域へ直接参入したことに伴う地域現象として捉えられるものである。北部地域の須恵器生産は、律令体制の中で計画的な工人配置によって開始されたとされており、9世紀段階の新たな工人の配置にも政治的背景があったはずである。この新たな工人を参入させた目的は、本来的に北部地域での須恵器生産と供給であり、ロクロ甕の生産と供給を意図したものではない。これはロクロ甕の出現する段階以降も、北部地域には「武蔵型」土師器甕が主体的に供給されていることから明らかである。この段階のロクロ甕は、新たに参入した須恵器工人が自給するために製作したものであり、原則として地域に定着する性格のものではなく、煮沸具の組成を変え得るような影響力はなかったものと思われる。また、この段階に南部の地域に影響が認められないのは、第1次導入期のロクロ甕が地域供給を目的としていない点と、あわせて北部地域と南部地域とがそれぞれ独自の須恵器供給圏をもっていたことによると考えられる。

ロクロ甕の第2次導入は、土師器系煮沸具から須恵器系煮沸具への移行、つまり「武蔵型」土師器甕からロクロ甕・羽釜・土釜などへの移行を意図した動きとして捉えられる。「武蔵型」土師器甕が強い規制を受け組織化された体制の元で生産されていた可能性については冒頭で触れた通りであるが、「コ」字状口縁の完成直後の9世紀後半には既に形態的な退行に向かっている。この形態的退行現象は、ロクロ甕導入などの外的要因によったものではなく、内的要因による組織の解体または変質を直接示すと考えられるものである。この煮沸具の主体的製作者の解体または変質によって煮沸具生産の担い手は、必然的に須恵器系工人への移行が計画されたはずである。その第1段階として、9世紀後半代に、西との交流経路である中部地域などからロクロ甕の導入が図られたものと思われる。しかし須恵器系煮沸具は、他地域のようにロクロ甕だけで構成されることはなく、羽釜の成立によって一応の完成をみている。羽釜は、南北の2地域で別形態で発達するが、遅くとも10世紀初頭段階にそれぞれ完成された姿で出現することが特徴である。しかし周辺に羽釜の先行する地域は現状ではみられず、ロクロ甕のように直接導入することはできない。このような状況から、羽釜は体制によって意図的に既存器種が導入・移植された結果成立したと考えられる。特に南部の地域で生産された羽釜は、図10の比較からもわかるように、ロクロ甕の

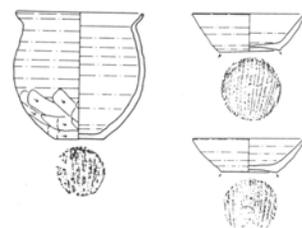
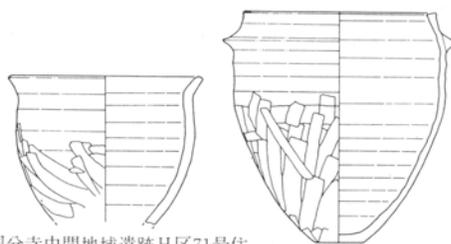


図9 藪田遺跡6区1号住
ロクロ甕・坏比較



国分寺中間地域遺跡H区71号住 同遺跡H区68号住
図10 ロクロ甕・羽釜比較

形態と製作技法をベースとして成立しているのは明らかであり、ロクロ甕を成立母体として畿内系土師器釜などの罫を付す器種が導入された可能性が強い。さらに、図11に提示したように、後出の土釜の中にロクロ甕分類B～Dタイプに形態的に類似するものが存在している。この土釜はロクロ甕と羽釜のセット完成後に出現する新たな器種であり、形態的類似性はロクロ甕が土釜の生成に⁽²⁷⁾関与していたことを意味している。

以上のように、ロクロ甕の第1次導入は須恵器工人の直接参入による結果であり、ロクロ甕導入そのものが意図されたものではなかった。これに対して第2次導入は、土器生産体制の変化に対応した動きとして、ロクロ甕の導入が意図されたものであり、次の段階として主体的煮沸具の羽釜や土釜を成立させている。つまり古代後半の煮沸具の大半がロクロ甕系譜で構成されたことを意味しており、この点にロクロ甕導入の意義が集約される。また、これらの須恵器系煮沸具の生産を担った工人は、本来的には還元焰焼成の須恵器生産に携わった工人と考えられ、ロクロ甕の本格的導入を契機とした須恵器系煮沸具生産の開始と共に、供膳具やその他の器種までも酸化焰焼成する工人へと変質を遂げたものと考えられる。

そしてこの変質過程で「土師質土器」などの土器群を成立させたものと考えられる。

9 おわりに

以上のように、ロクロ甕の導入を端緒とする酸化焰焼成の動きは、それ自体が古代後半の土器生産の本流を形成するものであり、土器生産体制の編成過程の一端を明らかにすることができたと考えている。しかし、筆者が以前に検討を加えた「黒色土器」などのロクロ整形酸化焰焼成土器相互の関係や、県内各地域毎の様相について十分な把握ができたとは考えておらず、今後系統だった検討を続けて行きたい。

拙稿を執筆するにあたり、原 明芳・小平和夫・坂井秀弥・堤 隆・三浦京子・木津博明・黒澤はるみ各氏の他、多くの同僚諸氏から御教示・御指導を頂いた。また、図版作成にあたっては関口貴子氏の手を煩わせた。記して感謝の意を表したい。尚、本稿は(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団昭和63年度研究助成金を取得して行った研究活動の報告である。

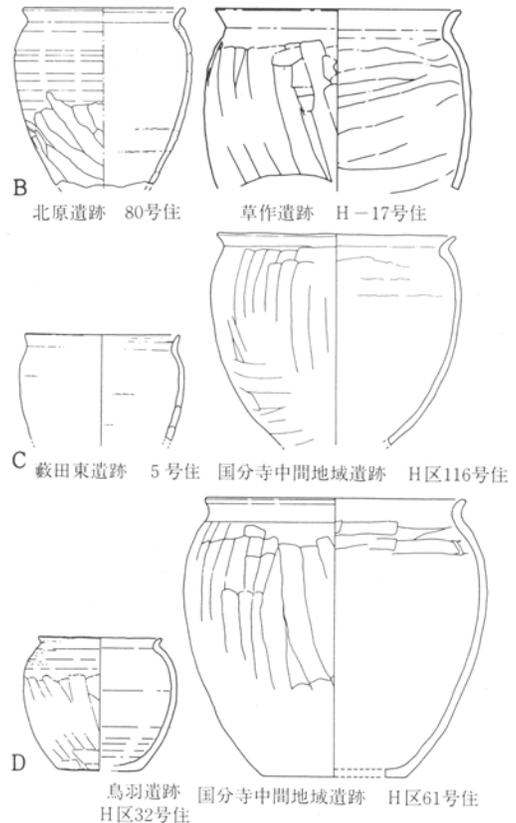


図11 ロクロ甕・土釜比較

註

- (1) 「武蔵型」土師器甕は、胴部上半は斜方向、下半は縦方向の篋削りを施すこと、及び胴部下位に明瞭な接合痕を残すことを特徴とし、7世紀前半から10世紀後半まで系譜を追うことができる。口縁部形態は「く」字状から「こ」字状へと変化し、胴部は短胴化するが、「こ」字状口縁の完成後は、器高はほぼ一定で口縁部の器肉が厚くなる方向に退行する。また、胎土・焼成は「北武蔵型」土師器環と共通要素があり、同じ生産体制の中で生産されていたものと考えられる。
- (2) 「土釜」は本来畿内地域などで「羽釜」「罌釜」などの土師器釜と同義語として使用されていたと考えられるものであるが、群馬県では11世紀代に主体的にみられる口縁部が短く外反し、胴部の張る酸化焰焼成の甕型土器について当てられている。
- (3) 中沢 悟氏によって『清里・陣場遺跡』報告中で提唱された土器群で、坏と塊・A・B・Cの完成された4タイプで構成され、須恵器工人の変質によって成立するとされている。粉っぽい胎土と比較的丁寧な作りに特徴がある。
- (4) 「ロクロ土師器」は、各地域で概念に差がある。南関東におけるロクロ土師器の概念と出現背景については、佐久間豊氏の「房総をめぐる奈良平安時代土器生産体制の展開に関する諸問題」『研究紀要』(財)千葉県文化財センター 1987に詳しい。
- (5) 以前筆者は、「足高台を有する土器について」『上野国分僧寺・尼寺中間地域(2)』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1987、「群馬県における内面黒色処理を施す土器の一側面」『古代集落の諸問題』玉口時雄先生古希記念考古学論文集 1988でロクロ整形酸化焰焼成を特徴とする土器について検討し、その製作者について「ロクロ土師器」と規定した。しかし他地域でそれぞれの背景を考慮して設定された概念を無批判的に導入したことには問題が残った。そこで本稿では、この「ロクロ土師器」という概念を保留し、その実体把握に努めることにした。
- (6) 保坂康夫「山梨県下における古代前半のロクロ整形土師器甕をめぐる」『山梨県考古学雑誌』第2号 山梨県考古学協会 1988
- (7) 坂井秀弥「越後・佐渡における古代土器の生産と流通」『シンポジウム北陸の古代土器研究の現状と課題』 石川県考古学会 北陸古代土器研究会 1988
- (8) 三浦京子・黒澤はるみ「平安時代の煮沸具について」『研究紀要6』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1989
- (9) 藪田遺跡6区1号住居出土遺物のようなロクロ整形で胴部に叩きを施すものや、鳥羽遺跡I区2号住居出土の口縁部が厚手でわずかに受け口状を呈する「北信系」とみられるロクロ甕は、出土量がわずかでここでは分類に含めていない。
- (10) 『藪田遺跡』群馬県教育委員会 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 日本鉄道建設公団 1985
- (11) 『藪田東遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1982
- (12) 『上植木光仙房遺跡』建設省 群馬県教育委員会(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988
- (13) 『三ッ木遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1984
- (14) 『鳥羽遺跡』群馬県教育委員会(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1986 1988
- (15) 『上野国分僧寺・尼寺中間地域(2)(3)』群馬県教育委員会(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1987 1988
- (16) 『中尾 (遺物編)』群馬県教育委員会(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1984
- (17) 大江正行氏が「S K 332について」『鳥羽遺跡No.8』群馬県教育委員会 1979で報告したもので、皿状の環が天仁元年(1108年)降下とされる浅間B軽石によって埋没した土坑中から出土していることから、これらの環が12世紀初頭まで下るものと認識されている。
- (18) 坂井秀弥「古代のごはんは蒸した「飯」であった」『新潟県考古学談話会会報第2号』新潟県考古学談話会 1988で土器に付着している炭化物(おこげ)の観察から大型甕と小型甕とは使用方法が違う点について指摘している。
- (19) 註18でも述べたように、古代の調理法は基本的には「煮る」と「蒸す」2種類であったと考えられるが、羽釜には煮た痕跡がみられない。
- (20) 大型のロクロ甕は、外反する口縁部と長胴の器形のものが多く、太平洋側に平底、日本海側に丸底が多く分布している。
- (21) 註7
- (22) 『浅川扇状地遺跡群 牟礼バイパスB・C・D地点』 長野市教育委員会 長野市遺跡調査会 1986
- (23) いわゆる「北信型」または「北信系」と呼称されているロクロ甕。
- (24) 『宮間田遺跡』 武川村教育委員会 峡北土地改良事務所 1988
- (25) 群馬県におけるロクロ甕は大小にかかわらず、Aタイプを除いて口縁部が外反するものが主体的で、中部や北陸地域における大型のロクロ甕の口縁部形態とは違っている。
- (26) 月夜野地域で生産された羽釜は、胴部の張りが弱く口縁部の直立する器形で、胴部全面を罌部に向かって縦位の篋削りすることを特徴としている。これに対して南部の地域(吉井地域?)で生産されたものは、胴部の張りが強く口縁部は内傾する器形で、篋削りは胴部下半に施される場合が多く、上半はロクロ整形痕を明瞭に残している。
- (27) この点については、註8の文献で三浦・黒澤両氏によって成整形技法を含めた類似性及びその関係について既に指摘がなされている。

鉄砲玉の化学的分析を通した一視点

—— 県内出土鉄砲玉の諸相 ——

田口正美・津金沢吉茂

馬淵久夫・平尾良光

(東京国立文化財研究所)

はじめに

1986年9月から翌年1月にかけて大島上城(西平城)の発掘調査に参加する機会を得た。関越自動車道上越線の道路工事に伴うものであり、本線の路線幅に該当する部分での調査でしかなかったが、城郭の縁辺部の調査にもかかわらず、最終的に6点の鉄砲玉を検出し得た。これらの詳細なデータについては既に発掘調査報告書に記載⁽¹⁾済みであるが、これらが果たして大島上城の直接の遺物に結び付くか、否かという点については最後まで若干の疑問が残った。大島上城に関連する遺物であれば城郭の規模の大小に拘わらず、ここを戦場とする攻防戦が少なくとも鉄砲の日本伝来以降行われたことを証左するものであるし、この事実から更に発展して大島上城の機能していた時期をある程度限定出来るものとなるであろう。これは偏えに大島上城の問題にとどまらず、個々の中世城郭の性格を考察する上で大きな手だてになり得るものと確信できるものである。

そこで、県内出土の鉄砲玉を抽出し、中世城郭に関連すると思われる鉄砲玉を選別することで一つの方向性を見出そうと考えた。その為の方法として、化学的分析を通して原料たる鉛鉱山の同定を行い、該鉱山の発見年代、開鉱年代の検討を通して中世末期に帰属すると考えられる鉄砲玉の特徴を把握しようとした。鉄砲玉の化学的分析については管見では朝倉氏遺跡出土の火縄銃関係資料を知るのみであり、弥生時代から歴史時代初頭に至る青銅遺物資料の鉛同位体比測定例⁽²⁾(青銅鏡、銅銚、銅剣、銅鐸等)に比べれば、皆無に等しい。かかる状況の中で、前回も朝倉氏資料の分析を実施し、国内の多くの鉛鉱山について同定のための基礎資料を得ている東京国立文化財研究所 馬淵久夫、平尾良光両氏に分析とそれに伴う原稿を依頼した。

このため各分担は次の通りである。

はじめに	田口
1、県内出土鉄砲玉の諸相	田口・津金沢
2、鉛同位体比による群馬県出土の鉛弾丸の産地推定	馬淵・平尾
3、成果と問題点	田口
おわりに	田口

なお、当初は馬淵・平尾両氏による化学的分析を別稿として掲載することを旨としたが、章立ての関係上、上記のような構成となったことを付記しておく。

1 県内出土鉄砲玉の諸相

県内の中世城郭から調査に伴って出土した鉄砲玉は名胡桃城⁽³⁾より7点、大島上城⁽⁴⁾より6点、内匠城⁽⁵⁾より2点の合計15点を数える。(この他、大島上城の虎口を中心とする箇所や箕輪城からは畑の耕作中に十数点に及ぶ鉄砲玉を表採していると聞いているが、実見していないので今回の考察の対象からは除外する。)

①戦記物に見られる鉄砲の在り方

中世末、県内に関係すると思われる戦記物には数種⁽⁶⁾のものが知られるが、ここでは『加沢記』⁽⁷⁾と『関八州古戦録』に語られる鉄砲の使われ方に視点をおいて、県内の戦闘時の鉄砲の使用状況について垣間見ておきたい。

『加沢記』は信濃国滋野源氏の系統である真田氏を中心にすえ、幸隆の家臣であった加沢平次左衛門が天文18年の村上義清との戦いから豊臣秀吉の天下統一までのおよそ半世紀の興亡の歴史を記したものである。特に、幸隆の子昌幸が吾妻郡西部に入り、吾妻郡東部の岩櫃城を根城に戦闘を繰り広げる部分は県内の所々で展開したであろう戦闘の様相を知るのに好資料と言える。

史料1 幸隆公武略を以村上義清を討給事

(前略) 義清喜悦限りなく、日並を撰春原か娘を人質に取置て小草野若狭守、春原惣左衛門兄弟を案内者にして勇兵を撰て七百余騎真田の館へ寄りたりけり、兼て相図の事なりければ砥石の城の城戸を開て夜半に忍入ければ、二の丸へ詰寄たる時春原貝を吹立たれば跡先の門を固て弓鉄砲にて物蔭より討ける程に、七百余騎の兵五百余騎討取る、……

史料1では「弓鉄砲にて物蔭より討ける程に」と、弓と鉄砲が明確に区別されずに使用されていたことを物語っており、更にそれが実際の戦闘場面においては「跡先の門を固て、物蔭より討ける」として、城中において、城に導き入れた敵に対して一斉射撃を与える為の攻撃武器として使用されたことを示している。そして、それは同時に鉄砲が比較的近距离用の武器としての機能を持つことが認識されていたことを示すものであろう。更に、続けて永禄6年(1563)には史料2のような記述が見られる。

史料2 長野原合戦之事

(前略) 追手は羽尾、浦野、植栗五百余騎大城山え掛上て用害を見下し相図の貝を吹立鯨波をとつと作り、鉄砲を打懸ける程に城中には民農業の時分なりければ在家に下りて小勢也ければ、……

史料2では「……用害を見下し相図の貝を吹立鯨波をとつと作り、鉄砲を打懸ける程に」と見

え、戦闘開始に先立ち、「相図の貝」を待って鉄砲を一斉射撃することから、鉄砲がその先陣を担うことを意味したものと考えられる。ここでは、既に弓と鉄砲の併用使用はなく（単なる記述の際の分離かも知れないが）、鉄砲の戦闘場面における位置付けが確立していたことを示すものであり、更に遠隔地から使用されることからすれば、その命中率も格段に上がり、性能が高まったものと見てとることが出来よう。

『関八州古戦録』は『関東古戦録』とも称し、歴史的な誤りが少ないとされる軍記物である。榎島昭武の手になる本書は関東各地に埋もれていた戦記類を蒐集し、これに「鎌倉九代記」「北条九代記」「相州兵乱記」「河越記」などの資料を加味し、天文から天正までのおよそ60年間に亘る関東の争乱を記録したものである。原典全20巻に及ぶ長文の中で、特に県内に関係し、鉄砲に関わった記述には次の史料が見られる。

史料3 信玄、西上野箕輪を攻める

（前略）城將長野左衛門大夫業正も千騎を自由自在に動かす智勇兼備の剛の者で、遠い敵は鉄砲で撃ち、近い敵は矢を放ってこれを仕止め、あるいは石弓をかまえて、門壁に上る敵を打ち落とし。みるみるうちに寄せ手四、五百人を殺した。……

史料3は永禄2年（1559）、武田信玄の西上野箕輪城攻めに際し、長野業正が「遠い敵は鉄砲で撃ち、近い敵は矢を放ってこれを仕止め」たとし、敵との距離に応じて弓と鉄砲を使い分けていたことが読み取れる。

史料4 上州箕輪、信玄に降る

（前略）このとき子の業盛は十九歳であったが、父に劣らぬけなげなる若武者で、この父の庭訓を肝に銘じて一千余騎の兵を率い、敵の囲みをもものともせず指揮して、大手、搦手を固め、とつじょ鉄砲五十丁をつるべ射ちに甲州兵に撃ちかけたので、敵四十人ばかりがまたたくまに撃ち倒された。（中略）馬場、小山田の二隊は、その声に励まされ、敵を押し戻してつけ入った。と、城中より手だれの者七、八十人が城壁に立ち並んで矢を射かけて来た。

また、史料4では永禄9年（1566）のこととして、長野業盛が「大手、搦手を固め、とつじょ鉄砲50丁をつるべ射ちに甲州兵に撃ちかけた」とあることから、当時、長野氏側の戦法の一つに鉄砲を「つるべ射ちに撃ちかける」方法、すなわち、鉄砲の撃ち手が順次に並んで間断なく連射する戦法がとられていたことがわかる。また、これに続けて「搦手近くにおいて……7、80人が城壁に立ち並んで矢を射かけた」とあることから、至近距離では先に見られた史料3と同様、鉄砲と弓の使い分けがあったことを示しているものと考えられる。

これらの史料を手掛かりに、県内における鉄砲の在り方を見てみると、大筋では1560年前後を

境に弓と鉄砲の機能分離が為され、近距離は弓で、遠距離は鉄砲でという構図が完成していたものと言えよう。それは、同時に弓と鉄砲の明確な機能分離がされるまでに県内に鉄砲が普及していたことを背景とするものと考えることが出来よう。また、戦法では長篠の合戦における織田信長に代表されるような、玉ごめに手間取る欠点を幫助できる方法が採られ、武将毎に鉄砲の機能を最大限に生かすような工夫が為されていたものということも出来よう。しかし、それでも1560年代においては鉄砲が弓を凌駕するところまでは至っておらず、数量の上では未だ鉄砲が弓に対して劣勢にあったことは疑いのない事実である。これから後の鉄砲の在り方については史料に制約され、鉄砲がどのように展開するのか考察を進めることは出来ないが、おそらくは武将達は更に鉄砲の重要性を認識し、数量的には弓を越える保有量を有すると同時に、鉄砲の規格自体も攻撃対象に応じて大形化していったものであろう。実際、天正17年(1589)の北条氏直の書状の中には「大鉄砲二挺」を送る旨(猪俣邦憲宛)の記録⁽⁸⁾が見られ、「境目之儀」に関して、特に大形化した鉄砲を備えることを特筆していることはその証左となろうか。

②鉄砲玉出土の状況

ここでは城郭関連の発掘調査によって検出された鉄砲玉の出土状況を城郭の縄張りの中において把え、その傾向の把握に努めたい。

■名胡桃城(利根郡月夜野町所在)⁽⁹⁾

『利根郡誌』によれば沼田上野介景国の三男景久の築城とするが、実際は戦国時代の山城の範疇に属するもので、天正6年(1578)の上杉氏の御館の乱に際して沼田に進駐するに至った北条氏に対する拠点としてその位置が確立したものであり、以後重要性を高めていく。この名胡桃城が小田原の役の出発点となったことはあまりにも有名であるが、名胡桃城を巡って北条、豊臣両氏による争奪戦が展開する。昭和56、57年に実施された発掘調査により、馬出しの堀の中より鉄砲玉が出土しているが、最も戦闘の激しかったであろうと思われる馬出しより鉄砲玉が検出されたことは城を巡る攻防戦を推定する意味で興味をもたれる。

■大島上城(富岡市大島所在)⁽¹⁰⁾

北700¹⁰⁾程の位置には大島下城が存在し、大島上城の里城をなす。本丸東北に四筋ほどの腰曲輪状の郭と若干の袖曲輪があり、東に下った箇所には追手虎口が設けられている。昭和61年に実施された発掘調査はこの虎口とこれから更に西側に広がる平坦部(テラス)を中心として実施された。調査に伴って検出された鉄砲玉と農作業中に表採された鉄砲玉の多くはこの虎口を中心とした箇所より出土しており、追手筋に位置する虎口近辺を一つの戦闘区域として大島上城を巡る攻防戦が展開したことを推定させる。

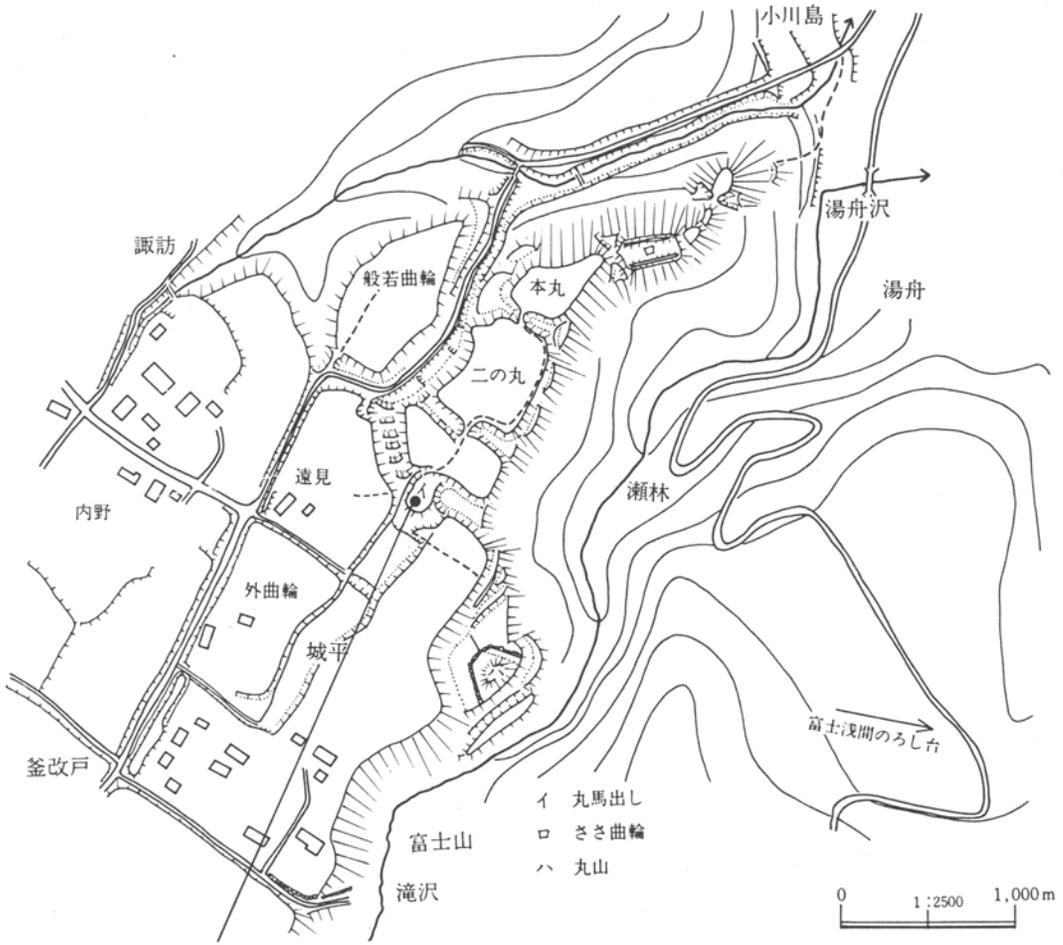


図1 名胡桃城縄張り図

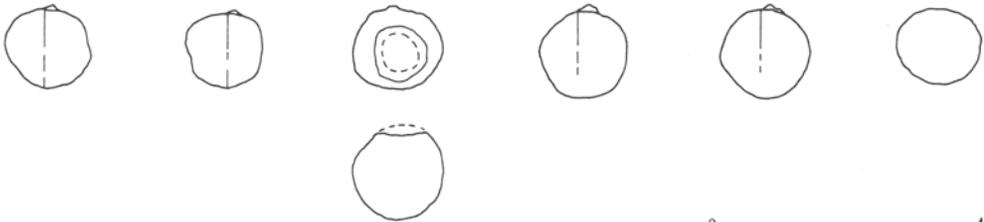
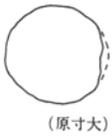


図2 名胡桃城出土鉄砲玉

■大島上城の縄張りについて

西から伸びてきた標高300m、比高差100m内外の丘陵の末端が、野上川、鑄川の間で東と北と西南に開く小峰に本郭を据えている。本郭は東西35m、南北17m程の半月状を呈し、東・西戸口は喰い違い構造を示す。

西には二筋の堀切を狭んで第二郭が続く。また、北陵には7段に及ぶ袖郭が設けられており、本郭直下のものは最大で腰郭状となる。追手は東北麓の鞍部付近におかれる。

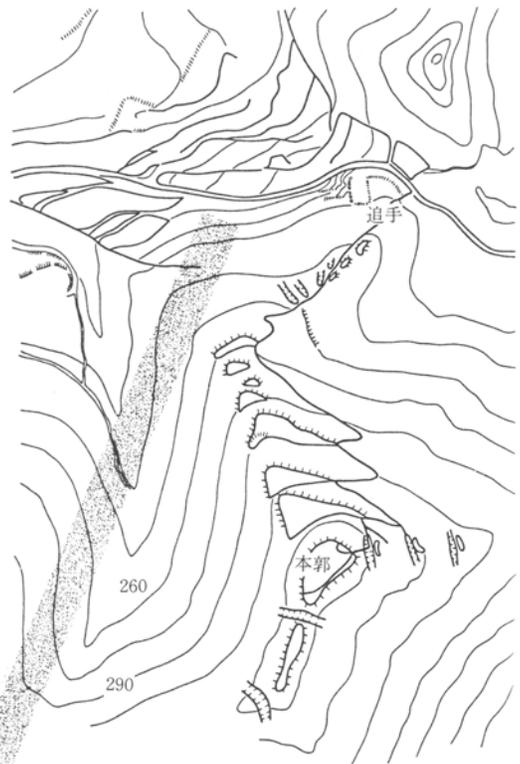


図3 大島上城地形図

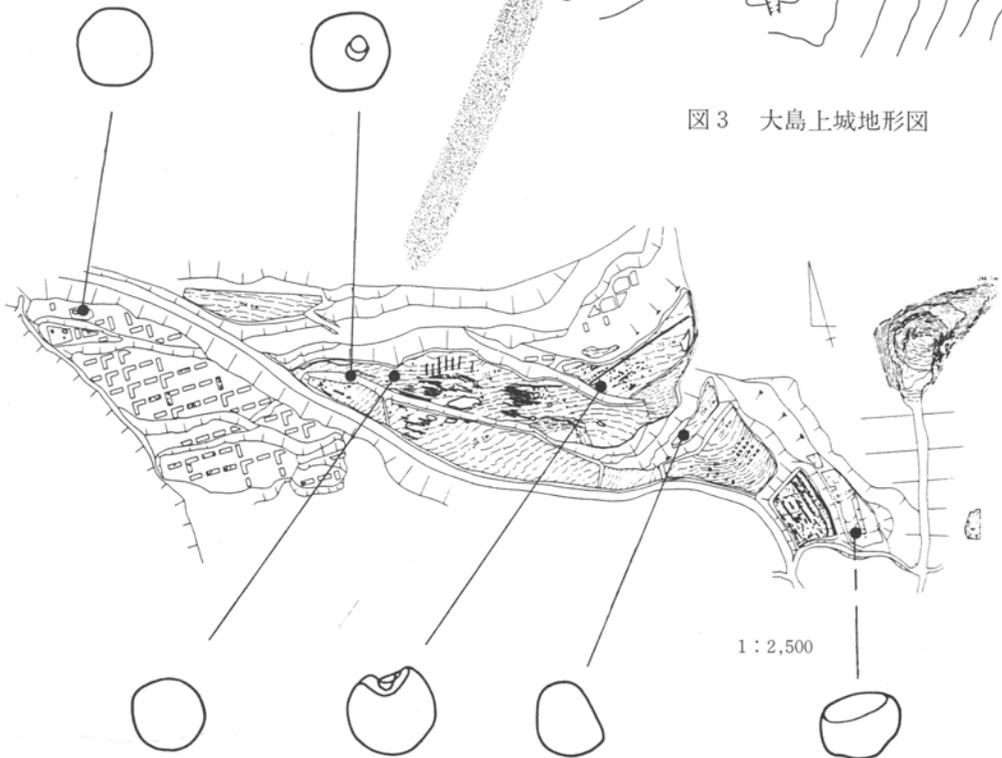


図4 大島上城出土鉄砲玉（原寸）と出土位置図



図5 内匠城地形図 (●印は鉄砲玉の出土位置を示す)

■内匠城 (富岡市内匠所在)⁽¹¹⁾

『群馬県北甘楽郡史』によれば、小幡上総介一家旗頭・倉股大炊之介の居城した井戸沢城が現在の内匠城に当たるものと想定している。昭和63年から翌昭和64年にかけて城の北側端部の発掘調査を実施した。その結果、堀、土塁、掘立柱建物跡、井戸、墓墳等の城関連施設の検出を見、特に虎口部付近の外堀部とその前方を遮蔽する土塁と周辺調査で、外堀は障子堀に掘られ、更にその排土を利用し、土塁が築かれていたことが判明した。

鉄砲玉はこの外堀内と「ジョウデグチ」(城出口か?)と呼称される土塁先端部付近で検出されており、出土地点はいずれも虎口部分に位置することから、内匠城を巡る攻防戦の存在の可能性を想定させている。

③鉄砲玉の原料、及び法量的、形態的観察

ここでは城郭から出土した合計15点の鉄砲玉に、他の調査で出土した、あるいは表採した鉄砲玉5点を加えて上記項目について観察を加えることにする。

■原料

20点のうち、18点が鉛製、残りの2点が銅製である。県内ではこの他の原料になる鉄砲玉の出土を見ないが、小田原流の築城になる山中城⁽¹¹⁾の調査において鉛製の鉄砲玉と同程度の量の鉄製の鉄砲玉が出土していることや『雑兵物語』中、鉄砲足軽小頭・朝日出右衛門の語る中に、鉄の弾丸を使用する旨の記述があることを想起するとき、おそらく県内においても鉄製の鉄砲玉が存在したであろうことは想像に難くない。しかしながら、県内において鉛製の鉄砲玉が現段階で9割の出土率を持つことから、鉛を中心に鉄砲玉が製造されたことに相異はなかろう。鉛の融点が327.3°Cと、鉄の1,536°C、銅の1,083°Cに比して、圧倒的に低く、実用金属材料の中では最も低い温度で融ける材料⁽¹²⁾であり、実際、大坂冬の陣、夏の陣において大坂城に立てこもった豊臣方の女中の日記の中に火鉢の上で鉛を融かして鉄砲玉を作ることが日常の仕事の一つであると記されており、大仕掛けの装置を必要とせず、実にいともたやすく鉄砲玉が作れたことを⁽¹⁴⁾教えてくれる。鉛製の鉄砲玉の出土が圧倒的に多いということはこの融点の低さに裏うちされるものであるし、翻って言えば、県内における鉄砲玉の多くは火鉢程度の道具でもって極く小規模に生産されていたことを物語っているのと言えよう。

また、名胡桃城から出土している2点の銅製鉄砲玉については融点の高さはさておき、原料の調達にその要因を求めることが出来ようか。すなわち、銅の供給を鉛鉱石に直接求めることはせず、既に精練され、形をなしている銅銭にそれを求め、これを回収し、鋳直すことで鉄砲玉を作った可能性が考えられるからである。しかし、1,000°Cを優に越える融点は火鉢程度の道具では得ることは不可能であり、少なくとも小鍛冶程度の生産基盤のあったことを想定させる。

■法量的、形態的観察

16点の鉄砲玉の計測値は表1の通りである。

表1 鉛製鉄砲玉の計測値と玉割

番号	遺跡名	出土地	径(最大)cm	(最小)cm	重量g	玉割
1	大島上城	テラス1	1.235	1.190	7.5	3匁
2	〃	テラス6	1.215	1.170	7.8	〃
3	〃	テラス10	1.20	1.18	8.3	〃
4	〃	テラス10	1.40	1.275	11.0	4匁(4匁5分)
5	〃	テラス27	1.21	1.155	7.9	3匁
6	〃		1.34	1.25	10.3	4匁
7	羽田倉(15)	水田	1.18	1.29	10.9	3匁(3匁5分)
8	〃	〃	1.38	1.30	12.1	4匁(4匁3分)
9	上之宿(内匠城)	外堀	1.14	1.19	7.6	2匁(2匁5分)
10	〃	馬出し面	1.18	1.28	10.2	3匁(3匁5分)
11	柳久保(前橋)(16)		1.33	1.35	12.7	4匁
12	〃		1.30	1.29	11.1	4匁(3匁5分)
13	新里村新川(17)	表採	1.22	1.08	9.2	3匁
14	名胡桃城		1.46	1.32	15.7	5匁
15	〃		1.32	1.24	11.2	4匁
16	〃		1.32	1.24	10.7	〃

変形し、本来の形状の計測値を求めるのに不可能なものが殆どであるが、現状での直径を最大径、最小径として計測し、合わせて重量の比較を試みたい。

これを「井上流近要流」による玉割表⁽¹⁸⁾にあてはめてみると、資料番号9が2匁5分玉に相当し、以下資料番号1、2、3、5、13が3匁玉に、資料番号7、10、12が3匁5分玉に、資料番号6、11、15、16が4匁玉に、資料番号8が4匁3分玉に、資料番号4が4匁5分玉に、資料番号14が5匁玉に相当するようである。玉割表で見ると、一見、バラつきのあった鉄砲玉の直径計測値も3匁玉に頂点があり、以下、4匁玉、3匁5分玉を中心に分布の濃度が高いことがわかる。これらの内、直径の最大値は5匁玉であるが、これは出土率が極端に低いことから5匁玉、あるいはそれ以上の径を持った鉄砲玉は基本的にはそれ程使用されなかったことを意味していると言えよう。

形態的には記述するまでもなく球形をなすのが基本であるが、中には片側、一方向がつぶれ、歪んだ球形を呈するものが見られる。おそらく、鉄砲玉発射後の他への打撃の痕跡をとどめるものと考えられる。また、名胡桃城出土の鉄砲玉には鋳型合わせと見られる筋状の痕跡と湯注ぎに

伴う痕跡と考えられるヘソが確認できるものがあり、当時の鉄砲玉製造の方法を教えてくれる。このような例ではヘソ状の突起を残したままでは鉄砲玉として使用するとは考え難く、本鉄砲玉の出土した名胡桃城の馬出曲輪付近に鉄砲玉を製造する施設、建物が存在したことを窺わせる。

2 鉛同位体比による群馬県出土の鉛弾丸の産地推定

I、はじめに

鉛同位体比法は青銅器の原料産地を推定する為の手段として、近年クローズアップされて⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾来た。鉛は質量の異なる4種の同位体^{204Pb}、^{206Pb}、^{207Pb}、^{208Pb}の混合物であり、その混合比(同位体比)は鉛鉱床の性格と生成年代によって異なるので、産地の指標になり得る。筆者らは弥生時代から歴史時代初頭に至るまでの日本出土の青銅器にこの手法を応用し、各時代の青銅原料に関する知見を^{(16)~(22)}えている。

今回、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団の依頼で群馬県下出土の鉛弾丸の同位体比を測定した。これらの弾丸は、16世紀末から江戸時代にかけてのものである。

II、実験法

青銅など、鉛を含む資料については、本法はほとんど非破壊法と言って差し支えない。今回の資料は鉛そのものなので、表面の風化した部分からほとんど目に見えない程度の粉末を採れば十分であった。化学分離(電着)によって精製した鉛のうち、約0.2マイクログラムを取って、東京国立文化財研究所に設置されているVG Isotope社製表面電離型質量分析計VG Sectorで鉛同位体比を測定した。

III、結果

資料の測定値は第2表のようになった。表には4種の同位体比を示した。原理的には、第2項の同位体比^{207Pb}/^{204Pb}は第1項と第3項の積として求め得るので不要である。しかし、今回の考察では日本産かどうかの問題になるので、そのために必要な数値として表に入れた。

IV、考察

鉛同位体比から鉛の産地を推定するためには、産地の分かった鉛鉱石と時代別の考古遺物の測定値を基準にしなければならない。筆者が、弥生時代から奈良時代までの青銅器について確立したタイプ別の鉛同位体比の分布範囲のうち、今回測定した資料に関係のある部分を図6と図7に示す。以下、これらの図を参照しながら考察する。

まず、図6において、「華中・華南の鉛」と記した場所は、中国の後漢・三国時代の舶載鏡の占める範囲で、華中または華南の鉛である。古墳出土の青銅鏡の多くがここに入る。「日本の鉛」と記した雲型の領域は、日本産の鉛鉱石の大部分が占める範囲である。⁽²³⁾今までの結果では、「日本の

表 2 鉛同位比測定結果

No.	遺跡名	時代	$^{206}\text{Pb}/^{204}\text{Pb}$	$^{207}\text{Pb}/^{204}\text{Pb}$	$^{207}\text{Pb}/^{206}\text{Pb}$	$^{208}\text{Pb}/^{206}\text{Pb}$
1	西平城	16 c 末	18.165	15.562	0.8567	2.1049
2	〃	〃	18.377	15.602	0.8490	2.0982
3	〃	〃	18.452	15.586	0.8447	2.0883
4	〃	〃	18.362	15.560	0.8474	2.0909
5	〃	〃	18.381	15.578	0.8475	2.0918
6	〃	〃	18.355	15.692	0.8549	2.1037
7	羽田倉	江戸初期	18.431	15.594	0.8461	2.0941
8	〃	〃	18.400	15.566	0.8460	2.0934
9	上之宿 (内匠城)	16 C 末	18.392	15.596	0.8480	2.1039
10	〃	〃	18.400	15.585	0.8470	2.0957
11	柳久保	江戸	18.405	15.611	0.8482	2.0958
12	〃	〃	18.440	15.587	0.8453	2.0897
13	新里村	〃	18.474	15.590	0.8439	2.0866
14	名胡桃城	16 C 末	18.542	15.579	0.8402	2.0776
15	〃	〃	18.462	15.587	0.8443	2.0902
16	〃	〃	18.244	15.538	0.8517	2.0982
測定誤差			±0.010	±0.009	±0.0002	±0.0005

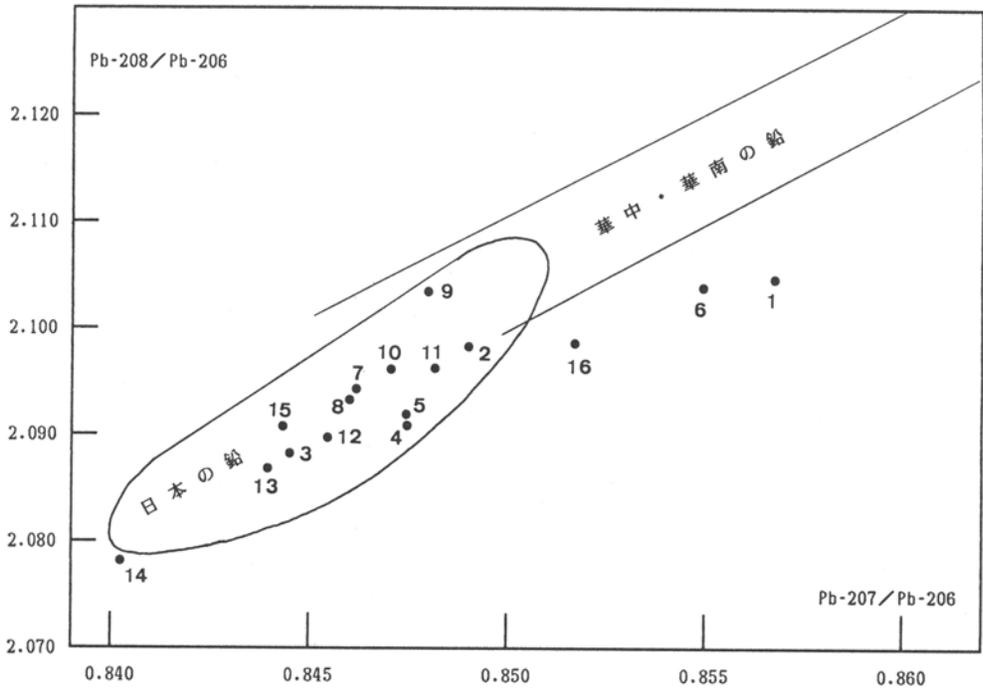


図6 鉛弾丸の鉛同位体分布 (1)
両軸の数値は測定上の精度が高い

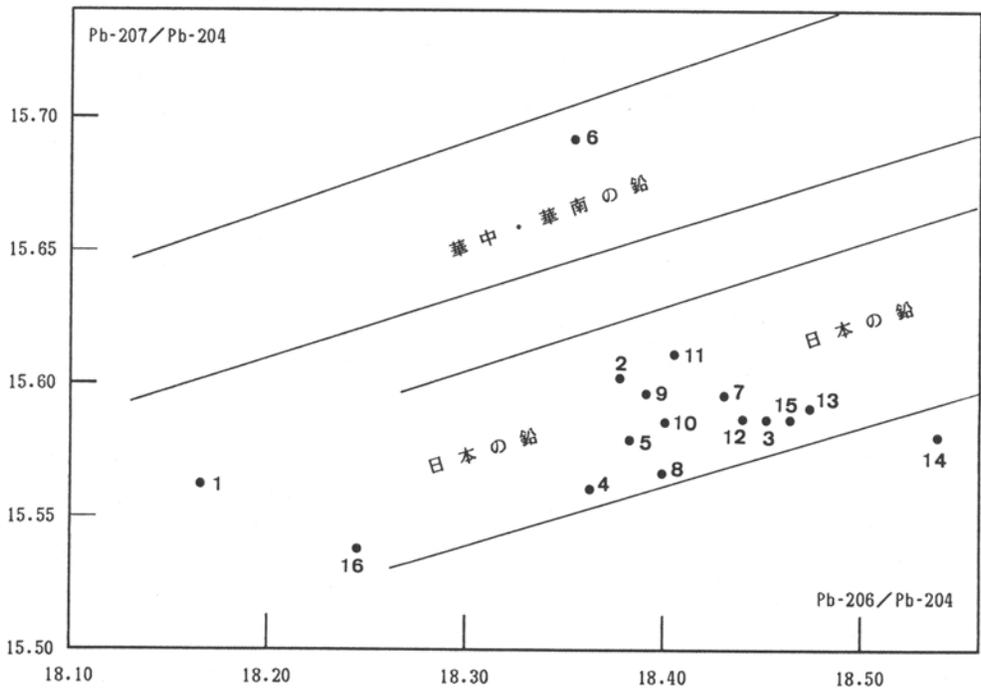


図7 鉛弾丸の鉛同位体分布 (2)

両軸とも存在量の小さい²⁰⁴Pbを分母にとっているため、測定精度が劣るが、鉱山の生成年代に関連がある図なので、日本の鉱山(若い)の鉛は大陸の鉱山(古い)の鉛と区別される。

鉛」に入る資料の出現は紀元後7世紀となっている。

今回測定した鉛弾丸はNo.1、6、16の3資料を除いたすべてが「日本の鉛」の範囲に入っている。No.14は雲型からはみ出しているが、測定誤差を考えると含めてよい。

このように「日本の鉛」に入る資料が出た場合、確度を高めるために見ておいたほうがよいのは図7である。

図7は両軸に ^{204}Pb の入った比をとったもので、鉛の鉱山の生成年代に関連した図である。日本列島の鉱山は大陸の鉱山よりも年代的に新しいので、図上での分布範囲が分離するのである。今回の測定値を見ると、やはりNo.1、6、16の3資料を除いたすべてが「日本の鉛」の中に入る。従って、これらの13資料が日本産の鉛でできていることは確実である。

以上のような大別した上で、細かい点で気付いたことをまとめておく。

1) No.1とNo.16

外国の可能性が高いが、図7の位置から見て、日本の鉛のように年代の若い鉱山から採られたと思われる。しかし、このような同位体比をもつ鉱石も遺物も測った経験がないので産地は推定できない。

2) No.6

これも産地不明であるが、図7で「華中・華南の鉛」の領域に入る点が異なる。「華中・華南の鉛」というのは古墳時代の話であるから、文字通りの華中・華南ではなく、「華中・華南の鉛」のように年代が古い鉱山の鉛と理解して頂きたい。16世紀末には東アジア以外からの物品の流入があったであろうから、産地の特定は難しい。

筆者はさきに朝倉氏遺跡出土の鉛弾丸と鉛延板を測定したが、その中の一つである鉛弾丸(小)が本資料と極めて類似の数値を示したことを記しておく。

3) No.4—No.5およびNo.7—No.8

これら2組の資料はそれぞれ同じ遺跡から出土したものであるが、第6図で分かるようにほとんど同じ値である(^{204}Pb が入った図7の両軸の数値は誤差が大きいのでこのような比較には不適當である)。これらは一緒に作られた弾丸と考えてよいであろう。

4) 原料混合の可能性

通常、一つの鉱山から採られた鉛は図の一箇所に集中する。例えば、奈良時代から平安時代にかけての皇朝十二銭がそうであった。⁽²⁰⁾ 今回の結果では、日本産であることが推定できる13の資料は、図6の「日本の鉛」の範囲でかなり広範に分布している。これは次の2つのことに起因すると考えられる。

表3 鉛弾丸と鉛鉱石の同位体比の比較

No.	遺跡名	鉛同位体比に近い鉱山	備考
2	西平城	なし	
3	西平城	北海道寿都、山形県八谷、島根県都茂	黒鉱の値
4、5	西平城	宮城県北沢、山口県桜郷	奈良時代に存在
7、8	羽田倉	埼玉県秩父	
9	上之宿 (内匠城)	兵庫県生野	
10	上之宿 (〃)	なし	
11	柳久保	なし	
12	柳久保	北海道稲倉石、山形県八谷	黒鉱の値
13	新里村	福島県黒沢	黒鉱の値
14	名胡桃城	宮城県細倉	細倉の可能性大
15	名胡桃城	秋田県小坂、新潟県南越、山梨県三富	

第1に、複数の鉱山で鉱石が採られていることである。しかも、地域的に黒鉱の多い東北地方のみならず、関東から中国地方にまでまたがる可能性がある。参考までに筆者らが測定した鉛鉱石の中から、鉛弾丸に近い値をもつものを抽出してみよう(表3)。勿論、つぎに述べるように混合の可能性があるので、これは実際の産地を示しているのではなく、広い地域を考える必要があることを示すものである。

第2に、混合の可能性である。鉛は融点が低く(328°C)、使い残りや疵ものを新しい原料に混ぜて作り直すことは十分に考えられることである。産地の異なる2つの鉛を混ぜたとき、混合された鉛の同位体比は、図の上で両者の点を結んだ直線上にくること、また直線上での位置は混合の割合で決ること、は簡単な幾何学でわかるであろう。今回の資料が、集中的な値をとらない一つの原因は混合されたことにもあるであろう。

3 成果と問題点

今回、県内出土の鉄砲玉16点につき、化学的分析を行ったが、13点の鉄砲玉の鉛については日本産である可能性を得ることができた。しかし、13点の分布は画一的な範囲に収束することはなく、比較的広範囲にまたがり、東北地方、関東地方から中国地方にまでおよぶ汎日本的な鉛鉱山の同定を示唆する結果となった。この結果については、馬淵・平尾は考察を加える中で、考え方の一つとして、鉛原料の混合の可能性を示唆しているが、むしろ成分分析結果を純粋に受けとめ、汎日本的な範囲の鉛鉱山より得られた鉛をそれぞれ原料としたと考えることがより妥当性があるものと考えたい。

それは、一つには鉄砲玉が城を攻める側と守る側の両方で使用されたものと考えられる遺物であり、それだけでも単純に一箇所の鉛鉱山を原料供給地と考えることは考え難く、異なった鉛鉱山が産地として推定される根拠になるであろう。

また、一つには鉄砲に対する戦国大名の考え方・姿勢の問題が想起される。そこで、この問題を論証するために、戦国期関東の覇権を争った後北条、武田両氏の鉄砲に対する記録を跡づけてみることにする。なお、扱う史料は「群馬県史」資料編7（中世3）に準拠する。

史料5 北条氏康書状⁽²⁸⁾

横瀬敵陣へ出候付而、其地初口ニ成候、此度何抽忠儀事要候、
仍鉄砲薬玉之候、猶用所付而重何進候、委曲使者何申候、
恐々謹言、

(北条)

十月四日

氏康

後北条氏は史料5によれば、元龜2年(1571)、氏康が横瀬成繁に対して『鉄砲薬玉』を送ることを記し、これがなくなれば更に補給すること約していたことがわかる。

史料6 北条氏政書状写

重而以近藤申候、委細口上ニ令附与候、将又鉄砲之玉薬進候、
恐々謹言、
追而、雖乏少候、密柑進候、

(北条)

三月三日

氏政

(国繁)

由良六郎殿

(成繁)

同信濃守殿

更に、翌元龜3年(1572)には史料6に見られるように、由良(横瀬)国繁・成繁宛に同じように『鉄砲之玉薬』を送ることを約している。また、天正11年(1583)には氏直が富岡対馬入道宛に敵地との防備のために、玉薬を送る旨を記すなど、周到に鉄砲玉について心配りをし、しかもそれを後北条氏側から当時、上州に割拠した武將に送ることで支配体勢を確固たるものにしていくかの感がある。

これに対して、武田氏は勝頼が元龜4年(1573)、浦野氏にあて、知行に応じて玉薬を用意することを命じている(史料7)。

史料7 武田家条書写

- 一 各一統之物専何支度、若有恣之輩脊下知者、
為寄親之役相改、何行相当之罪科之事、
(中略)
- 一 鉄炮之薬、従大将陣配当之儀は勿論候、
雖然如近年者、自然之蒔節欠乏候者、
則凶事之基候条、地行役相当ニ玉薬支度之事、
(後略)

元龜四年

十一月朔日

浦野宮内左衛門尉殿

史料8 武田勝頼書状

輿風何出馬候之間、各十二日有着府之由雖申遣候、
覚悟之旨候間先有延引、十而一左右次第不嫌夜白參陣尤候、
畢境武愚具之調、鉄炮玉薬之支度専一候、恐々謹言、
(後略)

(武田)

二月十日

勝頼

また、天正3年(1576)には同じく浦野宮内左衛門尉宛に武具の備えの中で、特に『鉄砲玉葉』の備えについて念を押すよう(史料8)、命じていることは後北条、武田両戦国大名共、鉄砲の重要性を認識している点では同一歩調ながらも、後北条氏が鉄砲玉を自らの手元で一括管理し、これを麾下の武将に送付する方法を採ったことで、より強固に鉄砲の掌握に腐心していたものと考えられる。従って、その背景には後北条氏直轄になる鉄砲玉生産組織が存在していたことが想定されるし、それに伴う作業所、職人も確保していたことであろう。時代的に錯誤する感があるが、『北条五代記』(「北条史料集」)によれば、「……氏康時代、堺より国康といふ鉄砲はりの名人をよび下し給ひぬ云々」という記事は、後北条氏の鉄砲に対する並々ならぬ思い入れを示しているものと考えられる。また、後北条氏は随時、伝馬手形を発し、小田原を中心とする伝馬制度の整備、拡大に意を尽くしているが、これなども、一つには鉄砲玉供給を前提としたものと言えるかも知れない。

このような状況下では、後北条氏の手による比較的均質な製品(鉄砲玉)と武田氏麾下の武将の手になる種々の鉛を用いた製品(鉄砲玉)が存在することになる。すなわち、このような様々な鉄砲玉の生産方法が必然的に原料たりえる鉛の入手にも影響し、先の分析結果に見られた汎日本的な範囲にまたがる鉛鉱山の分布となったと考えられるのである。なお、具体的な鉛の調達方法については戦国大名や武将達に比較的至近にある鉱山から基本的には供給されたものと考えられるが、大島上城の2点と名胡桃城の1点については外国の所産による可能性が高いことから南蛮貿易を中心とした堺を経由する搬入経路が推定される。

次に、中世城郭関連と思われる鉄砲玉とそれ以外の鉄砲玉(「威し鉄砲」「四季打鉄砲」に関連すると思われる、江戸中期以降の所産)の分析結果上の差異は認められるであろうか。「威し鉄砲」とは野山に繁殖しすぎ、耕作物等を食い荒らす猪、鹿、猿などを代官や藩主の許可の元に鉄砲を使用してこれら動物を狩猟しても良しとするもので、文書の残る緑野郡三波川村では安永3年(1774)のこととして、1月より11月までの間で猪41匹、鹿43匹を「四季打鉄砲」45丁にて打ち留めた旨の覚が役所宛提出されている⁽³⁰⁾。これらの記録によって相当数の禽獣が狩猟されていたことがわかるが、これが江戸中期以降継続して行われていた事実からすれば、それに見合う相当数の鉄砲玉が発射されていたことは明白である。中世末以来明治初期まで火縄銃と称される鉄砲は殆どその形態を変えることなく使用されており、従って発射される鉄砲玉自体も球体のまま変化することなく存続⁽³¹⁾⁽³²⁾していた。かかる状況の中で、これと中世城郭関連の鉄砲玉を明確に分類することは、文書が少なく歴史的経緯の曖昧な中世城郭の時代背景や攻防戦の様相を考察するうえで、大きな手段たりえるはずである。

ところで、16点の鉄砲玉の内訳は資料番号1～6、9、10、14～16が中世城郭関連と考えられ



図8 鉛鉱山所在位置図

るもので、資料番号7、8、11～13が「威し鉄砲」に起因すると考えられるものである。これらを分析すると、前橋市柳久保遺跡出土の資料番号12の鉄砲玉は北海道稲倉石鉱山、あるいは山形県八谷鉱山の鉛を原料とすることが考えられ、この開鉱年代がそれぞれ1885年、1870年であることから、少なくともこれらの鉄砲玉は明治期のものと理解され、中世城郭とは無関係な所産であることが立証される。また、大島上城に関連すると考えられた資料番号3、名胡桃城に関連すると考えられた資料番号15の鉄砲玉は同定されたそれぞれの鉱山の開鉱年代が近世末から近代初頭にかけてであることから、「威し鉄砲」に関わる鉄砲玉と考えた方がよさそうである。

おわりに

このように、鉛同位体比の分析から鉛鉱山を同定することは鉄砲玉の性格を決定する上で、完全とは言えないまでもある程度の有効性を持つものであることが確認された。しかし、全体的にみれば鉄砲玉の検出された総量自体が微々たるものであり、鉄砲玉を語るには自から限界にあると言って良い。語るべき分母が更に増え、また城郭の中心部分の調査が綿密に行われれば、鉄砲自体に係る遺物も検出されるであろうし、鉄砲玉の生産の有様や詳細な形態上の観察、あるいは「玉割」の中での出現頻度による位置付けが可能になるなど、更に多くの情報を提供してくれるものとする。

なお、最後になったが、本稿を草するにあたって群馬大学教育学部西垣晴次教授に御指導をいただくと共に、下記の諸機関、諸氏の御協力、御指導を得た。記して謝す次第である。

金属鉱業事業団技術開発部・塩川 智、東邦亜鉛技術研究所・中川淳三、群馬県工業試験場・花岡紘一、前橋市教育委員会 文化財保護室・福田紀雄、加部二生、鉄砲史学会・所 壮吉、国友鉄砲の里資料館・湯沢行孝、学習院大学・小林健彦、八王子市教育委員会、前橋市立元総社南小学校・大沢 明、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団・石守 晃、鹿沼栄輔、船藤 亨(敬称略)

註

- (1) 田口正美編『大島上城遺跡、北山茶臼山西古墳』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988
- (2) 馬淵久夫「鉛同位体比測定による火縄銃関係資料の原料産地推定」『朝倉氏遺跡資料館紀要』福井県立朝倉氏遺跡資料館編 1985
- (3) 大江正行「城平遺跡、諏訪遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1984
- (4) 註(1)に同じ
- (5) 関越自動車道上越線予定地の事前調査(1982)で出土
- (6) 「加沢記」『群馬県史料集』第3巻(戦記編1) 群馬県文化事業振興会
- (7) 槇島昭武著 霜川遠志訳『関八州古戦録』(上)(下) 教育社
- (8) 『群馬県史』資料編7所載中、北条氏直書状(3550)として次の史料が見られる。

其表用所ニ付而、山上強右衛門尉遺候、境目之儀候間、
昼夜無油斯走廻肝要候、仍大鉄砲二挺併一種一荷遣之
候、謹言、

(天正17年)

霜月五日

猪俣能登守殿

氏直(花押)

- (9) 註(3)と同じ
 (10) 註(1)と同じ
 (11) 『史跡 山中城跡』 国指定史跡山中城跡の環境整備に伴う発掘調査報告書 三島市教育委員会 1986
 (12) 『雑兵物語』には次のような記述が見られる。
 ・ ・ ・ 弾丸が銃身の中につかえたら、ここに太い棚杖を杖にはめて持ってきてある。こいつをぶちこめば、どれほどの鉄の弾丸でも突っこむことができるべえ。
 (13) 他の実用金属の沸点
 Al 660°C、Mg 649°C、Zn 419.5°C
 (14) 所 社吉氏の御教授による。岩波文庫『雑兵物語・おあむ物語(附)おきく物語』
 (15) 玉割とは鉄砲玉の径と鉄砲の口径のことであるが、これは砲術の極秘事項とされ、ごく一部の関係者に伝えられていくものであった。実際には弾丸の重量によって表示されるが、玉割も各流派によって多少の相異が認められる。表中、玉割の項で最初に記したものが「井上流近要集」によるものであり、() づけで記したものが『真壁城跡—中世真壁の生活を探る』茨城県真壁町教育委員会 1983による。
 (16) 馬淵久夫、富永健編『考古学のための化学10章』東京大学出版会 1981
 (17) 馬淵久夫、富永健編『続考古学のための化学10章』東京大学出版会 1986
 (18) 馬淵久夫、平尾良光「鉛同位体比による漢式鏡の研究」『MUSEUM』370号 1982
 (19) 馬淵久夫、平尾良光「鉛同位体比からみた銅鐸の原料」『考古学雑誌』第68巻1号 1982
 (20) 馬淵久夫、平尾良光ほか「古代東アジア銅貨の鉛同位体比」『考古学と自然科学』15号 1982
 (21) 馬淵久夫、平尾良光「鉛同位体比による漢式鏡の研究(2)」『MUSEUM』382号 1983
 (22) 馬淵久夫、江本義理ほか「鉛同位体比による太安万侶墓誌銅板および武蔵国分寺付近出土銅造仏の原料産地推定」『古文化財の科学』28号 1983
 (23) 馬淵久夫、平尾良光「東アジア鉛鉱石の鉛同位体比」『考古学雑誌』第73巻2号 1987
 (24) 馬淵久夫「鉛同位体比測定による火縄銃関係資料の原料産地推定」『朝倉氏遺跡資料館紀要』 1985
 (25) 『群馬県史』資料編7 2660
 (26) 同 上 2687
 (27) 同 上 2746
 (28) 同 上 2832
 (29) 『群馬県史』資料編7には天正14年3月20日付けで次のような史料が見られる。
 北条家伝馬手形
 伝馬参正可出之、上州之鑄物師ニ被下、可除一里一錢者也、
 仍如件、
 これ以降、天正15年、天正17年とたて続げに北条氏による伝馬手形が上州に向けて発せられ、小田原を中心とするネット・ワークが整備されていったことを示唆している。
 (30) 『甘楽郡史』所載文書 254「安永三年十一月 緑野郡三波川村四季打鉄砲打留
 猪・鹿員数書上」
 この他、甘楽郡小幡村にも「奉書上鉄砲証文之事」のこととして次の文書が伝わる。

一、鉄砲	壺挺	預り主	佐 吉
	玉目 三匁	五人組	喜 七
一、同	壺挺	預り主	政 五 郎
	玉目 三匁	五人組	作右衛門
一、同	壺挺	預り主	
	玉目 三匁	組頭	

 郷右衛門
 右ハ当村之儀猪 鹿 猿多く出 作物荒シ候ニ付御貸着付鉄砲奉願上候処(後略)
 (31) 田口正美「上州における鉄砲鍛冶について」『群馬の考古学』 1988
 (32) // 「中世城郭出土の鉄砲玉」『大島上城遺跡・北山茶白山西古墳』(勸群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988

研究紀要 7

平成2年3月31日発行

編 集 財団 群馬県埋蔵文化財調査事業団
発 行 法人 群馬県勢多郡北橘村下箱田784-2
Tel (0279) 52-2511(代)

印 刷 朝 日 印 刷 工 業 株 式 会 社

BULLETIN OF PUBLIC CORPORATION FOR ARCHAEOLOGICAL OPERATIONS OF GUNMA

VII

CONTENTS

- The Impression-mark Pottery from Yagisawasimizu Site, Onogami-mura, Gunma-ken
-----by ISHIZAKA Shigeru -----(1)
- Various Phase of Atamadai Type in Gunma Prefecture
——Focused on Analysis of Middle Jomon Pottery from Aramaki Site——
-----by YAMAGUCHI Toshihiro ----- (27)
- Some notes on Agricultural Stone Implements in Yayoi Period
——Stone plow and Stone Reaping Knife—— -----by ASOU Toshitaka ----- (47)
- Ushibuse Sand Stone and Mounded Tombs
MIGISHIMA Kazuo, TSUGANEZAWA Yoshishige, ARAI Hitoshi
KOBAYASHI Tohru, INOUE Masami, SEKIGUCHI Hiroyuki, IIZUKA Hatsuko ----- (57)
- An Aspect of excavated coins, "Kocho-junisen (皇朝十二銭)", in Kanto district
——an assistance for the chronological study of pottery in Nara and Heian period——
-----by NAKAZAWA Satoru ----- (77)
- Ancient temples in Nittagun-Kouzukenokuni
——An examination on from and background of local temple——
-----by SUDA Shigeru ----- (89)
- Concerning a pot style pottery making use of a potter's wheel oxidation fire
——on purpose to understand a substance in Gunma Prefecture——
-----by SAKURAOKA Masanobu ----- (115)
- One visual point through the chemical analysis of bullets
——Various aspects on the bullets which were excavated in Gunma Prefecture——
-----TAGUCHI Masami, TSUGANEZAWA Yoshishige
MABUCHI Hisao, HIRAO Yoshimitsu ----- (129)
(Tokyo National Research Institute of Cultural Properties)

PUBLIC CORPORATIONS FOR ARCHAEOLOGICAL OPERATIONS OF GUNMA

01-350 / 6 / 7(5)



0135000060000700 05



財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

NMA